

令和8年2月25日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	伊藤千春	2番	柴田英里
3番	鈴木りつか	4番	平居ゆかり
5番	横井克典	6番	板倉克典
7番	那須英二	8番	加藤明由
9番	小久保照枝	10番	堀岡敏喜
11番	佐藤仁志	12番	江崎貴大
13番	加藤克之	14番	高橋八重典
15番	早川公二	16番	平野広行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

9番	小久保照枝	11番	佐藤仁志
----	-------	-----	------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教育長	高山典彦	総務部長	伊藤淳人
市民生活部長	飯田宏基	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安井幹雄
教育部長	渡邊一弘	監査委員 事務局長	水谷繁樹
総務課長	横江兼光	財政課長	村田健太郎
人事秘書課長	神野忠昭	企画政策課長	佐藤文彦
防災課長	太田高士	税務課長	岩田繁樹
収納課長	細野秀樹	市民課長兼 十四山支所長兼 鍋田支所長	下里真理子
環境課長	梅田英明	市民協働課長	藤井清和
観光課長	伊藤信哉	保険年金課長	中野修
健康推進課長	木村仁美	福祉課長	後藤浩幸
介護高齢課長	富居利彦	児童課長	伊藤一幸
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中山義之	産業振興課長	上田忠次

土木課長	西尾一泰	都市整備課長	三輪秀樹
下水道課長	早川昇作	会計管理者兼 会計課長	田口邦郎
学校教育課長	飯塚義子	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	梶浦智也
歴史民俗資料館長兼 図書館長	田畑由美子		

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	議事課長	浅野克教
書記	鈴木悦子		

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認について
- 日程第6 議案第1号 令和8年度弥富市一般会計予算
- 日程第7 議案第2号 令和8年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第8 議案第3号 令和8年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 議案第4号 令和8年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第5号 令和8年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第6号 令和8年度弥富市下水道事業会計予算
- 日程第12 議案第7号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第8号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第9号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 弥富市職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 日程第16 議案第11号 弥富市ふるさとやとみ応援基金条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 調停の申立てについて
- 日程第20 議案第15号 弥富市立保育所条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正について

日程第22 議案第17号 弥富市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の  
制定について

日程第23 議案第18号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第24 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第25 議案第20号 弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金条例の制定について

日程第26 議案第21号 市道の認定について

日程第27 議案第22号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）

日程第28 議案第23号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第24号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）

日程第30 議案第25号 令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより令和8年第1回弥富市議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、安藤市長より発言の申出がございますので、これを許可します。  
安藤市長。

○市長（安藤正明君） 会議の冒頭ではございますが、失礼をいたします。

このたびは市民の皆様並びに市議会議員の皆様に対しまして、まずもっておわびを申し上げます。

このたび本市が発注いたしました公共工事に関連し、官製談合防止法違反容疑などで職員が逮捕されるという事案が発生いたしました。事実の真相究明に向けて、警察の捜査等に全面的に協力していくとともに、事実関係が明らかになり次第、厳正に対処してまいります。

市政に対する信頼は一朝一夕で回復できるものではありませんが、失われた信頼を取り戻すため、私自身が先頭に立ち、職員一丸となって再発防止に取り組む決意でございます。皆様には多大なる御心配と御迷惑をおかけしましたことを心よりおわびを申し上げます。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、小久保照枝議員と佐藤仁志議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日より3月25日までの29日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月25日までの29日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法の規定により、例月出納検査の結果及び定期監査の結果がそれぞれ

れ提出をされ、その写しを各位のお手元に配付をしてありますので、よろしくお願ひいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第4、報告第1号を議題といたします。

地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分の報告につきましては、各位のお手元に配付をしてあります文書をもって報告に代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 承認第1号 専決処分の承認について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第5、承認第1号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和8年第1回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中、御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は承認1件でございますので、その概要につきまして御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認につきましては、去る令和8年1月23日に衆議院が解散され、衆議院議員総選挙の日程が令和8年2月8日と決定されたことに伴い、急遽、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費を予算化する必要が生じました。このため、令和8年1月23日に本補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものであります。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第1号令和8年度弥富市一般会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額は209億円、前年度比113.3%となり、前年度を……。

〔「総務部長、専決のお話」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 議事整理のため暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案の説明を総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 承認第1号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度弥富市一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,646万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201億2,741万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算によるものでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

承認第1号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第1号 令和8年度弥富市一般会計予算

日程第7 議案第2号 令和8年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第8 議案第3号 令和8年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第9 議案第4号 令和8年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第10 議案第5号 令和8年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第11 議案第6号 令和8年度弥富市下水道事業会計予算

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第6、議案第1号から日程第11、議案第6号まで、以上6件を一括議題といたします。

安藤市長に令和8年度予算編成に伴い、施政方針及び各議案についての提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日ここに、令和8年第1回弥富市議会定例会の開会に際し、市政運営に臨む私の所信と令和8年度予算案につきまして、その概要を申し上げ、市民の皆様、議員の皆様に御理解、御賛同を賜りますようお願いいたします。

本市は、本年4月、弥富町と十四山村が合併し、新たな自治体として歩み始めてから20周年という大きな節目を迎えます。この節目を契機に、先人たちの功績をたたえとともに、市民がこのまちに誇りと愛着を持ち、本市の自然、歴史、文化等を次代に継承し、未来へと思いをつなげられるよう、市制施行20周年記念事業として、記念式典をはじめ各種記念事業を実施してまいります。各種記念事業が市民の皆様にとって親しみやすいものとなるよう、キャッチフレーズ「わくわく！ドキドキ！はたちです やとみ」とロゴマークを決定しましたので、今後、様々な場面で使用してPRにつなげてまいります。

さて、昨今の本市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の進行、頻発・激甚化する自然災害への対応、さらには物価高騰など、地方自治体にとって極めて厳しい状況が続いております。このような中であっても、市民の暮らしを守り、将来に希望を持てるまちづくりを進めていくことが重要であります。本市では、目指すべきまちの姿を見据え、総合計画及び総合戦略に基づいて、各種の施策に取り組み、計画に掲げる将来像の実現に向け、着実な市政運営に取り組んでおります。

一方で、限られた財源と人材の中で持続可能な行政運営を行っていくためには、さらなる行政改革の取組を推進する必要があり、業務の効率化やデジタル技術の活用、事務事業の見直しを進めるとともに、職員の働き方改革にも取り組んでおります。その具体的な取組の一つとして、市役所等の開庁時間の見直しを実施いたします。来庁者の利用実態などを踏まえ、業務の効率化と職員の働き方改革を進めるとともに、時間外窓口の開設やオンライン手続の拡充を図ることで、市民サービスの維持と向上に努めてまいります。

市制施行20周年という節目において、これまでの歩みを振り返り、その成果と課題をしつ

かりと見詰め直し、市民の安全・安心を最優先に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる弥富市の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

それでは、令和8年度基本方針につきまして、第2次弥富市総合計画に掲げます6つの基本目標に沿って、市政運営に当たっての重点施策を申し上げます。

基本目標1. いつまでも住み続けたい安全・安心なまちです。

まず、防災・減災対策について申し上げます。

本市は、市域が平たんかつ海拔が低く、海や河川に面しているという地理的特徴により、昨今の激甚化した台風や集中豪雨、また今後発生が予想される南海トラフ地震等により、内水氾濫や堤防の決壊、津波等に伴う浸水被害が発生する可能性があります。これら災害から市民の生命・身体・財産を守るために、災害情報伝達体制の充実、防災拠点施設の強化、緊急時避難場所の確保等を推進してまいります。

令和8年度には、中日本高速道路株式会社の協力を得て、東名阪自動車道弥富インターチェンジに整備工事を行い、緊急時避難場所の供用を開始いたします。

海南こどもの国では、愛知県防災安全局が施設整備を進めているゼロメートル地帯広域防災活動拠点が供用開始予定です。これを契機として、今後、愛知県が主催する防災活動拠点を活用した訓練などに参画し、各防災関係機関との連携強化に努めてまいります。

さらに、地域コミュニティや自主防災会を中心とする防災ワークショップ、防災出前講座などにより市民の防災意識の醸成を図り、自助、共助、公助が相互に連携した災害に強いまちづくりを推進してまいります。

治水対策としましては、河川海岸堤防の耐震化や排水機場の更新整備を促進するとともに、日光川河口に新たな排水機場を増設するよう、関係自治体と共に国・県に対して要望継続をしております。

次に、防犯・交通安全対策について申し上げます。

巧妙化する特殊詐欺への対策として、引き続き特殊詐欺対策電話等の普及促進及び購入助成を行ってまいります。

加えて、犯罪被害者等支援条例に基づき、国や県、警察、支援団体等と連携しながら経済的支援や相談支援などに取り組んでまいります。

公共交通につきましては、令和7年10月から実証実験を開始しました乗り合い送迎サービス、チョイソコやとみが半年を経過したところです。多くの市民に御利用いただき、希望する時間に予約が取れないので台数を増やしてほしいなどの御要望もいただいておりますので、利便性が高く効率的な移動手段となるよう、さらなる改善に取り組み、御利用される皆様に喜んでいただける公共交通を目指してまいります。

次に、環境衛生対策について申し上げます。

日常生活に伴い家庭から排出される廃棄物につきましては、弥富市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの適正排出及びごみの減量・資源化を進めるとともに、リユース、リデュース、リサイクルの3R活動の周知により環境負荷の少ない循環型社会の実現に向け取り組んでまいります。

また、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的として、住宅用の地球温暖化対策設備を新たに設置する個人に対し、引き続き設置経費の一部を補助してまいります。

基本目標2は、笑顔あふれる、健やかで共に支え合うまちです。

子育て支援について申し上げます。

子育て世帯への支援につきましては、弥富市こども計画に基づき、「こどもの未来をはぐくむまち・弥富」を基本理念として、市民全てが子供と一緒に元気になれる、こどもまんなか社会の実現を目指し、子育て支援施策の充実に努めてまいります。令和7年度に設置しましたこども家庭センターでは、引き続き妊産婦及び子育て世帯に対して早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を行ってまいります。

保育につきましては、保育所や認定こども園等において、6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない乳児または幼児を対象に、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度を開始いたします。このほか、多様化する教育・保育ニーズに対応できるよう、弥富市公立保育所の民営化基本方針に基づき、市立弥生保育所の令和10年4月からの民営化かつ認定こども園化に向けた取組を進めてまいります。

次に、高齢者支援について申し上げます。

本市では、総人口に占める65歳以上の方の割合は年々増加し、本年1月1日現在では26.5%であり、2040年には32.8%まで上昇すると見込んでおります。人生100年時代と言われる中、85歳以上の医療と介護の複合ニーズを抱える方や認知症高齢者、独り暮らし高齢者等が増加傾向にあり、本市としましては、今後もやとみ型地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、全ての高齢者が住み慣れた地域で、安心して生きがいを持ち、生き生きと暮らせるまちを目指してまいります。

令和8年度は、本市における介護サービスの適切な提供と介護保険事業の安定的な運営に取り組むため、令和7年度に実施しました高齢者及び介護家族へのアンケートやニーズ調査の結果を基に、弥富市第10期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定いたします。

次に、健康づくりの推進について申し上げます。

令和8年度を初年度とする第3次弥富市健康増進計画に基づき、市民全てが生き生き暮らせるまちづくり、健康寿命の延伸を基本理念として、市民が主体的に健康づくりに取り組み

るよう推進してまいります。

母子保健としましては、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、関係部署と連携を図り、伴走型相談支援の充実に努めてまいります。

歯科保健としましては、妊娠期から高齢期まで各ライフステージに応じた口腔機能の維持・向上を図ってまいります。

予防接種につきましては、新たに定期接種化されるRSウイルスワクチンの接種体制の確保に向け、各医療機関との連携に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

加入者の保険税により運営している国民健康保険事業につきましては、将来にわたって安定的で持続可能な制度となるよう、県が示す標準保険料率に合わせた見直しを行ってまいります。

また、これまでの保険事業を振り返り、弥富市第3期国民健康保険データヘルス計画及び弥富市第4期特定健康診査等実施計画の中間評価と事業の見直しを行い、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を推進してまいります。

次に、障がい者支援について申し上げます。

令和8年度は、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するため、令和9年度から3年間を計画期間とする第8期弥富市障がい者福祉計画及び第4期弥富市障がい児福祉計画を策定してまいります。

また、海部南部障がい者基幹相談支援センターと引き続き連携し、障がい者に対する支援体制の強化を図ってまいります。

次に、地域福祉支援について申し上げます。

令和8年度を初年度とする第1期弥富市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、本市と弥富市社会福祉協議会が両輪となって、地域福祉がより一層向上するよう取り組んでまいります。

また、複雑化・多様化している地域住民の福祉支援ニーズに対し、包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進するため、新たに重層的支援体制整備事業を実施してまいります。

次に、移住・定住促進について申し上げます。

3世代同居や近居を促進するため、住宅取得費や住宅リフォーム費用に対して一部補助してまいります。世代間の支え合いにより、子育て及び介護における不安や負担の軽減を図ってまいります。

基本目標3は、心豊かで文化を育む人づくりのまちです。

教育、文化、スポーツの充実にについて申し上げます。

学校教育の取組につきましては、確かな学力と道徳的心情の育成を目指し、主体的・対話

的に深い学びを実現することで、豊かな社会性を育みます。また、社会の情報化、グローバル化に対応できる学習環境整備を推進するとともに、地域に開かれた信頼される学校を実現してまいります。

学校の再編事業につきましては、生きる力を育む教育環境の整備を目指した弥富市小学校未来構想に基づき、引き続き小規模小学校再編を進めてまいります。令和10年4月の弥富市立よつば小学校開校に向け、現在の十四山西部小学校既存校舎の長寿命化及びリニューアル並びに新校舎の建設に取り組んでまいります。新校となる弥富市立よつば小学校の校名に込められた思いの実現や地域に愛される学校を目指し、教育活動やスクールバスなどの様々な事案を小学校再編委員会において、保護者・地域・学校関係者と共に協議検討しながら進めてまいります。

GIGAスクール構想への対応につきましては、ICT教育環境整備を推進するため、今年度、学習用タブレットの更新を実施いたします。最新のデジタル環境を整え、子供たちの学びを加速させ、情報活用能力の育成と学力向上を図るとともに、質の高い教育環境の実現に向け、ハード・ソフトの両面から本市の教育を引き上げてまいります。

教育支援・教育相談体制につきましては、スクールカウンセラーの独自配置により充実した小・中学校の相談体制を引き続き確保していくとともに、学校以外で小学生から高校生まで相談できるやとみ子ども相談室「カラフル」を運営してまいります。また、子供の家庭生活面をサポートするスクールソーシャルワーカーと教職員とスクールカウンセラーとが連携し、子供たちや保護者の心のケアと家庭支援の充実を図ってまいります。

特別支援教育につきましては、知識・経験が豊富な特別支援教員、教育指導員と特別支援教育コンダクターを引き続き配置し、発達に特性のあるお子さんへの対応や就学相談の強化と教員の気づきのためのスキルアップを図るとともに、保護者からの相談体制も充実させてまいります。

文化・スポーツの充実につきましては、弥富市生涯学習推進計画・スポーツ推進計画に基づき、多様化する市民の学習ニーズに対応するよう様々な教室講座の充実を図るとともに、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を送るため、いつでも、どこでも、誰でもスポーツを楽しむ機会を引き続き提供してまいります。

中学校の学校部活動につきましては、段階的な地域展開などのガイドラインが国から示されております。本市におきましては、令和9年9月に休日部活動を廃止し、段階的に地域へ展開してまいります。地域や各種団体の力をお借りしながら、地域展開後における子供たちの新たな活動の場としての居場所を広げてまいります。

スポーツ関連としましては、9月、10月にアジア最大のスポーツの祭典である愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会が開催されます。この大会を盛り上げるため、市民への積極

的な周知をしてまいります。

このほか、社会教育施設を快適に利用していただくため、また、1次開設避難所として機能を強化するため、総合体育館アリーナへ空調を令和9年度に設置することとし、令和8年度は設計業務を行ってまいります。

中央公民館では、お子様連れの来館者が安心して授乳やおむつ替えをできるよう、個室ブース型の授乳室及びおむつ替え室を設置してまいります。

また、社会教育施設等の利用者の利便性向上及び職員の業務効率化を図るため、利用者に窓口へお越しいただくことなく利用許可申請を行えるよう、新たな施設予約システムを導入してまいります。さらに、利用者負担の軽減及び貸館施設における施設管理の効率化のため、一部の貸館施設においてスマートロックキーの導入を進めてまいります。

現在工事中の図書館につきましては、5月にリニューアルオープンいたします。ソフト面では、優れた専門性、技術力、企画力、創造性を持つ民間事業者に運營業務を委託するなど、子供たちや子育て世代をはじめ、より多くの方に利用していただける魅力的な図書館を目指してまいります。

基本目標4. 人と地域の資源を活かし、にぎわいを生み出すまちです。

産業振興について申し上げます。

近年、農業従事者の高齢化による担い手不足や肥料、飼料、資材の高騰など、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっています。こういった状況を踏まえ、農業用機械や施設の更新を図る営農者に対する支援の継続をはじめ、本市独自の支援として、主食用米から小麦、大豆、飼料用米などへの転作作物やカメムシ被害を未然に防ぐための共同防除費用の一部補助につきましても、引き続き実施してまいります。また、商工業の振興とにぎわい創出を図ることを目的として、市内で飲食店等を創業する事業者に支援する弥富市飲食店等創業支援金交付事業につきましても継続してまいります。

次に、観光振興について申し上げます。

本年は、4月1日から7日までの間、筏川桜緑地の桜並木夜桜ライトアップを実施いたします。これに併せ、4月の4、5日に春の恒例、やとみ桜まつりを開催いたします。また、「や・と・み」にちなんだ令和8年10月3日に開催する市制施行20周年記念式典に合わせて、本市で3回目となります金魚サミットを開催いたします。金魚の三大産地である奈良県大和郡山市と熊本県長洲町をお招きし、市内外に対して本市特産品、弥富金魚のPRを行ってまいります。

次に、弥富まちなか交流館について申し上げます。

弥富まちなか交流館につきましては、ネーミングライツ・パートナーが決定し、本年4月1日から愛称が、みなともまちなか交流館となります。改修工事終了後の7月には、誰もが

気軽に立ち寄れるわくわくする施設としてリニューアルオープンいたします。屋外にはキッチンカーでの販売や縁日などが行えるイベント広場を整備いたします。3階にはホールを2つに配置し、来館者の憩いの場となる屋外テラスを整備いたします。そして、10月には商工会が移転してまいります。施設全体でさらなるにぎわいの創出が期待されます。

基本目標5は、良好な都市基盤が整った便利で快適に暮らせるまちです。

下水道事業について申し上げます。

下水道事業経営につきましては、令和7年3月に改定をしました弥富市下水道事業経営戦略に基づき、引き続き健全な経営運営に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては、佐古木地区、鯛浦地区、五明地区の整備を進め、供用区域を拡大するとともに、接続促進に努め、普及率の向上を図ってまいります。

コミュニティ・プラント、農業集落排水事業につきましては、予防保全型の維持管理を行っていくとともに、十四山西部処理場及び十四山南部処理場の機能強化対策工事を行い、施設の長寿命化を図ってまいります。

次に、道路網の整備について申し上げます。

都市計画道路名古屋第3環状線につきましては、前ヶ須工区、中原・境工区及び間崎・富島工区で整備が進められております。一日でも早く市内の道路ネットワークを構築するため、関係機関へ引き続き積極的に要望してまいります。

また、尾張大橋の架け替えを含む国道1号の4車線化の早期事業計画及び大規模災害時の避難や救援活動に必要となる一宮西港道路の早期事業化に向け、関係機関と連携しながら要望してまいります。

次に、市街地の計画的整備について申し上げます。

JR・名鉄弥富駅自由通路整備及び橋上駅舎化事業並びに南北交通広場等整備事業につきましては、歩行者、自転車の安全確保及び高齢者、障がい者などの利便性を高めるバリアフリーに配慮した交通結節点の整備を事業目的として、令和12年度の事業完了に向けて整備を進めてまいります。

また、これらを含む弥富駅周辺の取組につきましては、本市の玄関口でもある駅周辺の一体的なまちづくりを推進するため、誰もが便利で快適に暮らせるまちの実現に向けて、弥富駅中央駅前広場及び都市計画道路弥富名古屋線を中心とした弥富駅周辺地区の整備、そして車新田地区における新たなまちづくりについて、土地区画整理事業等の検討を進めてまいります。

次に、港湾地域等の取組について申し上げます。

名古屋港におきましては、総取扱貨物量が平成14年から23年連続で日本一を更新中であり

コンテナ取扱機能の強化としまして、本市の名古屋港鍋田ふ頭コンテナターミナルでは、遠隔で操作ができるタイヤ式門型クレーン40基の導入が行われており、作業員への負荷や労働災害リスクを減らし、労働環境の改善や荷役作業の効率化が図られるとともに、第1バースに設置されているガントリークレーン3基の更新が進められています。本市におきましては、弥富埠頭及び鍋田埠頭を中心とした港湾地域のさらなる発展に向け、名古屋港管理組合と引き続き連携を取ってまいります。

また、愛知県企業庁の開発検討地区として位置づけられた弥富市南部地区の西末広地内におきましては、地域特性を生かした新たな企業の立地誘導を促進するため、工業用地の開発を進めてまいります。

基本目標6は、市民と行政がつながり、共につくるまちです。

持続可能な行財政運営について申し上げます。

令和6年3月に策定し、計画期間の中間点を迎える第2次弥富市総合計画後期基本計画の施策・事業等を一つ一つ着実に実施し、本市の魅力や市民の皆様の満足度、愛着度の向上につなげてまいります。

また、行財政改革につきましては、引き続き第5次行政改革大綱に基づき、事業の見直しや組織の効率化等を推進してまいります。さらに、持続可能な社会の一環である脱炭素社会の実現に貢献するため、経済性や施設の特性も考慮しながら、公共施設における設備の省エネルギー型への更新を進めるとともに、持続可能な行財政基盤を確立するため、弥富市公共施設再配置計画に基づき、施設総量や施設整備の適正化を引き続き推進してまいります。

次に、地域コミュニティに対する支援について申し上げます。

ライフスタイルの変化や少子高齢化による自治会加入率の低下、地区役員の高齢化や担い手不足など地域コミュニティを取り巻く環境は年々厳しさを増しております。それら地域課題の解決に当たっては、市民と行政が手を取り合って一丸となり、地域コミュニティの充実や市民活動の活性化を図り、市民による主体的な地域づくりを支援することが重要です。本市としましては、行政と協働・連携して行われる地域課題の解決に資する活動に対し、地域づくり補助金を活用して重点的に支援してまいります。

市民協働について申し上げます。

市民活動団体等と行政の協働のまちづくりを進めるため、弥富まちなか交流館2階に市民活動センター「やとみつけベース」を本格オープンいたしました。このやとみつけベースは、市民、企業、団体、行政などの多様な主体が集い・つながる地域の拠点であり、多様化する地域課題を市民同士で解決につなげていく足がかりとなるものです。新たな価値や可能性を創出する場として、NPO法人ヤトミーティングと連携し、市民が主役となるまちづくりを推進してまいります。

次に、男女共同参画の推進について申し上げます。

性的指向や性自認に関わらず、全ての人々が自分を大切にし、自分らしく生きることができ  
る社会を実現するため、互いを人生のパートナーまたは家族として尊重し、継続的に協力し  
合う弥富市ファミリーシップ宣誓制度を令和7年度から開始しました。この制度の利用者が  
転出した場合でも宣誓の効果を継続できるよう、またその手続の簡便化を図るため、県内外  
の自治体との連携協定を進めてまいります。

次に、外国人が暮らしやすい環境の整備について申し上げます。

本市は県内でも外国人労働者の増加が著しく、さらにはその家族を呼び寄せるケースも増  
加しております。文化や価値観の違い、言語の壁といった要因から、地域住民とのトラブル  
や地域になじめない孤立化などの課題も顕在化してきています。本市としましては、そのよ  
うな方たちの居場所や情報収集の場となることから、日本語教室を継続して実施してまい  
ります。

次に、DXの推進について申し上げます。

令和7年度から行政サービスの向上を図るため、市役所窓口にキャッシュレス決済を導入  
し、電子申請における電子決済機能を追加いたしました。

コンビニ交付につきましては、取得できる証明書を拡充し、課税証明書、所得証明書、納  
税証明書を追加しました。

また、社会教育施設等の公共施設予約とマイナンバーカードの交付時間予約につきましては  
、パソコンやスマートフォンから予約を可能とするシステムを導入いたします。予約シス  
テムにおいては、使用料の電子決済機能を有し、自宅等から手続が完結するよう進めてまい  
ります。引き続き市民の利便性向上に取り組んでまいります。

以上、令和8年度の基本方針について申し上げます。

続きまして、令和8年度の予算について申し上げます。

令和8年度の予算規模は、一般会計が209億円、前年度比111.3%で、過去最大規模とな  
りました。

特別会計は、4会計合わせて91億276万3,000円で、前年度比105.6%、企業会計は26億  
6,202万2,000円で、前年度比112.8%、全ての予算の合計では326億6,478万5,000円、前年度  
比109.8%となりました。

歳入の46.1%を占める市税収入は、個人市民税及び固定資産税が増加することを見込み、  
市税全体で前年度比101.4%の96億2,801万8,000円を計上しました。

また、市債につきましては、前年度比109.9%の14億700万円を計上しており、その主なも  
のは、小学校再編整備事業とGIGAスクール構想に対応するためのタブレット購入に係る  
学校施設整備事業債であります。

一方、歳出面におきましては、弥富駅自由通路等整備事業や小学校再編整備事業などの投資的経費に前年度比139.3%の28億7,634万9,000円を計上しております。

そのほか、パソコンやスマートフォンから公共施設の予約が可能になるとともに施設使用料のキャッシュレス化やスマートロックキーの導入により市民の利便性向上につなげるなど多様な市民ニーズに対応するための予算を積極的に計上するとともに、安全・安心なまちづくりなど、今後、本市を持続可能なまちとしていくために取り組むべき各種施策に必要な予算を配分いたしました。

令和8年度も市民の皆様の生活向上や本市のさらなる発展に向け、必要な各種施策を推進してまいります。

結びとなりますが、令和8年度の予算編成に当たりましては、人件費や扶助費、物件費が増加する中、不断の行財政改革を実行しつつ、第2次弥富市総合計画に掲げた基本目標の実現に向け、限られた財源を効果的・効率的に配分したところであります。

今年はいま年であります。馬は長い歴史の中で、人や荷物を運ぶ存在として人々の暮らしを支えてきました。そのことから、馬は人の役に立つ、家族を守る、幸せを運ぶ縁起のよい存在とされております。また、力強く真っすぐしなやかに疾走する姿から、物事が順調に進み、努力が実る年とも言われております。馬が力強く大地を駆けるように、本市も新たな時代に向けて着実に歩みを進めてまいります。市民の皆様が本市に暮らすことで幸福を感じていただけるよう、職員一同、誠心誠意、市政運営に取り組んでまいり所存でございます。

以上、市政運営に対する私の基本的な考え方を申し上げます。

市民の皆様、議員の皆様には、市政運営に対する御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。令和8年度に臨む私の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第1号令和8年度弥富市一般会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額は209億円、前年度比111.3%となり、前年度を21億2,000万円上回る予算規模でございます。

歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

市税収入につきましては、個人所得の増加が見込まれることによる個人市民税の増加や固定資産税の増加などを考慮し、市税全体では前年度比101.4%の96億2,801万8,000円を見込んでおります。

環境性能割交付金につきましては、令和8年3月末をもって環境性能割が廃止されることに伴い、前年度比10.5%の600万円とした一方、地方特例交付金において、環境性能割などの廃止による減収の補填を見込み、前年度比166.3%の1億770万円を見込みました。

地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税合わせて4億5,500万円を見込みました。

国県支出金につきましては、合わせて49億6,026万1,000円を計上しました。

また、市債につきましては、小学校再編整備事業やG I G Aスクール構想に対応するためのタブレット端末購入事業の財源としての学校施設整備事業債8億5,610万円をはじめ、総額14億700万円を計上いたしました。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、市制施行20周年記念事業、電子計算機処理管理運用事業、コミュニティバス運行事業など24億3,519万5,000円を計上いたしました。

3款民生費につきましては、保育所や児童クラブなどの管理運営や重層的支援体制整備事業に係る費用のほか、障害者自立支援事業、子ども医療費助成事業など、きめ細やかな対応を図るため、87億7,546万1,000円を計上いたしました。これは、一般会計予算の42.0%を占めるものでございます。

4款衛生費につきましては、予防接種事業、母子保健事業、健康増進事業等のほか、ごみ処理や環境保全のための費用など、12億8,082万7,000円を計上いたしました。

6款農林水産業費につきましては、農業振興事務事業、水田農業構造改革事業、農業基盤整備事業、多面的機能支払事業など、農地防災や魅力ある農業を実現するために7億1,583万3,000円を計上いたしました。

7款商工費につきましては、商工業振興資金事業、観光振興推進事業など、商工・観光事業の発展のために1億7,876万8,000円を計上いたしました。

8款土木費につきましては、良好な道路環境整備のための道路改良事業のほか、公園管理事業や排水路管理事業など20億8,188万8,000円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、消防団運営事業、災害対策事務事業など災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、9億475万円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、G I G Aスクール構想に対応するためのタブレット端末購入や小学校再編整備工事請負費など教育環境の充実を図るため、30億4,986万6,000円を計上いたしました。

次に、議案第2号令和8年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、令和4年度借入の市債の元金償還が開始することなどから、前年度を大きく上回る1億7,477万3,000円を計上いたしました。

次に、議案第3号令和8年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度比100.2%の38億9,180万円を計上いたしました。

次に、議案第4号令和8年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度

比107.3%の9億2,189万円を計上いたしました。

次に、議案第5号令和8年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、前年度比106.1%の41億1,430万円を計上いたしました。

最後に、議案第6号令和8年度弥富市下水道事業会計予算につきましては、公共下水道の管渠布設工事費や農業集落排水施設の機能強化対策工事費などで、前年比112.8%の26億6,202万2,000円を計上いたしました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りします。

本案6件は継続議会で審議をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案6件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第7号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第8号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第9号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第10号 弥富市職員等の旅費に関する条例の全部改正について

日程第16 議案第11号 弥富市ふるさとよとみ応援基金条例の制定について

日程第17 議案第12号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第18 議案第13号 弥富市運動広場条例の一部改正について

日程第19 議案第14号 調停の申立てについて

日程第20 議案第15号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第21 議案第16号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第22 議案第17号 弥富市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第23 議案第18号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第24 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第25 議案第20号 弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金条例の制定について

日程第26 議案第21号 市道の認定について

日程第27 議案第22号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）

日程第28 議案第23号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第24号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）

日程第30 議案第25号 令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第12、議案第7号から日程第30、議案第25号まで、以上19件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に、提案し御審議いただきます議案は、条例関係議案13件、法定議決議案2件、予算関係議案4件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第7号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、弥富市特別報酬等審議会の答申に鑑み、議会の議員の議員報酬月額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、弥富市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、特別職の職員で常勤のものの給料月額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第9号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号弥富市職員等の旅費に関する条例の全部改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正等に鑑み、本市職員等についても経済社会情勢の変化に対応するとともに旅行役務提供者に対する直接の支払いを可能とするなど、旅費の支払い対象等の見直しを行うため、条例の全部を改正するものであります。

次に、議案第11号弥富市ふるさとやとみ応援基金条例の制定につきましては、弥富市ふるさとやとみ応援基金を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第12号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号弥富市運動広場条例の一部改正につきましては、十四山グラウンドの夜間照明を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号調停の申立てにつきましては、借地料等において調停の申立てをするため、必要があるものであります。

次に、議案第15号弥富市立保育所条例の一部改正につきましては、乳児等通園支援事業の利用料等を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号弥富市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第18号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う規定の整備及び国民健康保険税の税率等を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号弥富市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第20号弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金条例の制定につきましては、弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第21号市道の認定につきましては、市道路線として認定し公共の用に供するため、路線を認定するものであります。

次に、議案第22号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）につきましては、保育所等給食費軽減対策支援金の増額等を計上するほか、歳入歳出予算を最終調整した結果等の補正予算であります。

次に、議案第23号令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の最終調整をした結果等の補正予算であります。

次に、議案第24号令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、施設介護サービス給付費の増額等を計上するほか、歳入歳出予算を最終調整した結果等の補正予算であります。

次に、議案第25号令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、令和8年4・5月分の上水道基本料金を免除するための費用及び令和8年度の中学校の給食費の一部を補助するための費用を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を関係部課長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 総務部所管の議案について申し上げます。

議案第7号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 弥富市特別職報酬等審議会から答申を受けたことにより、議会の議員の報酬月額について、議長は50万4,000円に、副議長は45万2,000円に、議員は40万3,000円にそれぞれ引き上げることとした。

2. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

続きまして、議案第8号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 弥富市特別職報酬等審議会から答申を受けたことにより、特別職の職員で常勤のものの給料月額について、市長は94万4,000円に、副市長は78万円に、教育長は68万1,000円にそれぞれ引き上げることとした。

2. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

次に、議案第9号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について、おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 一般職の職員の通勤手当について、自動車等を使用する場合の支給上限額を6万6,400円に引き上げることとした。

2. 一般職の職員の通勤手当について、駐車場等の料金を支給することとした。

3. その他必要な規定の整備を行うこととした。

4. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

次に、議案第10号弥富市職員等の旅費に関する条例の全部改正について、おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 旅費について、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとした上で、旅行に要する実費を弁償することとした。

2. 旅行役務提供者に対する直接の支払いを可能にすることとした。

3. 市長等の旅費についての規定を追加することとした。

4. その他必要な規定の整備を行うこととした。

5. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

6. 次に掲げる条例において、必要な規定の整備を行うこととした。

弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、弥富市名誉市民条例、弥富市自治功労者礼遇条例、弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例、弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例。

7. 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例において、旅費に関する規定を削ることとした。

続きまして、議案第11号弥富市ふるさとやとみ応援基金条例の制定について、1枚おめく

りいただきまして、あらましを御覧ください。

1. 弥富市を応援しようとする人々からの寄附金を有効かつ適切に活用し、寄附者の意向を反映したまちづくりに資するため、弥富市ふるさとやとみ応援基金を設置することとした。
2. 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすることとした。
3. 基金は、1の目的を達成するため必要な経費の財源に充てるときに限り、処分することができることとした。
4. その他基金の管理に関する事項を定めることとした。
5. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

次に、議案第12号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 非常勤消防団員等、消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額をそれぞれ引き上げることとした。
2. 配偶者に係る補償基礎額の加算額を廃止することとした。
3. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

総務部所管は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 続きまして、教育部所管の条例等について御説明申し上げます。

議案第13号弥富市運動広場条例の一部改正について、おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 設備の老朽化に伴い、十四山グラウンドの夜間照明を廃止することとした。
2. この条例は、令和8年10月1日から施行することとした。

続きまして、議案第14号調停の申立てについて御説明申し上げます。

1. 調停申立ての趣旨。

弥富市と弥生小学校地内の土地を借地契約している相手方から、当該土地の借地料の値上げまたは購入について協議の申出があったが、当事者間での解決が困難のため、また借地料の任意の受領がないことから津島簡易裁判所に調停を求める。

2. 調停の相手方、記載のとおり。

教育部所管の議案等の説明は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 続きまして、健康福祉部所管の議案について御説明いたします。

議案第15号弥富市立保育所条例の一部改正について御説明いたします。

- 1 枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 延長保育事業を利用している保護者が納付する延長保育利用料及び一時保育事業を利用している保護者が納付する一時保育利用料の上限額をそれぞれ1月当たり3,000円、1時間当たり400円とすることとした。

2. 乳児等通園支援事業を利用している保護者が納付する乳児等通園支援利用料の上限額を1時間当たり300円とすることとした。

3. その他必要な規定の整備を行うこととした。

4. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

続きまして、議案第16号弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

1枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 乳児等通園支援事業所内部の規定について、乳児、幼児の区分を問わず利用定員の総数のみを定めることができることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

続きまして、議案第17号弥富市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

1枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、条例で定めることとされた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、次のとおり定めることとした。

(1)利用定員に関する基準。

ア、特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員を定めること。

イ、特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間、その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めること。

(2)運営に関する基準。

ア、特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談を行わなければならないこと。

イ、特定乳児等通園支援事業者は、面談を行うに当たっては、あらかじめ、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該特定乳児等通園支援事業者が支払いを受ける費用に関する事項、その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければな

らないこと。

ウ、特定乳児等通園支援事業者は、面談において、重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならないこと。

エ、特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこと。

オ、特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、虐待等をしてはならないこと。

2. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

続きまして、議案第18号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

1枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 国民健康保険加入者の医療費等で必要となる費用を確保するため、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率等の改定並びに子ども・子育て支援納付金課税額を新設することとした。

基礎課税額。

所得割、現行8.04%、改正案8.64%、均等割額、現行3万4,500円、改正案3万6,900円、平等割額、現行2万2,400円、改正案2万3,700円。

後期高齢者支援金等課税額。

所得割、現行2.76%、改正案2.81%、均等割額、現行1万1,700円、改正案1万1,900円、平等割額、現行7,600円、改正案7,700円。

介護納付金課税額。

所得割、現行2.31%、改正案2.43%、均等割額、現行1万1,700円、改正案1万2,200円、平等割額、現行5,800円、改正案6,100円。

子ども・子育て支援納付金課税額（新設）。

所得割、案0.29%、均等割額、案1,200円、18歳以上被保険者均等割額、案100円、平等割額、案800円。

2. 1の税率等の改定及び新設に伴い、低所得者軽減及び未就学児均等割軽減の額を改定及び新設することとした。

3. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

続きまして、議案第19号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

1枚おめくりいただき、条例のあらましを御覧ください。

1. 介護保険の保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準を設けることとした。

2. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

健康福祉部所管の議案の説明は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 続きまして、建設部所管の議案について御説明いたします。

議案第20号弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金条例の制定について御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 木曾川用水濃尾第二施設の改築に要する経費の財源に充てるため、弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2. 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすることとした。

3. 基金は、1の目的を達成するため必要な経費の財源に充てるときに限り、処分することができることとした。

4. その他基金の管理に関する事項を定めることとした。

5. この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 西尾土木課長。

○土木課長（西尾一泰君） 議案第21号市道の認定について御説明いたします。

1枚おめくりいただき、道路認定調書を御覧ください。

内容といたしましては、開発事業に伴い、市道平島224号線及び市道西末広225号線を認定するものでございます。

建設部所管の議案につきましては以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 続きまして、議案第22号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億8,864万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197億3,877万5,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な増額の内容といたしましては、株式等譲渡所得割交付金6,500万円、地方消費税交付金5,000万円、普通交付税2億4,942万4,000円であります。

歳出予算の主な増額の内容といたしましては、総務費の基金積立金事務におきまして、減債基金積立金2,448万1,000円、民生費の地域生活支援事業におきまして地域活動支援給付費227万5,000円、国民健康保険特別会計繰出事務におきまして繰出金2,064万3,000円、児童福祉総務事務事業におきまして、保育所等給食費軽減対策支援金1,024万7,000円であります。

その他、歳入歳出予算の最終調整した結果等の補正予算であります。

次に、議案第23号令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入予算の保険基盤安定繰入金の額に変更が生じたため、財源の組替えを行うもので

ございます。

次に、議案第24号令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,583万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億6,040万6,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、介護保険料の現年度分特別徴収保険料1,158万3,000円、現年度分普通徴収保険料1,145万3,000円、国庫負担金の介護給付費負担金1,966万円の増額を計上する一方、支払基金交付金の介護給付費交付金5,678万9,000円、繰入金の介護給付費繰入金1,762万5,000円の減額を計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、保険給付費の施設介護サービス給付費2,089万9,000円、基金積立金の介護保険支払準備基金積立金1億2,516万3,000円の増額を計上する一方、保険給付費の居宅介護サービス給付費1億7,016万1,000円の減額を計上するものであります。

議案第25号令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,977万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億5,977万2,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,977万2,000円であります。

歳出予算の内容といたしましては、衛生費の海部南部水道企業団負担金事務におきまして、海部南部水道企業団負担金5,317万2,000円、教育費の中学校給食事業におきまして、臨時学校給食費補助金660万円を計上するものであります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りします。

本案19件は継続議会で審議をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案19件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 小久保 照 枝

同 議員 佐 藤 仁 志



令和8年3月11日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 伊藤千春  | 2番  | 柴田英里  |
| 3番  | 鈴木りつか | 4番  | 平居ゆかり |
| 5番  | 横井克典  | 6番  | 板倉克典  |
| 7番  | 那須英二  | 8番  | 加藤明由  |
| 9番  | 小久保照枝 | 10番 | 堀岡敏喜  |
| 11番 | 佐藤仁志  | 12番 | 江崎貴大  |
| 13番 | 加藤克之  | 14番 | 高橋八重典 |
| 15番 | 早川公二  | 16番 | 平野広行  |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

|     |      |     |      |
|-----|------|-----|------|
| 12番 | 江崎貴大 | 13番 | 加藤克之 |
|-----|------|-----|------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                                                  |      |                           |       |
|--------------------------------------------------|------|---------------------------|-------|
| 市長                                               | 安藤正明 | 副市長                       | 村瀬美樹  |
| 教育長                                              | 高山典彦 | 総務部長                      | 伊藤淳人  |
| 市民生活部長                                           | 飯田宏基 | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長         | 安井幹雄  |
| 教育部長                                             | 渡邊一弘 | 監査委員<br>事務局長              | 水谷繁樹  |
| 総務課長                                             | 横江兼光 | 財政課長                      | 村田健太郎 |
| 人事秘書課長                                           | 神野忠昭 | 企画政策課長                    | 佐藤文彦  |
| 防災課長                                             | 太田高士 | 税務課長                      | 岩田繁樹  |
| 収納課長                                             | 細野英樹 | 市民課長兼<br>十四山支所長兼<br>鍋田支所長 | 下里真理子 |
| 環境課長                                             | 梅田英明 | 市民協働課長                    | 藤井清和  |
| 観光課長                                             | 伊藤信哉 | 保険年金課長                    | 中野修   |
| 健康推進課長                                           | 木村仁美 | 福祉課長                      | 後藤浩幸  |
| 介護高齢課長                                           | 富居利彦 | 児童課長                      | 伊藤一幸  |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長兼<br>いこいの里所長 | 中山義之 | 産業振興課長                    | 上田忠次  |

土木課長 西尾 一 泰

下水道課長 早川 昇 作

学校教育課長 飯塚 義 子

歴史民俗資料館長兼  
図書館長 田畑 由美子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐野 智 雄

書 記 鈴木 悦 子

都市整備課長 三輪 秀 樹

会計管理者兼  
会計課長 田口 邦 郎

生涯学習課長兼  
十四山スポーツ  
センター館長 梶浦 智 也

議事課長 浅野 克 教

6 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

会議に先立ちまして御報告をいたします。

本日3月11日は、東日本大震災の発生から15年に当たります。震災の発生時刻の午後2時46分に合わせ1分間の黙祷をささげたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続いて、西尾張CATVより本日及び明日の撮影と放映の許可をされたい旨の申出がございました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いします。

ここで、安藤市長より発言の申出がございましたので、これを許可します。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、少々時間をいただきます。

令和8年3月4日に、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で、本市建設部長が起訴されました。当該職員につきましては、同日、総務部付にし、起訴休職処分といたしました。

市民の皆様をはじめ関係者の皆様に対し、多大なる御心配と御迷惑をおかけしますことを改めて深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございません。

市といたしましては、引き続き捜査関係の手續に全面的に協力していくとともに、今後の司法の判断を厳粛に受け止め、厳正に対処してまいります。また、再発防止に向けた職員の綱紀粛正や粛正及びコンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。

このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、江崎貴大議員と加藤克之議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

質問、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

順次発言を許します。

まず、柴田英里議員。

○2番（柴田英里君） 2番 柴田英里でございます。

皆様、改めましておはようございます。

本日3月11日、あの東日本大震災から15年という節目を迎えました。

改めまして、犠牲となられる方々に深く哀悼の意を表しますとともに、今なお歩みを続けておられる被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

皆様は15年前の今日、どこでどのようにお過ごしだったでしょうか。当時、私は子育ての真っ最中でした。幼い我が子を抱え繰り返される余震の中で、何があってもこの子を守らなければならないと祈るような気持ちで過ごしたことを今も鮮明に覚えております。あのとき、被災地へと届けられた紙おむつや毛布といった物資、一つ一つの善意に母親として、また一人の市民として助け合いの尊さを教えられたか計り知れません。

あれから15年、私たちは自助・共助・公助という言葉に胸に避難訓練を重ね、備蓄を整え、防災意識を高めてまいりました。しかし、災害は時を選ばず私たちの想像を超えてやってきます。だからこそ、節目の今日、改めて大切な人の命を守るという原点に立ち返らなければなりません。母親の視点、市民の視点、そして市民の命を預かる政治の視点から、本市の防災体制について問い直してまいります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

2年前に、アンケートを駅前中六地区に住む40代から80代の市民を対象に行ったところ、災害時の避難施設が少ない、どこへ逃げればよいか分かりにくいという声が多く寄せられました。駅前地区は空き地が少ない一方、昼間人口も多く、災害時には混乱が想定されるにもかかわらず、市指定の避難施設は大きく分けて長期間避難生活をする避難所と、発災直後に一時的に命を守る緊急時避難場所の2種類がありますが、数が不足しているように感じるという意見があります。

そこでお伺いたします。市指定の避難施設の各学区の人口による収容率の現状は、どのようなになっていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） おはようございます。

柴田議員に御答弁申し上げます。

令和8年2月1日現在の人口による収容率を学区名、収容率の順番で御回答いたします。

避難所の収容率は、白鳥学区54.8%、弥生学区22.6%、桜・日の出学区30.3%、大藤学区120.7%、栄南学区63.5%、十四山地区71.7%です。

緊急時避難場所の収容率は、白鳥学区247.0%、弥生学区116.3%、桜・日の出学区193.4%、大藤学区370.3%、栄南学区423.0%、十四山地区278.6%でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 災害が発生した直後は、まずは命を守ることが優先されます。本市は、特に洪水や津波などによる浸水災害が想定されます。市有施設が限られている中、緊急時避難場所の確保は大変重要であります。

先ほどの答弁では、緊急時避難場所の人口に対する収容率が100%を超えていますが、駅ビル、商業施設、マンションの共用部、民間ビルとの協定、駐車場、一時的な垂直避難、駅前という特性を踏まえ、民間施設を含めた身近な一時避難場所の確保は必要ではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市といたしましては、災害対策に終わりはないと考えておりますので、今後も緊急時避難場所の選択肢を増加するために、民間の建物施設を利用した災害協定を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） また、指定避難施設も重要ですが、市民にとって各種情報の収集も重要であると考えます。

駅前アンケートの結果では、防災放送が何を言っているか分からない、スピーカーを増やしてほしい、スマホ防災速報・家庭用端末の強化を、情報が届かない不安から、改めて防災情報についてお伺いいたします。

本市の防災情報の入手方法はどのようなものがありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市は、災害時に正しい避難行動をしていただくために、各種情報を主に市ホームページ、防災行政無線、防災・安全メール、市公式LINE、市公式X、ヤフー防災アプリ、Lアラート、緊急速報メールにおいて配信をいたします。この中の防災行政無線の放送に関しましては、天候や風向き等の影響で聞き取りづらい場合がございますので、もう一度聞き直しをしたい場合は、聞き直しの専用ダイヤルを御活用いただきたいと思います。

これらの各種防災情報の取得方法につきましては、市ホームページや市広報紙への掲載、さらには自主防災会全体会や防災出前講座、防災ワークショップなどで適宜啓発をしております。また、令和3年度に作成いたしました3種類の洪水・高潮・浸水津波のハザードマップにも掲載し、全戸配付をしております。

この3種類のハザードマップのうち、洪水ハザードマップにつきましては、昨年3月に愛知県が新たな洪水浸水想定区域図を発表されましたので、今年度、その最新情報を盛り込んだ形で新しい洪水ハザードマップを作成いたしました。市広報紙4月号に併せて全戸配付い

たしますので、御活用いただきたいと思いますと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 新しい洪水ハザードマップがお手元に届きましたら、各自再度確認をしていただき、皆さんが日頃から目にする見やすい場所に貼っていただきたいと思います。また、ぜひQRコードの登録もしてほしいと思います。

では書画カメラをお願いいたします。

この写真は、先日行われましたシンポジウムで配布されたものです。

近年、気候変動の影響により、台風や集中豪雨による大規模水害のリスクが高まっております。本市は市域の大部分が海拔ゼロメートル地帯に位置しており、大規模地震や水害が発生した場合、浸水の長期化など深刻な被害が想定される地域であります。このような地理的特性を踏まえると、市内での避難にとどまらず他自治体との関係、連携による広域避難を円滑に行う体制づくりが極めて重要であると考えます。

そこで、本市として広域避難についてどのような対策をされていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市は、広域避難対策として、令和3年1月に愛知学院大学日進キャンパスと浸水時における広域避難に関する協定を締結いたしております。この災害協定により、本市において災害による浸水被害が発生、または発生するおそれがある場合は、住民が愛知学院大学の日進キャンパスへ広域避難することが可能となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 広域避難の訓練はしないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市では、地震発生後30分以内に30センチ以上浸水する地域を事前避難対象地域として定め、浸水津波ハザードマップや市ホームページ等で公表をしております。事前避難対象地域には、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、1週間程度安全な地域へ避難することを呼びかけます。

それらを踏まえ、事前避難対象地域とその隣接する地域の自主防災会や自治会等を訓練参加の対象とし、令和4年度から毎年2月に愛知学院大学日進キャンパスへ広域避難訓練を実施しており、訓練参加者に対し広域避難の重要性を説明し、現地では避難施設の確認をはじめ、避難者の受入れ方法、段ボールベッドや間仕切りパーティションの設置などの訓練を実施しております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 令和4年度から、愛知学院大学日進キャンパスへの広域避難訓練に参加している自主防災会や自治会などの延べ数はどれくらいいるのでしょうか、お伺いいたし

ます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 愛知学院大学日進キャンパスの広域避難訓練は、令和4年度から今年度まで4回実施し、参加された団体の延べ数につきましては31団体でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 答弁より、今までに数多くの自主防災会や自治会等が訓練に参加していることが分かりました。

今後も広域避難訓練を継続していくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市といたしましては、広域避難の重要性と災害協定による広域避難先の愛知学院大学日進キャンパスを市民の皆様にも周知していきたいと考えております。まずは、大規模地震が発生した際に、30分以内に30センチ以上浸水する事前避難対象地域の自主防災会、自治会等から訓練参加を促しております。

今後も訓練を継続して、市内全地域の自主防災会、自治会等に参加していただき、各地域において広域避難の重要性や広域避難先の愛知学院大学日進キャンパスを共有していただきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 実は私が、今回、広域避難訓練について質問している理由といたしましては、今年1月17日に桑名市の柿安シティホールで開催されました木曾三川下流部広域避難実現プロジェクトのシンポジウムを見に行きました。

このシンポジウムでは、広域避難の重要性について、東京大学大学院の片田敏孝特任教授による特別講演と、子供の頃、伊勢湾台風で被災された伊藤清文さんの語り部がありました。主に広域避難の重要性についての内容であり、大変よいシンポジウムでありました。

このシンポジウムの主催者であります木曾三川下流部広域避難実現プロジェクト、本市も構成団体として以前から参加していますが、このプロジェクトについて内容をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 木曾三川下流部広域避難実現プロジェクトは、木曾三川下流部の本市をはじめ、愛西市、津島市、蟹江町、飛島村、桑名市、木曾岬町、海津市の8市町村と木曾川下流河川事務所で構成する組織でございます。

主たる目的といたしましては、高潮や洪水氾濫による大規模水害から地域や住民が生命を守るために主体的に行動することで、円滑な広域避難の実施につなげ被害の最小化を目指すことを目的に取り組んでおります。例えば、この地方に大型台風が接近し大規模水害が発生

するおそれがある場合は、台風上陸の72時間前までに本プロジェクト内で広域避難について協議をし、その後、台風上陸48時間前までに自主的広域避難情報、広域避難の呼びかけの発表を行います。なお、72時間前までの競技の実施や48時間前までの発表の実施につきましては、構成団体が木曾三川下流部広域避難実現プロジェクトの名称で、各ホームページやSNS等で広報を行い、併せて木曾川下流河川事務所からプレスリリースも行います。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 木曾三川と生きる命をつなぐための新しい選択、避難指示の前に動く、自らの判断で命を守る。このシンポジウムには、同志の議員と参加しお話を伺ってまいりました。

私たちの住む地域はゼロメートル地帯が多く、大規模な浸水が発生すると、水が数週間引かないことが予想されています。自宅の2階に逃げても食料不足や停電、トイレの問題で孤立し命の危険が生じます。水が来る前に立ち退き避難、広域避難が必要とされます。本市は、地理的特性から洪水や高潮による広範囲な浸水被害が想定される地域でもあります。そのため、浸水区域外あるいは高台に位置する自治体との連携を強化し、事前に広域避難場所を増やしておくことが市民の命を守る上で極めて重要であると考えます。

先ほどの愛知学院大学日進キャンパスでの広域避難訓練は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合を想定した訓練でした。地震ではない、木曾三川下流部広域避難実現プロジェクトが発表する自主的広域避難情報（広域避難の呼びかけ）を発表の場合は、愛知学院大学日進キャンパスの広域避難先は開設されるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市といたしましては、災害の種類に関係なく必要に応じて災害協定に基づき、愛知学院大学日進キャンパスに避難所開設を要請し対応をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 浸水が想定される状況下においては、市内の避難場所だけでは対応が困難となる可能性があり、より安全な地域への広域避難の重要性を改めて認識しました。

本市は、市内のほとんどが海拔ゼロメートル地帯であり浸水被害が大変危惧されます。我々弥富市で生活をしている市民は、この本市の地理的現状をきちんと認識し、大規模災害の発生に備え、日頃から避難方法の心構えが大変重要であると思います。

私が参加したシンポジウムの片田先生の話の中で、釜石市では、津波から100回逃げて100回来なくても101回目も必ず逃げてという中学生への将来に向けてのメッセージがあるというお話がありました。これは、地震発生時に気象庁から津波警報が発表された場合に、念のために事前に避難しても結果的に何も災害が起きないことがよくあります。そういったこと

が数回続くと、人間はだんだんと事前に避難しなくても大丈夫じゃないかという気持ちになり避難行動しなくなります。でも、避難しなかったとき結果的に災害に遭ってしまったら、しまった、逃げておけばよかったと後悔することになります。気象庁が発表する警報は災害の危険性が高いから発表されているわけですので、必ず事前に避難したほうがよいという内容のお話でありました。

気象庁や各自治体から発信される各種防災情報を、我々受け取る側の市民が聞き逃したり無視したりすると、本来の防災機能を失うと思います。先ほどの答弁にもありましたが、市からの防災情報は市ホームページ、防災行政無線、防災・安全メール、市公式LINE、市公式X、ヤフー防災アプリ、Lアラート、緊急速報メールなどにおいても配信されます。我々市民も、自らが各種防災情報をきちんと取りに行くよう努めることも大切だと思います。また、市民も各自が確認した防災情報に沿って、避難行動をすることが大変重要だと思いますので、今後は私も市と一緒に防災意識の向上を啓発していきたいと思います。

では、次の質問に参ります。

令和10年4月開校よつば小学校、市民の関心の深いスクールバスのことと本市のプールについてお伺いいたします。

地域の子供たちの学びの拠点として大きな期待が寄せられております。通学距離が長くなる児童も想定されており、登下校の安全確保は保護者や地域にとって大きな関心事項となっております。

そこで、児童の安全で安心な通学手段の確保という観点からスクールバスについて、また本市のプールについて質問をいたします。

バス路線はいつ決定するのでしょうか。決定までのスケジュールと保護者への周知方法についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 運行経路及びバス停につきましては、令和8年8月末日までには決めたいと考えております。その後、各学校及び保育所の行事等を捉え説明会を実施してまいります。また、再編だよりによりお知らせをまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） では、バスの停留所はどのような基準で設置するのでしょうか。また、具体的な設置場所の考え方についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） バス停の選定の考え方として、自宅から低学年が10分から15分程度で歩ける800メートルの範囲で設置することとしています。具体的な設置場所につきましては、公共施設や地元の公民館等に設置していきたいと考えており、学校や4小学校のPT

A等の方々と協議を進めております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 公共施設や地元公民館への設置については理解いたしました。その上で、西尾張中央道など交通量の多い道路や流れの速い道路を児童が横断しなくてもよい位置にバス停を設置していただくよう配慮してください。また、通学路の安全性や地域の実情を十分に踏まえて進めていただくことを要望いたします。

次に、バスは何台体制で運行するのでしょうか。また、当日の事故、車両故障、自然災害等のトラブル発生時の対応体制についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 運行経路の案としましては9コースとし、うち8コースはそれぞれバス1台により往復し、児童をピストン送迎する予定をしております。

よつば小学校開校に伴い、スクールバスを導入して運行業務を委託し、受託者は、自然災害や事故発生時には直ちに小学校及び学校教育課に報告しその指示を仰ぐものとします。

事故処理等に当たっては、安全確認を優先し受託者自らの判断により難しい場合は、適切に小学校または学校教育課の指示を仰ぐものといたします。

このほか、トラブル対応については、今後、学校や関係者と詳細を決めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） ピストン運行を行うことで、バスの利用効率を上げていることがうかがえます。効率を考慮しながら、子供たちを一定の時間までに安全に運んでいただきますようお願いいたします。

では次に、全校児童のうちどの程度の割合がバス通学を想定していますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在の想定で、令和10年開校時のよつば小学校児童数は334人で、スクールバスの利用者数は275人程度を想定しており、割合としては約8割が利用すると考えています。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） ただいまの答弁で、児童の約8割がスクールバスを利用する想定であることは理解いたしました。

多くの児童が利用することを踏まえ、運行時の対応についてお伺いいたします。

集合場所に遅れた場合の対応はどうなるのでしょうか。再乗車の可否や保護者への連絡体制についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 原則として、保護者の責任の下で対応していただきます。児童の状況を把握できるアプリを導入する予定をしておりますので、それにより乗降状況を把握し安全運行に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） バスは借り上げなのでしょうか。それとも市はバスを購入するのでしょうか。契約形態や使用期限、更新の考えについてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 車両はリース契約により調達することとしています。契約期間は60か月です。更新の際は、その時点の児童数や児童の居住地の状況により台数を調整してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 今後の児童数や居住地の状況に応じて台数を調整していくとのことで、柔軟に対応していく考えであることは分かりました。

そこで、次に、スクールバスの利用の在り方についてお伺いいたします。

スクールバスは小学生の通学専用なのでしょうか。せっかく市がバスを借り上げて持つのであれば、保育所の行事などに使う考えはございますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） スクールバスの利活用としましては、よつば小学校の登下校の運行に支障がない範囲で、市内小中学校の児童及び生徒が学習、学校行事、部活動等のために利用する場合や、教育委員会が主催する授業、または弥富市が主催し教育委員会が必要と認めた事業や、保育所児が利用する場合にも利活用していくことを考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） スクールバスは多くの児童が利用する重要な通学手段となりますので、安全運行と保護者への丁寧な情報提供に努めていただくことを要望いたします。

それでは、次に、市内のプールについてお伺いいたします。

今年度の予算書の中に、十四山西部小学校の水泳指導を民間委託への方針を進めているとのことですが、今後の弥富市の学校プールについての考えについてお伺いします。

本市における学校プール施設の設置状況及び築年数などの現状はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 各学校のプール施設の設置状況、そして築年数ということですが、築年数については、造ってからの経過年数でお答えさせていただきたいと思っております。

弥生小学校は49年、桜小学校は47年、白鳥小学校は51年、大藤小学校と栄南小学校は44年、

十四山東部小学校は37年、十四山西部小学校は54年、日の出小学校は12年、弥富北中学校は45年を経過しております。多くの学校プール施設が40年以上経過しておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 状況はよく分かりました。

では、各校プールの老朽化をどのように認識しているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校プールは設置後40年を経過している施設が多く、今後、更新や大規模改修が必要になると認識しております。しかしながら、少子化の進行により児童数は減少傾向にあり、将来的な利用規模を見据えた施設の在り方を検討する必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 子供の少子化や児童数の減少を踏まえ、将来的な施設の在り方を検討する必要があるとのお考えも理解いたしました。

では、次に、年間の維持管理費及び修繕費の実態はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 維持管理費としては、水質管理、設備保守、光熱水費等を要し、経年劣化に伴う修繕費も発生しており、令和7年度維持管理費は約350万円、修繕費は約130万円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 直近の維持費、修繕費の費用は分かりました。

次に、教職員が担っている管理業務及び日常点検等の内容はどのようなものがありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 教職員は、日常の水質管理、清掃、設備点検、監視業務等を担っております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 先生方の様子も分かりました。

では、次に、プール管理や監視業務に対する教員の負担について、市はどのように認識しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 水泳授業は児童の命に関わる活動であることから、安全確保のため複数体制で指導・監視を行っており、緊張感を伴う業務であると認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 水泳授業は、泳法の指導や泳力を身につけさせる指導であると同時に、教員の皆様の指導時の緊張感が伝わります。

では、事故防止のための取組はどのように実施しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 授業前の水質管理及び健康観察の徹底、児童の泳力把握に基づく指導、複数教員による指導監視体制の確保を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 続いて、緊急時対応マニュアルや訓練体制はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市におきましては、水泳授業における事故や体調急変等の緊急対応に備え、各学校において危機管理マニュアルを整備しております。

マニュアルには、事故発生時の初期対応、役割分担、救急要請の手順、保護者への連絡体制などを明記し、教職員間で共有しております。また、教職員は定期的に救命救急講習を受講するとともに、心肺蘇生法やAED使用方法について確認や訓練を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 緊急対応マニュアルの整備には安心いたしました。また、先生方が児童の命を守るための体制づくりに取り組んでいただいていることに感謝いたします。

そこで、次にお伺いいたします。民間施設へ委託した場合のメリット、デメリットをどのように整理しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 民間施設を利用した場合のメリットとしましては、屋内温水プールを利用することで、天候に左右されることなく安定的に授業を実施できる点や、監視体制の充実による安全性の向上も期待されます。

一方で、課題としまして、学校から施設までの移動時間が必要となるため、実質的な水泳指導時間が短くなる可能性があることが上げられます。加えて、移動手段の確保や委託費用などの課題もございます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） メリットとデメリットが分かりました。

そこで伺います。専門指導者による教育効果の向上についての見解はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 民間施設を活用することで、専門のインストラクターの指導により泳力向上が期待されます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） では、安全管理体制の強化につながると考えるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 民間委託することで、教員はこれまでの指導・監視の業務から監視に重点を置くことができることから、より安全な体制となります。また、事故防止にもつながると認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 民間施設を活用することで、安全管理体制の強化や事故防止につながるとの御認識は理解いたしました。その一方で、施設の維持管理や委託に係る費用面も重要な課題であると考えます。

そこでお伺いいたします。自校方式と民間活用方式の維持管理費、コスト比較についてどのような認識でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 自校方式においては、水質管理費、設備の保守点検費、光熱水費、薬剤費などの維持管理費に加え、将来的には大規模改修や更新に要する費用が見込まれます。

民間施設活用方式においては、委託料や移動に係る経費が必要となりますが、自校プールの更新費や長期的な維持管理費を抑制することができます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 自校方式だと、先々更新費用が大きくなるのが分かりました。

次に、移動時間や授業時間への影響をどのように整理しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 移動時間や授業時間の確保につきましては、学校運営に支障が出ないよう、時間割の工夫や効率的な移動方法の検討が必要と考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 現在、来年度の十四山西部小学校の水泳指導を民間委託することとしておりますが、その事業者について、民間活用についてどのようにするのでしょうか。移動時間に課題があるとお伺いしましたが、具体的にどのような事業者を検討しておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 委託先となる民間施設は、距離にして7キロから10キロ、10分から30分の範囲の事業者に協力をお願いすることを今検討しております。それにより、実質の授業時間は45分から70分程度確保できると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） では、今後の学校プールの方向性や想定スケジュールはどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 今後は、老朽化状況や修繕費用、安全性等を総合的に検討しながら、自校で行うか、民間に委託するか判断してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 今後の方向性を検討するときは、コストをはじめ多面的に判断していくことが分かりました。

最後に関連してお伺いいたします。学校プールを廃止した場合の施設活用はどう考えているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） プールの廃止後の施設活用については、現在想定されている再編校について申し上げます。

再編4小学校のうち、十四山西部小学校は、来年度から民間委託をいたします。その後、プールは解体し保護者駐車場といたします。他の大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校につきましては、学校跡地の利活用を検討する中でプールについても検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 答弁では、十四山西部小学校については民間委託後にプールを解体し、保護者駐車場とするとのことですが、子供たちの動静に気をつけて計画を進めていただきますよう強く要望いたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前10時25分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時13分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤克之議員。

○13番（加藤克之君） 13番 加藤克之です。

改めて、おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は1つ目、部活動の地域展開について、2つ目は企業誘致推進についてであります。

弥生に入りまして、春風の強い日々が続いております。頬をなでるような寒さも感じます。本当に、これからも三寒四温が続いてまいりますので皆様ともども無病息災で過ごしていきましょう。

本議場内におかれましても、花き組合の皆様からサイネリアを寄贈していただいております。ありがとうございました。

サイネリアの花言葉を少しお話ししましょう。色別に申し上げます。赤は純愛。長いですか。

○議長（堀岡敏喜君） もういいです。

○13番（加藤克之君） あまりひっかかないように。

青紫は悩める喜び、白は望みある悩み、ピンクは明るい笑顔、黄色は希望であります。ポジティブな意味を持つ喜びと、快活ある常に輝かしい希望の言葉でございます。こういう3月の時期でございますので、お祝い、また言葉を添えて送ってみてはどうかと思う次第でございます。

それでは、質問に入っていきたいと思えます。

新聞掲載にも昨年から多く取り上げておりますが、令和7年5月6日より部活動地域移行、まだまだ手探りとか、5月17日の新聞では部活動地域移行、31年度までにと、8月26日は公立中の部活指導確保、小学校体育教員が兼務、10月28日にはクラブ活動指導に人材確保をするため希望者の参画を促すとか、11月9日部活動改革、財源の法整備、国のほうが進めるわけでございます。

近年、国においても部活動地域展開が示され、本市においても今後の対応が求められておられます。令和8年1月22日には、学校の部活動の地域展開や地域連携に関わる協議会が開催され、市町村教職員の担当者が約130人参加されました。国が示す改革実行期間が始まるのを前に、情報共有や意見交換などがあり、教職員の負担軽減と持続可能な部活機会の確保という観点から以下について質問をさせていただきます。

まず初めに、国の方針を踏まえ、本市が目指す部活動地域展開の具体的な姿はどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 国が示すガイドラインによれば、少子化が進む中で将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動における機会の確保・充実を図ることとしております。その中で、休日部活動については、原則、改革実行期間である令和8年度から令和13年度の間に

休日部活動を地域展開することを目指すとしています。

本市では、国のガイドラインに沿い、令和9年9月から休日部活動を廃止し、地域に展開することとしております。平日の部活動についても、令和13年度を目途に廃止することとしております。

本市は、部活動にはないフライングディスク競技やドローン操作、木工教室など多種多様な活動や学校の垣根を超えた仲間とのつながりを大切にしながら、継続的な地域展開を目指します。また、地域の様々な人や幅広い世代と交流しながら豊かな人間関係の醸成、さらには地域社会の理解など子供たちが多面的に成長するような地域展開を目指してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 休日部活動令和8年から13年、そしてまた新しい部活にないクライミング競技やドローン競技、木工教室など、そしてまた新たな部活動も当然に出てくるかなと思います。ですから、その新しい分野にも、やはり我らの市もいち早く取り組むということも今後大事なかなと思う次第でございます。

引き続き次の質問に移ります。

現在の進捗状況と今後のスケジュールをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在は令和9年9月から休日部活動の地域展開に向け、その活動主体団体となるスポーツ競技団体や文化芸術団体に参画していただけるよう、競技団体や地域の文化活動団体、企業、事業者などに声をかけ、調整をしております。また、指導者確保についても同様に声がけを進めております。

子供たちや保護者については、機会を捉え小学校を中心に説明会を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 小学校を中心に説明会も行っているというわけでございます。

いち早く、これは昨年、その前から進んでおる状況かなと思います。部活動地域支援コーディネーターの方が中心で行っていただいている状況だと思います。早く保護者の方、子供さん、情報提供するということが大事だと思いますので、早急にまた進んでいることを、1年1年大切でございますので、どうぞ我らのまちが保護者の皆さんにとって優しい、そういう施策を進んでいるんだということで取り組んでいることはよろしいことだと思う次第でございます。

引き継いで、業務を担う運営体制をどのように考えておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 部活動の地域展開は、地域において継続的に活動を展開するものであり、本市としましてはその活動が担える団体等に事業委託等を検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 事業委託という言葉が出てまいりました。いよいよ進むかなという、その中で少しずつ質問をまたしていきます。

4番目と6番目を含めながらの1つの質問をさせていただきます。

地域展開を担う団体、また事業者に対するどのようなことを求めていくのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本事業は、学校部活動廃止後における放課後の子供たちの居場所づくり事業でございます。

行政と連携し、人件費や練習時間、研修体制等について、国のガイドラインに沿った運営が可能な団体、事業者が求められます。また、地域密着の事業であることから、地域の方々による運営、指導が望ましいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） そのとおりだと思います。

地域の方、くまなくお声かけできる場所はお声かけていただいて、そして対応してもらえる方を一人でも多く確保していくのがいいのかなと思います。

その中で、その事業委託をする中で、市として所管部署はどこを想定しておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） これまで学校教育が担っていた授業後の活動について、今後は地域にその居場所を設け、生涯学習教育として運営していくことから生涯学習課が窓口となり学校教育課と連携し進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 今の段階では、生涯学習と教育課で進めていただきたい。当然だと思いますね。この窓口じゃないと、市民の皆さん方がどちらかに行けば話が通じるわけでございますし、また困ったときは職員同士も情報共有ができるわけでございますし、必ず市民にとっていい形というのをまず、今の段階はこの部署の形で進めるということによろしいかと思う次第でございます。

次に、質問をさせていただきます。

指導者確保についてでございます。各種目における指導者確保はどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） スポーツ協会等や各種団体への声かけにより、適任者の紹介や推

薦をいただいたり、指導者募集チラシにより広く募集をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 指導者募集チラシというわけですが、実は二十歳の成人式のときに、こちらのチラシが成人式のときに配られまして、募集をしっかりとしていこうという市の進め方があったわけですが。

その中で再質問します。

教育長に、二十歳の成人式のときに、中学生の部活動指導募集のお話をされておられましたし、また挨拶の中でも二十歳の皆さんに強い言葉とお願いのお話をされておられました。その反響は何かございましたか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 御答弁申し上げます。

先ほどお示しされたように、1月11日に行われました二十歳のつどいにおきまして指導者募集のチラシを配布いたしました。そうしましたところ、4名の方から登録をいただきました。種目につきましては、吹奏楽、剣道、野球、バレーボールでした。

現在、それぞれの方々に個別に連絡を取らせていただき、希望される曜日、時間帯等をお聞きしている段階でございます。これを今後は学校にお伝えして、学校のニーズとのマッチングを進めてまいりたいと考えております。

今後このような機会を積極的に捉えて、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 教育長ありがとうございました。

本当に反響があってよろしいことだなというふうに思いますし、二十歳の子供たちが自分のまちに関心を持つ、そして住み続けるんだと。そして、次の子供さんたちのために、地域のためにやるぞというお言葉があったと思いますが、そういう成人の方がおられたということは頼もしい限りでございます。

そういう中を進める中で、人材バンクの活用や公募制度の導入などの具体策は考えておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 海部津島の7市町村教育委員会は、指導者募集に当たりより広い地域から確保するため、現在、海部地区全体で指導者確保を行うよう取り組んでおります。これにより、指導者希望の方に人材バンクの登録をいただき、その中から条件に合った指導者をお願いするものでございます。この仕組みで、多様なスポーツ・文化芸術活動の指導者が確保できることを期待しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 指導者確保というのは本当に大変だと思いますが、少しずついい形で弥富市版をつくりながら、その指導者の確保は当然のことだと思いますので、共に声かけをしていく。私も当然ですけども、声かけはしておりますがいろんな方に。やはりこれは根強くしていけないといけないかなと思いますので、しっかりと取り組んでいきたいなというふうに思います。

人材バンクは、昨年、県のほうも進めておられました。そういう意味で、弥富市の方のお父さんたちも登録をされた方もおられました。そういう意味で関心のある方もおられますので、少しずつ幅広く進めていきたい、そういうふうにする次第でございます。

続いての質問ですが、指導者の質をどのように確保して、研修もこれはないといけないかなと思っております。このような体制づくりについてどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在、本市が部活動指導員に実施しているコンプライアンス研修に加え、事業委託先事業者には、事故対応等も含めた運営に必要な研修を課していく予定でございます。

質の高い指導者の確保は、子供たちの競技等の技術向上や健全な指導・運営につながると認識しており、研修体制の整備には注力してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 本市は、昨年からはモデル事業として、十四山グラウンドにて野球を進めておられます。その中で、今も人数も生徒は増えてきて、そしてよい環境で体制づくりをされております。指導者の方も学校の先生と情報を共有し、よい環境で保っておられます。

そして、今後は文部科学省は地域クラブ活動を認定し、低価格の参加費、また過度な活動時間、そして不適切行為防止のための日本版DBS活用も検討していくことも大事かと思う次第でございます。そういう意味で、しっかりと安全対策を市側としては努めていただきたい、そう思う次第でございます。

次に、質問を移ります。

今後、地域展開を担う事業団体や事業者が継続的な事業費、活動費を市はどのように関わっていきますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 事業運営費につきましては、受益者負担として保護者からの会費と市からの事業委託費を見込んでおります。そのほかには、国や県の活動補助金を活用することを考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 国は、地域によってリソースの差もあります。丁寧に耳を傾けながら、それぞれ対応できるよう予算を確保していかなければならないと、スポーツ庁長官の言葉でございます。市としても要望に出向いてもらい強くお願いをしていただきたい、そういうふうに思う次第でございます。

最後の質問になりますが、市長にお伺いをいたします。

市長の基本的な考え方と今後の本市の状況をどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） これまで学校内だけでの部活動だったのが、地域の資源を生かし、多種多様なスポーツや文化芸術活動を通して子供たちが成長する環境を整えることで、健全な精神の育成につながると期待をしておるところでございます。

今後、地域の皆様と協力し、持続可能な体制を築いていくことが重要であり、この取組を通じて子供たちが地域社会との関わりを強め、その魅力を再認識し、大人になったときに、今度は自分が次の世代の子供たちに関わっていくように脈々とつながっていく環境づくりができればと考えているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） そうですね。

だから、継続的な事業だということでございますので、どうぞ進めていただき本市も卓球の選手やなぎなたの選手や、様々なスポーツや音楽や文化の方々たちは全国大会にも多く出場を果たしておられます。いずれはオリンピックの代表やプロになっていく子供たちの夢を、我々が指導者に託しながら、また応援をしていくということの教育環境の充実を取り組んでいくことが大事なと思う次第でございます。どうぞ前向きに進めていただきますようお願いを申し上げます。

引き続き2つ目の質問に入りたいと思います。

企業誘致の推進についてでございますが、本市の将来財政基盤強化と雇用創出の観点から、企業誘致のさらなる推進に、本市は名古屋港西部に位置し、そして交通アクセスや物流面でも高いポテンシャルを有しております。

その中で、視察に行きました兵庫県淡路市は、平成20年助成金や税制優遇措置等、積極的に企業誘致に取り組んでおられました。人材サービス大手の誘致に成功し、宿農を目指す農業ベンチャー支援事業からスタートし、その後も淡路島では多くの事業を進めている都市でございました。令和2年には本社の企業を淡路市に一部移転をするなど、今や豊かな食を生み出しておられます。この地域で働く人が安心して暮らせる住環境、観光地としてコンパクトシティーの実現にも向かっておられました。

本市でも見渡せば、今は全国各地に人口減少、税収の確保、若年層の市外流出などの課題も抱えております。そういういろいろな観点を含めながらで質問をさせていただきます。

まず初めに、現在の企業立件数及び過去5年間の誘致実績はどのようになっていますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 現在は、企業立地のための産業用地確保に向けて働きかけている状況ですので、直近5年間における企業立地件数及び企業誘致実績はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 企業におかれましては、十分な産業用地が必要ということで、まだまだこれからかなという話でございます。

次の質問に移ります。

企業誘致における固定資産、法人市民税等の税収効果はどのように分析をされていますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和6年度決算と10年前の平成27年度を比較しますと、固定資産税につきましては21.6%の増、約9億8,624万円の増加となっております。

法人市民税につきましては、5.1%の増、約2,552万円の増加となっております。

本市への企業進出の影響につきましては、名古屋港後背地として大規模物流施設の立地が進み、固定資産税増加の主な要因となっております。また、法人市民税につきましても、新たな法人の操業開始による増収事例もあり、税収を支えているものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 令和5年に大型物流施設、こちらにも設置されまして企業誘致されまして、多くの税収が見込まれておられました。また、新たな法人操業開始というのも、こちらにも湾岸のほうにあるわけですが、税収を支える上では、やはり大型物流施設やその他の新しい法人会社を取り組むことの体制が整って、これだけの増収があるというわけでございますから、引き続き今の状態を保ちながらしっかりと運営をしていただきたい。

次に移ります。

近隣自治体との比較をした本市の強みと弱みをどのように認識をしておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市の臨海部には、中部圏のものづくり産業を支える名古屋港の一翼を担う弥富埠頭及び鍋田埠頭が整備され、物流施設や工場が数多く立地し、本市及び周辺地域の経済活力の基盤となっております。

また、名古屋港の後背地となる本市の南部地域には、弥富市都市計画マスタープランにおいても広大な敷地と湾岸弥富インターチェンジをはじめとする広域交通ネットワークを生かし、新たな工業用地の整備・確保を図り、流通業務、ものづくり産業等の立地誘導を進めるための新産業エリアとして位置づけており、近隣自治体に比べ高いポテンシャルを持ったエリアであると考えております。

現在は、本市における南北の交通ネットワークが西尾張中央道に集中していることから、地域高規格道路として国が計画する一宮西港道路が早期実現となるよう、引き続き働きかけていきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 強みの話はしっかりと御理解をして進んでいる状況だと思います。これをさらに強めていただきたいというふうに思います。

一宮西港道路、市長も副市長も一生懸命お話が出る、会話の中でもあります、やはり働きかけをどんどんしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

港湾、高速道路網を生かした物流製造の業務の誘致戦略はございますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 現在、民間需要を踏まえた利活用方針の検討業務として行っておりますサウンディング調査の結果を分析した上で成長分野及び本市に求められているターゲット分野や企業などを絞り込み今後の誘致活動に生かしていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） サウンディング調査、しっかりとこのターゲット分野を主として製造か物流か見極めていく、このサウンディング調査だと存じます。しっかりとこちらのほうもどのように市として進めていくか、企業をどのようにお願いしていくか、話をしていくか、そういうことを進めていただく。どうぞしっかりとサウンディング調査を基に進めていただきたいと思う次第でございます。

次に移ります。

本市にとって今後の造成する計画はございますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市では、弥富市都市計画マスタープランで新産業エリアに位置づけられた南部地域約12ヘクタールにおきまして愛知県企業庁とともに工業系土地利用の開発について進めており、企業誘致の受皿となる新たな産業用地として期待しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） この南部地域、約12ヘクタール、新聞でも出ておりましたし、愛知県の企業庁と共にしっかりと取り組んで進めていただきたいと思いますという次第でございます。

引き続き質問に入ります。

企業から寄せられる立地ニーズや市として対応できていない課題は何か、こちらについて御質問をさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 令和7年10月から11月の期間にて、産業振興課で行いました魅力あるビジネス環境整備に関するアンケート調査の結果によれば、本市の魅力として、主要都市や港湾との距離及び交通の利便性が上位として上げられており、周辺的环境条件が立地に伴うニーズの一つであると捉えております。

まずは本市として、公有財産の未利用地の利活用及び愛知県企業庁の開発検討地区や土地区画整理事業における企業誘致業務を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 土地が確定するまで、十分に確保できていない状況の中で進めるのも難しいと思いますので、確保して着実に進めていただきたいと思います、そういうふうな思い次第でございます。

引き続き質問に入ります。

補助金や税制優遇の拡充を検討してはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市において実施していた企業立地に対する奨励措置は、当初の目的を果たしたと考えておりますので、今後は企業に寄り添った施策について研究してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 他の近隣自治体とも施策を参考にさせていただいて取り組んでいただきたいなと思います。

そういうことで、あま市なんかは令和10年に企業誘致も進めていくというお話もございませぬので、どうぞ参考にさせていただきたいなと思います。

次の質問に入ります。

市長自らが企業訪問やトップセールス、そのような実績を行っておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私自ら、地元企業や指定金融機関へ企業訪問等を行っております。

また、企業からの問合せがあった際には、企業ニーズの情報等を蓄積し、企業誘致の活動

につなげてまいりたいと考えております。

今後は、愛知県主催の産業立地セミナーが東京や大阪で開催をされ、セミナーでは首長による講演の機会がございますので、トップセールスに行つてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 当然、市長もしっかりと考えておられますので、トップセールスに行つていただきたいなと思います。

企業には従業員の住宅や生活環境など、あらゆる点がございまして、要望に対することも御用聞きだと思ふ次第でございます。どうぞ弥富市の強み、PRをしていただいてフォローアップに努めていただきたい、そういうふうと思ふ次第でございます。

次に、質問を移ります。

昨年11月、中日ドラゴンズは2軍の本拠地の移転計画を示され、老朽化の進行やまた地域の土地の拡張など制限がございますが、2030年前半に移転をする予定のお話ございました。愛知県、岐阜県、三重県の自治体からも多くが今は手を挙げられておられます。そういう意味で株式会社中日ドラゴンズという会社も視野に入れながら今後、本市としても企業誘致におかれる5年間ぐらいのめどを何か目標の件数は考えておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 今後5年間の企業誘致目標件数について、現在は定めておりませんが、公有財産の未利用地の利活用及び企業庁による開発や土地区画整理事業が進むことで、多くの優良企業を誘致できるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 情報をしっかりとつかんで、そしてまた土地も整えて、そして企業誘致につなげていく。これは課長の答弁で分かるとおりに進んでいただきたい、そのように思ふ次第でございます。

引き続き質問に入ります。

どの産業分野を重点ターゲットとして考えておられますか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 先ほども答弁しましたように、サウンディング調査の結果を分析した上で、成長分野及び本市に求められているターゲット分野や企業などを絞り込み、これらを踏まえ企業誘致を推進することを考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） どの企業を見極めていくかということで、しっかりと強いお気持ちの市側の考えがよく分かりました。その中で、いろいろな全国の自治体で、結構、企業誘致をするにおいて、市町村はじめ各庁舎内でも企業誘致の専門部署を設置している自治体もご

ございます。

そこでお伺いをいたします。

本市におかれましても、企業誘致専門部署の設置を検討してはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 企業誘致は、地域経済の活性化、雇用の創出、税収の増加につながり、持続可能なまちづくりを進める上で重要であると認識をしております。

本市では、企業誘致は産業振興課産業労働グループが担当しており、企業訪問による情報収集やアンケート調査など、持続可能な地域経済の発展を目指して取り組んでいるところでございます。

今後につきましては、本市の企業誘致の状況などを踏まえ、必要が生じた場合には組織体制の見直しを検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 企業誘致の専門職員の配置や手続や届出、各種認可なども、企業立地に関わるワンストップサービスも推進していけるのではないかなと思う次第でございますので、部長のしっかりとした考えをそのまま進めていただきたい、そういうふうにする次第でございます。

最後の質問に入ってまいります。

市長の企業誘致に対する取組、率直にお伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども御答弁申し上げましたが、私自ら企業訪問のほか、令和6年度におきましては、私と担当と共に本市が今後企業誘致を進める上で参考にするため、企業誘致の先進地である多治見市へ訪問し、組織体制や誘致方法、企業に対する支援策などについて意見の交換を行ってきたところでございます。

多治見市におきましては、市が独自の山をたくさん持っておりまして、そこを切り開いた企業誘致が多く行われておりまして、ちょっと本市とは違ったなということでございますが、でも勉強させていただいたところでございます。

そして、本市の南部地域におきまして、平成30年度から進めてまいりました愛知県企業庁による工業系の土地利用につきましても、令和6年3月に開発検討地区に位置づけられたことで、着実に事業化に向けて進めております。

なお、この地区につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたが、本市の強み、弱みということで、弱みといたしましては、やはり海拔ゼロメートル地帯が市域ほぼ全域であるということが弱みとなるわけでございますけど、この地区におきましては、港の背後地、ま

た公共交通、交通網の発達ということもあり、どうしても物流ということになるわけではございますが、できましたら、本市といたしましては、やはり製造業を誘致したいと思っておりますものですから、またいろんな情報収集しながら進めてまいりたいと思っております。

今後は、これらを踏まえ、中部圏の社会構造や産業構造の変化を的確に捉え、周辺の営農環境や集落環境に配慮した上で、必要と認められる地域において産業用地の確保に努めてまいります。

また、本市の持つビジネスメリットである全国や世界へ開かれた交通インフラとして、充実した道路ネットワークや鉄道網及び日本経済を牽引する名古屋港に隣接していることで、ビジネスの成功には不可欠な要素が広がっていることを伝えていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○13番（加藤克之君） 市長の熱い思いが伝わってまいりまして、しっかりと取り組んでいる姿が分かる次第でございます。

全国各地も、非常に、2023年埼玉県の入間市、2024年には福井県の小浜市、また三重県の鈴鹿市と企業誘致の推進戦略ということで、それぞれ自分のまちをよくしよう、その中のキーワードは7つほど私たちのまちにもあるかなど。共通する部分はどこの自治体も同じかなというふうに思う次第でございます。

1つ目は、財政基盤の確保、2つ目は雇用機会の創出、3つ目は地域経済の活性化、4つ目は魅力あるまちづくり、5つ目は人口定着、住居環境、6つ目は切れ目のない子育て施策、継続的に行う、7つ目が高齢者、安心して優しい施策、これを本市も目指していくことも大事なかなと思います。

そのようなことを踏まえながら、今後も前向きに取り組んでいただきたいと要望して、今回の質問を納めます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、板倉克典議員。

○6番（板倉克典君） 6番 板倉克典です。

通告に従い一般質問いたします。

まず、小学校遊具と保守点検と改修に関して質問してまいります。

児童は校庭にある遊具で遊ぶことを通じて、たくさんのことを学んでいます。順番を守るという社会性や協調性、自分なりの遊び方を考える創造性などあると思います。質問してまいります。

なぜ弥富市立小学校には遊具があるのでしょうか、法的根拠があるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小学校の遊具を設置する明確な義務規定はございませんが、学校教育法に定める心身の発達を図る教育環境の一環として整備しております。児童の遊びと学びを通じて、身体的、社会的、精神的な成長を支援する役割を担っております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 遊具の保守点検をする予算が組まれ、遊具は定期点検されています。遊具保守点検報告書として記録も残されています。

伺います。小学校で遊具の保守点検をする法的根拠はありますか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小学校における設備の保守点検は、学校保健安全法第27条に基づき安全義務が課せられています。

また、学校保健安全法第28条では、遊具を含む学校施設について定期点検を実施することを定めております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 遊具保守点検は年に4回、専門業者によって行われ、報告書は学校教育課に出されていますが、各遊具に評価が出ています。

専門家による各小学校の遊具の点検結果の評価、A B C Dの各内容を答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 専門業者による遊具点検の4種類の評価については、A評価は全てが正常で安全に使用が可能である。B評価は軽微な修繕が必要だが使用は可能である。C評価は、問題があり修繕が必要であり使用の制限が必要である。D評価については、危険箇所があるため使用不可という判断基準がございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 事務局の方、写真1をお願いします。

上の2つ、弥生小のバスケットゴールです。2つとも判定Cで使用可能です。どちらもフレーム腐食、リング腐食、ボード腐朽などです。木材は腐食と言わず腐朽といいます。

下の2つは、十四山東部小ですが、左はリングがなくて使用不可、右は見えない部分のポルト欠損とパネル部分破損で使用不可です。見た目では分かりにくいということが言えます。

バスケットが好きな少年少女はこのボールの状態を見てがっかりするのではないのでしょうか。バスケットボールというスポーツの名前の由来は、籠にボールを入れるというところから始まっていますが、もはや弥生小のバスケットゴールはただの輪です。

小学校の校庭は在校児童以外にも遊ぶ場所です。休みの日などに、在校児童が家族や親戚やいとこなどと運動をしたりもしています。体育館には入れないので、外でバスケットをします。ビジターの人たちはびっくりします。

バスケットのリングネットは決して高価ではありません。行政のルールで購入ルートが限定されているのかもしれませんが、安く販売されています。修繕とか改修工事とかのレベルではなく、つけるだけです。2個セットで数千円です。なぜすぐにできないのか、お金の問題か、命に危険はないということやらないのでしょうか。

写真はありますが、白鳥小のバスケットゴールのネットは全て破損しています。各小学校で遊具の保守点検の評価はまちまちですが、質問してまいります。

各小学校の遊具修繕の順番はどのような基準でやっていますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 修繕の優先順位は、遊具の使用頻度、使用状況や危険性及び修繕コストを考慮し決定しております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） リングネットがなくても危険性はないですから、優先順位が後ろになっていると捉えています。修繕コストというような重いレベルではありませんので、市内小学校のバスケットの朽ち果てた、ゴールネットをつけてください。要望します。

続けて、弥生小のことを聞きます。

令和4年度に弥生小の長寿命化改良工事がありました。校舎の耐久性が上がり、環境機能も向上して、今後何十年もまたたくさんの児童が通学するわけですが、長寿命化工事の中で遊具の長寿命化に向け、遊具を改修する工事をしませんでした。

質問します。

弥生小の長寿命化改良工事をした際、なぜ同時に遊具の改修工事をしなかったのでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 長寿化改良工事は、建物の老朽化対策を主目的とした予算と計画に基づいて実施されており、対象範囲が建物本体であり、遊具については対象外でした。

また、当時の調査では、遊具は直ちに改修が必要な状態ではなかったと判断し、建物本体の整備を優先いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 児童にとっては、遊具が生まれ変わって全てきれいになることは記憶に残ります。校舎の長寿命化できれいになった校舎の記憶と共にと思います。

弥生小の長寿化改良工事ですが、その後、弥生小の登り棒、ロープ登りが改良工事後に今年度1回目、日付でいいますと6月12日の点検ではD判定となっていて、その後修繕されることなく撤去されました。

質問します。

6月に弥生小でD判定、使用不可とされた遊具をなぜ修繕せず撤去したのか、4月以降新設するのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 使用不可の遊具は安全確保を最優先に考え、撤去する決定に至りました。また、新設については学校と調整し、要望があれば検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 長寿命化改良工事の際には、遊具のことは予算外であるから気にしていなかったということだと思います。そして、通常の遊具保守点検ではDランクはなかったので、改修もないということかとも思います。結果的に3年ほどでDランクになったので撤去したと、つまり廃棄処分したということです。遊具に対する愛が教育行政に足らなくて、遊具が使い捨てのようになっていると感じています。

続けます。

事務局の方、写真2をお願いします。

藤の花が咲く藤棚に関して伺います。まず、白鳥小の藤棚に関してです。

藤棚は遊具の扱いで、遊具保守点検の対象になっています。白鳥小学校に藤棚は存在しますが、今年度の保守点検の対象遊具のリストに入っていないです。存在していないものにしてしまうのでしょうか。

質問します。

なぜ白鳥小学校の藤棚は遊具リストに入っていないのでしょうか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 白鳥小学校の藤棚は、子供たちが日常入るエリアではないため、遊具リストには入っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 藤棚が遊具扱いであり、リストに載るからこそ保守点検の評価がされます。別の言い方をすると、支柱が朽ち果てていたりして危険でも、点検対象でないから存在できるということにもなります。違う見方をするなら、リストに入れることで学校や教育委員会を守るということにもなります。リストに入れたほうがいいんじゃないでしょうか。

藤棚に関して続けます。

森津の藤公園の樹齢350年以上と言われる藤が大変きれいです。先人も観賞してきた歴史のある藤が弥富にはあるので、各小学校にもその影響で藤棚があるものと私は思っております。歴史のある森津藤がある弥富市内の各小学校の藤棚の扱いをどう考えていますか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 藤棚は、可能な範囲で子供たちが藤に親しむ機会が持てるよう、維持管理に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 事務局の方、写真3をお願いします。

そのような藤棚ですが、弥生小では今年度C判定の後、藤棚が撤去されています。D判定ではなくC判定です。十四山西部小では、2か所ある藤棚のうち、工事エリア内の一つの藤棚が撤去されています。そもそも藤棚が現在存在しない小学校もあります。藤の花や藤棚に重きを置かれていないと感じています。

2年後、小学校4校がよつば小になります。小学校再編整備方針でも、4校の学区それぞれの地域の特色を学ぶ、そして自身の地域を誇りに思うとともに、互いの地域を尊重する態度を育てていくとあります。

さて、写真ですが、藤棚の藤の種です。さやが緑色から茶褐色に変色して、そして破裂して種が落ちます。写真の真ん中辺りです。

大藤小学校の名前の由来は藤の花から来ていると思っております。大藤小の藤の種をよつば小で配布するとか、発芽させて大藤小学校の藤をよつば小で花を咲かすなどできないかと思っております。それは各地域の特色を学ぶことになるのではないかと思います。一つのアイデアです。

写真ありがとうございました。

さて、続けます。

昨年11月に開催された市政報告会の中で、市民からの質疑応答のコーナーでの話です。栄南小の滑り台やブランコが使えないが、あと2年で廃校になるから必要ないという考えではなく使えるようにしてほしいという要望に対し、市長は、話は聞いており、できれば年内、遅くとも1月中には直すように指示してあると答えられて、実際、2月初旬には修繕されています。

事務局の方、写真4をお願いします。

写真は栄南小、十四山東部小、そして栄南小にまだある、市長の指令からも漏れた使用不可の遊具です。

大藤小、十四山東部小でも廃校になるということで、諦めてほしくないと思っています。現在小学4年生以上の大藤小、栄南小、十四山東部小の児童たちはよつば小へ通うことはありませんから、現在通学する小学校の遊具が全てです。市長じきじきの修繕要請以外の遊具も修繕してください。

質問します。

あと2年で統合となる栄南小、大藤小、十四山東部小にあるD判定で使用不可の遊具を修繕する考えはありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 再編校に限らず、D判定となった遊具につきましては、修繕できるものについては、直して使用する方針です。

また、経年劣化が進み安全基準を満たさないものにつきましては、撤去いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 修繕できるものは直すと考えている間に、2年たってしまうことがないようによろしくをお願いします。

よつば小に生まれ変わる十四山西部小で、工事エリア内にあった遊具が軒並み撤去されています。その中には使用可能のものも不可のものもありました。よつば小開校に向けた十四山西部小工事エリア内の、使用可能な遊具をなぜ工事エリア外に移設しなかったのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 工事エリア内にあった砂場やバックネットについては、工事作業に支障を来すおそれがあったため一旦取り除いておりますが、開校時には設置いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 事務局の方、写真5をお願いします。

十四山西部小の工事エリア外の昨年秋まであった遊具が、D判定は軒並み撤去、C判定もたくさん撤去しています。方針が分からないと感じています。

写真は現在の十四山西部小の残り少ない遊具です。

全て現在C判定ですから、手をつけないとD判定で使用不可はもう目前です。よつば小ができるまでに遊具の維持をどうしていくのかですが、質問してまいります。

新たにできるよつば小に設置される遊具は確定していますか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） よつば小学校に設置する遊具につきましては、現在協議中ですが、児童のニーズを調査することも考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 児童のニーズとなると、遊びようのない藤棚は選ばれませんので、各地域の特色を継承するためにも、学校教育課の考えで藤棚もぜひニーズに入れてください。大藤小学校では校歌でも藤の花が歌われています。

続けます。

統合される小学校、大藤小、栄南小、十四山東部小の遊具を修繕して、よつば小に移設する考えはありますか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在のところ、遊具の移設は考えておりません。十四山西部小学校の既存の遊具と不足する分は児童のニーズを参考に新設してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） このままですと、D判定で遊具がなくなる勢いですから、新しい遊具を立派をお願いします。

では、児童が遊具で遊ぶことの意義を教育の観点から答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 児童の遊具遊びは、学びの基礎となる重要な経験となるため、教育的に大きな意義を持ちます。

登る・ぶら下がる・バランスを取るといった多様な動きは、手先や指先を上手に使うといった身体の巧緻性を養うだけでなく、遊びの中で順番を守り、ルールを共有し、年下の子を思いやることで、他者への配慮を学びます。

また、遊びを通して、どこまでが安全かを自ら判断する危機管理能力や、ここまで頑張ってみようと目標まで挑戦しようとする意欲を通じて、自己肯定感を育みます。

このように、遊具での遊びは、学びの基礎となる重要な経験と考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 遊具はできる限り修繕し、そしてどうしても持続が困難であれば、なくして終わりではなく新設を常に考え、心と体の記憶に残る遊具の提供をこれからもよろしくをお願いします。

次の大きな質問に参ります。

小学校管理運営事業の金額、予算などに関して質問してまいります。

遊具保守委託料が5年前の令和2年は33万円で、令和7年の予算では52万8,000円と約38%ほど上昇しています。遊具が増えたのか、点検内容や回数が変わってきているのか、あるいはほかの理由があるのかというところですが、伺います。

遊具保守委託料がこの5年ほどで大きく上昇している理由は何でしょうか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 遊具保守委託料の上昇は、業務内容を定めた仕様書に変更はございませんが、現場に派遣される技術者の人件費が大幅に増加しています。このことが保守委託料の上昇に反映されていると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 遊具が減っている中で委託料が増えているので質問しました。続けます。

事業費の修繕費とは、主に何に使われているのでしょうか。遊具修繕にも使われていますか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 修繕料は、主に施設や遊具の維持管理を目的として支出しております。学校環境を維持するために重要な予算として、軽微な工事や運営上必要な小規模修繕、予期しない故障や損傷が発生した際の緊急修繕にも対応するための予算としています。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） やはり遊具よりも施設の維持管理が優先になると想像できます。C判定の遊具をB判定にするより、校内の施設の維持管理が優先になると想像します。

令和7年度予算の小学校管理運営事業の事業費、修繕料は582万3,000円で市内の小学校8校で割ると約72万円ですから校内の何か修繕に使えば遊具に回す予算はほぼないと考えます。

小学校の遊具の修繕や新規設置は、小学校修繕等工事請負費のみから使われているという認識でよいでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校遊具の修繕や新規設置は、各小・中学校の修繕費と工事請負費で対応しております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 業者の遊具点検の評価は厳しいとは思いますが。各小学校を合計して154個ほどある遊具で、A判定は3つほどで、割合は2%にもなりません。それほどしっかり点検されているとも言えます。最も多いのがC判定で約67%、これはD判定予備群ですから、修繕の計画が立てられます。

しかし、小学校修繕等工事請負費は令和7年度予算で約1,080万円で、市内の小学校8校で割ると1校約135万円。予算が少な過ぎてその影響で修繕が遅くなっているとも感じています。ましてや新設など遠い話となり、結果、D判定は撤去の方向、C判定でも十四山西部小のように撤去となり、遊具が使い捨てのようになっていると感じます。

質問します。

予算が少なく小学校の使用不可遊具を修繕しないことは、第5次行政改革大綱に基づき、

経費削減でお金を浮かす考えから来ていますか。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 第5次行政改革大綱は限られた財源の中で効率的に行政サービスを提供するための取組であり、民間活力の導入や多様な主体との連携を強化し、最小の経費で最大の効果を発揮することを目指しています。使用不可の遊具につきましては撤去する等適正に判断し、修繕できるものについては、安全性と利用状況や必要性を慎重に見極めて行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 今の修繕のペースではB判定がすぐにC判定となり、D判定となっています。しっかり予算をつけないと使用不可の遊具ばかりになってしまいます。小学校管理運営事業の予算が減っていて、その中の小学校修繕等工事請負費も減っています。遊具の材料費なども上昇し、金額は現状維持では安全な遊具とその数量が維持できません。

最後の質問です。

小学校管理運営事業の金額、そして小学校修繕等工事請負費を上げて遊具の修繕にお金を使ってください。予算が必要です。答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 遊具の修繕については、引き続き児童の安全を第一に考え、適切な修繕を行ってまいります。

今後も効果的に遊具修繕を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 児童は必ず遊具で遊んでくれますし、必ず遊具は劣化します。修繕が必要になるほど遊んでくれてありがとうと設置や修繕する側の大人は言わなくてはならないとすら思います。しっかり予算をつけることを要望します。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時40分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時32分 休憩

午前11時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、早川公二議員。

○15番（早川公二君） 15番 早川公二でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

冒頭の議長のお言葉どおり、簡潔明瞭に質問をさせていただきます。市側は前向きな答弁をよろしく願います。

それでは、早速質問させていただきます。公共施設利用料についてであります。

5月から公共施設の利用料が上がるわけですが、自治体公共施設利用料の値上げには、財源の確保と利用者負担の公平性確保というメリットがある一方で、利用者の負担増大や利用機会の減少といったデメリットが考えられますが値上げの目的をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 使用料改定につきましては、値上げそのものを目的とするものではなく、利用する人が相応の費用を負担するという受益者負担の原則に基づき、社会情勢に適切に対応することを目的として、定期的に見直しを行っているものでございます。なお、このたびの改正により使用料が下がる施設もございます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） そうですね。受益者負担の原則に基づき、社会情勢に適切に対応することを目的としているということは私も理解をしております。

私もこの議案には賛成をしたものですから、賛成したということで、これからの質問を続けさせていただくわけですが、やはり一部の市民から不安の声も上がっているということで、今回質問するという事になっておりますので、よろしく願います。

利用者の推移をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 各施設の利用者数を、施設名、各年度の順番で申し上げます。なお令和7年度に関しましては、令和8年2月末現在での数字になります。また、市内団体、市外団体と区別しての集計を取っておりませんので、各施設全体での数字になります。なお、総合福祉センター及び十四山総合福祉センターは、浴場及びカラオケ利用者分を除いて報告させていただきます。

総合社会教育センター、令和5年度、8万3,832人、令和6年度、8万3,312人、令和7年度、6万5,570人。

次に、白鳥コミュニティセンター、令和5年度、3万7,690人、令和6年度、2万4,120人、令和7年度、3万2,813人。

続いて、南部コミュニティセンター、令和5年度、1万6,905人、令和6年度、1万6,720人、令和7年度、1万7,766人。

次に、十四山スポーツセンターです。令和5年度、6万2,199人、令和6年度、5万8,975人、令和7年度、9万3,721人。

十四山体育館、令和5年度、1万2,558人、令和6年度、1万2,610人、令和7年度、1万

3,159人。

農村多目的センター、令和5年度、1万2,452人、令和6年度、1万227人、令和7年度、1万252人。

農村環境改善センター、令和5年度、2,808人、令和6年度、2,855人、令和7年度、3,798人。

総合福祉センター、令和5年度、2万8,792人、令和6年度、3万7,812人、令和7年度、2万6,985人。

十四山総合福祉センター、令和5年度、6,999人、令和6年度、6,497人、令和7年度、7,649人。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 変化のあるところとないところがあるわけですが、総合社会教育センター、白鳥コミュニティセンター、南部コミュニティセンター等は多分年度によって工事のため減って、ただ、工事後はちゃんと戻っているということで理解をさせてもらってもよろしいんですかね。

あとは、増えているところでいいますと、十四山スポーツセンター、令和6年度、5万8,975人から令和7年度には9万3,721人。これは調べたところ、大会が増えたということで、大きく増えているということが理解をできます。十四山体育館においても、6年度、1万2,000が令和7年度、1万3,000と1,000人ほど、これも団体が増えたということで増えております。あとは、農業環境改善センターも増えております。これも団体が増えたということで調査をしました。

あとは減ったところがあるので、総合福祉センターが、令和6年度が3万7,000人だったものが、令和7年度が2万6,000と、テレビでこの数字だけ見ていると大きく減ったなと感じる人も見えるかもしれませんが、私が調べたところ、利用する場所が変わったというふう聞いておりますので、決して利用者が市外へ行ったとか、団体が減ったとかということではないということは御理解をいただきたいところでございます。

それでは、次に行きます。

使用料の推移についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 各施設の使用料を施設名、各年度の順番で申し上げます。数字の根拠につきましては、先ほどの利用者数の推移と同じでございます。

では初めに、総合社会教育センター、令和5年度、370万8,290円、令和6年度、414万8,440円、令和7年度、342万2,910円。

次に、白鳥コミュニティセンター、令和5年度、107万7,910円、令和6年度、58万8,210

円、令和7年度204万7,280円。

次に、南部コミュニティセンター、令和5年度、44万400円、令和6年度、62万7,770円、令和7年度、54万1,400円。

十四山スポーツセンター、令和5年度、332万3,690円、令和6年度、317万6,390円、令和7年度、347万3,760円。

次に、十四山体育館です。令和5年度、10万2,580円、令和6年度、10万7,280円、令和7年度、10万7,640円。

次に、農村多目的センターでございます。令和5年度、58万1,490円、令和6年度、52万5,170円、令和7年度、57万6,780円。

農村環境改善センター、令和5年度、13万2,640円、令和6年度、10万2,960円、令和7年度、3万2,640円。

総合福祉センター、令和5年度、61万1,340円、令和6年度、104万5,350円、令和7年度、95万7,620円。

十四山総合福祉センター、令和5年度、11万3,470円、令和6年度、11万2,020円、令和7年度、18万4,200円。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 先ほど施設の利用者数についてあまり変化はないということであったんですが、値上げによって利用者が減少するのではないかというふうに思うんですが、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、使用料を利用者の受益の対価として適正な額とし、市民の負担の公平性を確保するため、公共施設における使用料の額の改定を行いました。

その際に、改定後の使用料が急激に変化することがないように、激変緩和措置として、原則、改定額の上限を1.5倍までとし、また近隣自治体の類似施設よりも使用料が高額にならないようにするなど配慮を講じておりますので、活動に大きな影響があるとは考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。近隣自治体の類似施設よりも使用料が高額とならないようにするなど配慮を講じておりますということで、これはずうっと続けていただきたいことだなと思っております。その逆に、周りの施設が高額でこちらの施設を使いに来るといようなことも聞いておりますので、そうなると、地元の方たちが使えるのかなという不安もあるわけですが、次へ移ります。

次年度からの利用者数の見込みをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 利用者の減少については想定をしていないため、今年度並みの利用者数を見込んでおります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） それでは、次年度からの使用料の見込みをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 利用実績による変動はございますが、令和6年度決算額をベースにすると、現行の使用料では約1,600万円の収入が改定後は約2,100万円となり、おおよそ500万円の歳入増になると試算しているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 500万円の増ということですが、これからどんどん物価も上がっていきますし、500万増えただけで大丈夫なのかなと私個人的には思っているんですけども、やはり値上げというものはこれからも段階的にとというか、物価が上がれば値上げをしていかなきゃいけないという状況になっていくのか、そこら辺、答弁ができればよろしくお願ひいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 早川議員の御質問でございますけど、やはりこれだけ物価が上がっていきますと、やはり受益者負担の原則からいきましても、本当に市のほうもいろんな光熱水費等々の値上がりで大変厳しい財政状況があるわけでございまして、そういった面でもやはりお使いいただく方にもそれ相応の負担をしていただかなければならないと思っております。ものですから、またそれは議会のほうにも御相談させていただきながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。

次に、市内・市外・営利利用、主に使用してほしいのはどの団体なのか、答えにくいとは思いますが、よろしくお願ひいたします。お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市内の多くの団体に使用していただくことを考えておりますが、空いている時間帯は、市外団体や営利利用をしていただき、施設の活性化につなげていければと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 次は、三ツ又池なんですけどいろいろとイベントをやっておるわけですが使用料は徴収しているのかどうか、使用料の設定はあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 三ツ又池公園は、愛知県の事業である県営水環境整備事業によって整備された公園であるとともに、関連団体で構成する三ツ又池管理協議会において管理されております。

基本的に、土地改良事業で整備された土地改良施設については、目的外の使用が許されていないこともあり、現在は、三ツ又池公園の利用に関する取扱要領に基づき、本市の後援等を受けて事業を実施する者などを除き、公園敷地の貸出しを行っておりません。そのため、使用に伴う料金の徴収を行っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 徴収を行っておりませんということですが、じゃあ、ほかの施設で何かのスポーツの団体が大会をするとなったら徴収していないんですか。徴収していますよね、きっと恐らく。

三ツ又池でも徴収をするように考えていくべきだと私は思いますけれども、その辺、再質問します。答弁をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 三ツ又池公園ですが、先ほど答弁いたしましたように、県営水環境整備事業、県の事業で施工した公園であるわけございまして、当初は十四山村が、そもそもは、できたときは、孫宝排水土地改良区で管理をしてくれというようなお話があったということも聞いております。

その後、十四山村が受けまして、弥富市ということになっているわけございまして、当初の成り立ちからいって、やはりこれは水環境という、本当に土地改良事業でできた公園ということもあって、市民の皆様にも憩いの場として使っていただきたい、そんな思いで当初は造られた公園でありますものですから、今、議員が言われますように、ほかの施設では有料ということも往々にあるものですから、今、協議会を立ち上げてやっておりますけど、この4つの団体、弥富市、そして愛西市、孫宝土地改良区と海部土地改良区と4つの団体がありますものですから、今後相談して、そういったことも決めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。ありがとうございました。

次、三ツ又池が入ってしまったんであれですが、全体的な公共施設使用料について、減免率は変わるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 使用料の減免制度は、施設の設置目的や利用者の個別事情などを

考慮して、真にやむを得ない特別な事由がある場合に限り適用が認められるもので、その取扱いは特に厳格なものでなければならないと認識をしております。

言うまでもなく公共施設の使用料は、利用者にとって最小の負担となるように低価格の設定をしておりますが、減免を適用することで、利用していない市民の税金から補填されることとなります。このことを踏まえ、負担の公平性を損なうことにならないよう、丁寧に議論しながら見直しを検討する必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 次ですね。文化協会、スポーツ協会の団体登録数の推移をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 文化協会は、令和5年度、33団体、令和6年度、32団体、令和7年度、33団体であり、令和8年度は32団体となる予定でございます。

続いて、スポーツ協会は、令和5年度、60団体、令和6年度、54団体、令和7年度、51団体であり、令和8年度は47団体となる予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。文化協会は1団体少なくなるのか。スポーツ協会が、私が想像しておったのとは逆で、減るということでちょっと想定外でありました。

では、次の質問に入ります。

全国的に自治体の文化協会では、高齢化による会員減少が顕著であり、新たな世代へのアプローチが喫緊の課題となっております。

そこで、現会の継続と新たな世代へのアプローチ等をどのように考えているのか、また、文化協会、スポーツ協会においては、市内行事等で協力をしていただいておりますので、公共施設の使用料減免率を他団体よりも上げられないか、今後の考えをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 先ほどの回答にもありましたように、団体登録数に関しまして、文化協会はほぼ横ばいであり、スポーツ協会に関しましては、年々少しずつですが、減少しております。

文化協会には、毎年、洋邦楽舞発表会を開催していただき、スポーツ協会には、各種市民大会を委託したり、スポーツ行事や教室を行っていただいている状況でございます。そのような状況で、各協会の登録数が減少をしていくことは、本市の文化・芸術の振興及びスポーツ振興の衰退化につながってしまいます。

各協会と連携し、新たな世代へのアプローチを強化しつつ、公共施設使用料の減免率についてなど、各協会へ加盟するメリットを探りながら、団体登録数が増加していくよう検討し

てまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 次ですが、公共施設において、飲食が可能な施設はあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 飲食可能な施設は、全ての部屋というわけではございませんが、総合社会教育センター、十四山スポーツセンター、白鳥コミュニティセンター、南部コミュニティセンター、農村多目的センター、農村環境改善センター、総合福祉センター、十四山総合福祉センター及びいこいの里になります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 結構あるんですね。私は市民から市内公共施設で飲食ができるように施設を増やしてくれないかという相談があったものですが、これ入れさせていただいて、答弁を見てびっくりしております。結構あるんですね。

ただ、これ以上増やす考えはあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 御指摘の件ですが、先ほどお答えしましたように、全ての部屋というわけではございませんが、ほとんどの施設が飲食可能となっており、そのため、現在、増やすという考えはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） これだけの施設があれば私も十分だと思いますので、分かりました。ありがとうございました。

次ですが、近年、公共施設でのキャッシュレス決済導入は国を挙げて推進されており採用する自治体が増えています。これは利用者の利便性向上と施設運営の効率化が主な理由です。

本市においても、公共施設利用料のキャッシュレス決済を導入してはどうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和8年度の予算に、施設予約システム等導入委託料としまして1,500万円を計上しております。施設予約システムの導入と同時にキャッシュレス決済の導入も検討しております。

また、施設予約システムに関しましては、令和9年4月分の施設申請から導入できるように進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。キャッシュレス決済の導入も検討しておるとい

とでありますね。分かりました。

次、最後ですかね。最後の質問です。

地域活動等を行った市民、市内のイベントに参加した団体等にポイントを付与して、公共施設使用料として使えるようにできないか、お伺いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 他市の自治体にこのような制度を導入していないか調べたところ、過去に行っていたが、現在は、市の事情により廃止をしたということでした。

本市においても、そのような制度を導入することは現時点では困難であると考えております。理由としまして、ポイント付与基準や活動内容の評価方法について、公正な評価基準を設定することは容易ではないと考えます。

また、施設を利用することによって受ける利益またはサービスの対価として使用料を負担いただくという受益者負担の原則からすれば、ポイント充当を認めることは、ポイントをためたくてもためることができない人たちとの公平性から、慎重な検討が必要になると考えられます。

○議長（堀岡敏喜君） 早川議員。

○15番（早川公二君） 分かりました。

ポイントは無理ということであるわけですが、この一般質問を通して、市外の方たちが結構増えてきているという状況があつて、私が思うには、やはり地元の人たちが得をするようなことをしてほしいわけですよ。だから、市外の方たちがなぜ来るかといったら、自分たちが住んでいる自治体の使用料に比べて、こっちが安いから来ているという現状じゃないですか。だったらもう地元の人たち、地元に登録している団体の人たちは減免率をやはり上げていただきたいですよ。やっぱり差をつけてほしいです。

だから、市外の方たちがいっぱい増えて、さっき最初にも言いましたけれど、市内の人たちが使えない不自由な思いをすることは、私はあつてはならんというふうに考えておりますので、ぜひその辺の差別化じゃないけれども、きちとした差はしっかりとつけていただくことを要望いたしまして、私の質問は以上とさせていただきます。終了します。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時05分 休憩

午後1時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、平野広行議員。

○16番（平野広行君） 16番 平野広行でございます。

通告に従って質問をいたします。

12月議会では、産業廃棄物中間処理施設での火災及び自動車解体ヤードの火災について、これらの施設からの火災に対する認識と今後の取組について質問をいたしました。

これらの事案に加え、近年、全国各自治体において、産業廃棄物に属さない特定再生資源物を有価物として扱い、屋外で保管している事業所からの火災はもちろんのこと、騒音、振動、悪臭、ごみの飛来、夜間の操業、油汚染等様々な形で生活環境の悪化が進み、本市においても周辺住民より多くの苦情が寄せられております。これら特定再生資源物の屋外保管を取り締まるには、産業廃棄物処理法では対応できません。なぜなら、それは再生資源物を有価物として扱い、それをなりわいとしているからであります。

愛知県においては、盗難自動車の解体に伴う問題については、これらを規制する自動車ヤード条例が制定されておりますので、この件に関しては本市においても県条例を適用し、取り締まることができます。しかしながら、再生資源物である有価物を屋外に保管して事業を行っている事業者に対しては、これらを規制する条例もなく、取締りができないのが現状であります。

このような事案は全国各地で見られ、令和3年あたりからこの問題に対処すべく、全国各自治体、特に市においてはスクラップヤード条例が制定され、周辺住民の環境悪化を防止する取組が進んでおります。これら火災の事例として、直近では、近隣自治体においては、今年1月末に稲沢市において、そして3月に入って小牧市においてスクラップヤードからの火災が発生し、周辺住民からは不安の声が上がっております。12月議会でも特に火災に対しての対策について質問しましたが、そのほかにも騒音、振動、悪臭、ごみの飛散等の苦情が寄せられております。

昨年、本市において特定再生資源物の屋外保管をしている事業所の周辺住民から、火災の心配または生活環境の悪化に対する問題提起があり、周辺住民、市、環境課、市民協働課、海部南部消防署、そして業者との間で問題解決に向けて協議を進めていく中で、スクラップヤード条例の制定が求められてきました。

本市では、特定再生資源物を倉庫などの屋内に保管して事業を行ってみえる事業者もあります。屋内に保管することに関しては、周辺住民への環境悪化はありませんので問題がないわけですが、問題となるのは屋外に特定再生資源物を保管している事業所であります。

12月議会における私の一般質問において、市長からは、これらの問題を重要視して、今後調査・研究をしていくとの答弁もありましたが、条例制定するとの確かな答弁はありませんでした。調査・研究では、条例制定までには時間がかかります。のんびり構えている場合で

はありませんので、その後どのように取組が進んでいるのか、また条例制定をしなくても問題の解決策を検討されているかもしれませんが、今日はスクラップヤード条例を制定することを想定して、その進捗状況も含め、条例制定の考え方について順次伺っていきます。

まず、全国市町村において制定されている特定再生資源物の屋外保管に関するスクラップヤード条例に対する認識を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） お答えいたします。

他自治体で制定されているスクラップヤード条例の多くは、県及び人口10万人以上の市で制定されております。

条例で規制対象としているものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の廃棄物に該当しない、広く使用済みの物品であります。この答弁においては再生資源物と呼称することといたします。

この条例により保管基準を設定することで、再生資源物の屋外への堆積や保管を規制し、その遵守を義務づけるものと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 条例の内容についてはしっかりと認識されていると理解しましたが、条例を制定している都市の規模については、人口10万人以下の自治体が約20%も占めております。ただいま市の答弁では、多くは県とか人口10万人以上の市と制定されているという答弁ですけど、この辺りが少し認識が違うかなと思っております。

このスクラップヤード条例が制定されてきたのは令和3年頃で、ごく最近であります。特に関東地区を中心に千葉市、袖ヶ浦市、茨城県の常陸大宮市、坂東市、埼玉県の越谷市、さいたま市、川口市等、主に市の単位で進んでおります。袖ヶ浦市は人口6万6,000人、常陸大宮市は3万7,000人、坂東市は5万1,000人でありまして、本市とよく似た人口規模の自治体であります。

ただいまの答弁の中で、再生資源物と呼称すると言われましたので、以後の質問において、私も再生資源物と表現をさせていただきます。

次に、本市において再生資源物を有価物として屋外で保管しているヤードは何か所ぐらいあるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 本市では把握していないため、産業廃棄物関係の事務を所管しております愛知県海部県民事務所環境保全課に確認したところ、スクラップヤードに対応する法律がなく、スクラップヤード事業者には届け出る義務もないため把握していないということでありました。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 本市でも県でも設置数は把握していないとの答弁ですが、写真を事務局、お願いいたします。1番、そして2番。

この写真ですけど、南部地区においてよく見かけるスクラップヤードであります。

この地域を見渡した限りでは、自動車に関するヤード数に比べれば少ないとは思っております。先ほども述べましたように、産業廃棄物については廃棄物処理法で対応ができますが、再生資源物が有価物として扱われている場合は、廃棄物処理法では対応できず、生活環境の悪化、犯罪対策として、これら有価物の屋外保管事業所に対するヤード条例が必要になってきます。

自動車の盗難防止に関して、解体及び油流出による汚染防止の自動車ヤード条例は、主に県条例として多くありますが、スクラップヤード条例に関しては、本市と同規模の自治体での制定がほとんどであります。

特に埼玉県、茨城県を中心とした関東地区の多くの自治体で、令和3年頃から条例の制定が進んでおります。これらの先進地域のスクラップヤード条例を参考にしながら、本市の条例制定に対する考え方を、主な項目について順次伺っていきます。

条例制定するには、その目的、これが大事であります。設置に向けて進めていく場合、この目的に対する市の考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 多くのスクラップヤード条例は、再生資源物の屋外での不適正な堆積や保管を規制し、その遵守を義務づけることで、住民の生活安全の確保及び生活環境の保全を目的とするものと認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 目的の考え方はこれでいいと思います。

そこで一番大事なものは、許可制にするのか、届出制にするのか、どちらかであります。市の考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 他自治体の条例を確認しますと、許可制の条例が10件と多数であり、届出制の条例は7件でありました。

これら既に制定されている条例は、それぞれの自治体の実情に適した実効性の確保が担保できる制定であることから、本市においても、実情に適した実効性の確保の観点から、制度を十分に検討する必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） スクラップヤード規制条例には、自治体によってヤードを運営する

前に行政機関から許可を得なければならない許可制と、一定の情報を届け出ることによって事業を開始できる届出制、この2つがあります。

許可制の場合は、事業開始前に行政で定めている設置や運営体制に関する条件が満たされているかを行政機関が審査し、許可を得なければ事業開始は認められません。一方、届出制の場合は、一定の情報を行政機関に届け出ただけで事業を開始することができ、手続が簡素であり、比較的短期間で事業開始ができます。許可制であれば、手続のハードルが高くなり、不適切な保管や処理を抑止する効果があるほか、不適正な業者、悪質業者を排除できる制度ですが、許可制を採用するのはちょっと難しいと、こういうふうに答えている自治体も多くあります。それは許可制を取れば許可事務を行うことになって、その作業に人を割くこととなりますので、結果として対象事業場の把握や指導が行き届かなくなり、実効性のある行政指導ができなくなることが課題となると、こう言われております。

総務建設委員会で、ヤード条例の行政視察で兵庫県の三木市を予定しておりましたが、大雪による交通規制のため現地視察ができませんでした。三木市からは、いただいた書面回答の中で、法よりも厳しい規制は不要と、こういう考え方の下で届出制を取ったとの回答をいただいております。

また、埼玉県川口市では、令和3年に制定した条例では届出制ではありましたが、周辺住民からは、事業者が住民への周知手続や苦情に対する対応が不十分等の苦情が多く寄せられ、令和7年には条例を改正し、許可制にした事例もあります。このように自治体において考え方が分かれております。

このようなことから、先ほど部長の答弁にありましたように、本市としても、この点についてはしっかりと議論する必要があると思います。ただ、私としては、個人意見ですが、周辺住民の生活安全確保及び生活環境保全のためには、規制強化する許可制を取るべきと考えております。

制定する条例において用語の意味を定めませんが、主なものとして、再生資源物とはどのような定義づけをするのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 規制対象とする再生資源物は、様々なものが規定されており、再生資源物として統一された物ではありません。このことから、本市において何を規定すれば実効性が高くなるのかを含め、愛知県海部県民事務所が主催する情報交換会などにおいて情報を共有し、様々な意見を交換しながら定めることが望ましいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 越谷市、さいたま市、常陸大宮市の条例においては、再生資源物の定義として、木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチック、その他こ

れらに類する材質を原材料とするもの及びこれらの混合物をいうと、このように定めております。ほほほかの自治体でも、同じ種類のを定義しております。本市においても同じものになるのではないかなと私は思っております。

それでは次に、屋外保管についての定義を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 屋外保管とは、業として再生資源物の取引を行うため、建物の外において再生資源物を保管することをいうと規定されているものが多くございます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 屋外保管する事業場の規制については、周囲の囲いとか塀の高さとか、汚水及び油の流出防止とか、ごみの飛散とか、ネズミ、そして害虫対策、火災の発生及び保管物の火災の延焼防止対策、その他細部にわたる規制が必要になってまいります。

また、このほかにもまだまだ定めなければならない用語が出てきますが、これらについて、これも十分検討して定める必要があります。

それでは次に、地元への説明会の開催についての考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 他自治体の条例によりますと、再生資源物の屋外保管業を行うおうとする者は、あらかじめ周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他業務の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならないと規定されておりますが、条例によらない場合でも、地元と事業者との合意形成は必要であると考えております。

本市としましては、事業所の本格参入前に、地元とのルールの確定及び当該事務所による誓約書の作成が有効な手法の一つではないかと考えておりますので、まずは地元でしっかりと話し合いをしていただきたいと思います。

本市としましても、状況を確認し、先例等を調査の上、情報提供を行うとともに、関係機関等と調整し、当該事務所へ指導をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 地元説明会においては、新しく事業を始めるに当たっては、一般的には、農地を埋め立て、雑種地としてからの事業開始になるわけですが、転用に当たっては地元自治会によって転用の許可基準を設けている自治体がほとんどであります。そこで協議がなされて、基準に当てはまれば許可が出ます。この地元協議に当たり、本市のスクラップヤード条例があれば、地元の転用同意の許可要件と併せて説明し、お互い十分理解した上で地元との合意ができます。このためにも市の条例制定が早急に必要になってくると私は思っております。問題が発生してからでは遅いわけです。

今の答弁では、地元との誓約書、そしてルールづくりが有効な手法の一つと考えていると、

こういう答弁で安心はいたしました、これは本当に大事なことでありますので、ぜひそのような対応をお願いしておきます。

次に、事業計画者との事前協議について考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 他自治体の条例の中には、事前協議の規定がない条例が多数を占めておりますが、事前協議が規定されている場合には、事業予定者は事業計画を策定し、あらかじめ行政機関と協議しなければならないとされております。

農地転用や宅地開発行為などに関する指導要綱など本市の他の事例でも事前協議を必要としているものがありますので、他自治体の事例をよく研究してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 条例の中に事前協議の規定がない自治体が多数を占めている、こういう答弁ですけど、私は、本市においては、事業者との間で条例に沿って事前協議をしていくということが絶対に必要であると思っております。

この間も、テレビ番組で埼玉県川口市のスクラップ置場で有価物と称するごみの山に関するテレビ放送がされておりました。業者曰く、ここは有価物の仮置場で千葉県へ運んでそこで製品化すると、こういう説明で、期間については1年間ということでしたが、実際は5年経過した今も有価物と称するごみは増える一方で、悪臭が漂い、洗濯物も外に干せないといった状況を映し出しておりました。埼玉県と千葉県、お隣同士の行政区になりますので、同時に、連携して取り組むことができるシステムの構築が必要であると思っております。

本市におきましても同様の事案があつて、12月議会で平居議員から行政をまたぐ産廃に関する質問がありました。これと同じで、解決には行政区をまたぐ問題は縦割り行政ではなく、行政区同士が同時に連携して取り組むことができるシステムの構築が必要であると思っております。

さて、本市においての大谷地区の件ですが、本来は事前協議で行うことを、現在、事後協議として行っております。

事務局、写真をお願いします。

3番。この写真が事前協議前の写真であります。

次、4番をお願いします。

4番、これが事前協議後の写真であります。

写真にあるように、再生資源物の入った袋の積載、高さが塀の高さまで落とされ、低くなりました。やはり話合いが大事なことであります。条例を制定すれば必ず事前協議を行うこととなりますので、絶対に必要であると思えます。

それでは次に、市の責務について考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 他自治体の条例によりますと、事故時の措置の規定には、行政機関は屋外保管事業者が必要な措置を講じていないと認めるときは、本事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができるかとされております。

また、行政の責務としては、屋外保管が適正に行われるよう、関係機関と連携し必要な措置を講ずるとされておりますのでこのような措置を講じていくものと認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 市としては、この条例の目的を達成するため、屋外保管者に対し、適正な屋外保管を行うよう必要な指導または助言を行うとともに、関係機関と連携して市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に努めなければなりません。これは市民にとって非常に大事な項目ですので、はっきりと明記していただくよう求めておきます。

それでは次に、事業所への立入検査についての考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 他自治体の条例によりますと、条例の施行に必要な限度において、事業場または事業者の事務所もしくは事業場その他の施設に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができると規定されており、再生資源物のヤード内保管などの適正化のための立入検査のみ認められております。

このことから、定期的に立入検査を行うものではなく、条例に定められている保管基準が適正に守られていないと疑われる事案が発生した場合に、その都度立入検査を行うものと認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 条例の適正化に向けて、警察職員の立入検査あるいは自治体職員の立入検査を進めている自治体もあれば、刑事罰としての罰金や拘禁刑はせずに、立入検査や指導、勧告のみにとどまる自治体もあります。定期的にこれを行うのか、先ほどの答弁のように事案が発生した場合にその都度行うものなのか、この点についてもしっかりと議論をする必要があると思っております。

それでは次に、条例に違反した場合の罰則についての考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 既に17自治体でスクラップヤード条例が制定されており、そのうち14自治体が罰則規定を定めております。

罰則規定を定めた理由として確認できる範囲では、実効性の確保手段や抑止力としての機能を期待するものがございます。

スクラップヤード条例というくくりであっても、許可制の場合は罰則が規定されており、

届出制の場合は罰則が規定されているものと、規定されていないものがあり、対応は様々であります。

条例を制定する場合は、許可制と届出制のどちらが望ましいのか現在は分からない状況でありますので、先進事例を参考にして、どのような規定であれば十分な効果が期待できるのか、慎重に研究をしていく必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） スクラップヤード条例を制定している17自治体のうちで、約8割に当たる14の自治体が罰則規定を定めている、こういった答弁ですけど、許可制にしる届出制にしる、規定に違反した場合には1年以内の拘禁刑または100万円以下の罰金に処すと、このように規定がされております。やはり条例を守る抑止効果としても罰金刑は必要であると思いますが、罰則規定の詳細については、事業者に対して納得できる説明責任が生じますので、その点についてはしっかりと検討していただきたいと思います。

今日は、スクラップヤード条例の制定を進める場合の市の考え方について伺ってきました。まだまだ多くの規制項目があり検討していかなければなりません、主な検討事項について市の考えを伺いました。

最後に、この条例制定について市長の考えを伺うのはもちろんですが近年において、市内全域における市民への生活環境の悪化についてどのような認識を持ってみえるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 市民が健全で健康な生活を送るためには、生活環境の保全が重要であることは御承知のとおりでございます。

本市は市制施行20周年を迎えようとしております。この間には、コンテナバースの開港や高速道路網の整備が進む一方で、幹線道路の整備による大型トレーラーの往來の増加や、自動車ヤード事業者、事業所が急速な広がりを見せているなど、本市を取り巻く環境は大きく変化をしてくれております。

御質問の件に関しましては、現在、愛知県海部県民事務所が主催をして、本市を含め自動車ヤードに関する様々な部署が一堂に会し、情報交換並びにヤード問題に対応するための手法を研究しております。

また、環境省では、スクラップヤード等の実態把握とその対策の在り方を検討するため、ヤード環境対策検討会を設置し、令和7年3月に取りまとめた令和6年度ヤード環境対策検討会報告書によりますと、多くの自治体が条例制定よりも国レベルの法制度による規制を要望していることが分かりました。

今後も、本市といたしましては国の動向を注視しつつ、どのような対策が最も有効であるかなどを愛知県海部県民事務所や蟹江警察署などが一堂に集まる情報交換会で情報を共有し

ながら、慎重に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 今の市長の答弁の中で、国、環境省のほうでスクラップヤード等の実態把握とその対策の在り方を検討するため、ヤード環境対策検討会を設置して、令和7年3月に報告書をまとめたとの答弁ですが、ヤード環境対策検討会についてというのを私は初めて耳にすることで、この辺りの説明を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 環境省では、平成29年の改正廃棄物処理法の施行から5年以上が経過した令和6年にその施行状況を点検するとともに、環境対策が不十分なヤードに関する対応を検討するため、令和6年10月から有識者を委員とするヤード環境対策検討会を5回にわたり開催しております。

令和7年3月には、自治体や業者団体からのヒアリング、自治体に対する実態調査の結果などを踏まえ、必要となり得る環境対策等について、令和6年度ヤード環境対策検討会報告書が取りまとめられております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 令和6年度ヤード環境対策検討会報告書によると、多くの自治体が条例制定よりも国レベルの法制度による規制を要望しているとの答弁ですが、スクラップヤード条例は、愛知県下はどこ自治体でも制定されておられません。愛知県下ですよ。

私が今日質問したのは、本市がいち早く条例を制定して海部地域をはじめ、同じ悩みを持つ自治体の手本を示すんだと、こういうぐらいの気概を持って取り組んでいただきたい、こういう思いで質問をいたしました。

しかし、国レベルでの法制度による規制ができるということであれば、それに勝ることはないと思いますが、これはいつできるか分かりません。様々な面から検討して、要は市民生活の環境を悪化させない対策をいち早く取ることが大事ですので、私としてはスクラップヤード条例の制定を急がなければならないと思っております。

最後に、市長の施政方針の中から環境問題について、また先ほど答弁にもありました市内の環境の変化に対する認識の中から、私の少し見解を述べさせていただきます。

環境問題といってもいろいろあります。市長も同じようなことを先ほど言われましたけど、大型車両の通行量の増加による道路損傷による振動、騒音の問題、また中古車置場の増加によるナンバープレートなし車両の危険運転、産廃中間処理施設ヤードからの火災等による生活環境の悪化。

特に南部地区においては、地域住民の皆様から御指摘を受けております。

これらの対策としては、警察による取締りしか有効な方法はないと思いますので、今後さ

らに一層警察との連携を深めて交通安全対策に取り組んでいただきたいと思います。

今、栄南学区では、小学校の跡地利用において、市民の皆さんからのアンケート調査を行いました。その中には交番の設置、あるいは栄南保育所の移転ということの要望もありましたので、市としても県への要望活動をお願いしておきます。

また、後を絶たない不法投棄、これについては、監視カメラの設置、環境パトロールによりタイヤ等の不法投棄の量は、データから見ますと5年間で2.5トンほど減少してきておりますが、ごみのポイ捨て、これは相変わらずです。草むらに大量に捨てられているのが現状であります。この間も、山と堤防ののり面の雑木の伐採を県のほうで行っていただき、大変見晴らしがよくなり、交通安全上はよくなりましたが、伐採した後から見えてきた投棄されたごみの量、これは半端ではありませんでした。10年前、安藤市長が県議会議員のときをお願いしてやっていただいて、それから10年ぐらいたっているわけですが、今回も同じぐらいの量のごみが出てきました。

これらの対策としては、環境課において重点地域を定め、ポイ捨てごみの回収をして、ごみの散乱がないように絶えず監視することです。きれいなどころにはごみは捨てません。そして、これらの地域を重点地域として指定し、監視パトロール体制の強化の充実を図ることが一番の効果であると思いますので、地域の方と連携して取り組んでいただきたいと思います。

また、本市においても、外国人の方が増えて、家庭ごみの出し方等で市内各地で問題が生じております。集積場へのごみ出しルールについては、外国語表記をはじめ様々な方法で取り組んでいることは承知しております。文化の違いと言ってしまうまでもありますが、どんなことでも一緒ですけど、共生が大事であると思っております。排除をするのではなく、きちんとしたルールづくり、それを守っていくこと、これが大事であると思います。教えてあげるといことですね。人によって考え方はいろいろです。

本市においては、企業進出が進むと同時に外国人の就労者も増えてくると思います。同じ生活圏で生活していくには、ルールをしっかり理解し、これを守ってお互いウィン・ウインの関係で生活していくことが大事であります。初日の市長の施政方針では、環境衛生に対する取組に対しての考えが循環型社会の実現という言葉で簡単に片づけられておりましたが、私が今日質問した市民生活に直結する対策、外国人のごみ出しの件も含めて、日常生活に合った取組について踏み込んだ発言を期待しましたが、スマートな発言で残念でありました。

いずれにしても、弥富市が産廃のまち、ヤードのまちにならないよう、生活環境が充実した、きれいなまちづくりが行われることを期待して質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1 時40分 休憩

午後 1 時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、小久保照枝議員。

○9番（小久保照枝君） 9番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

1点目は、弥富市の防災力向上について、2点目は、地域猫活動を支える仕組みづくりについて質問させていただきます。

本年3月11日で東日本大震災から15年を迎えます。当時、テレビ越しに見た津波の破壊力、避難所での混乱、情報が届かない不安、あの光景は今も私たちの胸に深く刻まれております。命を守る備えは、平時の不断の努力によってのみ実現する。大規模災害からのこの教訓を弥富市の防災力の向上につなげていくことが私たちの責務であると考えます。

そこで今日は、市民の命を守る実効性ある防災をどう構築していくかという観点から質問させていただきます。

本市では、地域の自主防災や行政、学校などで防災訓練を積み重ねています。また、市民の防災意識向上を図るため、防災出前講座に取り組んでおります。

先日、地元マンションでも防災課によるマンション防災出前講座を開催していただきました。一人一人が日頃から災害に対して備えるとともに、人間関係が希薄化する中で、居住者同士が協力して防災・減災に取り組むことが重要であることを学びました。

そこで質問いたします。

直近3年間で防災出前講座は年何回開催され、延べ参加人数をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 防災出前講座の直近3年間の実績につきましては、年度、回数、参加者数の順番で御回答いたします。

令和4年度10回422人、令和5年度13回633人、令和6年度21回858人でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 年々回数や人数も増え、市民の意識が徐々に高まってきていると推察いたします。

では、防災出前講座の具体的な内容についてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 防災出前講座に申し込んでいただく際、弥富市まちづくり出前講座申込書に希望される内容を記入していただきます。

最近の主な希望内容につきましては、避難所資器材の組立て体験、避難所運営方法の解説、南海トラフ地震臨時情報の解説、防災安全メール、市公式LINE、ヤフー防災アプリなどの防災情報の取得方法の手順、水害や地震などの災害に対する備え方、障がい者の避難所生活などがございました。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） たくさんのお出前講座の内容をお伺いいたしました。

では、今後改善すべき点や新たにに取り組む予定の内容があればお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 防災出前講座につきましては、講話だけではなく、簡単なワークショップによる避難所レイアウトの作成や各種資器材の組立てやロープワークなど、体験型を幅広く取り入れるとともに、国・県の各種啓発資材等を有効に活用して、分かりやすくお伝えできるよう工夫しております。

また、講座の終了時には、簡単なアンケート等により御意見を伺い、改善可能な点から順次見直し、市民の皆様のニーズに沿った内容の充実を図ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 今後も防災意識の向上を目指し、市民の皆様がためになった、勉強になったと言っただけですよう、御尽力をお願いいたします。

次に、平成28年度より弥富市防災ワークショップが開催され、私も参加させていただきました令和5年、6年度は災害時の避難所運営方法、令和7年度は住民による避難所立ち上げをテーマに、自主防災会、保育所、小・中学校の先生方、女性の会のメンバーなどが各学区で参加され、行われています。

令和5年度12月の一般質問において、避難所運営に関して質問しました。ワークショップで出された意見を参考に、避難所として使用できるスペースと施設管理上、避難者が立ち入ってはならないスペースを施設管理者と確認していただき、見取図を避難所運営の参考例という形で準備が必要だと要望いたしました。

また、避難所運営マニュアルは、平成27年度に作成され、マニュアル本編は初動期、展開期、安定期、撤収期の文章で構成され、附属資料も様式集、リーフレット集など、別冊も併せて避難所に配備されており、本当にたくさん量とページ数という部分で、10年以上たっているマニュアルの見直しも併せて要望させていただきました。

そこで質問いたします。

各避難所レイアウトの見取図（参考例）と避難所運営マニュアルの作成など、進捗を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 大規模災害が発生すると、市の職員は市内の被害状況の確認や安否確認作業、また受援体制の構築や支援物資の調達など多岐にわたる業務に追われるため、長期間避難生活をする避難所の運営については、避難者自らが中心となって運営をしていただくこととなります。このため、避難者で構成される避難所運営委員会が、避難者の人数や家族構成の特徴などを踏まえ、避難所指定エリアの範囲内でレイアウトを適正に判断し、必要に応じて配置の調整等を行うこととなります。

防災ワークショップにおいて参加者の皆様が作成した避難所レイアウトの見取図につきましては、各グループがそれぞれの想定や視点に基づき、工夫を凝らしてレイアウト案を作成していただきました。避難所のレイアウトは、特定の一案のみが正解ということではなく、長期間にわたる避難所生活において発生する多種多様な状況に応じて臨機応変に対応するものだと考えております。

また、発災直前の施設の使用状況や発災後の施設の被害状況などにより、避難所としての使用方法が大きく左右されます。このため、避難所レイアウトの見取図につきましては、参考例は示さず、避難所指定エリアのみを表記した形で、今後、各避難所に順次配備を予定しております。避難所運営資器材を収容した避難所開設ボックスの中に入れる方向で現在検討しております。

なお、避難所運営マニュアルにつきましては、現在、国や県の指針等を踏まえ、本市の実情に合った形に修正することを目的に、内容を見直して進めておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 避難所レイアウトの見取図は作成されず、避難所指定エリアのみ表記し、配置していくとのことでした。

この避難所運営の手引きを御覧ください。

書画カメラをお願いします。

昨年3月に、海部南部消防組合議会視察研修で四日市市防災教育センターなどを視察し、防災教育を学ばせていただきました。そのときに説明していただいた冊子です。ちょっとその部分だけ大きくしております。

この避難所運営の手引きは、東日本大震災などの大規模災害の経験を踏まえて作成されたもので、トイレ、衛生、防犯対策など、女性や要配慮者にも優しい避難所運営の手引です。11ページでイラストが多く、その中には避難所レイアウトの例やアドバイスが掲載されています。

書画カメラ2をお願いします。

会場ごとにレイアウトも変わってくるのは承知の上ですが、レイアウトの例があると、緊急に避難所を運営される市民の方にとっては、スムーズな運営につながるものだと思います。

書画カメラ3をお願いします。

また、避難所運営の流れ、時系列チェックも時間、動き、避難所運営本部などの運営の仕方も掲載されており、活動の目安としてもとても参考になるものだと思います。

書画カメラ、ありがとうございます。

避難所運営・開設ボックスの中に、避難所の指定エリア、避難所レイアウトの例、避難所運営の流れ、時系列チェックを少し大きめに拡大し、ラミネートして入れておくと、開設時に役立つと思います。また、今後検討される防災マニュアルにおきましても、ぜひ先ほどの運営の手引を参考にさせていただきたいと要望しておきます。

全国では、デジタル防災の取組が進んでおります。避難者の誘導、整理班では、名前、性別、健康状態を聞いて避難者名簿を作成していきます。

デジタル庁では、令和7年度よりマイナンバーカードの活用に関する検討が進んでおります。先日、三重県名張市において、マイナンバーカードやアプリの入ったタブレット端末を使い、避難者の受付実証実験が行われました。

災害時、避難所受付の混雑や情報伝達の遅れは市民の不安を増幅させてしまいます。マイナンバーカードを用いた避難所受付の簡素化やLINEを活用した防災情報配信、安否確認の導入が期待されています。

そこで質問いたします。

マイナンバーカードやLINE等を活用した避難所受付の導入、デジタル防災サービスの拡充について、今後の方向性をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 近年、日本各地で頻発化、激甚化している災害を踏まえて、マイナンバーカードを活用した避難所運営のデジタル化は、受付手続の簡素化をはじめ、身元確認の迅速化や避難者情報の正確な把握、また避難所運営の効率化に大変有効であると認識しております。その中でも、市民が日頃から使い慣れているLINEなどのデジタルツールを活用することにより、避難所開設状況の確認をはじめ、車中泊や在宅避難者へのサポート、さらに住家被害があった際に必要となる罹災証明書の申請など、幅広い支援が可能になるといった面でもデジタル化は重要であると考えております。

しかしながら、便利である反面、マイナンバーカードをお持ちでない方や要支援者などデジタル利用が難しい方が取り残される可能性もあるため、この点も配慮した運用方法を構築する必要があるとともに、導入における費用対効果の観点からも十分考慮する必要があります。このため、本市のデジタル防災体制の在り方につきましては、災害時の運用に限定をせず平時からの利活用方法も視野に入れ他自治体の先進事例を参考に研究をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） デジタル防災は、研究も必要かと思います。平時からの利活用も視野に入れ、いざというときの利用がスムーズにできるよう検討していただきたいと思います。

次に、災害時、最も困難な状況に置かれるのは、障がいのある方、高齢者、要配慮者の皆さんです。

先日、地域にある障がい者グループホームの地域連携推進会議に参加させていただきました。親亡き後、安心して生活を支え、見守っていただけるグループホームは、今後一層増えてくる事業だと思います。

お話の中で、災害時の防災への取組や地域との関わりなど、心配する課題が多くあると話されました。要配慮者支援マニュアルの充実、個別避難計画、訓練への当事者参加の促進が重要だと考えます。

そこでお伺いいたします。

市として、グループホームや障がい者施設に対する防災への取組をどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 市地域防災計画における洪水等の浸水想定区域内の要配慮者利用施設につきましては、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられていることから、グループホームをはじめとする障がい福祉サービス事業所等に対し、計画未作成の場合は速やかに作成していただくよう依頼をしております。その際、必要性を御理解いただくためのリーフレットのほか、作成支援の一環として、計画のひな形や記載例などを参考として提供しております。

また、障がい福祉サービス事業所等から防災に関する出前講座の依頼があった場合は、防災課及び福祉課の職員が連携の上、講座を実施しております。

今後も福祉関係事業所等から各種防災に関する取組への相談などがございましたら、可能な限り支援をまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 障がい者グループホームや福祉関係事業所など、災害が起きるとパニックになってしまう利用者さんが大勢見えると思います。福祉事業者や職員スタッフ向けの防災講座など大変心強い取組だと思います。可能な限り支援をよろしく願いいたします。

次に、当事者参加型の地域防災訓練をどのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 障がい者や高齢者などの要支援者につきましては、本人の同意の下、避難行動要支援者名簿に登載し、各地区自主防災組織等に情報を提供しております。

また、毎年4月に開催している自主防災会全体会におきまして、当該要支援者名簿の活用方法の参考例として、防災訓練などへの活用を紹介しております。

市内のある地域では、実際に要支援者の方が地域の防災訓練に参加され、要支援者本人及び自主防災会役員の方からいい経験になったとの感想をお聞きしております。

大勢の要支援者が一斉に参加するような大規模な防災訓練の実施は現実的には困難と考えますので、まずは地域単位で開催する防災訓練に要支援者にも御参加を促し、地域の住民同士でつながりを深め、協力体制を構築していくところから進めていただければと考えます。

また、福祉関係事業所においても、地域の防災訓練に可能な範囲で参加していただけるように、機会を捉えて依頼してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ありがとうございます。誰一人取り残さない防災対策をお願いいたします。

最後に、令和5年の一般質問で提案させていただきました海南こどもの国に整備されている広域防災活動拠点が今年度供用開始予定になっております。本市は、市制20周年を迎えるこの節目に、海南こどもの国で県と合同の防災フェスタを開催できないかと要望し、当局からは、県と合同で実施に向け検討していくという前向きな答弁をいただきました。

そこでお伺いいたします。

市制20周年事業として、防災フェスタ開催の進捗をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在、愛知県防災安全局が海南こどもの国においてゼロメートル地帯広域防災活動拠点の施設整備を進めており、令和8年度内の供用開始予定となっております。このため、愛知県は、毎年実施しておりますあいち防災フェスタを11月8日日曜日に海南こどもの国で開催する予定をしております。

本市といたしましては、市制施行20周年の節目に当たり、防災意識の高揚と記念事業の周知を図ることを目的として、あいち防災フェスタへの参画を記念事業の一つとして位置づけて、愛知県及び関係機関等と協議を進めているところでございます。

なお、フェスタ内に本市のブースを設置する予定をしておりますが、具体的な内容については検討中でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 子供、若者が主体的に参加できる防災教育イベントとしての展開を検討しているのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 愛知県が主催する令和8年度のあいち防災フェスタの詳細について

ては、まだ公表はされておられません。

本市といたしましては、地域防災力の向上を図るためには、特に次世代を担う子供や若者が自助、共助による地域の防災活動に関心を持つことが重要であると考えております。このため、フェスタにおいては、子供や若者が楽しみながら防災を学べるイベント等を愛知県や関係機関等と連携をして取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 最後に、市長総括をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 近年、日本各地で各種災害が頻発化、激甚化しております。そうした中で、災害発生直後は、まず自助、共助が命を守る鍵となるため、地域の防災力の強化が大変重要であると考えます。このため、本市は、自主防災会をはじめとする各種団体などに向けた防災出前講座の活用を一層促進し、地域の実情に応じた防災学習を通じて、平時からの備えと住民同士の支え合いの意識向上に努めてまいります。

また、災害時に長期間生活をする避難所運営につきましては、避難者自らが主体的に参画できる体制づくりを進めるとともに、既存の避難所運営マニュアルを、国や県の指針等を踏まえ、実情に合った形に見直しを行い、地域と行政が協働して円滑に避難所を運営できるよう取り組んでまいります。さらに、マイナンバーカードやLINEなどを活用した避難所運営のデジタル化につきましても、先進自治体の事例や国・県の補助金などの動向も踏まえながら、本市にとって有効な活用方策を研究するよう指示したところでございます。

また、グループホームや障がい者施設につきましては、避難行動に配慮を要する方々が多く生活していることを踏まえ、各施設に対し、避難確保計画の作成や訓練の実施に向けて支援をしてまいります。

最後に、本市は、令和8年度の市制施行20周年を記念し、愛知県が海南こどもの国で開催するあいち防災フェスタに参画します。当日は、当会場でやとみ秋まつりも開催されますので、市外からも多くの来場者が見込まれます。本市の防災施策を発信し、子供から大人まで楽しみながら学べる防災啓発を実施してまいりますので、市内外を問わず、多数の方々にぜひ御参加いただければとお願いを申し上げます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 命を守る防災、誰一人取り残さない防災を弥富市で実現していかなければなりません。市民の安心と未来を守るため、積極的取組を期待し、次の質問に移らせていただきます。

次に、2つ目の質問、地域猫活動を支える仕組みづくりについてお伺いいたします。

本市では、令和6年度、公益財団法人どうぶつ基金、以下どうぶつ基金と略させていただきます。

きます、のさくらねこ無料不妊手術事業を活用し、岐阜県羽島市の連携協力病院で不妊・去勢手術を実施しています。

不妊・去勢手術の終わった猫は、雄は右耳、雌は左耳を花びらのようにカットされます。その後、地域で見守られながら一代限りを生きる地域猫となります。

羽島市の病院までは、弥富市から車で片道約1時間の移動を、ボランティアさんは、朝、捕獲した猫を病院に届け、また夕方、不妊・去勢手術をした猫を迎えに行きます。捕獲、搬送、術後ケア、地域調整など、多くの作業を担っており、その負担は大きく、持続可能性に課題があります。

市内では、高齢者世帯や空き家が増え、地域のつながりが弱まる中で、地域猫問題は、環境問題であると同時に、福祉や地域コミュニティの課題とも深く関わっています。地域猫対策は、行政と市民が協働して初めて成果が出る取組と考えます。

本日は、ボランティアの負担軽減、市としての支援体制、市民理解の促進、教育的視点の導入、そして持続可能な地域猫対策の構築について伺ってまいります。

まず初めに、本市の地域猫対策の現状についてお伺いします。

どうぶつ基金を活用し、羽島市の協力病院で不妊・去勢手術を行っておりますが、これまでの実績、相談件数、地域別の傾向、そして行政として把握している課題をどのように認識しているのかお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） お答えいたします。

本市においては、令和6年6月から公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術、ワクチン、ノミ駆除剤の費用を負担するさくらねこ無料不妊手術事業に参加し、令和8年1月までに340件の不妊・去勢手術を行っており、相談があれば、順番にボランティア団体と連携して実施しております。

相談のある地域は、市街地に限らず、市内全域となっております。飼い主のいない猫の相談があれば、その都度ボランティア団体と話し合い、問題を解決しております。飼い主のいない猫が地域からいなくなり、全ての猫が飼い主のいる猫になるまで、ボランティア団体と協力してさくらねこ無料不妊手術事業を推進してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ボランティア団体さんに直近の不妊・去勢手術をした頭数を聞かせていただいたところ、令和8年2月まで、471匹とのことでした。家猫として譲渡する場合は、さくらねこ無料チケットは利用できないので、数字の差があるとのことでした。

あえて2年間で一生懸命不妊手術をしていただいた頭数をお伝えさせていただきました。

再質問として、苦情の相談件数、ロードキル、道路で亡くなった猫の減少数が分かればお

聞かせてください。

○議長（堀岡敏喜君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 令和6年以前は、猫に関する問合せは年間200件以上あり、対応に苦慮しておりました。しかし、市内の2つのボランティア団体と共にさくらねこ無料不妊手術事業を開始後、令和7年度は2月末時点での問合せ件数は30件ほどとなり、大きく減少しております。これは、ボランティア団体がさくらねこ無料不妊手術事業の実施に当たり、本事業の趣旨や活動方針を十分説明し、地域の住民の理解と協力を得ている結果なのではないかと推察しております。

また、交通事故等に遭い、道路上で死んでいる動物のうち、本事業開始前の令和5年度の猫の被害件数は25件でしたが、令和8年2月末現在では14件と減少しております。

本事業の繁殖を防止し、さくらねことして一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関する苦情や殺処分の減少に寄与する活動が結実しているものと理解しており、本事業を支えていただいているボランティア団体には感謝しております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 弥富市では、この2年間で約400匹の地域猫にTNRを実施してきました。

書画カメラ4をお願いします。

もしこの取組がなかった場合、猫の繁殖力の高さから、400匹のうち半数が雌猫だと、雌だと仮定すると、1匹の雌猫が1年間で20匹繁殖すると言われておりますので、初年度だけで約2,000匹に増える計算になります。さらに、その子猫たちも半年から1年で繁殖可能となるため、2年後には数千から数万匹規模に増えていた可能性があります。

書画カメラ、ありがとうございます。

本市では、どうぶつ基金を活用しており、TNRに市の直接的な費用はかかっておりません。それにもかかわらず、繁殖抑制による行政コストの削減、苦情の減少、地域環境の改善など、大きな効果が生まれています。行政だけではなし得ない取組であります。

現在、ボランティアが市外の病院まで猫を搬送しておりますが、捕獲から搬送、術後ケアまで担う負担は大きく、継続性に不安があります。この現状を市としてどのように評価し、改善の必要性をどのように考えているのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 本市のさくらねこ無料不妊手術事業に登録した団体が飼い主のいない猫を一匹でも減らすために御尽力いただいていることから、現在までに340件の不妊・去勢手術を実施できたと認識しております。本事業は、ボランティア団体の存在がなければ継続できないことから、今後も本市とボランティア団体とで意見交換しながら連携をし

てまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 引き続きしっかり連携を取っていただきますようお願いいたします。

次に、ボランティア支援についてお伺いいたします。

捕獲器の貸出し、消耗品、搬送補助の支援など、ボランティアの負担を軽減する具体的な取組と今後検討する考えはあるかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） さくらねこ無料不妊手術事業に登録したボランティア団体に対しまして、本市が購入した捕獲器の貸出しを行っております。また、消耗品として、猫を捕獲する際の餌や捕獲後にボランティア団体が不妊・去勢手術予定の猫を保護するために必要となるペットシートを提供しております。

なお、ボランティア団体が猫を病院まで搬送するためのガソリン代等の活動費に対しましては、地域づくり補助金により年間10万円の補助を実施しております。

今後もボランティア団体と協力して本事業を推進してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 餌やペットシート、地域づくり補助金として、ガソリン代に年間10万円補助していただいているとのことでした。10万円と聞くととても多くいただいているように思いますが、不妊・去勢手術は、年間約200匹として、1匹500円のガソリン代は、往復しますので、片道125円の計算となります。

書画カメラ5をお願いします。

この猫は、三ツ又池公園で捕獲した猫、エイズ、白血病と診断され、オペ、ワクチン、ウイルス検査、血液検査を行いました。

書画カメラ6をお願いします。

この猫は、目の上にけがをしていて、細菌性皮膚感染症などに有効な皮下注射、コンベニアと消毒を行いました。

書画カメラ7をお願いします。

この猫は、右腕にけがをしていて、コンベニアとウイルス検査を行いました。

書画カメラ8をお願いします。

この猫は、団地内で瀕死の猫がいると市民の方から連絡があり、毎日の強制給餌と週2回から3回点滴を受け、元気になったそうです。

書画カメラ、ありがとうございました。

治療した猫を一部紹介させていただきました。

TNR活動には、けがした猫や病気、エイズにかかった猫、弱り果てた猫など、ボランテ

ィアさんは命を守るために自費で動物病院にて治療を受けさせ、元気になってから地域に戻してみえるそうです。保険が利かないので、多額なお金を使われています。病気がほかの猫にうつらないように、外猫として元気に暮らしていけるように、そういった思いで携わっておられます。

では、市内で協力病院を確保するための働きかけ、また近隣自治体との連携強化について、今後の方針をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） さくらねこ無料不妊手術事業の協力病院への登録につきましては、今後も継続して制度の趣旨や手続等の情報提供を行い、登録の可能性について働きかけを行うとともに、飼い主のいない猫にとって市町村という枠組みは関係がございませんので、近隣市町村とも常に情報共有を図りながら、連携して対策を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 海部圏内には協力病院がありません。さくらねこ無料不妊手術事業を継続していくためにも協力病院のお力が必要ですので、近隣市町との連携の下、協力病院の推進にも力を入れていただきたいと要望しておきます。

続いて、市民理解の促進とトラブル防止についてお伺いいたします。

猫の飼い方のルールや無責任な餌やりを止めることなどの啓発とともに、地域猫活動の目的や効果、繁殖抑制やふん尿被害の減少などを市民に分かりやすく伝える広報の強化を検討できないかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 市広報紙令和8年1月号に、猫の飼い主へのお願いとして、望まない繁殖を防ぐために不妊・去勢手術が必要であること、室内で飼うことで事故や感染症から猫を守り、周囲に迷惑をかけないことなどの特集記事を掲載いたしました。

今後も、定期的に市広報紙や市ホームページを活用し、啓発活動を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） よろしくお伺いいたします。啓発活動にさくらねこの写真なども掲載していただくとよく分かりやすいと思いますので、これも要望しておきます。

高齢者の多頭飼育崩壊や空き家に猫が住み着くケースが増えています。福祉部局や空き家対策担当の連携をどのように進めるのかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 多頭飼育につきましては、令和6年4月1日から、猫や犬を合わせて10頭以上飼う場合は、愛知県動物センターへ届出が義務化されたことにより、同センターが飼育者の飼養状況を早期に把握し、飼い方講習やアドバイスを実施しております。

福祉部局や空き家対策担当とは連携を取っており、猫が住み着いたとの相談を受けたことはありませんが、今後、福祉部局等から相談があった場合も、同センターから対応策等を教えてもらうように案内するなどの連携を図ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） この点も周知啓発していただきたいと思います。

武豊町では、猫のふん尿被害に悩む住民に対し、超音波式の猫よけ器を無料で貸し出す制度を実施しています。本市においても、ふん尿被害や夜中、野良猫の激しいけんかの声など、被害や苦情の声もよく聞きます。本市でも、苦情対応の選択肢を増やすため、同様の猫よけ器の貸出制度を導入する考えはあるかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 猫よけ器の貸出しにつきましては、その場所に猫が来なくなったとしても、その猫が次の場所へ移動してしまうなど、根本的な解決にならないこともあり、制度の導入は考えておりません。

本市においては、猫に限らず、鳥や蛇などの生き物を家に侵入させない対策は、個人により行っていたいております。

今後も相談があれば、対応策などについて丁寧にお伝えをさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 対応策も同様に周知していただくと思います。

次に、教育的姿勢についてお伺いいたします。

地域猫活動は、命の大切さ、責任ある飼い方、地域で支え合うことを学ぶ非常に教育的価値の高い取組です。他自治体では、地域猫ボランティアが学校で講話を行うなど、命の授業として活用されている例もあります。本市においても、地域猫ボランティアの活動を学校教育の中で命の授業として取り入れることを教育委員会と連携して検討する考えはあるかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小学校では、教室で金魚等の小動物を飼ったり、地元動物病院の協力で小動物と触れ合い、聴診器で心音を聞くなどの活動を行っている学校もあり、命の大切さを学ぶ教育となっています。そのような活動が中学校での平和教育へつながり、命の教育を学ぶ9年間の教育課程となっています。地域猫もその一つの切り口として有効と考えますので、校長会等を通して各小学校へ情報提供したいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 最後に、持続可能な地域猫対策について伺います。

どうぶつ基金の枠に依存せず、将来的に市独自の不妊・去勢助成制度を検討する考えはあ

るかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 動物愛護の推進は重要な課題であることを認識しておりますが、市独自の不妊・去勢助成制度の創設については、現時点では大変厳しい状況でございます。まずは、さくらねこ無料不妊手術事業の周知やボランティア団体が活動しやすくなるよう、環境の改善に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 地域猫活動を地域課題の解決、地域福祉の一環として位置づけ、総合的な支援体制を構築する方針を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 人と動物との調和の取れた共生社会を実現させるためには、飼い主がルールを守り、責任を持ってその動物の終生にわたり適切に飼養することが重要であると考えております。

野良猫問題は地域課題とも考えられますが、対応策の一つである地域猫活動については、ボランティア団体や御協力していただいている市民の皆様の御尽力により成果を上げつつあると認識しておりますので、引き続き地域づくり補助金を活用していただくなどの支援をさせていただきます。

今後も市民の皆様の御協力をいただくとともに、ボランティア団体と連携し、さくらねこ無料不妊手術事業を推進すること並びに猫の飼い方のルール及び地域猫活動について、しっかりと普及啓発をしていかなければならないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 人も動物も穏やかに暮らせる弥富、命を大切にする弥富として、市民の皆様に広がっていくことを希望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時31分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本日3月11日は、東日本大震災の発生から15年に当たります。

ここで、震災により犠牲となられた方々に対して哀悼の意を表しますとともに、心からの御冥福をお祈りするために、1分間の黙祷をささげます。

皆様、御起立をお願いします。

黙祷。

[黙 祷]

○議長（堀岡敏喜君） 黙祷を終わります。御着席ください。

一般質問を再開します。

次に、平居ゆかり議員。

○4番（平居ゆかり君） 4番 平居ゆかりでございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

本日最後です。よろしくお願いします。

初めに、高齢者の孤独・孤立防止対策を通じた自治会の位置づけについて質問をさせていただきます。

年明けからの話ですが、独り暮らしの高齢者が自宅で亡くなって数日後に発見されたり、また認知症による徘徊事故で、これもまた数日後に発見されたということをお聞きしました。少し前には、独り暮らしの認知症高齢者の方の交通事故もありました。今後、さらなる高齢化に伴い、そういった悲しいことがきっと増えてしまうだろうということが懸念されます。

この背景には、孤独・孤立というキーワードがあります。それは、独り暮らしというだけでなく、認知症の方を家族で支えている場合であっても、悩みや不安を一人で抱えている家族が結果として孤独な状態に置かれているケースも少なくないと思います。

また、孤独死という定義は様々ではありますが、それを含め、本市としては、この状況をどのように問題視していますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 年々増加傾向にある孤独死の要因といたしましては、家族と離れて暮らす高齢者の増加、近所付き合いの希薄化、高齢化による体調急変や転倒、認知症や持病による外出減少、生活困窮や社会的孤立などが上げられ、孤独死の多くは、人とのつながりが切れてしまうことで、誰にも気づかれずにお亡くなりになられております。

孤独死のリスクを減らすためには、誰かが気にかけてくれる関係をつくることが重要であり、孤独死は誰ともつながっていないことが問題であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） おっしゃられた誰ともつながっていないことは問題です。

では、現在の弥富市の高齢者支援として、そしてその家族の支援として、緊急通報システム事業、またQRコードによる認知症高齢者等見守りシール交付事業などがありますが、実績について確認をさせていただきます。

まず緊急通報システム事業につきまして、65歳以上の独り暮らし高齢者をはじめ、費用負

担対象者の人数に対し、導入実績の割合はどの程度で、その数をどう評価していますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 緊急通報システム事業の対象者の条件の一つとして、おおむね65歳以上の独り暮らし高齢者があり、そのような方は令和7年4月1日時点では2,573人でありました。緊急通報システムの利用者は、令和8年3月1日現在132人ありますので、事業を利用されている方の割合は約5%であります。

緊急通報システムにつきましては、御本人や御家族、ケアマネジャーなどに広く制度の周知を行い、緊急通報システムの導入が効果的な方には御利用を提案してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 60代や70代では本当に元気な方がたくさんいますので、その5%の評価は難しいですが、では実際に緊急ボタンが押されて、委託事業者、委託業者の警備員が駆けつけた事例はありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 緊急通報システムの機器の不具合などの通報を除く体調不良での通報による駆けつけ対応件数は、令和6年度は、11人の方から延べ12件であり、本年度は、令和8年2月末時点で7人の方から延べ10件であります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

命を助けているシステムであることが明白なので、十分です。

次に、認知症高齢者等見守りシール交付事業について、対象者に対する配付実績の割合はどのくらいありますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 認知症の方の実数を把握することはできませんが、認知症高齢者等見守りシール交付事業の対象となる市内にお住まいの認知症または認知症の疑いのある要介護・要支援認定者や総合事業対象者の方で認知症高齢者等事前登録制度により登録台帳に登録されている方は、令和8年3月1日現在22人あります。

なお、登録者全員が認知症高齢者等見守りシールの交付を受けておみえになられます。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

では、導入後、市内で活用された実績はありますか。それが実際どのような場面で、どのような方が読み取って解決につなげたのか、その流れを一例として示してもらえますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 認知症高齢者等見守りシール交付事業は、令和6年9月1日から実施しておりますが、現時点での活用実績はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

これは名古屋市西区の方にお聞きした事例ですが、認知症シールの位置は背中に貼っていた分の読み取りで、家族が保護されたと聞きました。これに関しては、読み取り側の認識も肝腎かと思しますので、広い周知をお願いしておきます。

また、特に緊急通報システム事業については、お身内の方がいれば、心配しているのは家族であり、本人だけではなく、離れた家族への周知が効果的であると考えますが、どのように対策がされているのかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 緊急通報システムの利用につきましては、家族も参加する介護サービス担当者会議などで、ケアマネジャー等から家族に提案を行っていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） ケアプランがある方は大丈夫ということですね。ただ、孤独・孤立はそこだけではない、取りこぼしがあることが問題になってくると思うので、さきの御答弁に誰ともつながっていないことが問題とありましたが、そこで次の質問ですが、制度にも社会にもつながりにくい、隠れた独り暮らし高齢者や支援を拒否される高齢者の存在について、市は民生委員さんたちと連携し、どの程度把握していますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 民生委員による独り暮らし高齢者の訪問後に、支援拒否をされた方についても聞き取り内容や生活状況などについて報告をいただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

であれば、その報告の中で認識ができて、必要であれば緊急通報システムなどを提案というような形も取れるということでもいいかと思いますが、民生委員さんについて一つ確認をしておきます。

高齢化が進む今は、地域の民生委員さんがそれぞれ抱える負担は増えてきていると判断しておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 高齢化による訪問世帯の増加により、民生委員の方々への負担は増えていると思います。また、訪問しても不審がられて会っていただけないケースも増えているとお聞きしておりますので、令和8年度は、介護高齢課から事前通知を郵送する計画をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 民生委員さん1人に対して抱える高齢者、高齢者だけではありませんが、そこが増えれば負担も増えます。当事者を支えることに必死になることで、その支援の最前線に立っている民生委員さんたちが心身の負担を抱えることになる可能性が否定できません。今お聞きした事前通知も民生委員さんたちを支える広報ケアの一つであると思いますが、細やかなヒアリングをお願いいたします。

ではさらに、見守りや支援が必要であっても、人付き合いが苦手であったり、近所に言えない、家族に相談できないといったケースに対し、行政の役割としてどこまで踏み込めると考えていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 見守り支援が必要な方につきましては、介護高齢課や地域包括支援センターが様々な方法で本人と接触して聞き取りを行っております。

また、既存の相談窓口や関係機関のネットワークの中において潜在的な要支援者を把握した場合は、令和8年度から本格実施を予定しております重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用し、支援が届いていない方に対するアプローチに努めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） その重層的支援体制整備事業のアウトリーチを通じた支援も、国からたくさんのお金をかけていただき、期待が大きい行政体制ですし、さきの質問にありました緊急通報システムやQRコード認証のような本市のデジタルな支援は、手が届かないところや人の代わりになっている貴重なシステムであると思います。しかし、孤独・孤立を防ぐために必要なのは、制度や仕組みだけではなく、日常の中での小さな異変に気づき、声をかけ合える地域の関係性であり、その地域力が必要です。土台がきちんとあって、そこに行政の支援が乗っかることでより意味のあるものになるはずですが、市はこの点についてどう考えますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 地域の人々のつながりや居場所づくりは、高齢者のひきこもりや孤独・孤立の防止につながるとともに、高齢者支援の窓口に必要な情報が届く可能性を上げる効果が期待できると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） まさしく同感です。

では、ここでもう少し孤独・孤立に関して掘り下げます。

国においては、コロナ禍を背景に、分野別の施策では対応し切れない孤独・孤立の問題を横断的に扱うため、令和5年に孤独・孤立対策推進法を制定し、令和6年から本格施行されました。さらに、毎年5月を孤独・孤立対策強化月間と位置づけています。本市のホームページにもこのページがありますが、これに関連した本市の昨年、一昨年と行ってきた具体的な啓発活動内容を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では、孤独・孤立対策に関する各種支援制度や、相談先が探しやすくなることを目的に、令和5年12月以降、市ホームページにおいて内閣府の孤独・孤立ウェブサイト「あなたはひとりじゃない」の周知を図っており、日本語以外にも、英語やポルトガル語など10の言語にも対応した形でページを公開しております。

また、5月の孤独・孤立対策強化月間について、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームのロゴマークを活用し、市ホームページ及び市広報紙において啓発を行っております。そのほか、強化月間期間内ではありませんが、毎年内閣府が年末年始期間において開設される孤独・孤立相談ダイヤル「#9999」等について、市ホームページに期間を区切って掲載し、年末年始における相談体制の周知を図っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

そもそもこの法律、そして啓発に関しては、新たな行政サービスを拡充するというよりも、住民一人一人の気づきや声かけを促す国民啓発に重きを置いていると私は受け止めています。つまり、本市の役割は、行政だけが抱え込むのではなくて、地域の中で気づきが生まれる環境づくりを積極的に行うべきだと考えていますが、本市の認識をお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 孤独・孤立対策については、潜在的な要支援者をいかに把握するかが最も重要と認識しており、そのためには、行政や関係機関のみならず、地域住民との連携も必要不可欠であると考えます。先ほど答弁しましたとおり、令和8年度から本格実施を予定しております重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用し、市民、行政、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との協力の下、支援が届いていない方の情報把握やアプローチに努めるとともに、可能な限り当事者の方へ必要な情報が届くよう、今後も周知啓発に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 地域住民との連携も必要不可欠であるとおっしゃったそこなんですが、命第一はもちろんの前提で言いますが、例えば孤独死の場合は、起きた後の事後対応には放置期間等によって多大な行政・社会コストがかかります。一方、向こう三軒両隣という日常的なつながりやふだんと違う地域の人の違和感に気づくことは、御近所ならできるかもしれないけれど、行政にはなかなかできないことです。行政ができないことを市民に押しつけるということではなくて、市民にしかできないこと、この価値は公式的に認めてほしいぐらいであると思うのですが、本市として、この市民にしかできないことの価値は、この先も重要なものとして捉え、尊重していく考えはありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 近所の方のふだんとの様子の違いを気づくなど、マニュアル化できない思いやりや顔が見える関係性こそ、向こう三軒両隣に表される住民同士のつながりとなり、その見守り活動は、いつの時代も地域福祉の要として非常に重要なものであると高く評価させていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 私は、その価値を一旦奪った大きな要因の一つはコロナであると思っています。そして、その大事な部分だけは取り戻すべきであるとも思っています。

では、もう一つお聞きします。

今回、私は高齢者の孤独・孤立防止対策のことを言っていますが、大きくは地域共生社会のくくりです。本市も地域包括ケアシステムとして社会福祉協議会と共に一体的な支援に力を入れていると思いますが、私がいつも違和感を感じるのは、その土台となる地域力がそこに追いついていないことです。

私がくどく取り上げる自治会は、地域力を形にしてきた代表的な枠組みです。よって、国が地域共生社会を単なる理想としてだけでなく、人口減少、超高齢化社会を生き抜くための生存戦略としているところには、自治会の存在はこの分野からも軽視すべきではないということが言えるかと思いますが、本市としては、やはり自治会あってこそと考えるのか、そうではなく、自治会がなかったとしても、地域が自由につながっていればそれでいいと考えるのか、この視点からは自治会の存在をどう見ているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 地域共生社会の実現に向け、自治会は、共助の核となる最重要パートナーであると考えております。

自治会は、地域課題を自ら解決する主体的な団体です。行政サービスの公助には限界があり、個人の努力の自助にも限界があります。公助と自助をつなぐパイプ役を担っていただく共助の部分が自治会であると考えております。

地域共生社会の目的は、孤立の解消であります。その点からも、地域は社会的孤立を防ぐ居場所であり、行政の手の届かない細やかな支え合いを担えるのは自治会しかないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 自治会しかないと力強いお言葉をいただきましたところでお聞きします。

今、任意団体である自治会が地域にとって重要であると結論づけたとして、御近所付き合いをしてくださいとか、自治会を抜けないでほしいとか、そんなことは、憲法で自由が保障されている中で、行政が強制することができません。加入にこだわるのも違いますし、役を押しつけるのも時代遅れです。であれば、市民の主体的な理解や共感しかありません。本市が自治会に対して防災や防犯をはじめとする支援を常に行っていたことは十分承知しております。しかし、そこに主体的な理解や共感を十分にいただけません。また、その恩恵を受けるにもかかわらず、本当に無関心で、他人事だと考えている市民も見えます。

しかし、この状況の中で、本市が昔からのやり方もある自治会に立ち入ることは難しいとか、任意団体だから踏み込めないとか言われましたが、その姿勢を示し続ければ、市民の地域離れはさらに進んでしまいます。本市が言っていることは全く間違いではありませんが、市民は迷っています。あの人もやめてしまうけど、うちはどうしようとか。自治会がなくなっても別に誰も困らないのではなど、自分にとっての意味や価値を見いだせないものから離れていきます。先ほどのように、市民にしかできないことの価値を高く評価し、自治会しかないと行っていただいたように、本市は迷いを与えるのではなく、寄り添って方向性を示し続けるべきです。

私は、本市に自治会加入メリットを創出してほしいとか、ごみ出しをはじめとする自治会システムの不平等に介入してほしいとか、そういった提案もしてまいりましたが、本市はなかなか直接的な支援は難しいと判断をされていると思います。できないというのであれば、今、本市ができることは何でしょうか。最低限、情報発信だけには力を入れておりますでしょうか。現場の防災や防犯といった支援だけでは市民に響かないのであれば、どんなことだったら市民に響くのか、工夫を凝らし発信する。これを行っていますでしょうか。広報もいろいろ試行錯誤されて出来上がっているものであることは分かります。でも、本市が自治会を衰退させたくないという思いはどのページから伝わりますでしょうか。役員の負担軽減も必要だからこそ、広報のポスティングなど、スリム化を考えていただきました。それは決して自治会を衰退させたいからではないはずで、誰も負担少なく役員ができるように、そして何よりも市民のために地域のつながりを保てるよう支援していただいているはずで、

今回のテーマでいえば、孤独・孤立対策強化月間のお知らせであったり、認知症サポータ

一養成講座のお勧めなど、現在行われている一つ一つの情報発信ですが、こういった内容こそ、本来は自治会とのつながりが大切であることも示せる大きなチャンスであるはずです。単発のお知らせは、今、目の前にある本市の問題や課題と直結してこないことがもったいないと感じます。市民協働課が中心となり、関係各課と横断的に連携しながら、市民一人一人の心に響く発信の在り方を工夫していくべきと考えますが、まずこの提案について、本市がどう思うかお聞きしたいのですが、併せまして、私が令和6年6月定例会一般質問でお聞きし、いただいた回答の中で、市といたしましても、市ホームページ等で自治会活動等の地域づくりに先進事例などを掲載し、自治会活動に対する理解を深めていただけるような情報を発信させていただき云々とありましたが、これはどう進んでいるのでしょうか。この2点、重ねてお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 現代は、情報の氾濫に加え、価値観の多様化により、地縁関係の希薄化が進み、自治体からの情報発信につきましても工夫が必要であることは認識しております。

議員の御提案に対しましては、市としても他の自治体を参考としながら、写真やイラストの活用、興味を引くタイトル、二次元コードの活用など様々な改善・改良をしておりますが、情報の受け手側の課題もあり、市民一人一人の心に響く効果的な情報発信はハードルの高い課題であると考えております。

今後も、より多くの市民に分かりやすい情報発信ができるよう、工夫・改善に努めてまいります。

また、令和6年6月議会で地域づくりの先進事例などを市ホームページへ掲載していくとした進捗につきましても、自治会への加入チラシや加入促進ハンドブックについて、他自治体を参考に一部見直しを行いましたので、今後速やかに掲載してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。チラシやハンドブックはよろしく願いいたします。

また、先進事例等でいえば、例えば名古屋市守山区の上志段味自治会や福岡市香住ヶ丘の町内会などは、大変参考になる活動をされております。ほかにもいろいろあります。それを含めまして、ハードルの高い課題でありながらも工夫・改善に努めるとおっしゃった情報発信を積極的にお願いとするとともに、まずできることの中で、市民に本市の基本姿勢をはっきりと発信いただきたいと思っています。

最後に、孤独・孤立防止対策ですが、今回は高齢者に焦点を当てておりますが、本来は若者に対する対策としても現代は大きな課題となっています。単なる福祉施策ではなく、地域共生社会の根幹に関わる問題です。

孤独・孤立を未然に防ぐためには、制度的支援だけでは限界があり、日常の中に人と人とのつながりが存在していることは不可欠です。その中で、自治会とは数ある選択肢の一つにすぎないのか、それとも孤独・孤立対策の土台として不可欠な存在であると考えなのか、自治会の位置づけについて、市長の明確な見解を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 自治会は、地域における緩やかなつながりと早期発見を担っていただくとても重要な位置づけだと考えており、問題を未然に防いでいくには日常的な関わりが欠かせません。日常的な挨拶などの何げない行動から異変などを察知できるのも御近所の顔の見える関係性にある自治会であると思います。そういった情報を行政へつないでいただき、早期発見ができれば、問題が深刻化する前に解決する可能性も高まると考えております。顔が見える関係性こそが、どんなに高度な行政システムよりも市民の安心感を高める大変重要な仕組みであると認識をしております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） ありがとうございます。

私自身、いろんな方からの御意見を聞きながら、自治会は既に時代遅れで、もはや必要ないのではないかとずっと考えてきました。しかし、市長の施政方針でも、基本目標1のところでは、地域コミュニティや自主防災会というワードを入れて重点施策を示していただいておりますし、様々な側面から検討を重ねても、やはりその結論には至りません。そしてまた、基本目標6の市民協働については、やとみっけベースを拠点に、市民が主役となるまちづくりを推進するとおっしゃられた。そういった市民の活動を支える団体の取組と、一方、地域に根つき、長年にわたり地域を支えてきた自治会が、それぞれにしかできない役割の中で、お互いに補完し合えるような関係ができてきて、あらゆる地域課題の解決につながるものがあると期待するならば、第一に自治会という現場主義の存在が必要でないはずがないと今は確信をしております。

では、2つ目の質問に行きます。

高齢者の孤独・孤立予防の観点からの外出及び社会参加環境の整備について質問をしていきます。

先ほどは地域の関係性という側面からお聞きしましたので、次は外出や社会参加という観点から質問をしていきます。

高齢者の孤独・孤立防止を考える中で、外に出るといふきっかけづくりは重要であるものと考えます。とにかく高齢者を外に出すという視点からすると、市が行っていることとして、各種イベント関係やスポーツ推進、生涯学習など多岐にわたるかと思いますが、市として、これこそは高齢者の孤独・孤立防止に役立っていると実感ができる事業や支援は何であると

お考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市におきましては、高齢者の孤立防止のため、見守りサービス、緊急通報システム、交流の場の提供、買物・移動支援など、多岐にわたる対策事業を実施しております。これらの取組は、地域社会で高齢者が孤立せず、安全に暮らせる環境を整えることを目的としております。その中でも、福祉センター喫茶室で利用できる給食サービス事業や各地域で実施していただいておりますふれあいサロンなどは、外へ出たり人と会話ができるものであることから孤立防止に効果がある事業と考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） いろいろあるかとは思いますが、介護高齢課の分野から御答弁をいただきました。

お聞きした理由は、次の質問ですが、例えばボランティア活動などの社会参加は、心身の健康の維持につながり、予防医療の観点からも有効であると言われております。しかし、活動に関心があっても、どこで何をどのように始めればよいのか分からず、一步を踏み出せない高齢者が多く存在するとされています。

令和4年の内閣府の調査によると、ボランティア活動への参加を妨げる要因として、ボランティア活動に関する十分な情報がないが40.8%と、時間的制約に次いで2番目に多くなっております。

先ほど私は高齢者の孤立防止に役立っているものは何かとお聞きしましたが、その中に高齢者によるボランティア活動がより積極的に位置づけられてほしいと考えております。本市においても協力をお願いしたい活動は数多くあるはずですし、市民の社会参加の機会を広げるための支援でもあるはずですが、情報を自ら取りに行くことが難しい高齢者の方も少なくはないのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたしますが、本市が依頼する各種ボランティア活動や、例えばあらゆるセミナー参加への呼びかけについて、特定の団体や毎回同じ顔ぶれの方々に偏ってはいないでしょうか。もちろんボランティアに重きを置く団体は意欲が高く、そこに依頼することが間違っているということは全くありませんが、ほかにも参加の可能性を持つ方々を掘り起こす機会を逃していないかという点を問題提起しております。

外に出るきっかけを必要としている高齢者は、ほかにも多くいらっしゃると思います。高齢者ボランティア活動支援に関する行政ポータルサイトにおいても、参加意欲は高い一方で、実際の活動率は低下しており、その背景には、情報不足や心理的ハードルといった明確な課題があると指摘されています。そこで、本市においてもこの課題をどのように認識しているのかまた社会福祉協議会との連携も含め現在取り組んでいる対策があればお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 地域づくり補助金を活用している団体のほうでも担い手不足や参加者が集まらないなどの問題を抱えている一方で、福祉課で策定を進めております第1期弥富市地域福祉計画・地域活動計画のアンケート調査において、ボランティア活動について、「現在活動している」と回答された方が6.9%、「条件が合えば活動したい」と回答された方が44.2%となっていることから、ボランティア活動に関心を持たれている方が潜在的には多くいるとの結果が出ております。このアンケート結果だけでは議員御指摘の因果関係については確認できませんが、市としましては、市広報紙や市ホームページなどアナログとデジタルを織り交ぜながら情報発信をしておりますので、情報不足というよりも、心理的ハードルのほうが課題ではないかと思っております。

また、心理的ハードルを感じる背景には、時間的な制約だけでなく、活動への不安や責任感などが複雑に絡まり合っていますので、弥富市社会福祉協議会と連携して対策を講じていく必要があると考えています。

本市としましては、本年度4月にオープンした市民活動センターやとみっけベースが議員御指摘の課題解決の一助になるものと考えており、このやとみっけベースにおいて、市民の困り事の解決につながるマッチングや市民がやりたいことを形にするお手伝いをさせていただいております。

さらに、やとみっけベースでは、ボランティア団体などの活動の成果を展示、あるいは物販を行ったり市内で活動する個人や団体、企業などの情報も入手できますので、やとみっけベースを市民活動の情報発信及び交流の拠点となるよう、さらなる充実を図ってまいります。

また、デジタル情報が苦手な方やデジタル情報を取得できない方などに対しては、お隣さんや友達など顔の見える関係性を利用した口コミも大変有効な手段だと思っておりますので、高齢者が集まるふれあいサロン等でチラシと一緒に活動をPRすることで、デジタルにはない熱意や思いが伝わり、より効果的な情報発信になると考えております。

次に、弥富市ボランティア連絡協議会の加盟団体について、弥富市社会福祉協議会がホームページで紹介するとともに、各団体がブース出展形式で説明会を行うボランティア講座の開催などを行っております。

今後は、ボランティア活動について興味や意欲のある方に確実に情報が届くよう、弥富市社会福祉協議会と連携して、ボランティア情報を集約した機関紙のポスティングのほか、市民活動センターやとみっけベースと連携し、ポータルサイトやとみっけにボランティア団体等を資源登録していただくなど、ボランティア活動に興味や意欲がある方に分かりやすく参加しやすい環境づくりに努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

まず社会福祉協議会が信頼できる案内人としてやとみっけベースを紹介するなど、高齢者とつながりが強い社会福祉協議会と市民がやりたいことを形にするやとみっけベースとの連携は、今後さらに強化していく方向へ持って行ってほしいと思います。

先ほどのボランティアのアンケートの中の44.2%の関心は大きいです。心理的ハードルが取っ払えるような連携を強めていただきたいと思います。

では次に、社会参加の機会を広げることは重要です。しかし、そもそも外出できる環境がなければ参加そのものが難しくなります。

そこで次に、外出手段の観点からお聞きします。

先ほど同様、高齢者が外に出るという観点からすれば、当然市内の公共交通は重要ポイントの一つです。

デマンド交通チョイソコやとみの実証実験について、市民から不満や不安の声も出ていますと受け止めていますので、確認していきたいことはたくさんありますが、市長よりさらなる改善に取り組むと施政方針をいただきましたので、幾つかの細かい内容についてはまた別で確認することといたしまして、今回、ポイントを絞ってお聞きしたいと思います。

きんちゃんバスだけのときより、高齢者の外出状況、つまり利用人数が増えているのか、あるいは予約不成立件数が多いことにより、逆に外出を控えるだとか、引き籠もらせてしまっているような状況にはなっていないか、この部分を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） チョイソコやとみ会員アンケート調査の回答の中には、停留所数の増加やこれまでバス停がなかった施設等の停留所の追加によって、外出がしやすくなった、外出の目的が増えたとの御意見をいただいております。その一方で、予約が取れなかったがために外出を諦めたという御意見もいただいておりますが、この予約不成立が外出を控えるや引き籠もらせてしまっている原因とまでは考えておりません。北部エリアではきんちゃんバスも運行しておりますので、チョイソコと組み合わせて御利用いただきますようお願いいたします。

また、チョイソコやとみについては、午前中の予約不成立の割合が高かったことから、令和8年4月から午前中に1台増車を予定しております。予約不成立が減少し、公共交通の利便性が向上するよう改善をまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 今、外出がしやすくなったとか、外出の目的が増えたという御意見をお聞きし、安心をいたしました。ただ、現に予約が取れていないと言われる部分は、午前中の1台増車でまた継続して検証をいただくということかと思っておりますので、私も注視をさせ

ていただくようにします。

今の質問では、高齢者が外に出るための手段として、公共交通を需要に即して充実させていくことが重要であるという意味で申し上げました。

そこで、ここの流れで、その先の動線について伺っておきます。

今回は、高齢者の外出を後押しし、孤独・孤立の防止につなげる視点から聞いていますので、脱線しないように確認の意味でお伺いします。

本市ではにぎわいの創出という言葉がしばしば用いられますが、海外や国内の事例を見ると、公共交通と合わせて、いわゆるウォーカブルなまちづくりを進め、人と車の動線を適切に分けることにより、にぎわいの創出を実現している自治体が多くあります。

ウォーカブルなまちづくりは、道路政策や都市基盤整備といった側面を持つ一方で、高齢者が外に出やすくなり、人と接する機会が生まれるという点で、健康づくりや地域づくり、さらには孤独・孤立対策とも深く関わる取組であると考えています。もちろん高齢者のためだけにとどまりません。例えば公園だけでなく、駅周辺、医療機関周辺、公共施設周辺などが、単に用事のためだけに歩く場所ではなく、歩きたくなる、立ち寄りたくなる環境となることで、高齢者が外出するきっかけとなり、結果として人とのつながりが生まれ、このまちの市民として帰属意識が高まることが期待されます。今後、本市が思い描いていくとするコンパクトシティの考え方や、また高齢者の運転免許返納の促進を含め、車に過度に依存しない生活環境への転換を見据える中においても、公共交通と併せ、ウォーカブルな環境整備を進めていくという考え方について、本市の認識をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 人口減少や高齢化が全国的に進行し、社会状況が大きく変化中、都市計画においては、円滑な都市活動の確保と良好な都市環境を維持するために、人口密度の維持、公共交通によるネットワークの確保などが継続的に図れるよう、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づいた集約型都市構造の構築に向けた取組が求められております。本市におきましても、この考え方を基に、都市機能が集約された利便性の高いまち、コンパクトシティを目指し、弥富市立地適正化計画を策定しております。

コンパクトシティの形成には、公共交通ネットワークの充実が不可欠であり、現在進めておりますJR・名鉄弥富駅自由通路等整備事業において、鉄道やバス、自動車、歩行者など、複数の交通手段がつながる交通結節点の整備を進めております。そして、その後の近鉄弥富駅を含めた駅周辺のまちづくりにおいて、都市計画道路や駅前広場等を中心に、歩行者と自動車が分離された安全・安心な交通環境の整備を進め、さらには民間事業者による開発とともに、駅前に商店等が立ち並び、居心地がよく、歩きたくなるような空間を創出できるようなまちづくりを進めていく必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 孤独・孤立に縁がないようなまちづくりを思い描く上では、先ほどの居心地がよく、歩きたくなる空間を創出するというのが非常に重要な視点であると考えています。福祉分野だけにとどまることが絶対できないという意味で、その方向性までに確認をさせていただきました。

次の質問ですが、また別の側面で、公共施設の使用料見直しによって、高齢者が好きなことを続けるというハードルが上がっているとお声をいただいたので、来年度からの利用の見通しに何か変化や問題はないかお聞きしたかったのですが、先ほど早川議員より十分に御質問いただき、御答弁いただいておりますので、大きな問題にはつながらないものとして理解し、この質問は飛ばさせていただきます。

次の質問はそのつながりになりますが、施設利用料の改定が、受益者負担と社会情勢等で施設の維持管理と継続のためにも、市民の皆さんには御理解いただきたい部分であることはよく分かりますが、楽しんで活動している市民としては、お金を払ってもいいから施設の修繕や改良の要望をなるべく聞いてほしいと願いますし、できる限り好きなことを快適に続けられることは、市民のウェルビーイングに直結することであります。好きなことをやっても不満が募るようなことになれば、活動は縮小していきます。楽しめなくなれば、引き籠もる危険性も発生します。行政は、そういった悪循環にならないように環境を整える必要があるかと思えます。

そこで、関連し、質問します。

十四山の福祉センターのカラオケセットは、新曲が入らず、利用者の満足度が下がり、利用人数が減少しているとの声がありますが、状況を把握していますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現在、十四山総合福祉センターに設置しているカラオケ機器につきましては、平成21年10月に購入をしました配信型の機器でございます。しかしながら、購入後16年余りが経過した機器のため、最新曲の配信対応が令和6年5月末で既に終了しており、現状では令和6年5月31日までの楽曲データの配信により御利用をいただいている状況でございます。

そのような状況におきまして、利用者数は、令和5年度は1,979人、令和6年度は1,030人、令和7年度は令和8年2月末時点において357人と減少の傾向にあります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） では、確認でお聞きしますが、本市の中でカラオケができる施設は幾つ、どこにありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現時点において、カラオケが利用できる市有施設は、健康福祉部所管においては、いこいの里、総合福祉センター及び十四山総合福祉センターの3施設、建設部の所管においては、農村多目的センターの1施設、教育部所管においては、白鳥コミュニティセンター及びさくら会館の2施設の合計6施設あり、全て配信型の機器を導入しております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 例えば高齢者の社会参加の促進は、先ほども言いましたように、好きなことを気持ちよくできる環境があるかどうかで、市民は活動するかどうか、満足できるかどうかが決まります。ただ歌が歌えればいいという話ではありません。歌好きな市民にとっては、白鳥コミュニティセンターのように、ニーズに沿った設備によって市民の満足度は保たれます。十四山総合福祉センターのカラオケセットは、新しいものに更新をする予定はありませんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 十四山総合福祉センターに設置のカラオケ機器につきましては、購入後16年余りが経過しておりますが、新たな機器更新の計画はございません。

なお、十四山総合福祉センターをはじめ、総合福祉センター、いこいの里のカラオケにつきましては、カラオケシステムのリース契約が終了する令和8年10月31日をもって、利用を終了とさせていただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 私は、白鳥コミュニティセンターでカラオケを楽しんでいる場にお邪魔をさせていただくことがあります。歌い切った後の皆さんの表情に孤独・孤立感を感じることがないので、いい市民サービスだと思っていて、非常に残念ではあります。

また、リース契約終了とともに終了していくのは、先日の電機治療器についてもそうでしたが、確かに古くなった市民サービスをそのまま新しいものに買い換えるだけというのが本当に正しいのか、時代に合わせてサービスの在り方を見直していくという観点では理解できる場所もあります。しかし一方で、現在それを楽しみに利用されている市民の方が少なからずいらっしゃる中で、サービスがなくなることが外出の機会を失うきっかけとなり、結果としてひきこもりにつながってしまうようなことがあつては、福祉の目的からすれば本末転倒であります。受益者負担の考え方や市民サービスの最適化は、行財政改革の観点からも、これからの時代には避けて通れないものではありますので、その際には、そこにいる市民を置き去りにすることなく、新たな楽しみや活動の場への展開へ市民をちゃんと導いていただきたいと考えております。

例えば、次の質問につながるので次に行きますが、特に十四山総合福祉センターは、高齢者が外出に出るきっかけとなるウオーカブルな居場所という観点からも、本市の中で非常に魅力的で貴重な施設であると考えています。

本市が令和2年に策定した弥富市公共施設再配置計画においては、福祉施設の多機能化を上げるとともに、隣接する三ツ又池公園との連携強化が示されていますが、具体的にどのような取組が強化されているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 施設の多機能化の取組につきましては、従来、市内3か所の社会教育施設に設置をしておりました陶芸用の教室と窯を一元化するため、令和4年度末に十四山総合福祉センターへ陶芸施設の機能を移転し、福祉施設の多機能化を図っております。

隣接する三ツ又池公園との連携強化の取組としましては、地域のにぎわい創出のために、三ツ又池公園において開催される本市が主催、主管、後援をする催物について連携を図っております。

毎年11月に三ツ又池公園拠点広場を中心に開催されるイベントでは、十四山総合福祉センターの駐車場をふわふわドームや段ボール迷路、トラクターの試乗など、子供たちにも楽しんでもらえる空間として御利用いただいております。また、センター内に設置されております市外の方も利用が可能な喫茶室、十四山茶房花笑みにおいては、三ツ又池公園の芝桜の最盛時期には、満開の花々を見るために市内外からたくさんの方が三ツ又池公園を訪れ、窓越しに満開の花々を見ながらくつろいでいただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

重層的な観点から、そういった多機能も賛成ですし、多世代も賛成です。もっとできることがある可能性も秘めていると感じますし、弥富市の中でもっと愛されていく場として連携してほしいと思っています。

本市が生産性を高めるために、単に何かを削るだけではなく、そういった別の形で新たな付加価値を生み出そうとする取組を進めているということは感じるのですが、その姿勢については評価できる部分であると思っています。ただ、お風呂ついでの方を含め、これまでカラオケを楽しみに利用されていた方には、新たな取組やイベントへの参加を促す工夫や白鳥のようなほかの施設でカラオケをグループで楽しんでいる事例等を紹介するなど、利用者が次の楽しみへ自然に移行できるような声かけや掲示など情報提供をするというように、外出控えにつながるようなことがないよう、その点も十分に配慮した展開をお願いしておきます。

最後に、総括してお伺いします。

高齢者の孤独・孤立を予防し、豊かな暮らしを守ることは、福祉施策の一部にとどまらず、市政全体で設計すべき課題です。その環境整備について、外出支援、社会参加の促進、公共交通、ウオーカブルな環境整備、公共施設運営など、個別の施策としてではなく、一連のストーリーとして描き、横断的に一体的に見直しして整備されていくべきものであると考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高齢者は、孤独・孤立により、生活支援や介護が必要となっても、周囲が気づかないことで支援が遅れ、状況が深刻化する傾向があります。地域コミュニティの希薄化が進み、地域や職場への帰属意識も弱まりつつある現代社会において、孤独・孤立の問題は、福祉分野にとどまらず、様々な政策課題として広く結びついていると感じているところでございます。

孤独・孤立対策におきましては、支援を求める声を上げやすい環境を整え、切れ目のない相談支援につなげることや、交流の場や居場所づくりにより、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを推進することが重要となります。

本市といたしましては、高齢者が外出する動機づくりとして、参加意欲を駆り立てる魅力あるイベントや事業の開催をはじめ、通いの場やボランティア活動などの活躍の場づくり、移動手段の確保など、外出しやすい環境整備に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 今強化が進められている重層的支援は、孤独・孤立の発見側の仕組みであります。環境整備は、孤独・孤立の予防側の取組であります。何についてもそうですが、ゼロ次予防、1次予防はまず重視されるべきです。今回質問しました予防側の環境整備は、重層的支援の土台としても、部局横断的な視点を持ち、力強く取り組んでいただくことを期待いたします。

以上、終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時38分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 江 崎 貴 大

同 議員 加 藤 克 之

令和8年3月12日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 伊藤千春  | 2番  | 柴田英里  |
| 3番  | 鈴木りつか | 4番  | 平居ゆかり |
| 5番  | 横井克典  | 6番  | 板倉克典  |
| 7番  | 那須英二  | 8番  | 加藤明由  |
| 9番  | 小久保照枝 | 10番 | 堀岡敏喜  |
| 11番 | 佐藤仁志  | 12番 | 江崎貴大  |
| 13番 | 加藤克之  | 14番 | 高橋八重典 |
| 15番 | 早川公二  | 16番 | 平野広行  |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 14番 | 高橋八重典 | 15番 | 早川公二 |
|-----|-------|-----|------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                                                  |      |                           |       |
|--------------------------------------------------|------|---------------------------|-------|
| 市長                                               | 安藤正明 | 副市長                       | 村瀬美樹  |
| 教育長                                              | 高山典彦 | 総務部長                      | 伊藤淳人  |
| 市民生活部長                                           | 飯田宏基 | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長         | 安井幹雄  |
| 教育部長                                             | 渡邊一弘 | 監査委員<br>事務局長              | 水谷繁樹  |
| 総務課長                                             | 横江兼光 | 財政課長                      | 村田健太郎 |
| 人事秘書課長                                           | 神野忠昭 | 企画政策課長                    | 佐藤文彦  |
| 防災課長                                             | 太田高士 | 税務課長                      | 岩田繁樹  |
| 収納課長                                             | 細野英樹 | 市民課長兼<br>十四山支所長兼<br>鍋田支所長 | 下里真理子 |
| 環境課長                                             | 梅田英明 | 市民協働課長                    | 藤井清和  |
| 観光課長                                             | 伊藤信哉 | 保険年金課長                    | 中野修   |
| 健康推進課長                                           | 木村仁美 | 福祉課長                      | 後藤浩幸  |
| 介護高齢課長                                           | 富居利彦 | 児童課長                      | 伊藤一幸  |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長兼<br>いこいの里所長 | 中山義之 | 産業振興課長                    | 上田忠次  |

土木課長 西尾一泰

都市整備課長 三輪秀樹

下水道課長 早川昇作

会計管理者兼  
会計課長 田口邦郎

学校教育課長 飯塚義子

生涯学習課長兼  
十四山スポーツ  
センター館長 梶浦智也

歴史民俗資料館長兼  
図書館長 田畑由美子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐野智雄

議事課長 浅野克教

書記 鈴木悦子

6 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員を指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、高橋八重典議員と早川公二議員を指名をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

まず、伊藤千春議員。

○1番（伊藤千春君） 1番 伊藤千春でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。お聞き苦しい声で申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

本日は、本会議2日目のトップバッターとして発言の機会をいただきました。

議論の方向性を示す立場として、対立ではなく建設的な議論を通じて本市の将来につながる答弁を引き出してまいりたいと考えております。

本市の地域文化・伝統行事は、長年にわたり地域住民の皆様の献身的な御尽力によって守り継がれてきました。しかしながら、少子高齢化の進行や担い手不足、役員の高齢化により、これまでどおりの形では続けられないとの切実な声が自治会や保存会の現場から上がっていると伺っております。設営や警備、資金確保、事務手続などの負担は年々増し、特定の方に責任が集中している実態もあるのではないのでしょうか。

一方で、伝統行事は単なる催しではなく、地域の歴史や誇りを体現し、世代を超えて人と人を結びつける大切な財産であると思います。市としてもその重要性については十分認識されているものと理解しております。

そこで、本日は、本市における地域文化・伝統行事の現状と課題について市の認識をお伺いし、その上で行政と地域団体のみで支える体制の限界、民間活力の活用の可能性、他自治体の事例評価、そして今後の基本的な方向性について、段階的に確認してまいりたいと思います。現状を認識・共有しながら、持続可能な地域文化の在り方について前向きな答弁を期待し、順次質問させていただきます。

最初に、本市における地域文化・伝統行事の現状と課題についてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） おはようございます。

御答弁申し上げます。

少子高齢化の進行、担い手不足や役員の高齢化により、地域の伝統行事が従来のような形で開催できないなど、深刻な課題に直面しているとの御相談を市民協働課の窓口やお電話にていただいております。地域の伝統行事などは単なるイベントではなく、その土地のアイデンティティーやコミュニティの絆そのものであり、本市としても支援していかなければならない課題であると認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 今の御答弁により、担い手不足や高齢化により地域行事の継続が厳しい現状が明らかにされました。このような状況の中で、行政と地域団体のみで支え続ける体制が今後も持続可能なのか検証が必要であると考えます。

そこで、行政及び地域団体のみで運用することの課題と限界についてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 行政や文化保存会など、特定の役員だけで現状の体制を維持しようとするれば、担い手の固定化と高齢化により特定の個人に負担が集中してしまいます。

また、地域行事イコール強制参加という旧来の価値観が薄れ地縁による動員も難しくなっております。地域住民も伝統行事はやってもらうものという感覚になり、自分たちで伝統行事を守るという当事者意識が失われることで、伝統行事の伝承による地域の絆を深める機能が損なわれることとなり近い将来破綻するリスクが高いのではないかと危惧をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 担い手の固定化や負担集中、当事者意識の希薄化など、現行体制の限界が今示されました。このままでは持続が困難になるとの危機感を共有いたします。だからこそ、新たな担い手や仕組みの導入が必要ではないでしょうか。

そこで、次にお尋ねいたします。地域行事におけるイベント会社等の民間活力活用の意義についてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 民間活力の活用は、担い手不足や財源確保という切実な課題を解決し、伝統の保存と持続可能な運営を両立させるための有効な手段であると考えます。しかし、住民が団結してつくり上げるプロセスが失われることで、地域コミュニティの希薄化やシビックプライドが低下する懸念がございます。

また、専門業者等へ委託する場合は、コストの増大ともなりますので、地域の様々な立場の方で話し合い、慎重に判断していただく必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 民間活力の活用は、担い手不足や財源確保という課題解決に資する有効な手段である一方で、地域コミュニティの希薄化やシビックプライドの低下、さらにはコスト増大といった懸念を併せ持つ慎重な判断を要するテーマであることが明らかになりました。まさに保存と持続可能性、そして地域の主体性とのバランスをいかに取るかが重要であると感じております。

そこで、次にお尋ねいたします。他自治体におけるイベント会社等の民間活力活用事例への評価をどのように認識されているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 先進的な自治体では、伝統行事などを守るべきものから存続されるべき資源へと認識を変化させております。

少子高齢化により、担い手不足への危機感から、地域住民だけでは設営・警備・運営を行うことが物理的に困難になった場合に、専門事業者の力を借りながら地域住民と役割分担をして集客力や魅力の向上につながった事例などもございます。

しかし、住民が置き去りにされ、イベント会社が主導権を握り過ぎると、地域コミュニティのさらなる弱体化につながる可能性もございますので、今後の導入に当たっては慎重な判断が必要であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 先進事例では、専門業者と地域が役割分担し、成果を上げている一方、コミュニティ弱体化への懸念もあり、慎重な判断が必要との認識がただいまおっしゃられました。つまり、重要なのは導入するか否かではなく、どう活用するかではないでしょうか。

そこで、本市の令和8年度以降の地域文化事業における民間活力活用に対する検討状況はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 先進自治体から民間活力の導入事例や活用できる民間事業者等の情報を収集することから始め、まずは部分的・段階的な導入をどう進めていくかを調査・研究し、御相談の際には情報提供をさせていただき、自治会の中で御検討いただけるよう相談体制を整えていかなければならないと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 情報収集と調査・研究を進め、自治会への情報提供に努めるとの方針が示されました。ぜひよろしく願いいたします。

一方で、行政主体での関与や委託契約は現時点では予定していないとのことであり、しかし、今後の判断材料とするためにも、活用した場合の効果を具体的に整理しておくことは必要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。イベント会社等を活用した場合に期待される効果についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 自治会などの地域役員は、高齢化や担い手不足により伝統行事を維持していくことが困難な状況にございますので、民間事業者のノウハウを導入することで、地域役員の負担軽減と持続可能な運営につながる効果が見込めると考えています。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 今の答弁で、民間事業者のノウハウの活用が地域役員の負担軽減と持続可能な運営につながる可能性があると言われました。重要な視点であると私も受け止めております。

一方で、地域文化は法律だけでなく、誇りやつながりをどう次世代へ継承するかが本質であると思います。

そこでお聞きします。今後の地域文化振興に対する市の基本的な考え方はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 地域の伝統行事などは、その土地の歴史や人々の絆を象徴する大切な財産となりますので、少子高齢化や担い手不足の課題を民間事業者の力と共創することで支え手の枠組みを広げ、住民に限定せず、行事や地域に愛着を持つ市外の方々を準担い手として巻き込み、関係人口を増やしていくことや、専門性の高い作業等を部分的に委託することで、地域住民が伝統行事の楽しさや行事の継承という本質的な活動に集中できると考えています。しかし、民間活力の活用・導入については地域性や人口規模の違いもあり、慎重に調査・研究していく必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 民間事業者との共創により支え手を広げ、市外の関係人口も巻き込んでいただける、地域住民が本質的な継承活動に集中できる環境を整えていくことができると言われました。地域文化を守るから、広げ、つなぐへと進化させる視点が重要であると私も考えます。

そこで最後にお尋ねいたします。今後の地域文化振興と民間活力活用についての市長の考えをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 伊藤議員からは、地域文化振興と民間活力をとということで御質問をいただいたところでございます。

地域の伝統行事を守り、次の世代へつないでいくことはとても大切なこととございます。

しかし、少子高齢化や担い手不足というよりは、地域の希薄化などにより、地域では行事の運営を大きく変えざるを得ないなど、地域の役員の方も大変御苦労されているとお聞きをしているところでございます。まずは、地域としてどのような伝統行事としていくかを意見を交わしていただきたいと思っております。

いろいろ地元を回っておりますと、例えば秋祭りなんかですと神楽等があるわけですが、そうした神楽が引き回しをする人がいない、人手不足、少子高齢化による担い手不足ということになるかもしれませんが、そうした中で、神楽をお宮さんに置いて神事をして終わりというようなこともありますし、また本当に近くだけを1周して終わりというようなこともお聞きしているところでございます。

幸いにして伊藤議員と私は同じ町内で、秋祭りに対しましてはこれまで従来どおりの仕方でのところは進めていることができますものですから、やはり人というのは大切だなと思っているところでございます。

また、民間事業者などの多様な主体を活用する場合ということがあるわけですが、そんなことも、山車の引き回しをアルバイトにお願いしたというようなことも聞いたこともございますものですから、そういった活用もあるわけですが、どの部分を外注するか、どの部分を住民が担うかをしっかりと仕分けしていただき、またそういう意味でも続けていただければ、続けていただきたいと思っているところでございます。

市としても、自治会等に対しまして先進事例などの情報を提供させていただき、地域と一緒に持続可能な形へのつくり変えを伴走支援していくことが必要であると考えております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 1つ目の質問の答弁を通じて、本市における地域文化・伝統行事が、少子高齢化や担い手不足という大きな波の中にありながら、守るべき財産として位置づけられ、民間活力や関係人口の力も視野に入れながら、持続可能な形へとつくり変えていく必要が共有されたことは大変意義深いものであったと受け止めております。

ただいま市長から、どの部分を住民が担い、どの部分を外注化するのかを仕分けし、地域と共に伴走支援していくとの御答弁がございましたことは、今後の地域文化振興における重要な指針であると思えます。

伝統を守ることは、形を固定化することではなく、時代に合わせて支え方を進化させながら本市を次世代へつないでいくことであると改めて認識いたしました。地域の絆を未来へつなぐために、行政と地域、そして民間がそれぞれの強みを持ち寄り、持続可能な地域モデルを築いていくことを強く期待し、本テーマの質問を終わらせていただきます。

さて、地域文化の持続可能性と同様に、市民の命と健康を守る施策もまた、将来世代へ責

任を果たす重要な政策課題であると思います。

次に、2つ目の質問として受診率向上のための自己負担軽減策についてお伺いいたします。

受診率向上のための自己負担軽減策については、少子高齢化が進む中、疾病の早期発見、早期治療につながる各種検診は市民の命と健康を守る基盤であります。同時に、重症化予防による医療費の抑制という観点からも極めて重要な政策であると考えます。制度を整えることは当然なことながら、その制度がどれだけ市民に活用されているのか、すなわち受診率の向上こそが成果の指標であるのではないのでしょうか。

本市においても各種検診が実施されておりますが、国の目標とする受診率にはなお課題があると私は認識しております。市民からは、症状がない、面倒である、費用がかかるといった声も聞かれます。特に自己負担の在り方については、受診行動を後押しする重要な要素ではないのでしょうか。

そこで、本市の現状と課題を整理するとともに、今後の受診率向上に向けた具体策、とりわけ自己負担軽減の可能性について確認するために順次質問させていただきます。

まず最初に、本市における各種検診の実施状況についてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市が実施しております検診の種別としましては、特定健康診査、後期高齢者医療健康診査に加えて、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんなどのがん検診や肝炎ウイルス検査、骨粗しょう症検査などがございます。

検査の方法としましては、海部津島管内の指定医療機関で受診する個別検診、保健センター一会場で検診車にて受診する集団検診、海南病院でまとめて受診する総合がん検診があり、それぞれの生活スタイルに合わせて選択していただくことができます。また、歯周病検診やオーラルフレイル検診についても、指定歯科医療機関や集団検診にて受診していただくことができます。

なお、検診対象者へは、特定健康診査、後期高齢者医療健康診査、がん検診、歯周病検診等の受診券と案内文書を個別に郵送しております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 体制が整っていることは今の御説明で分かりました。しかし、重要なのは、実際にどれだけ市民の皆様が受診しているかであります。

そこで、本市における各種検診の受診率についてお尋ねいたします。

検診の種別ごとに見た場合、どのような傾向があり、市としてどのように分析しているのでしょうか、市の見解をお聞かせください。

事務局、書画カメラお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市の検診受診率につきましては、対象者のうち市が実施する検診を受診された方の割合で答弁させていただきます。

令和6年度の特定期健康診査は44.0%、愛知県全体では40.8%。後期高齢者医療健康診査は40.6%、愛知県全体では35.8%でありました。また、各がん検診につきましては、愛知県の受診率が公表されています令和5年度では、本市の胃がん検診は9.4%、愛知県全体では8.2%。肺がん検診は9.1%、愛知県全体では13.0%。大腸がん検診は9.0%、愛知県全体では11.5%。子宮がん検診は12.0%、愛知県全体では11.7%。乳がん検診は8.2%、愛知県全体では11.3%となっております。肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診につきましては、愛知県全体よりも受診率が低く、課題であると考えております。

また、本年度に実施しました第3次弥富市健康増進計画策定のためのアンケートでは、最近一、二年の間で特定健康診査、後期高齢者医療健康診査を受けた方の割合は、本市では77%、愛知県全体では81.1%となっております。各種がん検診も約5割の方が受けたと回答しており、4割ほどの方が市の検診以外の職場検診や有料の人間ドックを受診されていることが分かりました。

しかしながら、がん検診につきましては、国の目指す60%の受診率には届いておらず、今後も受診率向上に向けた取組が必要であると考えます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 事務局、書画カメラありがとうございました。

ただいまの答弁により、県平均を上回る項目がある一方で、肺、大腸、乳がん検診は下回っており、国目標の60%にも届いていない課題が明らかとなりました。

そこで次に、受診率向上に向けて、本市はどのような具体的な取組をなされているのでしょうか、お尋ねいたします。

具体的に、受診率向上に向けて本市はどのような取組をしているか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市の検診受診率向上に向けた取組といたしましては、対象となる方に個別通知で御案内するとともに、市ホームページや市広報紙、市公式SNSでの周知・啓発を行っております。

また、21歳子宮がん無料クーポン検診、40歳大腸がん・肝炎無料検診、41歳乳がん無料クーポン検診を行っております。なお、無料クーポン検診の対象者で未受診の方へは再勧奨を行っております。さらに、集団検診や海南病院総合がん検診でのネット予約の導入や集団検診の土・日開催を行うなど、受けやすい検診体制を整え、受診率向上に向けた取組を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 市が受診しやすい体制整備に努めていることは理解します。しかし、それでも未受診の方がいる現状がございます。重要なのは、なぜ受けないのかという声を把握することだと思います。

そこで、検診を受けていない市民の意見や要望について、市の認識についてお尋ねしてまいります。

検診を受けていない市民の方が一定数いる要因や市民の意見や要望について、市はどのように認識されているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 検診を受けていない市民の意見や要望の把握につきましては、本年度に実施しました健康増進計画策定のためのアンケートによりますと、特定健康診査や後期高齢者医療健康診査などの健康診査を受けない理由としましては、気になる症状がないと、検診に行くのが面倒くさいと回答された方が同数で、それぞれ2割程度でございました。また、がん検診を受けない理由としましては、検診の種類にもよりますが、気になる症状がないが4割程度で、次に検診に行くのが面倒くさいが1割程度、費用がかかるが1割弱程度との結果でございました。

検診は症状が出てから受診するのではなく、定期的に受診することが大切であります。そのため、検診受診に対する意識の改革が必要であると考えます。また、自己負担額に関しても少なからず受診行動に影響があるものと認識しております。

なお、検診に係る市民からの御意見としましては、検診案内の検診ガイドが難しい、検診の受け方が分からないなどのお声をいただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 症状がない、面倒、費用がかかるといった理由が受診率に影響しているのですね。特に自己負担は受診をためらう一因と認識されていることは分かりました。意識啓発と併せ、行動を後押しする具体策が必要なのではないでしょうか。

そこで次に、本市におけるワンコイン検診等、自己負担軽減策の検討状況はどのようになっているのでしょうか。自己負担へのハードルは無視できない要素ではないでしょうか。

そこで具体的にお伺いします。

いわゆるワンコイン検診、すなわち自己負担をおおむね500円程度に抑える取組、またはそれに準じた負担軽減策について、市の考えをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市の検診における自己負担額につきましては、実施場所や対象者、検査内容を踏まえた設定となっております。集団検診で自己負担額が低いものと、ワンコインの500円未満で受診できるものもございます。また、特定健

康診査、後期高齢者医療健康診査、歯周病検診、オーラルフレイル検診は無料で受けることができます。さらに、21歳、40歳、41歳の方は無料で受診できるがん検診もございます。

本市といたしましては、市と受診者の負担のバランスを考慮した金額設定をしておりますので、機会を逃さずぜひ受診していただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 既に無料やワンコイン未満で受診できる検診があることは今の御説明で分かりました。しかし、費用がかかるとの声があることを踏まえると、制度の周知や分かりやすさに課題があるのではないのでしょうか。

そこで次に、今後の受診率向上に向けた周知や改善策について、制度そのものと同時に重要なのが市民への伝え方ではないのでしょうか。

今後、市民にとってより分かりやすく受けやすい検診体制とするために、周知方法や改善策など、市としては今後どのような方向性をお持ちなのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 特にがん検診は、症状のないときに定期的を受診し、早期発見・早期治療につなげることが大切でございます。気になる症状がないときにこそ、検診を受ける時期であることを周知してまいります。

先ほども申しましたとおり、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診で受診率が低く、改善が必要でありますので、今後も分かりやすく、受けやすい検診体制の整備に取り組むとともに、適正な自己負担額の設定を考慮しながら、市の健康増進計画に掲げる受診率60%を目指してまいります。

検診は自分のためだけでなく、自分の周りにいる大切な人のためのもでもございます。市民の皆様には、1年に一度の定期検診を受けていただくようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 一連の御答弁により、本市が検診体制の整備、無料・低額化の取組、ネット予約や土・日開催など、検診を受けやすい環境に努めていることは理解させていただきました。また、受診率の現状と課題、とりわけ肺がん、大腸がん、乳がん検診の改善の必要性についても共通認識を持つことができたと考えます。

しかしながら、国の目標とする60%にはなお届いておらず、症状がないから受けない、面倒である、費用がかかるといった声が存在していることも事実であります。制度は整っている、無料の検診もある、それでもなお受診率につながらないのであれば、今こそ一歩踏み込んだ周知の工夫と、より分かりやすく行動につながる仕組みづくりが必要ではないのでしょうか。検診は医療費の抑制策である前に、市民の命を守る最も基本的な政策であります。早期発見は、命を守り、家族を守り、そして将来の財政負担を軽減します。まさに最大の予防は

最大の安心であると思います。

本市が掲げる健康づくりの理念が数字の向上という成果として実を結ぶよう、さらなる取組を強く要望し、2つ目の質問を終わらせていただきます。

以上で、今回の私の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前10時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時04分 休憩

午前10時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

通告に従い、3点について質問いたします。

去る2月12日、本市の建設部長が官製談合防止法違反などの疑いで逮捕され、3月4日に起訴されました。本件は、一職員の不祥事として片づけられるものではなく、市民から預かった公金を扱う行政への信頼、その根幹が揺らぐ極めて重大な事態であります。

この事態の重さを真摯に受け止め、1点目の公共工事入札における高落札問題について質問をいたします。

書画カメラを御覧ください。

弥富市が発注した落札金額5,000万円以上の建築工事について入札結果を独自に調査したところ令和3年度以降、落札率97%以上の高落札が連続して確認できました。さらに、令和6年度及び令和7年度に実施された4件については、いずれも落札率99%を超えています。

このような状況について、事件発覚前に財政課長へ確認した際、この状況は把握していないとの趣旨の回答を受けましたが、当時の認識に間違いはありませんか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 御答弁いたします。

昨年12月に横井議員から指摘されました令和6年度及び令和7年度実施の工事案件4件の落札率については、私は当時把握をしておりませんでした。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） その上で伺います。

事件発覚前、私は財政課長に対し、高落札が連続している要因について監査委員等から説明を求められる可能性があるので、担当課として確認を行うことが望ましい旨を伝えました。

その後、担当課として要因分析を含め、何らかの調査・検証は行われたのでしょうか、お

尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 御答弁いたします。

横井議員から指摘のありました落札率につきまして、過去3年分の入札結果を確認し、各年度の落札率の推移等を確認いたしました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 確認いただいたということで、その点については問題ないと思います。

再度、書画カメラを御覧ください。同じ表でございます。

令和6年度は2件とも落札率が99.2%、令和7年度においても99%を超えており、いずれも予定価格とほぼ同額での落札となっています。このような状況は、通常、価格競争が十分に機能しているとは言い難いものであると考えます。

市長はこの状況をどのように認識されているのか、お尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） まずでございますが、本市が発注いたします5,000万円以上という議員のほうで今回の質問いただいているんですが、こういった公共工事につきましては、定期的ではございますが、識見を有する監査委員、また市が選出した監査委員さんに定期的に監査をしていただいております。そのような中で、この99.何%という落札率に対しまして御指摘をいただいているということをもまず御報告をさせていただきます。

その上でお答えをさせていただきます。

入札の落札率が高く、価格競争が十分に機能していないという御指摘につきましては、様々な視点から検証が必要だと考えております。

その中で、指名業者の選定に当たっては、地域経済の活性化を図る観点から市内業者を優先してまいりましたが、今回の事件を受けまして、今後は入札制度の公平性と透明性を高めるために、入札条件や予定価格の公表方法について検討をまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほど市長から、監査委員等から指摘がなかったということですが、私がお聞きしたのは、価格競争が十分に働いていたかどうかを聞いた質問ですので、その点について明確にお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 冒頭申し上げたのは、そういう事実がありますよということを御報告させていただいたところでございますものですから、様々な視点からの検証が必要だと現在は考えているところでございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） はっきりした答弁がいただけないわけなんですけれども、そういうことは実質、働いていないからそういう答弁になるわけであって、実際働いていれば、こういったことは事前に指摘が受けられるものでございます。

そういったことで、私が考えるには、むしろ高落札となった要因について、再々質問です。予定価格の積算方法そのものに問題があったと考えます。というのは、高落札が常態化することは、当然今回のように通常考えにくいものであります。そうしますと、やはり予定価格の積算方法そのものに問題があったのではないですか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 積算につきましては、設計書に基づき業者が積算をするわけですが、その積み上げの結果によって金額をはじいておりますものですから、それに対しまして問題があったという認識はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 99%や97%が続いておって問題がないということの認識自体が、私は一般的な行政に携わっている者からすれば、違和感を持たなければ、幾ら制度を変えても、自分たちが気づこうという意思がなければ、どんな予定価格の事前公表をしようが、第三者委員会を開こうが、それは絵に描いた餅ですよ。自分たちが全てのことに対して疑わなくてどうするんですか。それが問題なんです。そういう意識がない以上、どれだけ改善したって絵に描いた餅ですよ、これは。

次に、市長は2月13日の記者会見において、予定価格に近く違和感はなかったと発言されました。この発言については、報道を通じて事実を知った市民の多くから、市長はなぜ違和感を感じないのと驚きの声がいろいろと届いています。

一般に、建築工事というものは、施工方法やリスクの見込みの仕方などによって業者間で価格差が生じるのが、土木工事より比較的価格差が生じやすいものです。落札率には一定の幅が出るのが通常であります。そのような中で、99%という極めて高い高落札率が継続している状況は、競争性の観点から慎重な検証が必要であると考えます。

現在においても、市長は当時と同様に違和感を感じられなかったのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 入札手続を行う中で、入札開始前に事業者側から質問書に対して回答していることや、入札時に工事内訳書を出していただいていることから、事業者において十分な理解の下、しっかりと積算した結果の額であると認識しており、違和感はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問です。

先ほど違和感がないと述べられましたけれども、それは市が設計した設計金額が極めて限

界的な水準であったため、落札率が99%を超えるということを当初から市長は想定されていたという認識でよろしいですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 積算方法、金額をはじいた結果でございますけど、これは厳正に精査した結果の金額でありますものですから、その金額に対しての応札だと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再々質問です。

仮に、落札業者に適正な利益が確保され、十分な競争が見込める設計金額が設定していれば、今回の予定価格漏えい事件は未然に防げた可能性もあったのではないのでしょうか。

設計金額が低過ぎたことにより、業者が落札不調を懸念し、予定価格を確認しようとした可能性も考えられますが、この点について市長の認識をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 仮の話でございますものですから、お答えはできません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そういったところで、きちんと答弁できないということ自体が市民に不信感を抱くことでありますので、これは傍聴に見える方もそうですし、今回かなりの方がクローバーTVを視聴してみえると思いますので、その辺りはしっかり判断されるかと思えますので、次の質問に移ります。

市長は落札率について、記者会見で違和感はないと発言されました。これは、これまでの弥富市のチェック体制に特段の問題はなかったという認識なのではないでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 当時の本市のチェック体制につきましては、弥富市入札参加資格審査委員会要綱や弥富市工事等指名業者審査委員会規程に基づき、滞りなく審議が実施されていたものと認識をしておりました。

しかし、今回の事件を受けまして、再発防止の観点から、入札条件や予定価格の公表方法について検討し、公平性と透明性を確保した入札制度を目指してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問です。

そうであるならば、市長はこれまで指名審査委員会に対し、高落札率が常態化している要因について指示されたことはあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再々質問です。

市長はこれまで調査の指示をしていないということですが、入札事務全般の管理監督責任を負う立場として、問題意識が欠けていると言わざるを得ません。幾ら指名審査委員会が副市長がトップだとはいえ、やはり管理監督責任は市長にあります。そういった点について、市長の見解をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども御答弁申し上げておりますが、入札結果について違和感はありませんものですから、ありません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 本当にこの違和感がないを繰り返されると、市民の方びっくりしますよ、これ。今回の件というのはかなり大きな公金が無駄に使われている可能性があるということです、もっと公金についてしっかり認識をしていただきたいと思います。

6番目、次に、記者会見では、市長は、建設部長をコスト面で抑えてくれるのではないかと期待し、他の職員より早く抜てきしたと発言されております。

本件は、市長御自身が期待して抜てき・昇格された職員によって生じた、極めて重大な事件であります。市長は、任命責任者として管理監督責任をどのように認識しているのか、また今後その責任をどのように果たすとお考えか、具体的にお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 人事につきましては、任命権者として私が最終的に責任を負うものであります。

令和4年度当時において、記者会見でも発言したとおり、財政、コスト管理能力、行政改革への意欲、対外折衝力といった観点から、建設部長として適切な人材であると判断したところでございます。しかしながら、今般の逮捕・起訴という事態があり、現在はまだ捜査の途上ではありますが、私の管理監督において至らない点が現れたことは非常に残念で、反省をしているところでございます。

市民の皆様は、信頼を損ねる形となりましたことに深くおわびを申し上げますとともに、再発防止に向け、職員の綱紀粛正、コンプライアンスの徹底及び入札の在り方等について取り組んでまいります。任命権者としての責任の重さを真摯に受け止め、今後の市政運営に全力で取り組んでまいります所存でございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問です。

多くの市職員は、日々限られた財源の中でコスト意識を持ち、職務に励んでいます。

そうした中、記者会見では、建設部長はコスト面で抑えてくれると期待したと発言されて

おります。この発言は、建設部長が他の職員と比べて、コスト抑制に特に優れた能力や実績を有すると評価し、抜てきされたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） そのとおりでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再々質問です。

その特に優れた能力や実績とは、具体的にどのような点を指すのでしょうか。他の職員の模範ともなることでもありますので、ぜひその点について御紹介ください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現在市が進めております公共施設再配置計画等につきまして、下部の部会を立ち上げるなど、そしてまた、いろんな起債を活用した公共工事の発注の仕方についても職員等に指導していた、そういったことを聞いております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今の市長の答弁ですけれども、その程度と言ったら御無礼、そういったことであれば、別に今の財政課の職員だろうが、企画政策課の職員だろうが、通常業務でやっていますよ。私も企画政策課におったときに、公共施設再配置計画とか総合計画、行革大綱をつくりました。ですけど、私は部長になっていないですよ。

だから、他の職員だって一生懸命頑張っているのに、なぜそういうことを行われたかということが、市民の方が納得しないと、私は市の不信感は拭えないものだと思います。

次の質問に移ります。

本件に関連し、高落札が続いたことで、市民に本来不要であった財政的負担が生じたことは否定できません。市長は、こうした市民に生じた財政上の損失をどのように受け止めておられるのか、またこの実態を防げなかったことに対する政治的責任をどのように認識され、どのようにけじめをつけられるか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現在、捜査機関による捜査中であるため、官製談合等の容疑に関して事実関係が明らかになった段階で、適切な処分や措置を行う予定をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問させていただきます。

市長は、捜査の結論を待ってから責任を取るといような認識です。しかし、今回のけじめは、市長御自身の管理監督責任や任命責任、また落札率99%という異常値の放置、さらには市の財産、経済的損失にも関わるものであります。本来、捜査の結論とは別の問題であります。

一般的には、こういった事例が起こった市町村においては、刑事事件として起訴に至った段階や業者に対する指名停止処分が行われた段階で、首長が政治的責任を明確にするケースがほとんどであります。先送りすることはまずないとは考えますが、既に業者は3月9日付で指名停止処分が下されております。さらに、建設部長も社会的制裁を受けております。

市長御自身の責任についてのみ、なぜ捜査の結論を待たれるのか、市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今、逮捕・起訴されたという状況でございます。そのような中で、認否が明らかにされていないというような情報がありますものですから、そういった面におきまして事実関係がはっきりしてから、そのような対応、対処をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） やはりこういった事例は、逮捕されたときでも責任を取っている自治体もあるんですよ。遅くとも起訴されたときに責任を取るのが次のステップなんですけど、そんな結論、刑事的なものが出る前に、もうそのこと自体起こっているじゃないですか。経済的損失は出ている、管理監督責任も出ている、落札率の放置も出ている。そういった状況で、それは刑事事件の問題というのは建設部長の話であって、市長の問題じゃないんですよ。市長は速やかにまず責任を取るべきですよ。そうしないと、市民は納得されませんよ。この事態。

次の質問に移ります。8番目です。

次に、まちなか交流館改修工事を含む3件の公共工事は、いずれも国の補助金を受けて実施された事業であります。仮に予定価格の漏えいが認定されれば、補助金返還など、市民に直接的な財政負担が及ぶ可能性があります。市としてどのような事態を想定し、またそのリスクをどの程度認識しているのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 対象の3件の工事につきましては、国の補助金の活用をしておらず、単独の事業ではございますが、市債を発行するに当たり、公的資金から借入れを行っているところでございます。捜査により事実関係が明らかになってからの対応になろうとは思いますが、借入先からの調査の求めには真摯に対応をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 9番目です。

そうしますと、国の補助金がないということで、先ほど記載のこともありますけれども、財政的な問題で損失はないという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） お見込みのとおりでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 10番目行きます。

仮に、価格漏えい等が認定され、対象の3件で、先ほど国の補助金はないということですが、どちらにしても関係4社に損害賠償を請求する考えはあるのか、また談合違約金条項に基づく請求を検討されているのか、市の見解をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在、捜査機関による捜査中であるため、官製談合等の容疑に関して事実関係が明らかになった時点で適切な措置を行う予定にしております。弥富市公共工事請負契約約款等ございますので、そちらに基づいた対応になるかと思えます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 部長に再質問です。

約款の率というのは10%でしょうか、20%でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 20%でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問です。

そうしますと、まちなか交流館の場合、7億円の事業ということであれば、20%であれば1億4,000万ということよろしいでしょうか、違約金は。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） これに関しましては、官製談合等の容疑に関して事実関係が明らかになった段階で、措置のほうをさせていただき予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） やはりこういう危機管理上、大体どれぐらいのことというのはシミュレーションしないかと思うんですけど、大体そういったケースになれば1億4,000万という理解でよろしいでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 単純に計算をするだけであればそのような認識でいいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 続いて11番の質問に移ります。

市長として、官製談合を未然に防止するため、今後どのような具体的対策を講じていくお考えなのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 官製談合の再発防止に向けて、再発防止対策検討委員会を設置し、本

事件発生に至った原因や職場の実態等の検証を行った上で課題を整理し、効果的な再発防止策の検討をしてみたいです。

なお、再発防止対策検討委員会を開催する中におきましては、外部有識者の意見を伺いながら、より多角的、包括的な視点から対策を検討し、官製談合の根絶に向けた取組を一層強化してみたいです。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問ですけど、先日新聞紙上で、管理職、契約に関する職員に対してコンプライアンスの研修、談合の研修が行われたということですけども、先ほど第三者委員会ということですけど、もうそれだけで、そこの中で出てくる話だとは思いますが、私は、特に本件で職員と業者との私的関係が疑われる状況が生じたこと自体、行政規範が明文化されていなかった組織的欠陥であると考えております。

再発防止と市民の信頼回復のため、罰則や服務規程に伴う弥富市職員倫理規程、議会もつくりました、弥富市職員倫理規程の制定が必要とあると考えますが、市の見解、市長の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議員御指摘の件でございますけど、そういったこともこれからは考えていかなければならないと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） あと、再々質問ですけど、新聞紙上を見ると市関係者のコメントが出ています。談合とされる会社の幹部とは長年親交があり、よく飲みに行く仲で、若い頃からかわいがられていたと証言しています、新聞紙上で。

こうした状況がありながら、結果として今回の事件が発生しています。公益通報制度が十分に機能していれば、これは未然に防げた可能性があるのではないのでしょうか。市長として、この公益通報制度が十分に機能していたのかしていなかったのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 個人的な付き合いがあったということですが、そういった面で公益通報制度の、当たるとは思うんですが、そういった面で誰も分からなかったというようなことで、そういった通報もなかったということですが、そういった機能がしっかりと機能するような組織体制をつくってみたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 私は機能していない、結局この公益通報制度というのは、市の内部の人に通報すれば、告げ口をした、裏切ったというふうに捉えかねなくて、自分自身に後々不利益が出てくる、そういったことがあるものですから、やはり公益通報制度というのは、第

三者、例えば弥富市で言えば顧問弁護士に通報して、そこから市に、担当部署に情報が行くような形を取らなければ、これはやはり幾ら庁内で公益通報制度の窓口を設けても意味がないので、そういった対応を早急にやっていただくことを要望します。

ここ数年、本市では新聞紙上をにぎわす事案が相次ぎ、そのたびに市長から謝罪が繰り返されてきました。3月4日の記者会見を受けて発表された市長コメントを読んだ市民からは、市長の管理監督責任が感じられない、建設部長個人の不適切な行為に市が巻き込まれたかのようだ、どこか他人事のように感じられるといった厳しい声が寄せられております。

市長に今問われているのは、問題を部下の責任に矮小化することではなく、自らの責任として正面から向き合い、膿を出し切る行動を示すかどうかであります。失われた行政への信頼の重さを真摯に受け止めた対応を強く求め、2点目の質問に移ります。

2点目は、指名業者選定をめぐる不透明な運用についてです。

まず、書画カメラを御覧ください。

これももう9月、12月議会で出てきた表でございます。

A社はこれまで案件ごとに指名を受け、入札に継続して参加してきましたが、令和6年1月以降、突然指名から除外されています。

私はこの件について、9月、12月の定例会で市の見解をただしてきましたが、納得できる説明は得られませんでした。そのため、市民や市職員のOBの方々からも、なぜ同じ組織内で副市長と財政課長の発言にそごが生じているのか、副市長、財政課長、さらにはA社所長の発言に食い違いがあるにもかかわらず、なぜ市長は調査をしないのかといった疑問の声が上がっております。これを踏まえ、質問をさせていただきます。

昨年9月5日、市役所において行われたやり取りについてお尋ねします。

A社の所長は、副市長から、令和6年から指名を除外してきたことを納得してほしい、納得すれば指名の再開を検討するとの趣旨の発言を受けたと証言されております。

さらに、同席していた財政課長もその発言があったと認識されており、財政課長とA社の所長の証言は一致しております。にもかかわらず、副市長は9月定例会において、そのような事実はないと答弁されました。

一方、12月定例会では一転して検討すると言ったことは事実であると答弁されております。

答弁内容は明らかに矛盾しております。9月定例会でのそのような事実はないという答弁と、12月定例会での検討するとの答弁には、どちらが事実であるのか、副市長の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 指名除外はいたしておりません。

検討すると発言したことは記憶しております。矛盾はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問です。

いずれにしても、副市長と財政課長並びにA社の所長、双方の発言は食い違っています。

市長はどちらの発言を事実と認識されているのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） どちらの発言が事実というよりは、事実の一つだと思っておりますので、事実が本当のことだと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） じゃあ、事実について具体的に述べていただけませんか。

どうということが事実でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま副市長が答弁したことが、私は事実だと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうすると、財政課長とA社の所長、2人が、市長の発言でいえば正しくないという認識に至ります。副市長を信じるということに取れます。その関連、次の質問以降でまた改めてお尋ねいたします。

次に、12月定例会における副市長の答弁についてお尋ねします。

副市長は、議員が指摘するような趣旨の発言はなかったと記憶しておりますが、検討すると言ったことは事実と答弁されております。

しかし、昨年9月22日、財政課長は、副市長がA社所長に対して令和6年から指名を除外してきたことを納得してほしいと発言したと証言されており、A社所長も同様に証言しております。これにより、副市長の答弁と両者の証言は、指名除外を前提とした発言の有無の点で矛盾しています。

副市長は、財政課長及びA社所長の証言を虚偽の証言であると思われているのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 指名除外はしておりません。

認識についての答弁は控えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 財政課長に確認します。

昨年9月5日、副市長が令和6年から指名を除外してきたことを納得してほしい、納得すれば指名の除外を検討すると発言した事実に、再度確認を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 御答弁いたします。

指名を除外という言葉についてなんですけれども、指名を除外というのではなく、指名していないという事実について説明したものだというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうすると、令和5年9月5日に答弁された議事録の内容と違うということですか、財政課長。

○議長（堀岡敏喜君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 先ほども答弁しましたように、指名を除外したというのではなく、指名していないという状況を言ったものでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） いずれにしても、答弁がころっと変わりました。

御自身の身を守るためなのかよく分かりませんが、そのこと自体がまた大きな問題になると思いますよ。正直に答えられたほうが後々問題ないと思います。

せっかく正しいことを言っても、答弁変えられては何にもなりませんので、そんなに簡単に議会の答弁が12月と3月で変わる、そんなことはあっちゃいけないですよ。議事録に残ることですから。そんなに議会というのは簡単に答弁をころころ変わる、聞いたら変わるということではいけないですよ。

次に、私が9月定例会に向けた一般質問通告書を提出したのは、昨年8月27日正午頃です。これに対し、副市長がA社に電話で連絡をされたのは翌日、8月28日午前中であり、両者の間にわずか1日しかありません。副市長によるA社への連絡は、私の一般質問通告書の提出とは何らかの関係があったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 一般質問で示された内容につきまして、事実関係を確認し、私どもと相手方の認識について確認をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 副市長に再質問です。

副市長は先ほど、一般質問で示された内容について、事実関係や認識の違いを確認したと答弁されました。

しかし、9月定例会では、詳細は申し上げられないとして説明を控えられました。なぜ9月議会では説明を控えられたのですか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 事実関係の確認等をさせていただきまして、詳細については今も控

えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 5番目の質問に移ります。

次に、昨年9月5日に行われたA社との打合せについてお尋ねします。

12月定例会において、市は当該打合せについて、一般質問で示された内容に関し、事実関係や認識の違いを確認したと答弁されました。言っているじゃないですか、12月に、副市長。一般質問で示された内容に関し、事実関係や認識の違いを確認したと答弁されているのに、今答弁控えられていました。

しかし、私の9月定例会の一般質問は、設計業務入札における指名の偏り、または判断基準、手続の妥当性、再発防止策について質問したものであり、市がA社に事実確認すべき内容は一切含まれておりません。それにもかかわらず、副市長はA社所長を市役所に呼び出し、打合せを行い、当該打合せにおいて、私の9月定例会の一般質問のどの部分について事実確認を行ったのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 指名除外はいたしておりません。また、A社を呼び出したわけでもありません。事実関係を確認し、私どもと相手方の認識について確認をさせていただいたところであります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 全く答弁がすれ違っています。どの部分について事実確認をされたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 多岐にわたるものでございましたが、詳細については控えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） うーん、何かを隠してみえるのかなあと。次の質問で明らかにしたいと思います。

次に、12月定例会における副市長の答弁についてお尋ねします。

副市長はA社の所長に対して、市の発注する業務を施工される以上、技術力を発揮されることは当然であり、お互いの信頼関係が大切であることも申し上げました。あわせて、発言に注意されるよう申し上げたと思いますと答弁されました。

副市長が言われる発言に注意されるようとは、具体的に、いつ、誰のどの発言を指しているのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 個人の発言内容については、プライバシーの観点から控えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再度、副市長に質問します。

副市長は9月定例会において、打合せは単なる事実確認にすぎないとのみ答弁されております。しかし、12月定例会では、打合せで注意喚起にまで言及されています。なぜ9月定例会の段階で注意喚起を行った事実を答弁されなかったのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 答弁漏れがもしあったのだったら、それについては12月で補足させていただいたというふうに捉えていただければと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 答弁漏れと言われるにしても、聞いてから説明する、それだったら9月のときにきちんと答弁されなきゃいけないじゃないですか。そんな適当な答弁なんですか、9月議会。再度副市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 真摯に答弁をしておりますが、漏れたことがあったらおわびを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） この議会中継には、いろんな行政関係者、各よその市町村の方も見られておりますけれども、この答弁で、本当に弥富市議会として、本当にこの答弁、胸を張って答弁と言えるんでしょうかね。

7番の質問に移ります。

次に、昨年9月5日のやり取りについてお尋ねします。

A社の所長は同日、副市長から、令和6年から指名を除外してきたことを納得してもらえれば指名の再開を検討すると発言があったと証言しています。

一方、副市長は、12月定例会において、議員が指摘するような趣旨の発言はなかったと記憶しておりますが、検討すると言ったことは事実でございますと答弁されました。

そこで、副市長にお尋ねします。

答弁での検討をするとは、A社に対して具体的に何を検討すると言われたのですか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 指名除外はしておりません。

特定の事業者についての発言は控えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 私はそんなことを聞いているんじゃないですよ。

何を検討すると、A社の所長に、わざわざ名古屋のほうから呼び出して、聞かれているんですかね。

副市長に再質問です。

副市長はA社を指名から除外している認識はないということですね。指名除外してないということですから。一方で、昨年9月5日には指名の再開を検討すると発言しています。除外していないのであれば、指名の再開という発言は論理的に成り立ちません。この矛盾をどのように説明されるのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 何度も申し上げますけれども、指名除外はしておりません。また、A業者を呼び出したわけでもございません。

検討するという事は、横井議員からの指摘がございましたので、その部分については検討しなければならないと判断したものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 全く御自身の発言というのが理解されていない。

市長に再々質問です。

昨年9月5日、副市長が会議室で特定の一事業者に対し、指名の再開を検討すると発言した行為は、指名業者選定制度の趣旨を逸脱し、事業者間の公平性、透明性を著しく損なうものであります。市長は、この行為を適切であったとお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 指名審査委員会の事案につきましては、副市長が委員長として取り仕切っておりますものですから、副市長の判断に間違いはないと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほどの1番目の質問で高落札の事件についても言いましたけれども、全体の責任というのは副市長ではなく市長なんです。だから、その辺りの認識が不足しているから、談合問題も起きてしまったと言わざるを得ません。だから、市長として、誰々に任せているからそのとおりですではなくて、こういう問題、9月、12月からこういう質問が出てきている以上、内部で調査をする必要があると思うんですよ。全く知らぬ存ぜぬで議会の場をすり抜けようと思っても、私は引き続きやっていますので、こういうことをこのクローバーTVが傍聴している方、そういう方が見れば、もう市の信頼が損なわれること間違いないんですよ。

これが誰が見ても正しいとは思って見えません。ここの場ではその理論は成り立つに

しても、世間が、市長、副市長が言われるような状況でいくという、幹部職員の方思ってみえるのであれば、改めないで、弥富市役所の本当に信頼が失墜しますよ。

誰も市長、副市長の意見に対して、今回の答弁に対して、財政課長もその答弁変えられましたけど、長いものに巻かれるのではなくて、自分が公務員として責任を持って発言したことは貫かないと、後々自分に責任が回ってきますので、発言された以上、責任が回ってくることを承知で言ってみえるもので、それ以上は言いません。

○議長（堀岡敏喜君） いいですか。横井議員いいですか、答弁を求めても。

○5番（横井克典君） はい、どうぞ。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 市で起こった事案等々は全て私が最終責任を負いますものですから、その点は御理解いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうであるなら、もうちょっと紳士的な答弁してくださいよ。知らぬ存ぜぬ、12月と答弁がころっと変わってみたい。それが市長のやり方なのか、私は疑問に思いますよ。

次、8番目、設計業務における指名候補者を選定するのはどの部署が行われるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 該当する施設を管理する部署が主に担当をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問です。

副市長は12月定例会で指名の再開を検討すると答弁する一方、指名候補者の選定は担当課の内審を経て指名審査委員会に諮る制度であることも述べられています。既に矛盾しております。副市長に特定業者の指名を示唆する権限はなく、この発言は不適切であると考えます。

というのは、令和5年のときと令和6年の指名審査委員会、今、建設部長は見えないですけども、その場で副市長がA社を除外するという趣旨の証言が、もう既に12月と9月議会でも発言させておいて、そういう職員が証言する職員がいるんですよ、副市長。そういう正義感のある職員がいるにもかかわらず、知らぬ存ぜぬということでこの場を乗り切ろうと思っても、それは絶対許されることではありません。必ず何らかの形で明らかになります。

ここでは虚偽答弁されても罰になりませんが、しかるべき場所へ出ればそういうことになりますので、その点踏まえて答弁をしていただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。いいですか、横井議員。

○5番（横井克典君） はい。

○副市長（村瀬美樹君） 指名除外はしていません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） では、どうして職員が証言しているんですか、副市長が外せと言ったって。何でそれを、していないならしていないんですけど、証言者がいるんですよ、現実。ここには連れてこれませんよ。報復があるもので。

市長、どう思いますか。その証言している職員がここに連れてこられないことを知って副市長がそういう答弁しておると思うんですけど、しかるべきときに連れてきましょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） とても心外な発言だと思っております。

私は指名除外はしていません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再質問、それまでなので言いませんけど、もうこれを見ている市民の方もあきれていますよ、副市長。

していない、自分の保身のために言ってみえると思うんだけど、証人がおるんですよ。証人がおる以上、どう言い逃れたって駄目なんですよ、これ。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。ここは司法じゃないので、質問を続けてください。

○5番（横井克典君） そういうところでやってもらいましょう。

そうしたら3点目、今度は前向きな明るい質問でございます。ネクタイもね、今日はドラゴンズの話ということで、ドラゴンズブルーのちょっと濃いめのネクタイをしてきました。

3点目は、中日ドラゴンズ二軍本拠地移転についてです。

昨年11月、中日ドラゴンズは2030年代前半を目途に二軍本拠地を移転する方針を示し、東海地方の自治体に対して広く提案を求める考えを明らかにしました。

条件は、約6万平方メートル以上の用地確保、バンテリンドームから車で1時間以内などです。既に津島市など複数の自治体が誘致に名乗りを上げており、PR活動が激しくなっております。

本市において、この移転先公募に対して、これまで意思決定に資する具体的な検討が行われてきたことはあるのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 昨年の11月、プロ野球中日ドラゴンズが二軍本拠地名古屋球場を移転する方針を決め、東海地方の自治体を対象にその移転先を公募することが発表されたことは承知をしております。

この報道を受けまして、その内容を取りまとめ、本市の現状を確認し、調査をしております。これは報道があつてすぐに本市職員に対しまして、市だどどこが候補地であるかという

ようなことを確認させていただきました。

現時点におきましては、具体的な検討までにはまだ至っておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 次に、2番目です。

この移転公募について、市長は本市が飛躍するためのチャンスと捉えておられるのか、それとも本市とは直接関わりのない事案であるとお考えなのか、市長の率直な御見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市に中日ドラゴンズの二軍本拠地を誘致することにより、プロスポーツを身近に感じられる機会を創出することができ、地域の子供たちや住民とスポーツとの結びつきを深めることができることと思います。

また、試合やイベント等による来訪者や選手関係者等の滞在による地域経済の活性化、自治体の認知度向上など、多くの魅力を秘めた大変夢のある構想であると認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ちょっとまだ持ち時間がありますので、ちょっと再質問、簡単なものをさせていただきます。

市長に再質問です。

幾らチャンスがあると捉えていても、行動が伴わなければ誘致は実現しません。まず一步を踏み出すことが重要であります。市長はどのような条件を整えば行動に移されるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 事前の報道によりますと、6ヘクタールということをお聞きしておりますし、また公共交通、鉄道駅だと思うんですが、そしてまた道路の交通面、バンテリンドームまで1時間以内でしたかね、たしか。そんなことを条件としておるわけですが、さらにもう少し詳しい条件が出るようでございますものですから、本市が中日ドラゴンズの本拠地としてなり得る場所が選定できれば、ぜひ手を挙げていきたいと思っております。本市にとりましてはチャンスと捉えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再々質問します。

先ほど市長は、今の答弁でされましたけど、いずれにしても候補地が見つければということですが、まず見つけるのにはまず一步を踏み出さないといけない。ということは、庁舎内に、庁内にプロジェクトチームみたいなものを設置しないと、どこが主管課なのか、今回については産業振興課ということでありまして、やはり全庁を挙げて、企画政策

課も含めてやっていかないと一歩も踏み出せないということで、プロジェクトチームみたいなものを、例えば若手職員のプロジェクトチーム、そういった何か集まりのようなもので検討を進めていくということは考えられませんか、市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議員からの御指摘でございますが、本市として候補地、この広大な土地を有する弥富市でございます。また、交通の便も大変いいところではございますものから、また鉄道駅も幾つかありということでございますので、候補地となり得るところは幾つかある、現在あるところでございます。

そういった中で、次の条件が出てきましたら、しっかりと精査をさせていただきます、よしこれでいこうということになれば、その若手を中心としたプロジェクトチームでもいいんですが、各課横断的なチームをつくっていかねばならないと認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 分かりました。

次、3番目、現時点における、市は本件を政策上どのように位置づけているのか、またどのような姿勢で対応していかれるのか、市の考え方をお示してください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 中日ドラゴンズの二軍本拠地の誘致に関する詳細な情報は、来年度公表される募集要項等で明らかになるとのことですので、現時点におきましては本市の計画等の位置づけはございません。

今後、二軍本拠地の誘致について公募に参加し、計画が進むことになれば、都市計画法上の位置づけなどが必要となるものだと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） これまで市の答弁では、市長から名のりを上げるとまでの明確な意思表示はされませんでした。しかし、一例ではあります、私の考えです。一例ではありますが、本市には、現在活用されていない旧海翔高校跡地及び旧十四山中学校跡地という極めて貴重な遊休資産が存在しております。

書画カメラ3、出ていますね。

海翔高校と十四山中学校の跡地。赤で囲んだのがその敷地、黄色はあくまでもイメージであって、そこを限定するものではありませんので、誤解のないようにお願いします。

例えば、こうやって黄色いところで一体的に両用地を周辺の土地を含め一体的に利活用すれば、学校跡地であってもプロ野球二軍本拠地の受入れには十分可能な規模を確保できます。

ちなみに、海翔高校と十四山中学校の敷地を足せば7ヘクタール、6ヘクタールを上回る。少なくともそれでも7ヘクタールあります。周辺用地を、例えば買収したりとかすれば、10

ヘクターのかなり余裕の持ったグラウンドという敷地にもなります。そういった可能性も秘めているわけであります。プロ野球二軍本拠地の受入れに十分な対応可能な規模を確保できるとも考えております。

書画カメラありがとうございました。

こうした遊休資産の活用も視野に入れ、弥富市として応募を検討する考えはあるのか、改めて市長の見解を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 旧十四山中学校跡地などを含む周辺の土地への中日ドラゴンズの二軍本拠地の誘致につきましては、公共交通による来場が難しいのではないかとというようなことがあり、現在報道等で公表されている移転先の条件に少し当てはまらないのではないかとこのように思っているところでございます。

また、誘致する場合には、市民の生活や環境への影響を第一に、その上で本市の将来像等をしっかりと見据えて考えていく必要があると思います。

いずれにいたしましても、今後公表される募集要項等を基に、本市の状況等を確認してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再質問です。

市長は、公共交通機関の関係でちょっと難しいんじゃないかという答弁でした。

しかし、先日、中日新聞社の開発部の次長さんとお話をさせていただきました。現在は募集条件、募集要項を作成している段階であって、そういう距離がどうのこうのではなくて、まずそういうふうに考えていけば、要綱の変更も可能になるかも分からないもので、まず市の職員に早急に相談に来てほしいと。要綱に加味できるのかどうかは別として、まずヒアリングをさせていただきたいということで、かなり前向きなお話でありました。

であるならば、今の市長の答弁のように、可能性を自ら閉ざすのではなく、逆に中日新聞のその開発部へ行って、要綱を弥富市に合うように交渉してくるのも可能性は十分にあるような、私は会話で捉えておりますので、まずすぐ来てほしいと、話をしたいという、向こうからそういう意欲的なお話を承っているわけであります。

市の職員を派遣して協議を行うべきかと思えますけれども、市長はその点についてどうお考えになりますか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議員からお話をいただいた件につきましては、ぜひそういった連絡先を教えていただきまして、本市として学校の跡地利用、大変苦戦しているところでございますものですから、そういったものが一つでも解消できるような夢のあるお話ができればと思

いますものですから、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ありがとうございます。

そういったことで、市民の方もこれはすごく期待しています。ですので、もう積極的に市民の期待に応える。市民が今こういった事件等があつて、なかなか暗い話でありますので、こういった部分で、弥富市20周年も控えておるわけでございますので、こういったことから弥富市をわくわくするような、20周年のキャッチフレーズにもありましたように、盛り上げていく。そういった市の体制、そういったものを私は強く要望、要望というか期待をしたいし、私もできる限りのことは尽力していきたいなあというふうに思っております。

ですので、市長には、いずれの問題に対しても市民の期待に応じていただくべく、積極的リーダーシップを取っていただいて、弥富市の発展につなげていただきたいということを求めて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前11時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、鈴木りつか議員。

○3番（鈴木りつか君） 3番 鈴木りつかです。

通告に従いまして2点一般質問させていただきます。

近年、自治体行政を取り巻く環境は大きく変化しています。人口減少や少子高齢化の進行に加え、行政ニーズの多様化、デジタル化の進展、そして職員の働き方改革など、自治体にはこれまで以上に効率的で持続可能な行政運営が求められています。

総務省におかれましても、自治体業務の効率化やデジタル化を進める自治体DX推進計画が示され、窓口業務のオンライン化や、いわゆる行かない窓口の実現など、市民サービスの在り方そのものを見直す動きが全国的に進められています。

その一方で、行政サービスは市民生活に直結するものであり、効率化を進める中においても、市民の利便性やサービスの質をどのように確保していくかという視点が重要であると考えます。

こうした状況の中で、本市においても、令和8年4月1日から市役所等の退庁時間の見直しが予定されています。市民サービスの提供時間に直接関わる変更であることから、その影響や利便性の確保の取組について確認をさせていただきます。

まず1つ目の質問です。

事務局、書画カメラ1をお願いいたします。

分かりやすく時計で表してみただけですけども、市役所の開庁時間は8時30分から17時15分までだったものが、この次の4月1日から9時から16時までの変更になります。

1つ目の質問ですが、今回開庁時間を変更した理由及び検討経緯を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在の開庁時間は午前8時30分から午後5時15分までであり、職員の勤務時間と同じ時間になっております。そのため、手続を開始する時間によっては、事務処理が勤務時間外までかかることがあり、開庁前の窓口準備や閉庁後の片づけについても勤務時間外に行うことが前提となってしまう状況にあります。

また、特に窓口対応が多い部署では、勤務時間内に職員同士の情報共有を行う時間や、新たな市民サービスを検討するための時間を確保するということが困難な状況であります。

このような市役所の働き方の在り方自体を見直し、職員の働き方改革や業務効率化を推進するため、本市では、令和8年4月1日から開庁時間を午前9時から午後4時までに見直すことといたしました。

本市の検討経緯につきましては、全国や県内の自治体において開庁時間の見直しの取組が広がりつつあることを受け、令和6年度に行政改革実施計画に開庁時間の見直しの取組を上げ、変更の必要性や変更する窓口時間の検討を開始いたしました。時間帯別来庁者数や時間外における職員の勤務状況を調査するとともに、県内自治体の取組状況の研究を行い、関係部局が組織横断的に議論を重ねることにより、見直す開館時間や時間外窓口等の代替施設の検討を行ってまいりました。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 続いての質問です。

開庁時間が短くなりましたが、市民生活及び行政サービスへの影響をどのように想定していますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の時間帯別来庁者数の傾向を見ますと、来庁する市民の方のうち約85%の方が午前9時から午後4時の間に来庁する傾向がございました。そのため、来庁する市民の方のうち約15%の方が開庁時間の変更の影響を受けるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 少なからず影響はあるかと想定されますが、時間の変更を知らずに今までの時間に来たら閉まっていたということがないように、市民の皆様への周知は大変重要であると思いますが、次の質問です。市民への周知方法はどのようにされていますでしょ

うか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 報道機関へのプレスリリースや市ホームページ、市公式LINE、市公式Xによる周知に加え市広報紙において2月号から4月号までの間、継続的に開庁時間の変更に関する案内を掲載いたします。また、1月から各施設の出入口や窓口等において開庁時間の変更に関する案内文を掲示し市民の方に取組が広く周知されるよう努めております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） ぜひとも分かりやすく、徹底した広報・周知を続けてほしいと思います。

続いての質問です。

開庁時間の短縮で利便性の低下が懸念されますが、利便性低下を補う施策についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 一部の手続について、時間外窓口を開設することやコンビニ交付手続の拡充と安価な手数料の設定などの施策により市民サービスの向上に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 次の質問です。

時間外窓口を開設することですが、時間外窓口の対象業務、利用方法及びこちらの周知方法についてもお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 時間外窓口の対象業務は、広域交付を除く住民票の写しの交付、同じく広域交付を除く戸籍謄本などの交付、印鑑登録手続、印鑑登録証明書の交付、マイナンバーカードの受け取りとなります。時間外窓口は、毎月第2、第4火曜日の午後4時から午後7時までと第2土曜日の午前9時から正午まで開設いたします。利用される際には、利用される日の前営業日午後4時までに市民課まで電話予約を行う必要がございます。

周知方法につきましては、先ほどお答えしました開庁時間の変更と同様に周知を図ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 書画カメラ2をお願いします。

こちらも、ちょっと耳で聞いただけでは分かりにくいかなと思ひまして、カレンダーで表示してみたんですが、ちょっとやっぱりこれでも見にくいですね。

第2、第4の火曜日が4時から7時までと、第2土曜日が9時から正午までということですね。

再質問させていただきたいんですけれども、時間外窓口の予約は電話予約が必要とのことですが、今後、例えば市の公式LINEですとか、インターネットなどでの予約を検討する考えはありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 時間外窓口の予約方法につきましては、電話予約による受付とさせていただきますいております。今後、時間外窓口の利用状況等を把握した上で費用対効果や市民ニーズを総合的に勘案しLINEを活用した予約受付の導入の可否を検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 最近の若い世代はあまり電話をしないということも聞きますが、より幅広い世代に向けて利便性を考えていただけたらと思います。今後の時間外窓口の利用状況を見つつ、電話が殺到したりとか、また電話予約が不便だなという声があるような状況であれば、また今後、インターネットなどでの予約を検討いただけたらと思います。

次の質問です。

時間外窓口の利用者数の見込みについて試算をされていますでしょうかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 時間外窓口の手続の中には、コンビニ等でキオスク端末により対応できる手続も含まれており、コンビニ交付手数料を安価に設定する施策も同時に展開することから、時間外窓口の実施前段階における利用者数の見込みを算定することは困難な状況にあります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 続いての質問です。

改めまして、行かない窓口とは具体的にどのような取組なのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 行かない窓口とは、市役所に直接足を運ぶことなく行政手続を完結させることで、住民の利便性向上と自治体業務の効率化を図る取組となります。具体的な取組といたしましては、コンビニで各種証明書を取得できるコンビニ交付サービス、各種証明書の郵送請求、マイナポータルのぴったりサービスや、あいち電子申請システム等を活用した行政手続のオンライン化等が該当いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 市役所に行かなくても、開庁時間に関係なくいつでも窓口サービスが受けられるということですね。

続いての質問です。

コンビニ交付及びキオスク端末による交付手数料の現行の料金及び減額措置についてお伺

いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市におきまして、キオスク端末により発行される証明書の交付手数料の現行額は200円となっております。手数料条例の改正により、令和8年4月1日から200円の交付手数料が300円へ改定されますが、令和8年4月1日から令和9年3月31日の1年間に限り、キオスク端末により発行される証明書については交付手数料を200円減額し100円といたします。

なお、令和9年4月1日以降に関しましては窓口での交付と同様に300円へ改定されます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） コンビニ等のキオスク端末による手数料が来年の3月31日まで100円ということで、この機会にコンビニで発行してみようかなという方も増えると思いますし、ぜひこの機会に広報・周知を行っていただきまして、行かない窓口、マイナンバー等の普及を行っていただきたいと思います。

1点目の最後の質問です。

開庁時間の短縮により市民へ一定の負担が生じる中で、窓口サービスの質的向上及び利便性の確保をどのように図っていくのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 開庁時間の変更は、一部の市民の方へ影響を及ぼすため、先ほど答弁いたしました時間外窓口の実施等の施策により影響の緩和を図るとともに、今後も施設予約システムの導入等、行政手続のオンライン化を推進することで、市民の利便性が向上していくよう努めてまいります。

また、開庁時間の変更により生じた業務時間を活用することで、窓口サービスの質的向上につながるよう業務改善に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 働き方改革や業務効率化を進めていくことは、持続可能な行政運営のためにも大変重要であると理解しております。

一方で、市役所の窓口は市民生活に最も身近な行政サービスでもあります。今回の見直しに当たり、時間外窓口の設置やコンビニ交付の活用、オンライン手続の推進など、利便性確保のための取組がされていることも理解いたしました。今後も、実施状況や市民の声を丁寧に把握しながら、より利用しやすい窓口サービスの実現につなげていただくことを期待いたしまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

続いて、2点目の質問に移らせていただきます。

市民の利便性という観点から、行政手続のもう一つの課題と考えられますパスポート申請

窓口についてお伺いいたします。

現在、本市では、パスポートの申請や受け取りのためには、名古屋駅にある旅券センターへ出向く必要があります。

1つ目の質問です。

パスポート窓口について、市役所にも設置してほしいなど、市民からの要望、問合せは来ていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） お答えいたします。

市民からの要望や問合せに関しましては、市民が旅券申請に関する戸籍謄本の発行依頼のため市民課窓口に来庁される場合がございますが、パスポート窓口設置の要望を受けたことはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 市としては要望を受けていないとのことでしたが、私自身は市民の方からパスポート申請に関する不便さの声は伺っております。市民の声は必ずしも窓口で正式に要望として届くものばかりではないと感じておりますので、こうした声があるということも共有させていただきまして、次の質問です。

現在はマイナポータルによるオンライン申請も可能となりまして、パスポート手続の仕組みも以前とは大きく変わってきていると認識しております。こうした状況を踏まえまして、市役所窓口での取扱いについても、以前と比べて導入のハードルは下がってきているのではないかと思います。本市としてはどのように認識されていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 愛知県旅券センターへ確認したところ、4割の方がマイナポータルからの申請であると回答がございました。窓口申請の件数については減っていると思われまます。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 窓口申請の件数は減っているということですが、実際受け取りには必ず窓口での受け取りが必要ですので、窓口が必要ないということではありませんので、そちらはお伝えしておきます。

申請が減っているということですので、窓口を開設した場合でも、以前に比べても窓口の方の負担は減っているのではないかと考えます。こういった状況も踏まえて、ぜひとも検討いただけたらと思うところですが、次の質問です。

本市における年間想定件数の試算を行ったことはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 県旅券センターへ確認したところ、令和5年度は1,401件、令和6年度が1,211件となっております。したがって、令和7年度を1,200件と想定しておりますので、マイナポータルからの申請が4割、窓口申請が6割と試算した場合、720件の窓口申請があるのではないかと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 窓口申請が720件ということですね。700名以上の市民が利用する可能性があるという手続でありまして、決して小さなニーズとは言えないのではないかと感じます。

こうした点も踏まえまして、近隣自治体の状況なども含めて、本市としてどのように研究・検討して進めていくのか、改めて伺いたいと思います。近隣市町村の状況や導入事例について調査・研究を行う考えはありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 平成31年3月末で、海部総合庁舎内の旅券発給窓口の廃止に伴い、海部地区7市町村の中で、県旅券センターに比べ、海部総合庁舎内の窓口での旅券申請比率が高かった津島市と愛西市は、市役所内に旅券窓口を設置することといたしました。県旅券センターが日曜日交付に対応し、受け取りまでの日数が短いことと、本市は県旅券センターまで近鉄弥富駅から15分圏内であることなどから、市民の利便性を考慮した上で権限移譲を受けないことといたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 確かに弥富市は近鉄で15分という好アクセスではありますが、駅まで車か自転車で行って、駐輪場か駐車場に止めて、名駅から直結といってもJRセントラルタワーマまで歩いて、15階までエレベーターで行って、さらにそこから並んで取得しないといけません。市役所に窓口があれば5分か10分で行けるのになという声は実際にあるのですが、次の質問です。

市役所内での設置の可能性について具体的な検討を行ったことはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 毎年度、県旅券センターより旅券発給事務権限移譲の依頼がございますので、その際に検討はしております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 旅券センターから案内があるということですが、最後の質問です。

パスポート申請窓口について、本市の今後の検討方針についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 県旅券センターへ確認したところ、本人確認などの個人情報流出を防ぐため、旅券窓口は通常業務の窓口とは場所を分けて常設の専用窓口を設けることが望ましいとされており、現在の市民課では旅券窓口を運営するための適切な場所を確保することが難しい状況でございます。

また、旅券申請と交付及び審査業務につきましては、正規職員を含め複数名の職員が必要となり、運用開始の前年度に8日間の実務研修のため県旅券センターへ出向いて学ぶ必要があります。現在の市民課の状況では、専門的知識のある人員確保が難しいといった課題も出てまいります。

また、県旅券センターであれば、日曜日の交付を選択することもできますが、本市では日曜日の交付に対応できないため、市民に十分なサービスを提供することが困難であります。

したがって、設置場所の確保及び常時対応可能な職員の配置などの検討も含め、現時点では本市での旅券窓口の設置は困難であると判断をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 鈴木議員。

○3番（鈴木りつか君） 常設の窓口の場所の確保と常設の人員の確保、また専門の業務を習得するために研修に行く時間の確保など、様々な乗り越えなければならない課題があることが分かりました。いろいろと検討していただいた結果、現時点では本市での設置が難しい状況であることは理解いたしました。

市民の利便性という観点から見ると、行政手続の在り方は、今後も社会の変化に合わせて見直していく必要がある分野であると感じております。デジタル化の進展や行政サービスの広域連携など、これからの行政には様々な可能性があると考えます。市民にとってより利用しやすい行政サービスとは何かという視点を持ちながら、引き続き研究・検討を進めていただくことを期待いたします。

市民の利便性向上と持続可能な行政運営の両立に向けた今後の取組に期待を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後0時40分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時37分 休憩

午後0時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に基づきまして質問させていただきます。

1 題目として、弥富市の防災力強化についてでございます。

昨日、東日本大震災から15年、被害に遭われた方には本当に大変哀悼の意を示したいというふうに思いますが、改めてその教訓と経験を生かしていくために質問していきたいと思っています。

前回、私は防災に関する質問として、市の防災計画そのものや市の備品について焦点を当てて質問させていただきました。その点についてまだまだ改善が見られないので、引き続き努力をしてもらうとして、今回は尾張大橋や自主防災会などについて質問してまいりたいと思っています。

まず、海拔ゼロメートル地帯における広域避難と尾張大橋の架け替えについてでございます。

弥富市は広範囲が海拔ゼロメートル地帯であり、高潮、河川氾濫、南海トラフ地震に伴う津波などのリスクを常に抱えています。特に尾張大橋は、老朽化や耐震性の課題が以前から指摘されており、市民の命に直結する重大な問題となっています。

まず1つ目ですけれども、この尾張大橋の架け替え、耐震補強の現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 西尾土木課長。

○土木課長（西尾一泰君） 愛知国道事務所に確認をしたところ、尾張大橋の架け替えにつきましては、令和7年3月議会にて同様の質問がございましたが、その後の進展等はないとのことでした。また、木曾川下流河川事務所に確認をしたところ、現在の河川整備計画に基づく堤防の耐震補強の進捗状況につきましては、令和7年度の堤防かさ上げ工事、天端盛土をもって完了となるとのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 1年たっても進捗がないということと、堤防に関しては完了と言っていますが、今行っているもので終了というニュアンスで答弁していただいたと思うんですが、この堤防かさ上げで完了といいますけれども、肝腎なのは、その尾張大橋の南側、今南側をやっていると思うんですが、そっち側じゃなくて、やっぱり北側にある砂堤防の強化も同時に図っていかないと、これやっぱり本当に何かあった場合にそこから決壊するという可能性も大きく指摘されておりますので、そちらの強化に対してもしっかりと要求していただきたいと思っています。

また、尾張大橋の橋桁が低いがために、この尾張大橋の架け替えが絶対的に必要だというふうに思っています。なぜこの進展がないのか、どういうところで止まって、どういうところに課題があって進展しないのかというところを、要は現在の課題としては何があるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 西尾土木課長。

○土木課長（西尾一泰君） 愛知国道事務所へ確認をしたところ、尾張大橋の架け替えにつきましては現時点では架け替えの計画が決まっていないため、課題等が明確になっておらず、橋についてはこれまで同様、適切な管理を実施しており、架け替えの検討を含めて修繕等の対応を進めているとのことでした。

また、堤防の耐震補強につきましては今年度で先ほど申し上げましたが、完了いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、計画がないということです。

以前、国道1号線の4車線化と併せて、この尾張大橋の架け替えの計画があったはずだというふうに思っておりますけれども、いつの間にやらそうした計画も今消えているのであれば、これは早急に計画を復活させなければならないというふうに思っておりますので、この辺も強く市長に要求していただくようお願いしておきます。

3つ目といたしまして、周辺の堤防の強化というのは、今、アクリル板等でちょっと対策はされているんですけれども、そういったものだったり、あるいは止水板も検討すると言っていましたから、そういった形でこれで十分だというふうに市が考えているのかどうか教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 西尾土木課長。

○土木課長（西尾一泰君） 木曾川下流河川事務所に確認をしたところ、尾張大橋取付け部につきましては、止水板の設置については現在検討中であり、大型台風襲来時には大型土のうを設置することで対応することと考えているとのことでした。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、止水板は検討中であって、土のうの対応がまだ続いていると。以前、土のうを積む訓練があったかと思いますが、大変時間がかかって、よっぽど本当に現実的ではないというような状況があったかと思います。

それから、アクリル板も確かに設置はされましたけど、ただ、見てもやっぱり不安でしかないという状況ですから、やっぱり根本的に橋を架け替えて、そして堤防を強化する、かさ上げして強化していく、これが必要だと思います。南側は堤防強化が完了すると言っていますけれども、やっぱり北側の砂堤防についてもしっかりと強化していく必要があるかというふうに感じています。

そこで、やはりこうした対応を国などにきちんと要請はしているんでしょうか。直近だといつ行ったのか、あるいは毎年どれだけ行っているのかを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 西尾土木課長。

○土木課長（西尾一泰君） 国への要望につきましては、尾張大橋の架け替えと周辺堤防の整

備について関係自治体と連携し、国土交通省に対して毎年2回程度要望活動を行っております。直近の要望活動についてですが、令和7年4月と10月に要望活動を実施いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 年2回、昨年も4月と10月に行ったということですので、そことしてはしっかりとやっけていただいているのかなというふうに思っておりますが、しかし、やっぱり今、伊勢大橋のほうは工事に着工されているという状況があって、尾張大橋のほうはまだ計画すらないということでございます。

やっぱりこの尾張大橋と伊勢大橋、伊勢大橋は昭和9年に開通したというふうに記録されていますけれども、尾張大橋は昭和8年ですよ。築93年たっているんですよ、戦前からあると。そういう橋ですから、もうすぐ100年に達しようとする、そういう橋ですから、やっぱりこの架け替えと、そして同じように堤防を上げていかないと、このままでは切れてしまう可能性が大きいですから、やっぱりそこをしっかりと強化する。この計画を、今はないということですので、早めに計画して行くことを強く求めていただきたいと思います。

そして、やっぱり弥富市として、そういう意味でもあまり本気度が伝わってこないというふうに感じておりますが、この尾張大橋架け替えと堤防強化の優先度はどのレベルで考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 西尾土木課長。

○土木課長（西尾一泰君） 本市といたしましては、尾張大橋の老朽化と高潮・津波リスクを考慮し、橋の架け替えと堤防強化を一体で進めるよう要望しているところであります。今後も早期事業計画化に向け、関係自治体と連携し、国への要望活動を実施していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 本当にしっかりと要望していただいて、早期計画を立ててもらえないことには、特に伊勢大橋をせっかくやっているんですから、それが終わり次第もうすぐ取りかかれるように、今からでも計画に載せないとはまずいと思っているんです。だから、やっぱりそういった形でスケジュールとして、前倒して早めにやっていただくことを強く要望しておきます。

大規模災害の備えとしては、最大のウイークポイントである尾張大橋の架け替えと堤防強化は、まさに弥富の命の要となります。必要とあれば、私、市議会全員で行政と一緒に行くということも僕は考えていくべきだというふうに思っておりますが、本当にそういった要望があれば、必要とあらば一緒に行くということもいいと思っておりますので、こうした最大、最優先の課題として、この尾張大橋架け替えと堤防強化。堤防も今、南側で完了、それで終了となっているそうですから、これやっぱり北側にもちゃんと目を向けてもらわないと本当

に困りますから、そこはやっぱり一緒にやっていくことが必要だというふうに思っておりますので、市長としても、ぜひ国に対しても強く強く要望していただきたいと思っています。

では、続きます。

2番目としまして、自主防災会への支援と災害備品、特に消耗品の補助について質問させていただきたいというふうに思っています。

弥富市では、地域防災力向上のため、自主防災会の活動が重要な役割を担っております。しかし、防災会からは、発電機やテントなど備品は補助の対象になっておりますけれども、電池や保存水、簡易トイレの便袋などの消耗品は補助対象外であるという声があります。実際の災害時に不足するのは、こうした消えていく備品ではないでしょうか。

そこでお尋ねします。自主防災会への補助制度の具体的な内容と、また昨年度の実績ではどれくらいこの費用を補助したのか教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 自主防災会組織補助金につきましては、結成補助金、活動補助金、防災資機材等の整備及び防災に関する研修に必要な経費に対する補助金の3種類がございます。

令和6年度の実績につきましては、結成補助金ゼロ件、活動補助金23件、補助金額は31万9,123円でございます。防災資機材の整備に必要な経費に対する補助金は18件で、補助金額は386万円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、補助の内容が示されました。

事務局、書画カメラ1をお願いします。

これが前ケ須の自主防災会で見せていただいた備品になります。ここに羅列、写っている対象というのは消耗品となりまして、補助対象外となります。

2枚目をお願いします。

こちら、主に飲食、非常食と呼ばれるそういった備品になりますけれども、こちら当然消耗品ということで、補助対象外の物品となっております。

3枚目もお願いします。

3枚目、こちらトイレですよね。上の部分のテントと下の部分の台座に関しては補助対象となっておりまして、これは補助金で前ケ須自主防災会も購入したと聞いております。ただ、便座にかかっている白い袋が見えるかと思いますが、こちら便の袋ですけれども、これは補助対象外なんですよ。そうした状況が今あるわけです。そうした中で、この消耗品が補助対象外となっている理由とは何なんですか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 自主防災組織補助金は、限られた財源の中で地域の防災力を継続的に高めることを目的に行っており、訓練活動や防災資機材の整備など、地域に長く効果が残る取組を中心に支援する仕組みとしております。そのため、一般的な消耗品につきましても、使用後に資産として地域に残らないことから補助対象外としております。

備蓄用の食糧や飲料につきましても、賞味期限に応じた定期的な更新が必要になるなど、継続的・反復的な支出を要する性質があり、その全てを補助対象といたしますと恒常的な公費負担となり、初期的・重点的な地域の防災体制整備を支援するという補助金本来の趣旨から外れてしまいます。

一方で、消耗品のうち感染対策に直接資するマスク、体温計、手袋、消毒液につきましても、避難活動や救護活動等における安全・安心を確保する上で必要性が高いことから、例外的に補助対象として認めております。これは、災害時における集団感染のリスクを低減し、地域全体の防災効果を高めるという観点から、補助金の目的に合致すると判断しているものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、限られた財源の中でとおっしゃいましたけれども、昨年の実績ですと386万円プラス31万円ですから約400万円程度でございます。命を守る予算として決して多くないというふうに感じています。むしろ少ないほうだと思っています。

また、残らないとおっしゃいますけれども、やっぱりそれを基に各自主防災会というのは訓練なども行っています。そういう中で、経験として私は残っていくというふうに感じておりますので、その地域防災力を上げるということは、人と人の意識の向上もやっぱり立派な防災力向上のために必要だと思っておりますので、やっぱり経験として残るものについても補助して、持続性を考えた中でこの防災力向上を考えていくべきだと思っています。

それこそ消耗品こそ継続的支援が必要というふうに考えておりますけれども、この制度の見直しの考え、そしてこの消耗品こそ継続的に補充が必要ですから、そういう中でやっぱり継続的な支援が必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 先ほども御答弁申し上げましたが、恒常的な公費負担となり、初期的・重点的な地域の防災体制整備を支援するという補助金本来の趣旨から外れてしまうということ、初期的・重点的な地域の防災体制整備を支援するという補助金本来の趣旨から外れてしまいますので、制度の見直しは考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 自主防災会というのは立ち上げたら終わりじゃないんですよ。やっぱり継続して活動してこそ、そのいざというときに機能を発揮するものだと思っています。

今、初期的・重点的、これを基に支援しているんだとおっしゃいましたが、この考えを私は改めていただきたいと思っています。初期的だけじゃなくて、やっぱり継続的な防災力向上が必要だというふうに思っています。ましてや、大規模災害に対して命の要となる、そういう中での備品の備えというのは大変重要な部分だというふうに思っています。

ぜひ市長に答弁、再質問を求めたいと思っていますが、こういう形で補助金の改善が今必要な時期になっているんじゃないでしょうか。市長の考えはいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 防災に関しては終わりが無いと言われるようなところでございます。

また、昨今は様々な防災備品が出てきておりまして、そのような中で消耗品に振り分けられるものも大変多くなってきております。そのような中で、どうしても消耗品でありながらどうしても必要なもの、先ほどのトイレの袋なんかはそうじゃないかなと思うんですが、そういったものも補助金として見られるかどうか、またこちらのほうで検討してまいりまして、またお伝えしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ぜひそういった形で、まずは自主防災会の御意見を聞いていただいて、本当にやっぱりこれは必要だということを精査していただいて、それを1歩でも2歩でも向上していただければというふうに思っています。

また、もう一つ、やはり自主防災会については、様々な地域で立てられていますけど、頑張っていらっしゃるところとなかなか活動できていないところと、やっぱり差が生じているかと思えます。こうした中でも、地域間での備蓄の格差が生じていないか、各自主防災会の備品など、市として把握しているんでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 各地域の自主防災会が配備している備蓄品につきましては、地域住民の共助の観点から、地域の実情に応じて主体的に必要性を判断し、導入・整備していくものであると考えております。

各自主防災会の装備品の詳細は把握はしておりませんが、自主防災会全体会において、先進的な自主防災会より取組事例や装備品等を発表していただき、各自主防災会の活性化を促しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、把握はしてないということでしたから、やっぱり各自主防災会がどれぐらい備えを行っているかということは把握して、そういう中でやっぱり全体的な地域防災力の向上を考えていくべきだというふうに思っていますので、ぜひそれを把握していただいて、それを紹介しながら、あそこがやっているんだったらうちもこれぐらいやろうかと

いうことに、切磋琢磨で向上していくのは僕はいいことだと思いますので、ぜひそうした取組、まずは把握していただいて、全体的に向上していただければと思っています。

また、この自主防災会の防災備品など、取り入れたほうがよい部分というのは、先ほど紹介しているとおっしゃいました。これは市としても同じようなことが言えるんですよ。前々回に弥富市の備品についても意見させていただきましたが、やっぱりこの弥富市としても、そうした先進の自主防災会は幾らでもあると思うんですが、そういう中で積極的に取り入れていただきたい。例えば、弥富市の防災ワークショップを見せていただいたけれども、いまだに段ボールでのトイレでした。今では、その段ボールトイレに限らずプラスチック製だったり、先ほど前ヶ須の自主防災会で紹介させていただいたような、ああいったトイレも出てきていますよ。そういう中で、弥富市としてもその備品に対して向上していく必要があると思いますので、そういったところは積極的に取り入れて、またこの自主防災会の取組を全市民に向けても紹介し、市全体の防災力の向上に努めていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市は、市内の各自主防災会の防災意識の高揚と地域の防災力向上を図るために、毎年、防災ワークショップ全体会において自主防災会活動の先進事例を発表していただき、各種防災活動の内容や備蓄品の整備状況の情報を共有し、市内全体に防災意識の向上が波及するよう努めております。

また、令和6年9月号の市広報紙に先進的な自主防災会の活動紹介ということで、前ヶ須区自主防災会の活動を掲載いたしました。今後も住民による防災活動の取組を市広報紙、市ホームページなどで発信してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） いろいろ広報を使って紹介されているということですので、ぜひそれは継続して紹介していただければと思います。そういう中でやっぱり市民の意識を上げていくと、それで防災力の向上につなげていくという取組をぜひ頑張っていただきたいと思っています。

3点目です。

そうした市民の防災意識向上に向けた取組について、防災は設備だけでなく、やはり意識が重要だと思います。新しいハザードマップが今完成したということでしたが、それを配付するだけではやっぱり実際の避難行動につながらないといった課題があります。特に若い世代や子育て世代のアプローチというのも私は重要だというふうに思っています。

質問として、今、市として現在実施している市民が参加できる防災行事などは何があるのか。その際に参加者というのはどれぐらいいらっしゃるのか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 市民が参加できる防災行事につきましては、各学区のコミュニティ推進協議会が主体となり毎年9月に防災訓練を実施しており、本市も必要に応じて適宜サポートをしております。本年度の参加者数は、白鳥学区約80人、弥生学区約160人、桜・日の出学区約80人、大藤学区約80人、栄南学区約70人、十四山地区約60人でした。

また、毎年10月から11月にかけて、市主催による防災ワークショップを開催しております。本年度の参加者数は、白鳥学区21人、弥生学区26人、桜・日の出学区21人、大藤・栄南学区33人、十四山地区22人でした。

さらに、毎年2月には愛知学院大学日進キャンパスへの広域避難訓練を実施しております。本年度の参加者数は17人でした。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 各学区、コミュニティ等で頑張っているというふうには思っています。ただ、全体規模として4万3,000人ぐらいの今の人口の中で、参加者としては100名を切っているところが大半で、一番多くても160人というところがございます。そういう中では、あまりまだ多くに周知されていないというふうには思っています。

そういう中で、やっぱりもっと広く周知することと、あと参加率を上げていくためには、体験型の防災訓練や実践的な訓練、以前私のほうからは、屋上避難場所で例えば一日過ごす体験だったり、あるいは防災運動会みたいなのを開いて、全市民的に一斉にできるような少し参加しやすいような取組を紹介させていただきましたが、そのような拡充方向は考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 災害発生の直後は、特に自助・共助が命を守ることに直結するため、日頃から地域の中でお互い助け合う力を高めることが大変重要であると考えます。このため、本市としましては、今後も各地域での自主防災会に対し自主防災組織補助金の活用を促し、実践的な防災訓練の実施に向けてサポートをしてまいります。また、併せて防災出前講座の活用を促し、地域の防災活動、防災意識の向上に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そういった意味でも、先ほど言ったように、補助金の拡大、消耗品の拡大をしていかないと、訓練するにしたってお金がかかって消耗していくと。使っちゃったら補充しなきゃいけない。でも、その費用もまたとなってくると、やっぱりそれはあんまり前向きな形で訓練を開ける場合ではなくなってしまうので、やっぱりそういったことも含めて、この補助金の在り方というのは見直していくべきだというふうに思っていますし、やっぱりそういった形で向上していく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

そしてですね、続きます。

先日、LINEで防災メール等を配信したらどうかというお話もありましたけれども、SNSや動画配信などで、特に若い世代に向けての広報強化の考えはあるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 若い世代への情報発信につきましては、SNSや動画配信などの活用も有効な手段の一つと認識しております。今後、他の自治体の事例や効果的な運用方法などを参考にして、広報方法について研究をしてみたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、防災メールがあると思うんですが、やっぱり防災メールとは違う、若い人でもぱっと目を引いて、これ何と思うような発信にできるようにぜひ考えていただくか、あるいは、例えばほかの民間業者の意見も聞きながら、そういったところで活用してもらったほうが、やっぱりその目を引くという形でやらないと、その参加者というのがあんまり増えていかない。特にやっぱり自主防災会でも市の学区コミュニティの参加者を見ていると思うんですけど、やっぱりどっちかというところが高齢者のほうが多くいらっしゃるかなというふうに、まあいないわけではないですよ。中にはいらっしゃいますけど、やっぱり全体的に見ると、ちょっと若い世代の方が少ないなというふうに思っていますので、そういった方々に届くような発信方法を考えていただければというふうに思っています。

続きまして、4番目の質問と考えていたんですが、昨日、小久保議員がこの市制20周年のものに対してイベント等を考えているということでありましたので、そちらは割愛させていただきますが、その中でフェスタ内に弥富市のブースを設置するということがありましたから、ぜひ各自主防災会などにも声をかけていただいて、できるだけ多くの方々が参画できるような支援・サポートをしていただきたいと思いますので、意見しておきます。

5番目に移ります。

弥富市は水害が予想される地域であり、広域に大きな被害が予想される南海トラフ地震に備えていく必要があります。災害が起きてから考えるでは間に合いません。尾張大橋の整備、周辺堤防の強化、自主防災会支援の充実、そして市民一人一人の意識向上、これらを総合的に進めてこそ本当の意味でも命を守るまちづくりが実現すると思いますが、市長の総括的な答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 近年、日本各地で各種災害が頻発化、激甚化しているところでございます。本市におきましては、南海トラフ巨大地震がいつ来てもおかしくないというようなことで、備えていかなければなりません。そうした中で、災害発生直後は、まず自助と共助が命を守る鍵となるため、地域の防災力の強化は大変重要であると考えます。

また、本市は地域の自主防災会が中心となり、自主防災組織補助金を活用しながら、地域が主体となって実践的な防災訓練を展開していただくとともに、防災出前講座を積極的に活用いただき、地域の実情に即した防災力の強化を図っていただきたいと考えております。

また、防災ワークショップの開催や愛知学院大学への広域避難訓練などを実施し、市と地域が一体となって防災意識の向上と実効性のある体制づくりを推進してまいります。

また、さらにですが、現在、愛知県防災安全局が海南こどもの国において、ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の施設整備を進めており、令和8年度内に供用開始予定となっております。これを契機として、今後、愛知県が主催する防災活動拠点を活用した訓練などに参画し、各防災関係機関との連携強化に努めてまいります。

本市としては、防災対策に終わりはないと考えております。今後も自分たちのまちは自分たちで守るという意識を市民の皆様と共有しながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

なお、那須議員からございました尾張大橋の現在の止水対策が土のうでということですが、来年度におきまして、止水板の取扱い方法をきちんと決めて、来年度中には止水板での越水対策等を取っていくということがございますものですから、情報としてお伝えしていきます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ありがとうございます。

止水板の検討が一步進んでいくということですが、それはそれでもちろん進めていただいて大変ありがたいと思いますが、やっぱり根本的に堤防は強化してほしいというところは強くお願いしていきたいと思っています。

また、今、防災会のほうで確かに頑張っているんですけど、ただ、全体として、やっぱりまだまだ4万3,000人のうち、その参加人数というのは少ないというふうに思っておりますので、参加しやすい、参加したくなるような取組をやっぱり一手考えていく必要があると思いますので、ぜひ体験型防災運動会等で考えていただくと私はいいかなと思いますので、そういった取組もぜひ一方で考えていただきたいと思っています。

弥富市は、もしもの際には大きな被害を受ける可能性が高い地域です。だからこそ、尾張大橋の確実な整備、自主防災会の発展のために実効性のある支援、市民の防災意識の向上を促す施策が必要だというふうに思っています。これを検討で終わらせずに、期限と数値を持った政策にしていいただきたいというふうに思っています。

今回の、今年の施政方針でもいいこと述べられていますよ。でも、それがやっぱりただの言葉で終わってしまっただけではいけないので、胸を張って本気で取り組んでいますということで、そうやって言えるように努力をしていただきたいというふうに思っています。

弥富市の地理的条件がしんどいのは周知の事実です。やり出したら途方もなく、幾ら備えても万全とは言えず、まして言うように終わりはありません。しかし、それでも一步でも前に進めて、一人でも多くの命が救われるよう努力しなければなりません。その覚悟を持って立ち向かっていただきたいと、再度、市長の防災に対する覚悟を市長の思いで、ぜひ実行に移してほしいという願いで、思いを述べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 防災に終わりはないということをお伝えしました。市の最もの責務といたしまして、やはり市民の生命・財産を守ることが一番でございます。市民の生命を守る、また財産を守るという施策に基づきまして、今後も市政推進に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まずは本当に尾張大橋架け替えと堤防強化、ぜひ強く強く、何度も何度もお願いしたいというふうに思っています。

じゃあ次のテーマに移ります。

続きまして、テーマが変わります。公共施設再配置計画と温水プールについてということです。

弥富市では公共施設再配置計画が策定され、統廃合や集約が進められています。しかし、ただ単に計画どおりに進めればよいということではなく、時勢に応じた見直しこそが必要だというふうに思っています。

まずは計画全体について確認してまいります。その上で、具体的事例として学校プールの在り方を質問していきたいと思えます。

まずは公共施設再配置計画の進捗と見直しについて、現在の再配置計画の進捗はどのようになっているのでしょうか。また、当初スケジュールと差異はあるのでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在の再配置計画に関する進捗状況につきましては、令和2年度から令和11年度までの第1期で予定していた公共施設の再配置は、おおむね計画のとおり進んでおります。当初の計画との差異はないものと認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） じゃあ続けます。

財政効果、削減見込額は当初どおり、計画どおりに推移しているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 先ほども御答弁しましたように、再配置計画は順調に推移、進捗

しており、財政効果についても当初の計画と大きく変わっていないものと認識しておりますが、昨今の物価高騰や人手不足等の影響により維持管理費や修繕工事費が増加していることを踏まえて、今後の進捗を監理してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先ほど言われたようにこの物価高騰や建設費上昇、あるいは人件費上昇があるわけですがそのことを踏まえて計画の見直しというのは行っているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 公共施設の利用状況や総合計画などの各種計画との整合性を確認することで市民ニーズを把握するとともに、統計データや人口ビジョンを基に人口推計についても考慮した上で、公共施設マネジメント推進本部会議において情報共有を図っていきたいと考えております。また、物価高騰や人手不足など社会情勢の変化も考慮に入れて再検証をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、当時立てられた公共施設再配置計画のとおり、スケジュールどおりに進んでいるということです。ただ、その一方で物価上昇等を踏まえて検討を今行っている最中だということで確認できました。

もう一つ、やっぱりこの計画策定後、市民ニーズの変化だったり、あるいは人口推計の変化、これを踏まえた再検証、これを行っていく必要があると思いますが、その再検証は行っているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 公共施設再配置計画は、令和2年3月に策定されて6年が経過しております。この計画の中で、5年ごとを目安にPDCAサイクルを用いた見直しを行うこととしていること、加えて現在の物価高騰や人手不足といった状況にも対応していく必要があることから、計画の見直しを進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、再配置計画の見直しを行っているということですので、やっぱりこうした時勢に応じた形で変えていくことというのは必要だと思います。当時の財政見込み、削減見込みが予定どおりにいかなかったとしても、それはやむを得ない事情というのも出てきますから、もう何が何でもこのときにこのタイミングで廃止しなきゃいけないとか、そういう考えじゃなくて、やっぱり時勢に応じて見直していくということは私は大切なことだと思いますので、最初の計画にとらわれることなく、やっぱり時勢に応じた形で対応していただきたいというふうに思っています。

続きます。

その一例を挙げていきたいというふうに思いますので、今回取り上げさせていただいたのは学校のプールということになります。

再配置計画における学校施設の位置づけとして、体育館やプールなどの学校附属施設は、再配置計画の中でどのような計画になっているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校の体育館やプールの附属施設につきましては、施設の老朽化状況、利用実態、将来の児童・生徒数の推移等を踏まえ、整理していくこととしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、将来の生徒数等を踏まえて考えていくということでしたが、今老朽化が進んでいる各学校のプールの更新時期はいつ頃になると想定していらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和10年に再編する4小学校を除き、学校プールにおける設置後の経過年数について申し上げます。

弥生小学校49年、桜小学校47年、白鳥小学校51年と相当年数が経過している状況でございます。日の出小学校は12年経過しています。今後、比較的新しい日の出小学校を除き、民間施設の活用を検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ありがとうございます。

事務局、ここで書画カメラ4をお願いします。

こちらは小学校のプール。弥生小学校のホームページより取らせていただきましたが、今言われた49年たつプールとなっています。十四山西部小学校は54年で使えなくなったということです。要は50年経過するとプールが使えなくなってくる可能性が高いということだと思います。だから本当にもう間もなく、先ほど上げられた弥生小、桜小、白鳥小学校、この3校は使えなくなってくる可能性が高いというふうに言えると思います。

そういう中で、各学校ごとにプールを建て替えした場合、全体規模でどれくらいの予算が必要だと考えているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 仮に各学校ごとにプールを建て替える場合、解体費を含め多額の整備費用が必要となります。さらに、維持管理費や修繕費も継続的に発生いたします。限られた財源の中で、教育環境全体の充実を図る観点から、費用対効果を十分に検証する必要があると認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 具体的な金額はちょっと示されませんでした。仮にプールを1つどこか更新するとしたら、どれぐらいの想定でしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 今、手元に資料がございません。申し上げるできません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 恐らく4億から5億ぐらいかかるんじゃないかなというふうに思っております。そういう中で、3つをもし仮に建て替えるとしたら、15億円以上の予算がかかってくるんじゃないかなというふうに思います。

そして、今、十四山西部小学校の生徒が、来年度4月から、4月からといっても夏ですけれども、近隣市町の民間プールに通う計画になっているということでした。この民間プールに通うとしたら、片道どれぐらいの距離が必要で、時間を要するのか。実際にプール授業を行える時間というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和8年度、十四山西部小学校のプール授業は民間施設を活用することとしております。移動時間や授業時間の確保につきましては、学校運営に支障が出ないよう、時間割の工夫や効率的な移動方法の検討が必要であると考えております。

現在検討している事業者は、十四山西部小学校から7キロから10キロ、15分から30分の範囲の事業者に協力をお願いすることを検討しています。実質授業時間としましては、45分から70分程度確保できると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、45分から70分とおっしゃいましたけれども、私、すごく甘いというふうに感じています。今、小学校の授業時間1時間、大体45分なんですね。45分、仮にプール時間、体育用の時間というのは大体2こまで1回を取るの、90分だとしましょう。片道の移動が30分、往復60分ですよ。そしてバスに乗り込む時間、これもやっぱり必要になってくるし、着替える時間、これも含めていきますと、仮にそれを10分だとしましょう。そうすると、90分のうち70分もそこで消化してしまうんですよ。ということは、準備運動とかしたら、もう本当に実質15分ぐらいしか水の中に入れられないというような計算になるんじゃないでしょうか。そういう中で、やっぱり片道30分というのは大きな負担となるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう中で、やっぱり屋内プールを市内に整備し、学校の利用を集約した場合に考えていく必要があると思うんですが、そうした場合、整備費及び運営費の試算というのは今できるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市内に新たに屋内温水プールを整備し、学校利用を集約する場合、多額の初期整備費に加え、年間の運営費となる光熱水費、維持管理費、そして効率的な指導者のための指導料が継続的に必要となります。

令和7年度に竣工した他自治体の費用を参考にすれば、25メートル、6コースと幼児用のプールを整備し16億3,000万円、年間維持費は約4,000万円と伺いました。少子化が進行する中で、新たな大型施設を整備することが将来的な財政負担として適切かどうか、慎重な判断が必要となると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 16億以上かかるということです。年間の維持費も4,000万と、かなり大きな金額になるかと思えます。

もう一つ、今、学校プールは基本的に屋外にありますよね。そういう中で、猛暑で今授業ができない、あるいは雨で授業が中止になることも増えています。屋内プールなら天候に左右されない、そして今、夏季しか基本的には屋外だとできませんけれども、屋内プールであれば一年中通して考えることができます。そこで一応確認しておきますが、猛暑や雨による水泳授業の中止の実績というのはどの程度あるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 各学校で今年度、猛暑等の影響により水泳授業を中止した学校はありませんが、天候の悪い場合には後日、実施日や時間割を変更して対応しております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、水泳授業を中止していないとおっしゃいますけど、実際私の通っている学校では水泳自体がなくなったというふうに聞いているところもあります。そういう中で、聞くところによると、水泳授業の扱いが、普通に水に入る、プールに入る水泳授業と座学によって対応する授業とあるもんですから、そういった座学に対応されるというケースも出てきているんじゃないかなというふうに思っておりますが、実際にそうやってプールに入らず座学への変更があるというふうに聞いています。

弥富市としては、やっぱり水に慣れて泳力を確保し、水害に備えるといった側面がこのプールの授業にはあるというふうに思いますので、それは重要な授業となっています。そういう中で、やっぱりこの屋内プール化によって、通年利用や市民利用、あるいは防災機能を付加したことが可能になってきますが、こうした一つの施設を多くの目的で使う発想というのは検討しているのでしょうか。例えば市民の健康づくりや高齢者のリハビリ利用、災害時の拠点活用としても、こうした中で屋内プールを集約して造るという発想ですよ。そういうのは検討されているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 屋内温水プール化は通年利用が可能となり、地域住民の多様なニーズに応えることができるとは考えます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そういう中では、やっぱりこの再配置計画の一環として、その再配置計画では今学校のプールを集約するという計画がないですけども、それを計画として盛り込んで、学校プールの集約、屋内温水プールを正式に検討していく時期だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校プールの集約や屋内温水プール整備につきましては、新たに市内へ整備する計画はございません。本市といたしましては、老朽化への対応と将来的な児童数の推移を踏まえ、民間施設の活用を拡大していく考えでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） プールだけの集約ではなくて、例えば豊明市のカラットは複合施設となっています。複合的に集約することを考えるべきだと提案させていただいております。

例えば福祉センターでいうと、東海市のしあわせ村というところがあります。そこは、本当に温水プールとお風呂の施設が一体化している、そういう空間です。そういうところも可能性として考えることができる。そして、児童館でいうと、例えば他市町の先進事例を見ますと、中央児童館のように本当に最先端のデジタル技術を使ったようなそうした児童館も集約化しているところもあります。こまきこども未来館であったり、豊橋のこども未来館、「ここにこ」といわれる子育てプラザだったり、そういったところも含めて総合的な集約が必要だというふうに考えています。

公共施設再配置計画というのは、単なる統廃合で次世代に責任を持つ都市経営の判断だというふうに思っています。老朽化する学校プールをただ漫然と今までどおりのまま個別更新するのか、それとも未来を見据えて集約し高機能化に踏み出すのか、あるいは他市町の民間プールに丸投げして授業時間を大きく削るのか、今こそ具体的な検討を始めるべきだというふうに思いますが、市の明確な方向性を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市は今後、公共施設の更新が集中する時期を迎えてまいります。限られた財源の中で真に必要な施策へ重点配分していくことが市長としての責任であると考えております。

新たな多額の整備費と恒常的な運営費を伴う屋内温水プールを整備することは、少子化が進む中、慎重であるべきでございます。したがって、屋内温水プールを新設する考えはなく、小学校の既存施設の有効活用や民間施設の活用を基本としまして、弥富市は過去に大

きな災害に見舞われた地域でございます。子供たちには少しでも水に慣れ、そしてまた防災、水害時には着衣での水泳ということ、泳ぐということもあるかもしれません。そういった中では、やはり専門家の専門の指導を仰ぎながら、子供たちの教育、育成をしてまいりたいと思っているところでございますものですから、基本的に現在のところは温水プールを新設する考えはございません。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 昨日からの答弁を聞いておりますと使えなくなったら廃止、あるいは縮小、そしてちょっと煩わしいのは民間に投げてあるいはボランティアに委託して、そして昨日のニュースを見ていますと給食費も国の補助が必要です。でも、ほかの市町村、自前でさらに上乘せしてやっていますよ。そういう他力本願じゃなくてやっぱり自力で、弥富市が構えとしてやっていくんだということを姿勢として見せていただきたいと思っています。

プールのための集約化を考えると、そういった考えになると思うんです。でも、私が言うのは、プールだけじゃなくて、広く総合的・複合的な高機能かつ、弥富市の市民がゼロ歳から高齢者まで多くの世代で集える場所として考えていっていただきたい、そういう視野を広げていただきたいと思っています。そのためにも、ぜひ、先ほど上げたように、東海市のしあわせ村だったりカラットだったり、カラットは本当に何度も言っていますけれども、カラットだったりこども未来館だったり、そういった施設に一度市長として視察に行ってください、そういういいところを盗んできてという言い方は悪いですけど、盗んできて、そして弥富市に活用できる方向を考えていただきたい。

県内は紹介しましたが、近隣の県、三重県でも岐阜県でも多くの優れた複合施設がございます。そういったところをぜひ視察していただいて、そのよいところを取り行って、弥富市に本来の意味でのにぎわい創出を取り戻して、住みたくなる弥富市、施政方針でもいつまでも住み続けたいまちというふうにうたっておりますけれども、そういった住みたくなる弥富市に、やっぱり人口が減っていくからしょうがないじゃなくて、人口を増やすようにわくわくどきどきした弥富、「わくわく！ドキドキ！はたちです やとみ」が20周年のキャッチフレーズになっていますから、本当にわくわくどきどきした弥富市にしていくために、今こそ総合的な高機能を集約できるような検討を、せつかくある公共施設再配置計画を見直すことで考えていただきたいと思います。

そういう中でのプールだけに限らず、複合的な施設への市長の見解を求めたいと思います。どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 再配置計画が進む中にありまして、やはり現在は集約ということで進めているところでございます。そうした中で、少子化も進んでおりますし、また市民の高齢

化も進んでおります。全ての市民の皆様が弥富市に対しまして大きな期待を寄せていただいていることは確かでございます。そのような中でできることはぜひしてまいりたいと思ひますし、またそんなことも再配置計画の検討委員会の中でしっかりと議論をしてまいりたいと思ひますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうやっておっしゃっていますけど、本当に今の再配置計画というのは基本的になくすというところが多いです。その代替機能として、今ある現存の施設に移し替える、そういうパターンというのはすごく多いんですよ。だから、新たに集約してそこに高機能化するという考え方は、この再配置計画の中には現在含まれていないんです。

だけど、例えばプールがもう50年過ぎることが多くなっていくと。民間に委託しようとしても、やっぱり今回、多分苦勞されたと思うんです、民間業者を見つけるにも。そして、行く生徒は片道30分かかるんですよ。往復1時間かかるんですよ。そうまでして民間委託するんじゃないくて、やっぱり弥富市内で完結していく必要があると思うんですよ。そういう中で、一個一個全部プールを建て替えるとなると、これは現実的じゃないと思うんです。だからこそ集約して、そしてプールだけじゃもったいないものですから、ほかの施設も複合して、ありとあらゆる先進自治体の事例を見ながら、弥富市にとって、じゃあどれをどういうふう集約したらコストを削減して、そして市民が喜び、あるいは住みたくなるまちに変えていくことができるんだらうと。そういう弥富市にしていくための方向、先ほど市長言いましたよ、人口が減っていく中でしようがない。じゃないんですよ。やっぱり人口を増やすための努力というのをしていかなきゃいけない。それを考えていかなきゃいけないんですよ。それが自治体運営だと思うんです。

だからこそ、人口が少なくなるからしようがない、そりゃあ日本中少子化が進んでいますから、それはやむを得ないところもありますよ。だけれども、せつかくだからこそ、こういう状況だからこそ、わくわくどきどきしたような弥富市にするための方策を考えていかなきゃいけない。その一環として、高機能化の集約をほかの先進事例に学んでいくことが大事だと思うので、まずはぜひいろんな施設を見に行ってください。視察して、そしていいところをぜひ取り入れていただくように強く要望して、質問としては終わらせていただきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後1時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時36分 休憩

午後1時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） 12番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

大きく2題質問をしていきます。

まず初めに、人口減少時代における持続可能なまちづくりと題して、若者支援と地域定着の推進についてお伺いいたします。

人口減少は遠い未来の話ではありません。静かに、しかし確実に地域の姿を変え始めています。若い世代の減少は出生数の減少であり、担い手の減少であり、地域の未来そのものの縮小でもあります。だからこそ問われているのは、このまちがこれからも若い世代に選び続けられるのかどうかであります。若者支援とは、一つの施策ではなく、まちの持続可能性そのものであるとの認識の下、順次質問をいたします。

安藤市長の施政方針の冒頭でも述べられましたように、今年が弥富市制施行20周年の節目であります。本日も他の議員からも多く語られていますが、キャッチフレーズは「わくわく！ドキドキ！はたちです やとみ」であります。二十歳といえば、人間でいえば希望あふれる世代であります。最近の弥富市はどきどきさせることばかりでありますので、ぜひともわくわくさせるような姿、未来を見せていただきたいと思います。

まず、人口動向の現状認識からお伺いします。

若い世代の転出は単なる人口移動ではありません。地域の活力、出生、経済、コミュニティ全てに影響を与えます。若年層の転出入の現状をどのように分析し、課題をどう認識しているのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の人口推移といたしましては、直近5年間では微減が続いております。そのような中、若年層の社会増減につきましては、市民課及び支所の窓口で行った転入出アンケートに御協力いただいた方の集計から見ますと、転入・転出ともに就職、転職、退職等仕事の都合に伴う理由が最も多くなっております。本市の港湾地域に多く立地する企業や海南病院等への雇用関係が大きなウエートを占めていると考えております。

これらのことから、本市といたしましては、市内企業等への就職に伴う転入者をいかに定住に結びつけていくかが課題だと感じております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 人口推移は僅かながら減少傾向にあり、若年層としては就職等の影響が大きいとのことでありました。それに加え、進学も大きな要因ではあるのかと思います。重要なのは、その後、若者が地域に戻るかどうかであります。若者が地域に戻り、定着する

ための環境づくりがより重要になると考えます。

続いて、現行施策が実際に成果につながっているかの検証が必要となります。

現行施策は、転出抑制、定住促進という成果にどの程度つながっていると評価しているのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在、令和6年度にスタートいたしました弥富市デジタル田園都市構想総合戦略におきまして、新たな定住者を増やす取組を推進しつつ、現在住んでいる市民の暮らしやすさを高め、人と人がつながることで安心感やにぎわいを醸成するような施策を展開し、デジタルの力を活用しずっと住み続けたいと思えるまちづくりを目指しております。

本市の人口は微減傾向にあり、人口減少そのものに歯止めをかけるまでには至っていない状況にはありますが、各重点戦略に掲げる施策、事業を着実に進めることで、住んでみたい、住み続けたいまちにつながると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） デジタル田園都市構想総合戦略などの取組を進めているとのことであります。人口動向という結果に対して、施策がどのような効果をもたらしているのか、効果の検証を行いながら、選ばれるまちづくりにつなげていただきたいと思えます。

若者の定着は、政策の枝ではなく幹であると考えます。若者定着を市政の最重点課題として明確に位置づける考えはあるのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 未来を担う若者が本市を選び、定住するための取組を今後も継続して実施することは大変重要だと考えております。

本市といたしましては、特定の一分野のみを最重点課題として位置づけるのではなく、人口減少社会に対応する総合的な施策に取り組み、魅力的で持続可能なまちづくりを通じて、市民のシビックプライド醸成にもつなげていきたいと考えております。

また、次期総合計画及び総合戦略の策定において、人口減少の中でも地方創生を力強く推進する姿勢を堅持していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 重点化の方向性については理解いたしました。

しかし、若者定着は雇用、子育て、教育、地域参加など多くの分野にまたがる課題でもあります。その意味でも、個別政策の積み重ねではなく、市政全体を貫く最重要テーマとして取り組む視点が必要になるのではないかと考えます。

冒頭の答弁でもありましたように、若者が地域に残る最大の理由の一つは、働くことがで

きるかであります。若者の市内就労状況及び定着率の把握状況をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市では、若者の市内就労状況と定着率について把握しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 本市では把握していないとのことでありました。

人口政策を議論する上で、若者がどこで働き、どの程度地域に残っているのかという分析は極めて重要であり、若者の定着を議論するためには、まず現状を客観的に把握することが出発点であるとの思いで質問をさせていただきました。

そして、仮に若者の市内就労が少ないとすれば、次に問われるのは、地域の中で働く機会をどのように生み出していくのかという視点が重要であります。

そこで、次の質問に移ります。

市内企業との連携による雇用創出及び定着支援の具体策をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 雇用の創出のためには新規顧客の獲得が必要になることから、本市の商工業を支える弥富市商工会では、令和6年度に飲食店ガイド、令和7年度に住まいのお助けガイドを発行し、市内企業の支援を行っております。こちらは本市の各種窓口等でも配布をしております。

また、令和5年度から求人ポータルサイトの運用を開始し市内の事業所の魅力を発信しております。居住地から近い職場を求める若者や子育て世代などに近場の優良企業として紹介することでゆとりある生活の実現を後押しし、定着の支援につながればと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 企業情報の発信は重要です。企業と若者が実際に出会い、働くことにつながるような取組や、継続性のある支援の仕組みとなるようお願いいたします。

そして、若者が地域に残るためには、働く機会だけでなく、安心して働き続けられる環境も重要であります。若者が働き続けられる環境整備の強化策をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 昨今の若者は、仕事とプライベートの両立を重視する傾向が強いとされております。

弥富市商工会では、愛知県休み方改革に基づいた休暇の充実やリモートワークの活用について、チラシなどを利用して市内企業に対し働きかけをしております。

このほか、商工会員の若手経営者と愛知大学の学生とが交流の場を設けるといった活動しております。こういった場で、若者が働きやすい環境整備や、学生が就職活動で重点を置

いている点などについて意見交換を行うことは、若者が働き続けられる環境整備に向けて意義のある取組であると考えます。本市としましては、引き続き弥富市商工会の活動を支援してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） ワーク・ライフ・バランスの推進など、働きやすい環境づくりに取り組んでいるとのことでありました。

また、若者との意見交換の機会は大変意義深いと感じます。若い世代が安心して働き続けることができるよう、若者の視点に立った制度設計が求められていると考えます。

さらに、地域で新たな仕事を生み出すという視点も重要であります。挑戦を支える仕組みは、定着戦略ともつながります。創業支援が地域定着にどう結びついていると認識しているのか、お伺いをします。

○議長（堀岡敏喜君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 創業に対する本市の支援策である創業支援等事業計画や信用保証制度、飲食店等創業支援金交付事業などを活用していただくことで、開業に関心がある方への支援や地元企業の開業率の向上、雇用の促進、地域定着に結びつけていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 創業支援に対する制度の説明がございました。

創業支援は地域経済の活性化に資する重要な政策であります。しかし、それだけではなく、地域に新たな働く場を生み出し、若い世代がこの地域にとどまり、挑戦できる環境をつくるという意味で、定住政策としての側面も持つものと考えます。

そして、若い世代の定住を考える上で欠かせない視点は、安心して子供を育てられる環境であります。若い世代が地域に残り、家庭を築き、次の世代を育てていくことができるかどうかは、まさに地域の将来を左右する課題であります。

まず初めに、子育て世代の転出要因の分析をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市の人口推移は、直近5年間では微減が続いており、20代、30代の単身世帯や子育て世帯の転出も減少要因となっております。

その転出の理由は把握してございませんが、近隣自治体の利便性を求めて転出されることも考えられるため主に子育て世帯に響くよう本市の魅力発信に努めてまいりたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 続いて、定住を支える具体的な支援についてお伺いします。

子育て世代の定住には、経済的支援や相談支援など様々な施策が実施されていますが、重

要なのは、それが実際に定住につながっているかどうかであります。

経済的支援、相談支援は、定住促進に十分寄与していると評価しているのかお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では経済的支援として、令和7年度までは、新婚世帯の住宅取得費用やリフォーム費用を補助する結婚新生活支援補助制度があり、令和8年度からは、新たに三世代で同居・近居するために住宅の取得等をする費用を補助する三世代同居・近居等住宅取得等支援補助制度の実施を予定しております。

相談支援につきましては、令和7年4月からこども家庭センターを設置し、健康推進課と児童課、関係部署、関係機関とが協働連携することで、全ての妊産婦や子育て世帯、子供への切れ目のない一体的な相談支援に努めるとともに、市内3か所の子育て支援センターにおいて、未就学児とその保護者を対象に育児不安や悩みについての相談支援を行っております。

また、保健センターをはじめ保育所や教育委員会のほか、隣接する海南病院や児童発達支援事業所等の関係機関とも迅速かつ緊密に連携を図り、児童とその保護者への子育て支援に取り組んでおります。

これらのように、数値では表せない充実した相談支援や関係機関等との連携体制は、本市の子育て支援施策の強みとして定住促進に寄与しているものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 支援制度、連携体制についての説明がございました。制度があること自体は大変重要であります。先ほどの答弁でもおっしゃられたとおり、それを本市としての魅力と受け取ってもらえるような発信を続けていただきたいと思います。

そこで重要になるのが市民の実感でございます。政策はやっているのではなく、届いているかどうか問われます。子育て世代の満足度、定住意向の把握及び施策反映状況をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では、こども基本法に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした弥富市子ども計画を策定しており、その策定過程において、市内在住の就学前児童から中学生までの保護者や、小学5年生及び中学2年生並びに39歳までの方などを対象に市民ニーズ調査を行い、子育て世代の満足度等の把握に努めました。

また、令和7年1月にはパブリックコメントを実施し、計画案に対する幅広い意見を聴取し、子育て支援施策の元となる弥富市子ども計画の各種施策、事業に反映させております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） ニーズ調査等を実施しているとのことでありました。こうした調査

を通じて、施策の効果を継続的に可視化していくことも重要であると考えます。

最後に、今後の方向性についてお伺いします。

子育て支援は、単なる福祉施策ではなく、地域の将来を支える未来への投資でもあります。今後、強化すべき子育て施策の方向性をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市としましては、公立保育所をはじめ保育環境の整備や一時保育受入れ定員の拡充、児童クラブの開所時間の延長など、幅広く子育て環境の整備に注力してまいりました。

また、令和7年4月からはこども家庭センターを設置し、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て世帯が孤立することがないように、全ての妊産婦や子育て世帯、支援が必要な家庭に寄り添いながら、切れ目のない支援に取り組んでおります。

今後も保護者が安心して子育てできるよう、既存施策の充実に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 今後も子育て支援を進めていくとのことでありました。子育て支援を個別施策としてだけでなく、地域の将来を支える人口戦略の柱として位置づけていただく視点が重要であると考えます。

そして、若い世代の定住を考える上では、もう一つ重要な視点があります。それは地域との関わりであります。人は便利だから住むのではありません。ここに居場所があると感じるからこそ、住み続けるのではないのでしょうか。その意味でも、若い世代が地域活動に関わる機会を持つことは、地域への愛着を育てる上で重要であります。若者の地域活動参加状況の認識をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 少子高齢化が進む地域社会において、若者の地域活動への参加は少ない状況にあり、市内でも地域格差はあるものの、地域における若者の不在の声があると認識しております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 若者の地域参加は少ないとのことでありました。現状認識は理解いたしました。

そして、重要なのは、参加を単なる参加にとどめるのではなく、地域づくりに主体的に関わる参画へと高めていく視点であると考えます。

そして、若者が地域に関わるだけでなく、まちづくりに意見を反映できる仕組みを持てるかどうかは、地域の未来を左右する重要な要素であります。参加を参画へ高める施策及び若者参画を政策形成に生かす仕組みについて、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 本市では、単なる参加から主体的な参画へ高めるため、計画策定時における市民ワークショップの開催や、若手職員、学生による提言を政策に反映させる仕組みとして、第2次弥富市総合計画後期基本計画の策定に当たり、市民公募及び市が連携する中京大学、愛知学院大学の学生によるワークショップを開催し、そこで出された意見等を総合計画審議会に報告いたしました。

また、本年度は若手・中堅職員政策提案プロジェクトの取組で、ふるさとやとみ応援寄附金、ふるさと納税の活性化をテーマに調査・研究を行い、市長をはじめとする幹部職員へ直接提言を行いました。

ほかには、地域づくり補助金の行政提案型課題解決コースにおける令和7年度のテーマを若者による地域活性化事業とし、若者中心の市民活動団体が企画立案したやとみ青空市、駅前まつり、輪と和まつり、やとまるフェスタなどのシビックプライドを醸成し、地域を盛り上げる活動に対して支援をさせていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） ワークショップや若者による地域活動などの取組を紹介していただきました。こうした取組は大変重要であります。単発の取組にとどめるのではなく継続的に若者の意見を政策形成に反映していく仕組みとして制度化していくことが重要だと考えます。

そして最後に、若い世代の地域定着を考える上で重要なのが、地域への愛着であります。愛着は関わりの中で育っていきます。地域と関わる機会を持ち、自分の居場所があると感じられることが、結果としてこのまちに住み続けたいという意識につながっていくのではないのでしょうか。若者の居場所づくりと市への愛着向上の位置づけをお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 飯田市民生活部長。

○市民生活部長（飯田宏基君） 若者の居場所づくりと本市への愛着向上を一体的に捉えることは、将来の定住促進や地域の担い手の育成において極めて重要な戦略となります。

愛着とは、特定の場所や人々との間に築かれる心理的な絆であり、特に関わりを通じて育まれるものであると認識しております。若者が単なるサービス利用者ではなく、運営や活動に対して主体的に参画し、自己有用感が得られる仕組みや場所をつくっていくことが効果的であると考えております。例えば、市民活動センターやとみっけベースでは、若者の何かの役に立ちたいを応援する仕組みと場所となっております。

本市としましても、誰もが活躍の機会を見いだせる協働のまちづくりの推進を通じて、それぞれの居場所における成功体験を自己有用感から強い愛着へとつながるよう、若者世代を支援してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 昨日の加藤議員の一般質問の中で、二十歳のつどい出席者の中で、部活動の地域展開への指導者として意欲のある方がいたとの紹介がありました。とてもいい取組だと感じましたし、このような地域と関わることのできる関与の機会を見逃すことなく積み重ねていくことが重要であると考えます。

ここまで、人口動向、就労、子育て、地域参加、そして地域への愛着という観点から、若者支援と地域定着について伺ってまいりました。若い世代が地域に残るためには、働く場があること、安心して子供を育てられる環境があること、そして地域の中に自分の居場所があると感じられること、こうした条件が重なり合って初めてこのまちで暮らし続けたいという思いにつながるのではないのでしょうか。つまり、若者支援とは、個別の施策を積み上げるのではなく、まちの将来を見据えた総合的な人口戦略そのものであると考えます。

そこで、最後に市長にお伺いいたします。

若者支援は、個別施策ではなく、本市の将来を左右する基盤政策であります。若者支援を総合政策として推進する考えはあるのか、また今後5年間で何を最優先に変え、若い世代に選ばれるまちを実現するのか、市長の決意をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 市制施行20周年を迎える令和8年度におきまして、まちの魅力を再認識し、市への愛着や誇りを醸成すること、また次世代を担う子供たちの夢や希望を育む取組を推進することを掲げております。

出生数が減少傾向にあり、少子化が進行する本市におきましては、若い世代に選ばれるまちを実現するためには、若年層の皆様が何を求め、何に期待しているか、それらを市としての確に捉え、今後の施策に活かしてまいりたいと考えております。さらに、本市の魅力を市内外に広く情報を発信することで、本市で暮らす魅力を伝えてまいります。

今後も各分野の施策を進めることで、若者定着を含めた人口減少対策に総合的に取り組んでまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 若者支援とは優しい政策ではありません。最も厳しい現実に向き合い、未来に責任を持つ政策でもあります。このまちで育った若者がやがて親となり、次の世代を育て、再びこの地域を支えていく、その循環を守れるかどうか、これからの弥富市の姿を決めます。

若くていいね。皆さんも言われたこともあると思いますし、言ったこともあると思います。あれをしておけばよかったという後悔もあるかと思えます。しかし、若者当事者は何がいいのか分からないという状態が多いです。もっと活躍の場があるはずですし、期待を担う世代でもあります。共にまちづくりに携わっていただく、そして若者に選ばれるまちであり続け

ること、それこそが人口減少時代における自治体の最も重要な使命であると申し上げ、次の質問に移ります。

続いて、誰も取り残さない相談支援体制の充実と題して障がい福祉サービス利用におけるセルフプランの現状と課題そして今後の相談支援体制の在り方についてお伺いをいたします。

近年、障がい福祉サービスの利用者は全国的に増加し、支援の量の拡大とともに支援の質の確保が大きな課題となっています。

事務局、書画カメラをお願いします。

障がい福祉サービスを利用する際には、左の表のように、通常相談支援専門員が本人や家族の生活状況や課題を整理し、サービス等利用計画というものを作成した上で、市が支給決定を行います。

これに対して、右側のようなセルフプランというものは、その計画を相談支援専門員ではなく、本人や家族が作成するという仕組みです。本人主体の意思決定を尊重する制度ではございますが、相談支援体制の不足などにより、やむを得ずセルフプランとなっている場合もあることが課題として指摘されています。国においては、望まないセルフプランの解消が政策方向として示され、自治体には実態把握と体制整備が求められています。

書画カメラありがとうございます。

こうした状況を踏まえて弥富市の現状認識と今後の取組について順次お伺いをいたします。まず、本市におけるセルフプランの実態についてです。

課題解決の第一歩は、現状を正確に把握することにあります。望まないセルフプランの件数、割合をどのように把握しているのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 件数につきましては、障がい福祉サービスシステムにより把握をしております。

なお、年2回開催される愛知県海部障害保健福祉圏域会議において、海部圏域内の市町村間でセルフプランの件数及び割合を情報共有しております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 実態の把握が不十分であれば、適切な政策展開は困難です。見える化への取組が必要と考えます。

また、セルフプランが選択される背景には、本人の意思だけでなく、事業所不足や待機などの要因も考えられています。セルフプランを選択する理由の内訳を把握しているのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 福祉課窓口において障がい福祉サービスの利

用申請があった場合は、相談支援事業所の相談員にサービス等利用計画の作成を依頼する計画相談支援と、障がい者本人もしくは保護者が御自身で計画を作成するセルフプランのいずれかを選択していただくよう説明しております。この際、セルフプランを選択される理由を確認しておりませんので、その内訳は把握しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 本人希望だけでなく、全国的に見ると事業所不足なども考えられますが、理由の内訳は把握していないとのことでした。実態を把握・分析していくことが、今後の対応を検討していく上で重要であると考えます。

障がい児支援では、セルフプラン率が全国平均より高い状況が見られます。これは、家族負担や支援の質の観点から慎重に受け止める必要があります。児童分野でセルフプラン率が高い背景をどのように分析しているのか、お伺いをします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 厚生労働省が公表している資料によりますと、令和6年3月末時点における障害者総合支援法分のセルフプラン率は、全国平均15.8%、児童福祉法分は30.7%で、本市においては障害者総合支援法分が13.2%、児童福祉法分が32.9%となっております。

児童福祉法分の率が高い要因としましては、セルフプランを選択することにより、申請から決定までの期間が短くなり、速やかに放課後等デイサービスや児童発達支援の利用開始につながるというメリットを重視されている方が多いのではないかと分析しております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） サービスの利用開始に際しては、セルフプランのメリットを重視しているとのことでした。サービスを継続していく中では、専門職による計画相談、計画作成、相談支援が必要となる場合もございます。その点は後ほど質問をしていきます。

セルフプランは、家族に大きな事務的、心理的負担をもたらす可能性がございます。家族負担をどのように認識しているのかお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 事務的負担の面では、御自身で計画を作成していただくこととなりますので、単純にその分が負担となりますが、利用を希望される福祉サービスの種類に応じた記載例をお渡しし、負担の軽減を図っております。また、窓口で御相談がありましたら、福祉課職員が作成に対する助言も行っております。

心理的負担の面では、サービスの利用に当たって苦情やトラブル等があった場合、相談支援事業所の相談員を介さず、利用者が直接サービス事業所と折衝等を行う必要が生じるなどの不安要素が考えられます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） そのほかに、セルフプランでは専門的視点の不足による支援の質の低下も懸念されます。支援内容の適切性をどのように確認をしているのか、お伺いをします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 計画相談支援の場合は、専門の相談員がモニタリングを実施することとなるため、専門的な観点から適切なサービス利用が一定程度担保されるものと考えます。

一方、申請者がセルフプランを希望する場合、基本的には申請もしくは更新の際に福祉課の職員が支援内容の確認を行っておりますが、注意が必要なケースがあった場合は、関係機関と連携の上、サービスの利用状況を注視することで適切性を確認しております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 必要に応じて関係機関と連携して確認をしているとのことでした。

しかし、セルフプランの場合、専門職による継続的、専門的な支援プランニングが入りにくいという課題もございます。第三者的視点の確保が重要であると考えます。計画は作成後の継続確認が不可欠です。モニタリングの実施状況をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 障がい児・者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、可能な限り中立的な者が専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことが計画相談支援の重要性であると認識しております。

一方、厚生労働省の通知によりますと身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合にセルフプランを選択せざるを得なかった、いわゆる望まないセルフプランの利用者についてはモニタリングに代わるものとして市区町村が本人の状況を把握すべきとされております。

本市におきましては、先ほど答弁しましたとおり、申請もしくは更新の際に福祉課の職員が、サービスの種類にもよりますが、基本的には年に1回支援内容の確認を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 基本的には年1回程度確認をしているとのことでした。

支援ニーズは時間や成長とともに変化をしていきます。望む、望まないに関わらず、セルフプランにおいて実効性あるモニタリング体制の確保が必要と考えます。

セルフプランの問題の本質は、相談支援体制の充足度にもございます。相談支援事業所数は需要に足りているのか、お伺いをします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現在、市内における計画相談支援の指定を受

けている事業所は3か所となっており、蟹江町及び飛島村を含めた海部南部圏域では合計7か所となっております。

障がい福祉サービスの給付費が年々大幅に増加している状況を鑑みますと、利用者数に対する相談支援専門員の数は不足傾向にあるのではないかと考えます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 相談支援専門員数は不足傾向にあるのではとの認識も示されました。サービス利用者が増加する中で、相談支援体制の強化は重要な課題であると感じます。

国は望まないセルフプラン解消を政策目標として示しています。本市として数値目標を設定する考えはあるのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現行の本市の計画であります第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画におきましては、セルフプランについて特段記載はされておられません。

しかしながら、令和7年12月に開催された国の社会保障審議会障害者部会及びこども家庭審議会障害児支援部会合同会議において、次期障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標の案として、令和11年度末までに望まないセルフプランの件数をゼロとする方針が示されました。

本市におきましては、国の方針を踏まえ、令和9年3月に策定する予定の第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画において、計画期間を通じた数値目標を定めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 今後は、国の方針に基づき、次期計画策定に併せて数値目標も定めていくとのことでした。

最後に、市の基本姿勢についてです。

望まないセルフプランを権利保障の課題として捉え、誰一人取り残さない支援体制構築へ体制強化に取り組む市長の決意をお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） セルフプラン自体は、障がい者本人の有する長所などに着目して援助する、いわゆるエンパワメントの観点からは望ましいものと認識しております。

しかしながら、先ほど担当部長が答弁しましたとおり、今後は国が示した方針を受け、望まないセルフプランの解消に向けた相談支援体制の確保が必要であると考えております。

現状では、セルフプランを選択されている理由を把握できていないことから、令和8年度に予定しております第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画の策定に当たり、海

部南部障がい者基幹相談支援センターをはじめとする地域の相談支援事業所や海部南部障害者自立支援協議会を通じ、まずは実態の把握に努めてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） セルフプランは、エンパワメントの側面もあるとの認識が示されました。その点は理解します。

その一方で重要なのは、望まないセルフプランをなくすこと、またセルフプランの方に対しても適切な支援につなげるということです。誰一人取り残されない支援体制の構築に向け、本市の一層の取組を期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時22分 休憩

午後2時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

不適切な公有地財産の管理についてお尋ねをいたします。

令和6年7月12日、最高裁判所決定、判決でございます。その後、弥富市所有水路敷地土地明渡し訴訟請求事件、この判決後の対応についてお伺いいたします。

この事件は、当初は平成19年に私のうちへ平島区民という匿名の手紙が来てスタートをいたしました。令和元年に監査請求を出し市から撤去の勧告が出ております。令和6年、つまり2年前には既に最高裁判所の判決が確定をしております。現在、この水路がどのようなになっているか司法の判断は既に出ております。1年8か月という長い年月が経過しております。

1点目、お伺いします。

判決の確定から現在に至るまで、現地はどのような状況にあるのか、不法占拠の状況は解消されたのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 現在、確定しました判決内容を自ら実行に移してもらうよう、話し合いによる交渉を継続しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 先ほども申しましたように、既に1年8か月、7月の12日ですから、あと4か月でちょうど2年になります。人が亡くなれば3回忌ですよ。

最高裁の判決確定後、市は相手方に対し、具体的にどのような交渉や対応を行ってきたの

か、時系列で詳細に報告してください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 本市下水道課職員が相手方自宅を訪問し、直接話し合いを行っております。

また、本市顧問弁護士から相手方代理人弁護士へ通知文書を申し入れるなどを行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） それにしても、既に1年8か月経過したという事実は、間違いなくこの経過から見て私はおかしいと思うんですが、1年8か月もかけて解決しない交渉はこれ以上続けても無意味だと思います。これまでの対応が生ぬるいから、相手方も市はどうせ強硬手段に出ないだろうとたかをくくっているのではないですか。いつまでに解決をするという期限を設けず、だらだらと対応してきた行政の不作为こそ最大の問題だと指摘しておきます。

解決の見通しをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 現在、確定しました判決内容を自ら実行に移してもらうべく、話し合いによる交渉を行っておりますので、今後のことにつきましてはお答えを差し控えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 解決に向けた最終的な手段として、市長の責任について伺います。

任意の交渉で解決しない以上、法治国家の行政としては、法に基づいた厳正な対処、すなわち強制執行を含む強制的な手段に踏み切る段階に来ていると考えます。

1点目、強制執行という法的手段を行使する具体的な予定はあるのか。

2点目、市長にお尋ねします。

最高裁で市の勝訴が確定しているにもかかわらず、公有地が不法占拠され続けている現状を市のトップとしてどう捉えていますか。市の財産を守るべき立場として、この事態を1年8か月も解決できていない。行政の長として責任を感じないのですか。明確な答弁を求めます。

市長の決断一つで解決する問題です。責任を感じるとおっしゃるならば、この場で今年中に強制執行の手続に入る、あるいはいつまでに撤去させると市民に対して明確に約束していただけませんか。曖昧な答弁はもう結構です。実行あるのみです。覚悟をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 繰り返しの答弁になりますが、確定しました判決内容を自ら実行に移してもらうべく、話し合いによる交渉を現在行っております。相手方も話し合いに応じない状況ではございません。したがって、そういった法的手段の予定につきましてもお答えを差

し控えさせていただきたいと思います。

また、令和6年7月12日に最高裁判所より本件を上告審として受理しないとの決定があり、これにより判決が確定したわけですが、現状、判決内容を自ら、繰り返しになります、これ自ら実行に移してもらうべく、話し合いによる交渉を継続している状況でございます。相手側も応じないわけではございませんものですからという報告を受けてはおります。

本市といたしましては、早期に解決できるよう、引き続き顧問弁護士とも相談しながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 2年近くこうやって全く進展してないですから、弁護士はどういう見解をしておるんですか。再質問。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 本市の顧問弁護士も同様の見解を持っております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 当然、判決が確定している以上、強制執行ということはできるはずなんです。それをなぜやらないのか、なぜやらないのか。市長、もう一回お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 相手方も話し合いに応じないわけではございませんものですから、そういった状況の中で話し合いをしている状況でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 話し合いに応じるといったって、現にやってないんでしょう。応じていないと一緒じゃないですか。2年近くもたって何も変わらない。

これでもって、あの方はちゃんと毎月、今10件ほど入ってみえるみたいだから、ちゃんと家賃をもらってみえます。長引けば長引くほど儲かる仕組みになっていますよね。それを見過ぎて何も進めない。おかしいんじゃないですか。まあ、やる気がないと。

これ、クローバーで見られる方、ユーチューブで見られる方、いかにやる気のない市長であるかということは、これでよく知ってください。

次の質問行きます。

公有地の払下げは適正価格か、格安で売却されたマンション用地についてお伺いします。

近鉄弥富駅東300メートル、ダイアパレス弥富15階建て96戸のマンションができるようでございます。現在、工事に入っております。既に2回ほど、多分全戸入っておる、こんなチラシがもう2回、私のところも入っています。まあ皆さんも多分入っておると思います。工事のほうは着々と、今基礎工事が終わって、1階からどうもコンクリートを打っておるようでございます。

写真1をお願いします。

これが現状155号線の高架上から見た写真で今はもう少し工事が進んでおると思います。

鯛浦町西前新田におけるマンション建設用地内の公有地払下げについて伺います。

この場所は、近鉄弥富駅の東300メートルほどの通勤・通学には極めて便利で優良な住宅地であり、貴重なまとまった面積を有する市街化区域の土地であります。

写真2をお願いいたします。

ちょっと見にくいんですけど、この建設用地内には、昔農地でしたので、農道や水路の土地があります。これらが開発に伴って売却されたわけですから。その経緯には高い透明性が求められます。

そこで、以下2点について確認します。

1点目、具体的に誰に対し、総額幾らかつ1平方メートルあたりあるいは坪単価幾らで売却したのか、正確な数字と相手方を御答弁願います。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） マンション建設用地内に所在していた道路及び水路敷地は1平方メートルあたり2万7,400円で隣地所有者に売却をいたしました。

この払下げにつきましては、買手側からの払下げの要望で払い下げたものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 坪単価にいけますと、9万420円ぐらいになるかなと思うんですけど。

これは、今答えいただきましたけど、これ市が買取りを求めたのか、買手の払下げの要望があったのか、どちらなのですか。これは、市が不用地として処分するために買取りを求めたのか、それとも買手側、開発業者側から売ってくれと言われたのか、どちらですか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 買手側から払下げの要望がございました。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 確かに昨年の2月26日付で払下げの申入れ書、申請書が出ております。

ですから、明らかにマンション業者が欲しいということで、それで売ったのだらうと。

払下げ価格はどのような手法で決められたのか。

写真3をお願いいたします。

これ、おおよそのマンション用地、この三角形の下が近鉄なんですけど、三角形の土地の全部じゃなくて、この白の点々で囲まれた部分がおおよそのマンション用地になるところでございます。赤い線が昔の農道、青い線が昔の水路、この2本の道路・水路を売却したということですね。

土地の値段というのはあってないようなもので、買ってくれと言って持ってくると、当然

安くたたかれますよね、一般的には。売ってくれとどうしても言うとは高くなります。

買手側から要望があったとすれば、市は本来売らない、売りませんよという選択肢もあったはずです。マンション開発において、敷地内にあるこの公有地を取得できなければ、一体的な開発は不可能、あるいは大幅な計画変更を余儀なくされる重要な土地です。つまり、市は非常に有利な交渉ポジションにいたはずです。安易に相手の要望に応じ、手放してしまったのではないか、いいようにされた。市民の利益を最大化する交渉努力は行われたのか、お尋ねをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 単価算出根拠につきましては、土地の評価額から形状などの個別的要因を反映させて算出した価格を基に額を算出しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 多分そういう答えになるだろうと思っていました。

土地の形状、確かに昔の農道ですから、そんなに広くないですね。一応測量した関係上、942ミリとかね、道路のほうは。水路のほうは、610ミリという数字が出ています。

写真4をお願いします。

これは、この土地を登記するために、登記するときに登録免許税に入ります。この登録免許税の根拠、これを市長自らが3万6,100円という証明書を出していますよね。市長名で、これは評価証明を出しておられる。

次、5番をお願いします。

これも次にやるんですが、この左側のグリーンの、もともと弥富町時代に持っておった土地ですね。それをこのピンク色の、この土地と交換をした。このときの査定が3万9,200円という評価をつけて、お互いに交換をしておる。この金額より低い2万7,400円でどうして売らなければいけないのか。この理由を知りたいです。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 先ほど答弁させていただきましたけれども単価算出根拠は、土地の評価額から形状などの個別的要因を反映させて算出した額を価格を基に計算をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） いや、なればね、市長がこんな高い評価証明を出さなくていいじゃないですか。2万7,400円の評価証明出してあげれば、それで安い登録免許税で済みますよね。なのに、3万6,100円の評価証明を出したのは安藤市長、あなたそのものですよ。そうしておいて、それを下回る価格で売却した。

答弁要りません。また次、ちょっとこの続きをやりますから。

公有地売却の価格決定のルールはどのように決められておるのか、これも再度お伺いしま

す。何かしらのその決め方というルールがあるはずなんですが、これも肝腎な話です。相手によってその売却価格が変わるといふことがあるのかないのか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 弥富市道路用地買収要綱等を参酌して単価を算出し、本市補償審査委員会に諮り、売却価格を決定することとしております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ちょっとすみません。再質問。

相手によってその査定の方、変わるんですか、誰でも一緒なんですか。私が買ってもほかの方が買っても、同じ土地だったら一緒なのですか。あなたは高いよ、加藤はうるさいから高いよ、そういうことですか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） この弥富市道路用地買収要綱等を参酌して単価を算出し、本市補償審査委員会に諮り売却価格を決定しておりますので人によって変わることはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） そうですよ、それはあつてはならんことですね。

そうすると、6番の写真をお願いいたします。

これ、まさしく昔から、あの細長い土地というのはウナギの寝床という表現をして、細長い土地なんだ。これ数字見えませんが、一番左側は、もうこれ30センチもないんですよ。一番右側の広いところでも1.3メートル切れています。全長が49.8、50メートル近い長い土地なんです。ここで、ウナギの寝床と言われますけど、多分ウナギもぐっすり寝られないんじゃないかと思うくらい細長い土地。これを平成19年に平米6万3,500円、坪単価で21万円ほどで、全部で248万円で、しかも近鉄の駅から直線で1.5キロ、道のりでいったら恐らく2キロぐらいあるだろう。これ売っていますよね。評価基準でいったらこんな値段にならないですよ。これ、どういうふうに答えますか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 単価算出根拠は、土地の評価額から形状などの個別的要因を反映させて算出した価格を基に売買価格として決定しております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） これほど狭い土地を、どうやって算定したらその値段になるんですか。あり得ませんよ。

これをどなたが買ったというと、これ恐らくここに中に見える人、クローバーさん以外全員どなたの土地か、みんな知っておる人の土地なんです。その方が買った、全く私はこれは適正な価格で買われたと思う。全く問題のない価格で。この売買について決裁書類を、これ

7番お願いします。

これが実際登記した登記簿です。この時期に登記されています。

次、お願いします。

これが、この買手の方が出した市有財産売払申請書、要するに市に対してこれ売ってくださいということで、平米6万3,500円で。この金額がどこから出てきたかというと、ちゃんと書いてあります。お隣にできた、新たに都市計画道路穂波通線の地主さんから買上げた値段と同じ値段で売っていますよね。としたら、道路みたいな広い、広い道路ですよ、都市計画道路、そこの買った値段とその細長い地形の悪い土地と同じになったらおかしいでしょう。

これを決裁したのが、当時の服部市長さん。まあ立派だと思いますよ。適正な売買をしています。ちょっと今日、さっき傍聴席に見えるみたいですけど、これは全く正常な取引を試してみえる。担当部長さんが北岡さんかな、判こから見ると。課長さんは渡辺さんという判こが押して、39.1平米で坪単価が20万円以上で248万、全くこれ正常ですよ、このやり方。さっきのおっしゃる言い分と随分違いますけど、これどう弁明されますか。

○議長（堀岡敏喜君） 西尾土木課長。

○土木課長（西尾一泰君） このたび、今言っておられる土地の払下げにつきましては、先ほども申し上げましたが、副市長が、評価を個別的要因で補正という形で導き出した金額でございしますが、同様にここの同じ部分の南側のほうに同じような土地がありまして、そちらに売り払ったときに、平成31年に売払いをしましたが、同様の考えでやっております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） せっかく答弁いただけるんでしたら、なぜそのさっきのウナギの寝床みたいな土地と、そこと、駅からどんどん遠く行ったところとなぜ違うのか、それ説明してください。

○議長（堀岡敏喜君） 西尾土木課長。

○土木課長（西尾一泰君） 今指摘されている土地の払下げ、そちらのほうはちょっと確認が取れていない、何とも言えないところなんですけど、今回の払下げにつきましては、繰り返しのようになりますが、平成31年に同じ部分の南側のところの部分の払い下げた際との単価の算出方法と同様に算出のほうをしておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 線路を挟んで南の、多分加藤建設さんの寮が建っておるところで、たしかその土地はまた別の、加藤建設さんは借りてみえるみたいで、たしか五明の方かどこかが持ってみるのかな。確かにそれも安いんですよ。

前例踏襲主義をすると、結果的にこういうことになるんですよ。そのときに正しいのか間違っておるのか、一つずつ検討すればいいんですけど、前例踏襲主義の一番悪いところ。

ですから、今おっしゃっておったことを言いますとね、これもらい過ぎていますから、返しますか、これ。副市長どうですか、返しますか、これ。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 個別の案件についての回答は控えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 今回行ったことが間違いないということでしたら、これは御本人さんに、これはもらい過ぎです、もらい過ぎですからお返ししますとって、これお金を返したほうがいいですよ。坪20万ももらったんだから、半分ぐらい返してあげてくださいよ。おかしいですよ、こんなの。

それじゃあ、次行きます。

結局のところ、この払い下げられた土地、今マンション建設をどんどん進めていますよね。結局は幾らで買おうが周囲の土地と同じ価値になると思います。最も重要なのは売却価格の妥当性。これについて伺います。

市民の間では、これを知った人、一等地が格安でたたき売られたのではないかという疑念の声も上がっています。

比較対象として伺います。現時点での当該マンション用地、周辺も含めて、実勢価格あるいは評価額は坪単価幾らと認識していますか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 個人情報に関わる内容のため、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 個人の土地を幾らで売ったとかそうじゃなくて、当然市は固定資産税の評価をするわけですから、それについて1.4%の課税をするわけですから、当然その辺りの地価というのは分かっておるはずですよ。誰その土地を幾らで売った、買ったと教えてくれと言っておるじゃなくて、その辺の土地が一体幾らなんだって聞いておる。それでも答えられませんか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 少なくともですね、坪9万円ぐらいではないと思います。そんな土地あったら、私借金してでも買いますから、教えてください。

市のほうは、市街化区域で2,000平方メートル以上の取引をすると、土地売買届出書というのを売買契約した日から2週間以内に市を経由して県知事に提出するという、こういう義務があるけど、それが提出されていますから、全部市のほうはおおよそじゃなくて幾らで

買った、売ったというのは全部知っていますよね、これ見て。私、それいただきましたけど、こういうふうでほとんど真っ黒で出ています。いや、いいですよ、これは。

これを市は見られる立場にありますから、おおよそこの辺の土地の値段は幾らで売買されておるんだらうと全部知っているわけです、間違いない数字を。私らは大体推定市価20万で売ったのかな、15万ぐらいかなと思うんですけど。全部分かっておるんです。この払い下げられた坪9万円で売った土地は、おおよそ全体の中の一部ですから、同じような価値に上がったと思うんですよ。

これ、盛んに副市長、市長、お答えをいただきたいんですけど、これ買ったことによって、この農道と水路、写真3をお願いします。もう一回3をお願いします。

このマンション用地の中に入っていますけど、これを業者が買うことによって全体の土地の価値は上がる、下がる、変わらない、3択でどれですか。副市長、答えるべきでしょう。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 一体的な開発ができるものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） いや、ちゃんと聞いてくださいよ。

上がるか、下がるか、変わらないか、どっちなんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 私の判断できるものではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） それぐらいの判断できないですか。

市長はどうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 判断すべきものではないと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） それではお聞きします。

この市役所の土地を買うときに、郵便局の裏側に240坪、2件の地権者の方から土地を買っています。そのときに1名の方に価値の高い商工会の前の土地を渡した。そのときにも随分この議会で、私議員じゃなかったですけど、問題になりましたよね。その関係で私も裁判までやった。

そのときに、これ誰がおっしゃったかちょっと覚えませんが、こういう話。ここの土地を渡して、1.3倍だったかな、高い土地を渡した、相手に。そのときにこういう話でしたよ。この土地を買うことによって、前はかぎの手の土地だった。下の一角は民地。それを買うことによって真四角になる。だから今、今ある土地の価値も上がるから、だから納得せよ

と、こういう話だと。私それももっともだと思いますよ。真四角の土地だったら価値高いんです。表も道路、横も道路、裏も道路、三面道路がびっちりついているじゃないですか。価値はもう十分上がったんですよ。でも、市役所の土地なんか、まさか売りに出すわけじゃないから、別に価値みたいな私どうでもいいと思うんですが、担保に入れるわけじゃないし。でも事実はそうなんです。価値は上がるんですよ、真四角の土地になれば。

だとしたら、さっきおっしゃったことと随分違いますよね。そのときはそう言ったんですよ、市側は。価値が上がるって。この状態で中に水路や道路があって、それで価値が上がるか、下がるか、変わらないか、それすら分からない市長と副市長なんですか。もう一回答えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

通告どおりに質問を進めてください。

加藤議員。

○8番（加藤明由君） まあいいです。多分お答えにならないと思いますので、こんなことを多分よう言わないですね。

じゃあ、次に行きますね。

今建設中の15階建てのマンション、ここの中に弥富市所有の土地がありました。交換をされております。

写真5番をお願いします。

さっきも見ていただきましたけど、下が近鉄線ですね。グリーン色の土地が当時弥富町時代に買った土地です。これをこのたびのマンション建設に関わって、ピンク色の三角の土地と交換されております。どのような目的でこれを交換されたのか。

11番をお願いします。

これちょっと見にくいですが、遠くからでは。去年交換されていますよね。正確ではないんですが、もともとあった土地は四角形、真四角ではないですよ。それを三角の、駅からさらに200メートル遠くなる土地と、地形も三角形、これと同じ面積で交換をした。一般的にいったら、四角の土地より三角の土地は多分価値が低いと思うんですが、これを交換した。

元に戻しますと、これは平成3年に、当時の川瀬町長が駅前整備事業の道路用地として1,866万2,400円で購入しております。坪単価24万570円、平米単価7万2,900円、これは土地鑑定書もついて買っていますね。

でも、この当時って陸の孤島だったんですよ、事実上。近鉄線と川二面に囲まれた陸の孤島であった。驚くことに、この7万2,900円の値段をつけたときの鑑定書を見たら、当然鑑定にはいろんな要件が入って値段がつくわけです。インフラ、下水道、3段階評価で、下水道3段階評価で真ん中の普通になっておるんですよ。そのとき計画もなかったんですよ、下水

道の。水道も真ん中の普通になっておるんですよ。こんなところ水道引っ張ったらウン百万円かかりますよ。うちもないんだから、ずうっと。数百メートル水道管を引っ張ってこないかんところを、真ん中の普通評価になっておる。ですからこの鑑定は全く当てにならない。適当に値段を決めておいて、理由をつけるような鑑定書であったと私は思うんですが、それがまかり通って、こんな当時、陸の孤島を24万円で買っているんです、川瀬町長。それはもう過去のことですからね。

それで、次、交換したこの土地、何の目的でこの三角形の土地と換えたのか。三角形、スカイツリーが上から見ると三角形ですから、何か鉄塔か何か建てるのかな。何か三角形のものを建てるためにわざわざ三角形の土地と換えたのか、目的をお聞きします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 用地の交換に至った理由といたしましては、隣接地の大規模な開発計画により、本市が所有する土地が取り残されてしまうことなどの理由により、土地利用が難しくなることから、開発地外側の公衆道路、公衆用道路に面した土地と交換することといたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） そうだとすれば、別にここしかないわけじゃないから、もっと条件のいい土地と交換するとか、今弥富市って不要な土地をあちこちで売っているじゃないですか。売りに出しているじゃないですか。いっそこんなの、当たり前の値段で売っちゃったほうがいいじゃないですか。何でわざわざこんな三角形の、こんな使いにくい土地に換えた。これ誰の判断でやったんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 市の幹部の中で協議をして、決定を出させていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 名前を上げてください。幹部とはどなたですか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） この土地の決定に関しては補償審査会だったと記憶をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 再質問です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員ね、すみませんけど、質疑が多くて、今あと20分しかないですよ、あと。

○8番（加藤明由君） 時間が超えればやめますから。

○議長（堀岡敏喜君） ちゃんと最後までやってください。通告どおりやってくださいね。

○8番（加藤明由君） はい。

それじゃあ、この資産価値をどういうふうに評価したのか、大体今までお聞きした内容で答えられると思いますので、それで結構です。

それでは、これどう見ても、このマンション会社かその前の地主さんか知りませんが、その人に対しての、どうもこれもう利益供与としか見られないんですよ。いろんなことに対して有利な取り計らいをしているように見えます。その次もありますけど、どうも利益供与でやっておるんじゃないか。否定されるなら否定してください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） そのようなことはございません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） はい、そうですね。そういうことはないと言わなければおかしいですよ。

あと20分ですから、ちょっと調整を……。

○議長（堀岡敏喜君） 先進めてください。

○8番（加藤明由君） はい。

それでは、ずうっと飛ばしまして、このマンションの建設現場、これに対するこの橋が架かったことに対して、ちょっと質問をさせていただきます。

このマンションの入り口に、どうも平成27年に橋が架かった。

写真9をお願いします。

これは国土地理院の地図で、もう随分前で撮った写真の年月日も入っていませんので分かりませんが、少なくとも155号線がなかったから、もう随分前だと思います。御覧になったように、全く陸の孤島。でも、これ農業をやった跡がありますから、農業をやっておったんでしょうね。

次、お願いします。10番をお願いします。

これが入り口まで開発されまして、駐車場になったりマンションになったり、随分155号線もできて、随分都市化されてきた段階。

その次、お願いします。

これ先ほどの写真ですね、それですね。現状こうなっておる。

ここに橋が架かった、平成27年。それで平成24年に、私のところにいろんな方から匿名の手紙が来ます。24年にうちに来た匿名の手紙、ここの部分の住宅地図をつけて、疑惑、地図に矢印入れて、ここを見てください、あなたなら見てくれば分かると言わんばかりのことが書いてあった。私、見に行きました。そしたら立派な橋が架かっていました。

まあ、うちへ匿名の手紙くれた人の言い分が大体分かります。なぜこんなところに橋が架かったんだろう。私すぐ当時の土木課長さんに聞きました。これ何で、これ何の橋って言っ

たら、河川管理用道路だとおっしゃった。河川管理用道路の橋だとおっしゃった。でも、河川管理用道路って日の出小学校の前にありますけど、そんなに広くないし、通常は通行止めしてありますよね、道路が傷むから。幅もそんなに広くない。あれが河川管理用道路かなあと。でも、それから一切道路もできななんだ。ずうっとほってあった。そうしたら、最近になってマンション開発が始まる。

24年の私に匿名の手紙が来て、私そのときに、その周囲の地権者を全部調べました。30通ぐらい登記簿を取りました。分かったのが、その橋の手前、左のちょっと赤い印がある、その土地を蟹江町のA社が買ってあった、道路を広げるために。ですから、橋の手前だけ狭かった。そうしたら蟹江町のA社がその土地を、47平米だったかな、これを買ってあった。それで橋ができたと同時に、その土地は弥富市に寄附をされた、橋ができた途端に。まあ誰が一番利益を受けるといったら、その奥に土地を持っている人だわなあとと思って、いろいろ調べたら、真ん中に青く囲ってある2つの線が、それが同じ、入り口の土地を買った人と同じ人だった、同じ会社であった。まさしくこれだわな。

それで、これすみません、蟹江町の会社ですけど、実際は、今本社は名古屋市中区に変わって、社名も変わっています。同じ会社ですけど、社名も変わっています。よくよく調べて、まだ先月分かったこと。実際はこの弥富町、弥富市が持つておる土地以外は、これをもったら平成24年にも全部買っています、そのA社が。A社がとにかく、この三角形の土地は平成24年に全部買ってあった。契約書は全部24年になっていますから。ということは、24年に買って、27年に橋が架かった。そのまま水路の管理用道路だとおっしゃったんだけど、管理用道路は一切できない。それで、このたびマンション開発がどんどん進んでいった。

もう何とも、これはちょっとおかしいと思いますよね。どう思われますか。

○議長（堀岡敏喜君） どなたに質問ですか。

○8番（加藤明由君） いや、ですから、おかしくないかと。

○議長（堀岡敏喜君） いや、どなたに質問ですか。

○8番（加藤明由君） 市長でも、副市長でもいいですよ。事情が分かれば、どなたでも。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 橋を架けた経緯につきましては、鯛浦川の護岸を改修した際に、河川管理用道路を兼ねた市道の計画をし、未利用地の利用促進を図る目的で、河川横断施設となる橋梁を築造したものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） ちなみにこの橋、大体幾らぐらいかかるんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 工事費は、おおよそ630万円でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 私のところで建て売りやったときに、もうちょっと小さい橋架けたんですけど、そんなに安い話していませんでしたけどね。まあいいです。

次の不思議なこと。

写真12をお願いします。

これ御覧になったように、ぐるり全部例の塀でね、工事用の塀。ここの横の図書館もそうなんですけど、2メートルの塀でぐるり、安全対策で囲ってありました。おおよそ1面が150メートル、1面が100メートルぐらい、250メートル区間ぐらい全部囲ったわけなんですけど、これが普通は占用料を取るんですが、一銭も取っていない。

13番。これですね。

これが西側かな、西側、北側の囲い。

次、14番をお願いします。

これはもう夜間行っても、入り口で全部閉鎖をしてあります。安全対策だと思います。この中を、この業者が自由に全部使っている。これお金取っていませんよね。どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 工事現場に仮囲いを設置した経緯につきましては、現在マンション施工業者による道路のアスファルト舗装や、ガードレール設置等を進めているところでございますが、碎石舗装の状態の間は、近隣への砂ぼこり対策のために、市側からマンション施工業者へ仮設のパネルフェンスの設置を依頼したものでございます。

また、工事中は安全対策の一環で立入りができないように施工エリアを全て囲むようお願いをしております。

なお、施工業者には市道及び河川管理用道路敷地を施工ヤードとして使用しないように指導はしております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） いろんな言い訳をされると思うんですが、これほこりが立つんだったら、そもそも橋を渡ってすぐそのマンション用地ですから、走らなければまずほこりは立ちにくいと思うんです。まあ全部囲った、事実上そこの中はもう自由に今使っていますよね。なのに、一銭もこの占用料を取らない。

15番をお願いします。

これは、昨年この建設現場の事務所内、これ実は市の土地に勝手に建てたんです。勝手に建てた。多分私が言わなかったら、今でも多分あるんだろうなあと思って、私がちょっとこれどうと言ったから、1週間ぐらいで撤去しましてね。そのぐらいやりたい放題、この会社はやっている。市の土地ですよ、これ。だから移動したと思うんですが。

次、お願いします。

これは平島のスギ薬局の北にセブンイレブンがあって、そのセブンイレブンの北側で、今コスモス薬局だったかな、造っていますね。そこの工事現場。

ここはね、もう一枚お願いします。

こんな状態で囲いと道路を一面通行止めにして、危険ですから、道路も50メートル区間ぐらい通行止めにしてやっていますね。こちらのほうは87万円の占用料を払ってみえますよね。たしか2月28日までだったなあと、2日前に行ったらまだ工事をやっているもので、ちょっとこれどうなっているのと聞いたら、3月12日、今日まで延長してさらに10万ちょっと払った。ですからここは97万円占用料を払っているんですよ。

片や、マンション会社のほうは、あれだけの広大な土地を自由に、期間も2年間ですから、面積も恐らく四、五倍になるかな、使っている面積が。それでただ。この違い、何ですかこれ。どういう違いですか。

○議長（堀岡敏喜君） 西尾土木課長。

○土木課長（西尾一泰君） 今御指摘の薬局のところに關しまして言いますと、許可に至った経緯につきましては、施工現場が挟まるように指導がございまして、そちらを一帯で使いたいという申出がありまして、占用許可のほうを出してお金も支払っていただいております。

先ほどのマンション現場につきましては、あくまでもこの砂ぼこりということで、最初の協議の中で建てていただいたという経緯がございまして。

また、今現在入るとガードレールも未施工の状態ですので、そういうところに開放して入られると逆に危険ということで今の形になっております。

また、今業者のほうに言っておりますが、先ほどの小屋に關しましても指摘を受けて速やかに撤去していただき、使用料相当額のほうも支払っていただいておりますが、またその後については絶対に使わないようにということは指導していて、今はきれいになっていると思っております、使い込んでいるということではないと私は考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 今盛んに生コン車が頻繁に入っているみたいで、生コン車のポンプ車で、それは別に使われればいいと思うんですけど、なぜそのぐらい差が出る。

最初の私が聞いたのは、承認工事で碎石を入れたり最後には側溝を造って舗装してガードレールを造る。そんなの工事、最初と最後だけでしょう。真ん中は何もやっていないんですよその承認工事というのはね。理由づけにしかなくてない。その真ん中も含めて全部ただ。

ですから、いろんなことでこのマンション会社優遇されている。これもう疑惑ですよ。まして建設部長が逮捕されるようなことが起こって、こんな話聞いたら、みんな、ああ何かあるわなあ、またかというふうに思っちゃうんですよ。こんなのあり得ないと思いますよ。片

や、もうただ。だってこれ、払ってと言えば恐らく抵抗なく払ってくれると思うんです。

昨日から、お金がないから遊具は直せんとかいろんな話がある。こんなの取れば恐らく向こう90万ですから、恐らく数百万円払わないかないですね、使うんだったら。それを取ろうともしない、それでもってお金がない、お金がない。

私、おやじに昔言われた、若い頃。金がなかったら人より余計稼ぐこと、使わないこと、両方やれば金は幾らでも残ると聞きました。もつともだ。それを、最近見ておると全然稼ぐということをしてない。稼がないのが、何でこれサービスみたいですよ。だから、土地は安く売る。現にさっきの細長いウナギの寝床でも坪20万で売ったじゃないですか。そういう例はどこかへ飛んでいっちゃって、地形が悪い、これ全く矛盾しますよね。そういうことを改める気になりませんか、市長。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） そのとき、そのときで適切に判断して事業を進めておるところでございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） これだけ私指摘しましたので、一回よく考えていただいて、無理して取ってこいと言いませんよ。

さっきの土地だって、さっきから言っているように、買った人は3か月でもう転売しておるんですよ。市から買った土地、3か月でもうすぐ転売していますよ。知りませんよ、この中身がどうなっておるか。幾らで売ったのか分かりませんが、この市から買った土地は9万円で買ったから9万円でそのまま渡したのかね。恐らくそれはないと思うんです。そうすると、普通は安い土地を甲から買うと、みんな転売規制とか条件がつくはずなんです。無条件でしょう、恐らくこれは。

ですから、3か月で恐らく数百万円、市から買った土地だけれども、利益が上がっておるはずなんです。そんなことをやらせておるとなってくると、ますますこれ疑いですよ。相手がお金もうけすることは分かっていますがね。それを分かっておって売る、安く。だから適正なマンション会社に、お宅これ幾らぐらいで売る予定ですか、これこれです、そうしたら悪いですけど、その価格でそれじゃあ買ってくださいねと言えば、多分妥協すると思うんです。だって、これ買わな困るんですよ、こんなの売ってくれんかったら。だから、そういう交渉をやらないんですか、市長。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） きちんと市のルールに基づきまして価格は決定をしておりますものですから、相手を見て金額を変えるということはしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） でも現実には、さっきの例をやると、間違いなく差がついておるんですよ。ある人はまともな値段で買った。でも、その人だって欲しいから買ったし、別にその金額で納得して買ったわけですよ。押し売りしたわけじゃないでしょう、市が。納得して恐らく買っておる。

このさっきの土地に関しては、私何年か前に一遍ここで問題視しています。それは高い安いじゃなくて、売ったときのタイミングが悪過ぎるから、私ここで一般質問をやった、たしか。だけどこのたびは、まともな値段で買ってみえないですよ、この人は、買った値段は。それでもって言い訳されたって、こんなのはああそうですかと言えないですよ。このマンション用地よりはるかに条件の悪い土地を坪20万で買っておるんです。それは全く適正なやり方とは私は思いません。そういう例が出ておるのに、近鉄の南側は同じように売ったから。例だったら全部例にすればいいじゃないですか。しかも、市の収益になることだったら、積極的にその例を取ればいいじゃないですか。

だから、前例踏襲主義が一番いかんのですよ。だから、別に前例がないからやっていかんことはないです。いい前例だったらつくればいいじゃないですか、いい前例として。それもやらない。それでもって何か言うとすぐお金がないから、あれができない、これができない。どうせ言い訳になりますから聞きません。

次、最後2分残っている。

建設部長逮捕に係る記者会見の内容について、さっき随分出ていますので、最後にこれだけやらせてください。

市長は、いつも何かあると適材適所とおっしゃいます。今回の事件、あの部長、適材でしたか、適所でしたか、はっきり言ってください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 適材適所の人事だと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 適材でしたか。ええ、適材だったんですね。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 適材適所であったので、人事をいたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 結果として適材だったんですか、適所だったんですかと聞いておる。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の件につきましては、私の反省するところはあるわけではございませんけど、指名した当時は適材適所であるという判断で指名をしたところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○8番（加藤明由君） 聞いた人が適当に判断しますけどね。

まあ何とも、このぐらい安藤市長になってからもいろいろなことが起きていますよね。

よく私、朝お年寄りと一緒に喫茶店行こうとなる。言われました、市長が一番適材でもない、適所でもない、こうおっしゃっています。以上です。終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時29分 休憩

午後3時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

通告に従い一般質問をします。

その前に、先ほどの加藤明由議員の最後の質問で、市長が事件のことも、後でもというのかな、含めても部長は適材適所だったとおっしゃいましたし、これは当該、元部長ですけども、当該元部長だけじゃなくて、全ての職員のやったことについての結果責任は市長の責任だということによろしいですよ。

官製談合防止法、非常に分かりにくい。なんだけど、これは絶対皆さんよく理解していただかないと禍根を残しますので、今回1回ではとても無理です。次回もやるということで、今回半分ぐらいやらせていただこうと思っています。

半分というのは、いわゆる容疑者とされている方、元部長のことについてはあえて申し上げません。そうじゃなくて、これは組織的な問題だからなんです。

10問通告してありますので、10問の中で少しずつ皆さん一緒に考えていきましょう。ただ、最初にポイントを3つ上げさせていただいて、それを念頭に聞いて考えていただければと思います。

1点目、今回、地検特捜部、全国に地検は3か所しかありません。名古屋地検の特捜部が現時点で上げているのは3件ですが、いわゆる99%以上の落札率に関して言えば、19億3,500万円という統合小学校が19億3,000万円、たった500万円差で落ちているのも含めて、過去の入札について全て高落札というのは、先ほど横井議員の表にもあるとおりです。

なので、市民の皆さんにしてみれば、例えば、何か物を買うとか、千円単位、万円単位、10万円単位、100万円単位、全て弥富市のお金、それからもちろん何千万、何億という工事、これが高止まっていると。なぜかといったら、また後で詳しく聞きますけれども、やっぱり今弥富市役所の中で出入りしている業者が、安心だ、間違いはない、値段のことは、加藤や佐

藤みたいなるさい人もいるけれども、特に指摘されなければ裁量権の範囲内だそうなので、それが蔓延しているということは、今弥富市の今回の一般会計予算200億です。200億で5億円のこのバケツの下に穴が空いていれば10億ですよ。安藤市長になって7回やっています。毎年10億で、分かりませんよ。それぐらいの、毎年10億で70億になっちゃうんです。その金額だと僕は断定しているわけじゃないんです。そういう性質のものだということです。それが1点目。皆さんのお金がバケツの穴から落ちている。

2点目、このバケツの穴を塞ぐ。これは簡単なんです。というか、何で今までバケツの穴塞いでなかったか不思議でしょうがない。

なぜかといえば、今から30年前に、西暦で1994年、ゼネコン談合汚職事件、それで日本中が大騒動になって、それまで今考えればほとんど談合していたものをもうやっちゃいけないということになって、1995年には閣議決定ですよ。行動計画を閣議決定して、日本中の役所が談合の穴を塞ぐと。弥富市はなぜか、そのときは安藤市長じゃなくて前の前の首長さんだと思いますが、歴代弥富市のトップは穴を塞いでこなかったということです。なので、そのことはまた後で質問の中で詳しく言います。

3点目、先ほども申し上げたように、僕はある容疑者のことについて言う気はありません。なぜかといえば、先ほどの市長の答弁にもあるように、要は部長がやったことなんです。誰かじゃなくて部長、弥富市長の分身である弥富市長の権限を委任された部長がやったことなんです。あるいは、その部長がやらなかったら別の誰かがやったかもしれないという性格のものでありますから、これは組織的に欠陥があったという問題だという、その3点を念頭に、細かく通告してある質問に沿って質問をさせていただきます。

1問目、通告に従って聞きますね。

今般、本市の建設部長が、元建設部長になりましたね、起訴されましたので。官製談合防止法違反などの疑いで現在起訴されたことは、市政史上かつて類のない不祥事であり、全国的にも有名な事件になっちゃいました。市民の人も大変心配していらっしやいます。

まずは行政の長として、今回の事件が起きたことへの基本認識及び、この場合は容疑の対象となった工事における落札率99.09%という極めて高い数値について、市としてどのように把握し、分析されているか、市長に伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市の職員が市発注工事における入札情報の漏えい事件に関わったとして、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いにより逮捕、起訴されたことにつきましては、市民の皆様にも多大なる御迷惑、そして御心配をおかけしましたことに改めて深くおわびを申し上げます。本市といたしましては、真摯に受け止め、真相究明に向けて警察の捜査等に全面的に協力をするとともに、事実関係が明らかになり次第、厳正に対処し、

再発防止に取り組んでまいります。

なお、99.09%という落札率につきましては、入札手続を行う中で入札開始前に事業者側から質問書に対して回答をしていることや、入札時に工事費内訳書を提出していただいていることから、事業者において十分な理解の下、しっかりと積算した結果の額であったと認識をしております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 私は質問として、今回の事件の基本認識と伺いました。

だから、これは個人の犯罪というのももちろんありますよ。個人の犯罪に間違いはないんですよ。だけど問題は、弥富市長として、弥富市として考えなきゃいけないのは、個人の問題じゃなくて組織の問題だということをお答えいただきたかったんです。

だから、再質問ですよ。2つ再質問します。

1つ目の再質問です。関与した業者が公契約関係競売等妨害罪で既に略式起訴されています。略式手続は微罪だったから略式じゃないんです。略式手続は本人が事実を認め、同意しなければ絶対に成立しません。つまり、業者は市側から予定価格など秘密情報を不法入手し、誰から入手したかは関係ないんです。現実に入手し、入札の公正を害したという不正の事実を全面的に認め、処罰を受け入れたということで間違いありませんね。答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 起訴内容につきましては、市の手元に届いておりませんものですから、お答えすることはできません。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 市長でしょう。こんなのインターネット引けばすぐ分かる話だし、分からなければ部下に聞けばいいじゃないですか。何を人ごとやっているんですか。

次の再質問です。

官製談合防止法第2条では、職員が秘密にすべき入札情報や予定価格を特定の業者に教えることを明確に禁じています。

市長、大学で法学部だというふうにお伺いしているんですが、まずは法律を読みましょね。僕、法律読みました。仮に業者間での裏の話合いや金品の授受がなくても、収賄がなくても、役所側が秘密にすべき予定価格を漏らして、別にどこの業者って指定しなくていいんです。特定の業者が有利にさせた瞬間に、同法にきちっと書いてある、入札等の公正を害すべき行為に該当するというで間違いありませんね。明確な答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 法律的な問題については、今、佐藤議員がおっしゃられたとおりでと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） そうなんです。だから、こんな事件が起きたので、当然、市長も幹部も、顧問弁護士というレベルじゃないですよ。まずは法律を読むでしょう。公務員どもの顧問弁護士に相談するとかいうのは、それを読んだ後の話ですよ。

ちなみに、今どき官製談合防止法ってインターネットで引くと、御親切に公正取引委員会がとっても分かりやすいホームページがあって、そこには15分の解説ユーチューブまでついています。

次、第2問です。

市長は長年、土地改良区等で公共事業の実務に携わってこられたと思います。その豊富な経験に照らし、今回の入札結果が適正な競争の結果として妥当なものであったと、その土木的、専門的見地から判断されたのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども答弁しましたとおり、事業者において十分な理解の下、しっかりと積算した結果の額であったと受け止めております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 2つ再質問しますね。

土地改良区で積算されましたよね。そのときにいろいろな、例えばポンプとかいろいろな機器があります。見積り取りますよね。見積りって何日ぐらいで返ってきますか。

それから、今回、小学校でいえば19億3,500万円。図面は多分何十枚じゃなくて100枚を超えていると思います。見積書もこんな分厚いものがあります。これを何人が何日かかるところの正解が出せる。つまり別の言い方をすれば、この積算書をつくるのに、予定価格をつくるのに、業者に見積り取ってもらって、市の職員も含めて何人かが何日かかっているはずで。ほかの市長ならともかく、土地改良区できちんと積算をやられた方ですので、見積りがどれくらいかかるか、何人、何日かかると考えますか。

再質問です。御答弁願います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私が土地改良区の当時の職員的时候は、全て工事に関しては委託をしておりました。設計積算全て委託をしておりましたので、何日とか、どれくらいかかるという事は私には分かりません。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 市民の皆さん、よく今の答弁を聞いてください。

土地改良区で、予定価格は全て業者が決めていたと。一切積算していないということですか。ちょっとそれは土地改良区の工事の予定価格の正当性を疑わせるような。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 委託をしていたということで、別に業者が予定価格を決めていたという話は一切しておりません。設計書が上がってきた、その金額を見て予定価格を決定し、業者に発注をしておりました。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 僕は、今の答弁はちょっと僕も想定していないので。なので、常識的に考えて、これだけの19億3,500万円の見積りをするには、下請というのか、メーカーに対する見積り期間はもうおそらく1週間、2週間、私はやっていたから分かります。物によりますけどね、正確に出そうと思ったら。正確に、市長が何か正確に出してもおかしくないとおっしゃるものですから、正確に出すんだったら、この金額でいけば、何十人、何百人工の人間、スーパーゼネコンが束になってかからないと出ない数字なんですよ。違いますか。明確に答弁願います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私では分かりかねます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 分からないという大変残念な答弁を市民の皆さんどう思われるかなんですが、では、通告してある第3問目です。

1994年のゼネコン汚職以降、国は入札制度の透明化を進めてきました。本市の入札制度の進捗状況と現在の制度が、この30年間の時代の要請に合致しているかどうか認識を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市の予定価格の取扱いにつきましては、平成23年4月から弥富市予定価格事前公表実施要領により運用しており、原則、土木一式工事及び建築関連の調査設計業務の予定価格を事前公表としております。

今回の事件を受けまして、再発防止の観点から予定価格を事後公表としている案件につきましても、事前公表とする検討を行った上で明確な方針を打ち出し、公平性と透明性を確保した入札制度を目指してまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 再質問を2つさせてもらいたいんですが、そもそも、当然市長は当時、当時というのは1994年頃、談合が大問題になった頃に、もう既に経歴を見ると土地改良区にいらっしやったので、今から確認をすることは全て御存じだと思いますが、再質問の1つ目ね。ただ、質問の意味が分からないといけないので、そもそも官製談合防止法が制定、整備された歴史的経緯を確認します。

これは、この法律ができたのは平成14年、西暦2002年です。なぜかということが肝腎なん

ですよ。それまでの入札談合が発覚した場合は、独占禁止法や刑法の談合罪によって処罰されるのは受注した企業だけでした。しかも担当部長とか担当課長という、社長はおとがめなしで、担当した部長、課長ばかり上げられて、ひどい目に遭っているんです。

ところが、談合を主導したり、要は談合する環境をつくっていた、あるいは予定価格を漏えいしたりという形で、実際には発注者側である公務員、1人や2人じゃないんです。役所絡みでやっていることが問題になったんです。だけど、業者から賄賂を受け取ってなければ、収賄罪が立証できなければ、公務員個人を直接罰する有効な方法がありませんでした。

だから、1995年に行動計画やったんだけど、法律がそのままでは、結局やっぱりいつもやっている業者が安心だから変な業者に取られたくないとか、地元の業者に取らせたいとか、今日の答弁の中でも地元優先とおっしゃっていました。個人的には地元優先でいいと思っているんです。ただ、結局税金を食い物にしているのに、身内である公務員に甘いのではないかという国民の強い怒りと不信感が、この官製談合防止法という法律ができたんです。なので、この2002年以降は、さっき言うようにお金をもらってなくても漏らしたら厳罰と。ちゃんと丁寧に法律に書かれているんです。

再質問1点目です。

当時、市長はこの件を官製談合防止法について知り得るといえるか、知ってなきゃいけない立場にいたと思うんですが、私は。それは知っていましたか。簡潔にお答え願います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 当時、大きなニュースになっておりましたので、承知はしております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 再質問の2つ目です。

ただ、その頃私は名古屋市役所というところにおいて、重要なあれがあったんです。利害関係人と一緒に飲むなんていうのは問題外、一緒にお茶も駄目。利害関係人、業者とね。

そのうち名古屋市役所、何を言い出したかという、自治会長には補助金が出ているので、利害関係人なので。でも、その自治会の懇親会に呼ばれたら、事前にコンプライアンス担当だったかな、に報告をして、金額は5,000円以下だったかな、必ずお金を払って疑われないようにという厳しいお達しが出ていました。

ところが、漏れ伝えたところによると、当時土地改良区の職員だった安藤市長は、当時の町か市か、あるいは村か分かりませんが、職員と、情報交換とか懇親という意味で一緒に、勉強会の延長かもしれませんけれども、少なくとも一緒にどこかの場所で飲んだり食ったりしたことはありますでしょうか。簡潔に答弁願います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） あります。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） これはもう今さらそのことを蒸し返すつもりはありませんが、そのときに、それは建設部だけじゃないんです。福祉も学校もやっぱり疑われることをするなというふうにしていけば、建設部も納得しますよ。なんで俺たちだけ疑われなきゃいけないんだ。僕もそう思いました。僕は当時土木系でしたから、何で俺たちだけ疑われるんだ。いや、そんなことはない。区役所も全て利害関係人とは一線を画すと。もちろんコミュニケーションは要りますから、やるときには届けようというのがあったんです。

4問目、通告してあります。入札における予定価格の公表時期、これは事前、事後というんですが、本市が現在の手法、つまり事後公表または非公表を採用している理由と、それが競争性に与える影響について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 公表時期の運用につきましては、先ほど市長より御答弁申し上げましたところでございますが、建築工事等の案件を事後公表としている理由につきましては、土木工事と比較して入札業者の見積り努力の余地が大きいことや、予定価格付近で落札価格の高止まりを抑止することなどがございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 再質問します。

これは、今答弁は部長されましたけど、やっぱりこれは入札に詳しい市長に再質問答えていただきたいですが、この90年代で全国で何が行われたかというのと、まず例外なき一般競争入札です。当時は250万円以下が少額随契。今は200万ですか。三河地方のやつを見ると、刈谷とか、みんな130万以上は一般競争入札なんです。

今回は指名競争入札で予定価格を公表しちゃっているもんだから、5,000万とか1億の指名競争で。だからきれいに97とか98とか99でいくというのは、それは公表したら談合してくれみたいなもんですから、できちゃうんです。この問題は次回やります。

問題は一般競争入札です。先ほど申し上げているように、今言った時間がかかるでしょうというのは僕が言っているんじゃないです。90年代に業者の側からしてみれば、取れるか取れないか分からない工事に、何十人もの人間、つまりお金をかけて入札したけど落ちませんでしたと、それはたまらん、無理だわと、しかも短期間でという話があったので。一般競争入札というのは予定価格を公表、これは1990年代の行動計画ですよ。

じゃあ競争性という話で、先ほどの部長の答弁だと、まだ競争の余地があるというんだけれども、問題はこの19億3,500万円を市外の業者が、県外の業者が積算して入札します。あるいは予算書上は20億ぐらいだから20億で入れてみるかごめんなさい、多分20億超えるな、23億と24億、例えば予算書には載っていますからじゃあ23億で入れたら全然アウト、落ちな

いし、多分そんな予算書どおりはいかないから18億ぐらいかなと思って入れてみたら、いざ現場やってみたらとんでもなくかかったということになっちゃうから予定価格を公表しないということは、事実上その予定価格を漏らした業者以外を締め出す有効な方法なんです。

ということは、僕が言っているんじゃないくて、当時そういう理由で、だから佐藤君、予定価格は公表でいいんだと、予定価格を公表することが正しい、適切になるんだというふうに言われました。

今の予定価格を公表することが適切な公表と業者決定に至るということについて、私の言っていることは間違っていますか。簡潔に答弁願います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の件を受けまして、市といたしましても、公表に向けて今仕組みを変えていくところでございますものですから、議員が言われることはそのとおりだと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 再々質問です。

恐らく、これ私には分かりませんが、安藤市長が就任される前から予定価格が公表されていなかったのかどうか、あるいはそのことを見て疑問に思わなかったのかどうか、2点を簡潔に答弁願います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 入札制度そのものについては、私の就任前とは現在も変わっておりません。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） ということは、それ以前から非公表だった。もうその時点で、だからずうっと誰かが漏らして、誰か分かりませんよ。それでずうっと落ちてきたという、結果的に言うともうそういうことがあり得てしまうということ、そういう30年前に断ち切った業者優遇というんですかね、地元業者、地元とは言いませんけど、いわゆる安心できるというんですかね、役所にとって安心できる業者優遇が、30年たってやっと今回改善されるのであれば、マイナスからのスタートでまだゼロに至っていないと。僕はそのことは速やかにやればいいと思うんですよ、市長がやればいいし、そもそもできる規定というのがなっていますからね。

5問目行きます。

今回の事件において逮捕された職員の動機や背景について、市としてどのように分析しているか、また組織的な関与の有無について現時点でどのような認識を持っているか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現在におきましては、捜査機関による捜査中であるため、動機を含めた事実関係が明らかになった段階で、発生に至った経緯を確認するとともに、再発を防止するための対策を検討していく必要があると考えております。

なお、組織的な関与につきましては、なかったものと認識をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 答弁書は事前にできていますので、私が冒頭申し上げた、個人の問題って言わないでねということについて、予定された答弁書を読んでいらっしゃいますので、僕はそこを聞いているんじゃないんです。

それから、組織的な関与はないと思いますということの組織的なという意味なんですが、再質問ですね。再質問します。

さっきから言っているように、業者側から見たら19億何がしも、6億何がしも、1億何がしても、場合によっては5,000万円程度の建築建設工事でも、その金額は分からないわけですよ、実際には。先ほど言われた設計業者は知っているかもしれない。設計業者のところへ聞きに行くんですか。そんなことはあっちゃならない話なんです。

結局、あまり個人攻撃したくないので、容疑者以外も含めて法律をちゃんと読むという習慣が、それを研修しなきゃいけないんですよ。何か中日新聞に、顧問弁護士かな。弁護士で何十人の職員で研修しましたという記事が写真入りで出ていて、これ普通の人が見ると、安藤市長よくやっているな、頑張っているねと。あれ顧問弁護士に幾ら払ったんですか。聞くところによると、まだ顧問弁護士に幾ら払うのか決まっていな感じもあるんですけど、いや、違うんですよ。顧問弁護士に聞くなんてことは、僕だって自分でもう既に学習済みです。なぜかといったら、市役所全体にきちんと法律を読む習慣がないからこういうことが起きたんです。

行政職ですからね、皆さん。行政職、つまり法律を執行する立場にあるわけですよ。だから、常にどんな職場へ行っても、何が起きても、どんな書類が来ても、きちんと根拠法令の原文を読まなきゃ駄目なんです。自分が守るだけじゃないんですよ。住民に守らせるわけですから、権力者として、市長の代理人として。そうなれば、常に法律を読む、住民さんに守ってもらうということになれば、当然法律を守るわけです。

だから、個人のことは言いたくないけれども、再質問ですよ。これが起きてしまったというのは、先ほど組織的なものではないというんだけど、まさしくその弥富市役所の職員が、やはりもう一步法令を読んでいない、法令遵守と言いません、法令を読んでないというところにこの組織的な問題があったんじゃないですか。簡潔に答弁願います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 個人の資質によることをございますものですから、よく分からないわ

けでございませう、市の職員には公務員としてのあるべき法律というのがありますもの  
ですから、そちらのほうをきちんと遵守するよう、また熟読するようには伝えてあるところ  
でございませう。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） いや、また個人の資質が出たんですけど、個人の資質で事故が起き  
ちゃったとって、市長やっていますか。僕だったらようやらない。個人が間違えるの  
は前提として、間違えさせないように法律をちゃんと読めと、守れと。それが組織ですよ。  
それは役所じゃなくて民間でもそうじゃないですか。

だからちょっとね、そこは私の意見と市長の意見が、個人の資質ということを持ち出され  
たことについて、別に市長の言葉の揚げ足を取るつもりはないので、ちょっともう一度再答  
弁願えますか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 全ての職員に言えることとございませう、公務員としての自覚はも  
ちろんとございませう、公務員に必要な法律というのがありますものですから、そちらの  
ほうはしっかりと熟読するようという意味で言ったところとございませう。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 今、個人の資質というのが市長が言われたので、揚げ足取るつもり  
じゃないですよ。思い出したので、私がもうこの一般質問、6年間で二、三回やっているん  
ですけど、名古屋市などの政令市で係長になるためには係長試験というのがあって、そんな  
に難しい試験じゃないんですよ。地方自治法、地方公務員法、全部読んで、5択というんで  
すけれども、いろいろ5つ選択肢出て、これ間違っているか、間違っていないかが80点以上取  
れないと、少なくとも名古屋市の係長以上は、若い頃に地方自治法をはじめ関係する法律を  
読む習慣ができています。だから個人的な差じゃないんです。それがなければ仕事できない。  
だから、別に難しい話じゃないんですよ。だから、やっぱりね、今の人が我と我が身を守る、  
それから自分の部下を守る、自分の予算を守るためには、まず法律を読むということをやっ  
ていただきたい。

個人の資質って言っちゃったら容疑者がかわいそうですから。僕はそこは言ってほしくな  
い話です。

6問目に行きます。

入札に関わる権限の所在とチェック体制の機能不全について、市長はどのような構造的問  
題があったと認識しているか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 指名競争入札におきましては、工事等指名業者審査委員会で、一般競

争入札においては入札参加資格審査委員会で、それぞれ副市長を委員長に、各部長及び財政課長を委員として、指名業者の選定や入札参加の条件について審議をしているところでございます。

このたびの案件につきまして、構造的な問題に関しましては、今後、捜査当局により事実関係が明らかになり次第、速やかに検証し、再発防止に取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 2つほど再質問しますが、まず最初に簡単なやつ、市長にお伺いしますが、市長、指名審査会に出ていないと言われたとしても、ここは知っておいてもらわないといかんのですが、指名審査会で今度統合小学校をやります、出ます。19億3,500万円という予定価格はその中に含まれますか。簡潔に答弁願います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 金額は含まれております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） なので、公共工事を長年やっていた私に言わせれば、設計者、それから金入り設計書を決裁したラインと、部は違っても副市長、部長は全て予定価格を知っているし、必ず知っているはずなんです。知った上で指名審査会了解しているから。

だから、今回容疑者は1人ですけれども、過去に遡っていても、現在においても、それ以外にも何らかの形で業者に漏れる可能性はあるやなしや。簡潔に答弁願います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） あるやなしやの話にお答えすることはできません。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） あるやなしやに答弁できないということは、あるという答弁ですね。次行きます。

第7問、談合等の不正により市に損害が生じた場合、市は契約の当事者としてどのように失われた公金を回収するつもりか、市民の財産を守るための法的義務と具体的な措置について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 横井議員の一般質問でも御答弁申し上げましたが、現在、捜査機関による捜査中であるため、官製談合等の容疑に関しての事実関係が明らかになった段階で適切な措置を行う予定をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 市の幹部の皆さんに答弁はできませんけど、お伺いしたいんですけども、この事件が発覚してから何か月経ちますか。私、ごく普通に調べましたよ。

特に2006年だったかな、和歌山県の和歌山県知事がやった官製談合事件、このときには、先ほどの答弁にある20%の違約金情報はなかったはずです。なかった。なかったけれども、住民監査請求が出て、住民訴訟をやって、平均的な落札価格の落札率との差額ということで、何十億円というのを返還が確定しました。多分それを受けて、いちいちそんなことやっておれんぜという話で、それ以降は20%ないしは10%の場合もあるようですけども、違約金条項がつくようになったんです。

再質問なんですけれども、その和歌山県の知事の事件というのは、この間大分あったので、市長も大分、市長自身あるいは市の幹部で調査したんですけれども、そういう情報は上がっていなかったんですか。そして、今後それをやるためには相当な手間がかかるということについてどういう御認識か、簡潔に答弁願います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいまの御質問でございますけど、事実関係が明らかになり、また司法の場で確定をしたときには、そのような20%というようなお金を科していくことになる。最高ですけど、20%という、罰金という言い方が適当かどうか分かりませんが、そうしたお金を科していくこととなります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 今の答弁、最初のところ答えてないです。

和歌山県の事件は今回の事件を受けて市役所の中で調査したら真っ先に上がってくる事例だと思うんですけれどもそれは今日初めて聞かれるんですか。ちょっと念のために聞きます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） そのとおりでございます。ただ、市のルールに基づきまして20%という数値は出ております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） これもかなり大変だと思いますが、あらかじめ私も一生懸命、大して一生懸命やってないんですけど、普通に調べたら、捜査機関、この役所の場合は捜査機関に対して情報の提供を求めることができるそうですので、もう既にその元部長のことを僕は言いませんでしたけど、業者に関しては略式起訴でもう認めちゃっているの、略式で確定しているの、捜査機関に対してすぐさま情報提供を求めるのが誠意ある市長のあれじゃないですか。答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 捜査機関のほうに業者に対する情報を求めたところでございますけど、捜査機関からは教えてもらえませんでした。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 段階があるでしょうから、まだ公判も始まっていませんので、分かりました。なのですが、どんどんやられていかれるということですね。

じゃあ次、9問目行きます。

事件の原因を究明し、再発防止策を講じるために、客観的で厳格な調査体制が必要です。市としてどのような調査機関を設置する予定か伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 捜査機関による捜査状況を踏まえながら、官製談合の再発防止に向けて再発防止対策検討委員会を設置し、本事件が発生に至った原因や職場の実態等の検証を行った上で、課題を整理して効果的な再発防止策を検討してまいります。

また、再発防止対策検討委員会を開催する中におきましては、外部有識者の意見を伺い、より多角的、包括的な視点から意見をいただけるよう対策を検討し、官製談合の根絶に向けた取組を一層強化してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 2つ再質問します。

まず先に、私がかく普通に調べた結果を言いますと、さっき官製談合防止法では、第5条、第6条で身内への甘い処分や隠蔽を隠さないようにきちんとやらなければならないと。しかも、その調査者は公平・公正でなければならないし、調査者に対して、うちの百条委員会じゃないですけども、拒否をしたり虚偽のことを言っちゃいけないということをちゃんと法律で準備してあるんです。

再質問1問目は、この法律は読まれましたか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） はい、一度でございますけど、読みました。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） ということなので、きちんとやってください。

再質問のところで、今の答弁を聞いてちょっと気になるのは、新聞報道等によって第三者委員会をつくられるというふうに僕は理解していました。第三者委員会であれば、委員長自体を弁護士会から、ちなみに弁護士といっても顧問弁護士だと、もうこれ弥富市側の利害関係者ですから、やっぱり公平・公正に弁護士会からの委員長をやっていただいて、やるはずなのですが、今の答弁を聞くと、再発防止対策検討委員会は外部の意見を聞くと言われたんですけれども、これはどっちなんですか。簡潔にお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） まずは再発防止検討委員会を設置いたしまして、その中で議論をした中で、今後、その後、第三者委員会の設置を公正取引委員会等、助言をいただきなが

ら設置をしていくというふうに検討しています。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 基本的には結構です。

ただ、その辺は、やはり市民の方も、業者さんであれば、当然例の談合事件のときに痛い目をしていたり、公務員系であればそのことを知り尽くしていますので、皆さんこの市の動きについては注視しています。だから、きちんと法律にのっとって適切にやるというゴールを見ているので、答弁とか市の広報については、きちんと官製談合防止法であったり委員会について説明をしていただきたいと思います。

今、9問目が終わったんですが、最後10番目です。

今回の不祥事を受け、最高責任者である市長は、自らの任命責任及び市政の停滞に対する責任をどのように取られるおつもりか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の事件に関し、市民の皆様にも多大なる御迷惑、御心配をおかけしましたことにつきましては、心よりおわびを申し上げるところでございます。

市長といたしまして、私の任命責任は大変重いものであり、今回の事態を真摯に受け止めております。今後、捜査機関による捜査結果を受けて、事実関係が明らかになった段階で、組織管理上の責任を確認し、議会の皆様にお諮りをした上で、処分や措置の内容を決定してまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 再質問です。

毎回、用意された答弁書を言われるんですが、僕も冒頭言ったように、容疑者についてまだはっきりしていませんから言いませんけど、容疑者は関係ないんです。この事件を起こした、この間の市政の入札の在り方、停滞、そのことについて速やかにきちんと市民が分かるように。ここでいうパブリシティというか、その説明というのは、入札のことを知らない人でも、ましてや談合のことを知らない人でも分かるような、この事件の真相は恥ずかしくても、きちんとやらないと信用してもらえませんよ。これ再質問ですよ。

だから、今の市長が、例えばこの間もとある自治会のあいさつを聞いていたら、官製談合防止法ということ言わずに、ただ入札で不正がありましたと。普通の人には30年前の感覚で、ああ、じゃお金をもらって予定価格を漏らした入札不正かぐらいにしか思っていないんですよ。だから、この問題の本質が間違っていて伝わっている。

だから、きちんとそこは、この入札の仕組み、それは先ほどの部長の答弁であったように、まずはそこについてきちんと早く整理をして、組織として、市長としての責任を先に明らかにして、だって容疑者の結論が出るのは、まだ下手したら1年も2年もかかるわけじゃない

ですか。そこは直ちにやるんですか、やらないんですか。簡潔に答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今まだ認否が明らかにされていないという状況があるものですから、個人のことを言っただけはなんですけど、ただ、今は全面的に警察当局に捜査の協力をしている段階でございます。

全ての責任は私であるということだけはお伝えしていきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） いや、だからね、最後に私の責任があると言うんだけれども、その枕詞で、まだ明らかじゃないから、僕もさっきから言っている、認否を明らかにしていないし、別に本人がやっていないと言うんだしたら、別にそのことを僕はとがめるつもりはないんです。だから、それを言うから市民は信用できないと言うんですよ。結局逃げてるがやと。違いますか。簡潔に答弁願います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 全ての責任は私にあります。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） だから、もう別に僕が市長を指導するつもりはありませんけど、いろんな人の意見を聞いていると、結局市長の言い訳聞いていると、ああ逃げるんだな、トカゲの尻尾切りだと言われるんですよ。そういうことのないようにしてください。

大きな2番に行きます。

今回の730万円の補填問題を含め、相次ぐミスを個人の資質の問題と捉えているか、それともミスを誘発し隠蔽しかねない組織構造、風土の問題を問われているか、答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 役人は凡夫であるべきと議会でも御意見をいただきましたが、誤りをしない人間はいないというのは、市長である私自身も同様でございます。

一方で、誤りの頻度や深刻さは、個人の注意力や経験といった資質によって異なる面があることも事実でございます。

しかしながら、事務処理の誤りが続きました現状を踏まえますと、これを単に個人の資質の問題として片づけるのではなく、誤りが起きやすい業務フローになっていないか、チェック体制が機能しているか、また問題が発生した際に速やかに報告、共有されたか、こうした組織構造に向き合う必要があると考えております。

職員一人一人の意識を高めることはもちろん重要であります。個人の意識に依存するだけでなく、誤りに気づき、早期に是正できる、組織に依存するのではなく、誤りに気づき、早期に是正できる組織の仕組みづくりが大切であると認識しております。

それでも万一不手際が発生した際には、パブリシティーの手引に基づき公表し、その原因を究明した上で、同じ過ちを繰り返さない取組を組織全体で推進してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 私も3年に一回異動していましたが、この730万と言うたびに、針のむしろの人がいるから申し訳ないんだけど、なぜそこを何度も聞くかといったら、市長が何を改善するかが今のやつでいうと、何かやっぱりマニュアルだとおっしゃっているんですよ。違うんですよ、はっきり言わせてもらおうと。再質問ですよ。

だから、課長と係長級のグループリーダーを同時に替えたから、起きて当たり前ですよ。だから、その替えられた人たちを僕は責めたくない。だけど、そこは素直に市長、副市長がああ的人事は失敗だったと言ってくればね、僕もそんなにねちねちやりませんよ。

私が現職のときには、そんな人事が来たら何考えているんだと。上下一遍に変えるのはあり得んだろうと。課長とグループリーダー一遍にはあり得んだろう。それで実際に阻止したこともあります。

素直にこれは人事異動が問題だったと認めませんか。簡潔に答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 人事異動の問題ではないと私は思っております。

全ての責任は私にあるわけですが、チェック体制がうまく機能していなかったとも言えますものですから、先ほど申し上げましたように、いろいろなことを取り組んで、また再発防止に取り組んでまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 今、市長から、僕は本質的には人事異動だと確信しているんですけども、まずそれをあえて言わずに、チェック機能を言われましたので、次に通告しているのがそれです。

トヨタ等の民間では、異常があれば直ちに止める。行灯というのがそれですけども、引っ張ればラインが全部止まる。止まった瞬間に大損害が出るんですけども、でも勇気を持って止めるんじゃなくて、止めなきゃ今度怒られるんですよ。もしそれがラインそのまま流れていって事故を起こしたら大変ですから。本市には不都合な事実を直視し、改善する文化があるか、簡潔に答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 大企業のトヨタをはじめとする製造現場における異常があれば直ちに止めて改善するという自動化の思想は、行政運営においても学ぶべき点が多いと認識をしているところでございます。

不都合な真実を隠すことなく直視し、それを改善につなげる姿勢は、組織の信頼性の根幹

をなすものです。職員が問題や誤りを発見した際に、萎縮することなく速やかに報告、相談できる環境を整えることが不可欠であります。問題を表に出すことを評価するという姿勢を示し、不手際を個人が抱え込まず、組織として共有、改善していく文化の醸成に取り組んでまいります。

同じ過ちを繰り返さないことを組織の共通目標として、風通しのよい職場づくりを推進してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 再質問します。

誰がつくった答弁書かわかりませんが、その答弁書のとおりを言いたいんでしょうが、さっきから言っているように、止めるということは大変なことなんですよ。

もちろん今考えれば、例の事件もですね、周りがちょっとやばいなと思ったら言えばよかったんです。内部通報すればよかったんですが、それは置いておいて、じゃあなぜそうならないかといったら、私が自分の現職のときには、自分の上司、課長、部長、局長、市長に絶対に恥をかかせない。高市さんが言う恥をかかせるとは違うんですよ。上の人が恥をかかせるのをやったら、これはパワハラですから。下の者としては上が絶対に恥をかかないようにという覚悟で僕も行灯引きましたよ、何度も。叱られたけど。

だから、そのためにはトップである市長が全て私の責任があるというところに、いざとなったらいつでも辞めるという言葉がつかないと、下の人間は安心して行灯が引けないんです。今の再質問、市長としての簡潔な答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 職員が過ちをしないということはないわけで、職員がというか、人間は誰しも過ちはするわけでございますが、そのときどのように対応していくかということが問われるわけでございまして、全ての責任は私にあるということは職員にも伝えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 全ての責任があるということは、結局、市長が責任を明らかにするには辞職、そんな減給10%とか、そんなのでは責任じゃありませんからね。それを表明されたというふうに理解しておきます。

次、通告に従って、弥富駅自由通路・橋上駅舎化、車新田土地区画整理事業、JRと近鉄駅間の再開発など、現在進行中及び計画中の大型事業として、金利上昇リスクや維持管理費を含めた真の将来負担額をどう試算し、市民に説明しているか、市長に答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現在進行中及び今後数年のうちに実施する予定の大型事業につき

ましては、中期財政計画の中で概算の事業費を計上した上で、想定される金利から計算した公債費や、今後見込まれる維持管理費を反映して、市ホームページ等において公表をしておるところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 今の模範答弁は、課長と部長がつくったんでしょう。

私が聞きたい、あるいは市民が今これだけの大型事業、いろんなもの値上がりしている、あるいはいろんな施設が廃止されるという恐怖の中で、市長がこの金利上昇や維持管理費、いろいろなものを直さなきゃいけない、昨日、今日の一般質問でいっぱい出てきました。

市長として、この問題についてどういう政治思想というか、理想というか、信念を持って取り組んでいるか、簡潔に答弁を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 特にこのJR・名鉄自由通路及び橋上駅舎化事業でございますが、これは市の積年の課題でありました南北の分断を解消する大きな手法の一つでございます。そういった中で、しっかりとした弥富市の顔となる駅を造っていきまして、市民がこれからも便利で快適な街となることが期待できる大きな事業でございますものですから、これまでどおり進めてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 再質問しますね。

だから、市民が聞きたいのはそこじゃないんですよ。JRのことじゃないけれども、そこじゃないんですよ。これだけ金利が上がってくれば、みんな1%、2%金利上がれば、借金すれば、倍返さなきゃいけないことも分かっているし、それから公共施設が弥富市にある意味多いというのは事実でしょう、客観的に言って。それは市長も、各担当部課長さんも、いや、弥富市こんなにたくさんあるからちょっと無理ですわと言っているわけですよ。

だけど、最終的に市長がこのいろんな施設、維持管理費、どういう思想で、だって最終決定権者は市長だし、仮に部長、課長が答えたって市長の言葉を代弁しているだけだから、市長の思想を市民の人は聞きたいんです。市長の簡潔で結構ですから、市長が今後の財政について哲学を答弁してください。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和8年度209億円という過去最大の予算を組ませていただいた中でございますが、これからまだまだ物価上昇があり、また世界情勢によっても物価が変わるということもあるわけでございます。そのような中で、市といたしましては、しっかりと優先順位をつけて、またやるべきものはやっていかなければならないわけでございますものですから、予算化してまいりたいと思っているところでございます。

そういった面で、市民の皆様には弥富市に大きく期待をしていただいているところがございますものですから、期待を裏切らないような市政を運営してまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） すみません、ちょっとさっきの再質問は、最後の質問とほぼ重なっちゃったみたいですが、この間の市政説明会でみんなが言っているんですよ、去年市長がわざわざやっていただいた市政説明会。あれやります、これやりますということばかり時間かけて、肝心の借金、ましてやその市債残高についても資料を持ち合わせていないということについて、非常に不安を持っています。

だから、通告どおりのほうがいいのかな。通告どおり借金残高の今後の推移、それを誰がどう返すかということについて、借金、資産に対する市長の哲学を改めて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） この3月補正後の一般会計借入金残高は約152億円の見込みであり今後も大型事業の実施を予定していることから残高が増加するものと想定をしております。

本市の市債の活用方針としましては、将来利益を享受する世代との負担の公平性を考慮することとしております。

また、財政の持続可能性の観点から、交付税措置のあるものを最大限活用することで、将来の大きな負担となることを防ぎたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） 再質問です。

○議長（堀岡敏喜君） もう1分切っています、佐藤議員。簡潔に締めてください。

○11番（佐藤仁志君） 簡潔に市長の哲学と決意を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども申しましたとおりでございまして、持続可能な行財政運営はもちろんでございますけど、弥富市民が弥富市に住んでよかった、暮らしてよかったと言っただけのような、そんな市政を運営してまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 佐藤議員。

○11番（佐藤仁志君） また、この件については、次の議会でしっかり聞かせてもらいたいと思います。

一般質問は以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時45分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 高橋八重典

同 議員 早川公二

令和8年3月13日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 伊藤千春  | 2番  | 柴田英里  |
| 3番  | 鈴木りつか | 4番  | 平居ゆかり |
| 5番  | 横井克典  | 6番  | 板倉克典  |
| 7番  | 那須英二  | 8番  | 加藤明由  |
| 9番  | 小久保照枝 | 10番 | 堀岡敏喜  |
| 11番 | 佐藤仁志  | 12番 | 江崎貴大  |
| 13番 | 加藤克之  | 14番 | 高橋八重典 |
| 15番 | 早川公二  | 16番 | 平野広行  |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

|     |      |    |      |
|-----|------|----|------|
| 16番 | 平野広行 | 1番 | 伊藤千春 |
|-----|------|----|------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                                                  |      |                           |       |
|--------------------------------------------------|------|---------------------------|-------|
| 市長                                               | 安藤正明 | 副市長                       | 村瀬美樹  |
| 教育長                                              | 高山典彦 | 総務部長                      | 伊藤淳人  |
| 市民生活部長                                           | 飯田宏基 | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長         | 安井幹雄  |
| 教育部長                                             | 渡邊一弘 | 監査委員<br>事務局長              | 水谷繁樹  |
| 総務課長                                             | 横江兼光 | 財政課長                      | 村田健太郎 |
| 人事秘書課長                                           | 神野忠昭 | 企画政策課長                    | 佐藤文彦  |
| 防災課長                                             | 太田高士 | 税務課長                      | 岩田繁樹  |
| 収納課長                                             | 細野秀樹 | 市民課長兼<br>十四山支所長兼<br>鍋田支所長 | 下里真理子 |
| 環境課長                                             | 梅田英明 | 市民協働課長                    | 藤井清和  |
| 観光課長                                             | 伊藤信哉 | 保険年金課長                    | 中野修   |
| 健康推進課長                                           | 木村仁美 | 福祉課長                      | 後藤浩幸  |
| 介護高齢課長                                           | 富居利彦 | 児童課長                      | 伊藤一幸  |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長兼<br>いこいの里所長 | 中山義之 | 産業振興課長                    | 上田忠次  |

|                   |       |                              |      |
|-------------------|-------|------------------------------|------|
| 土木課長              | 西尾一泰  | 都市整備課長                       | 三輪秀樹 |
| 下水道課長             | 早川昇作  | 会計管理者兼<br>会計課長               | 田口邦郎 |
| 学校教育課長            | 飯塚義子  | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 梶浦智也 |
| 歴史民俗資料館長兼<br>図書館長 | 田畑由美子 |                              |      |

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会議務局長 | 佐野智雄 | 議事課長 | 浅野克教 |
| 書記     | 鈴木悦子 |      |      |

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 令和8年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 令和8年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 令和8年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 令和8年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 令和8年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 令和8年度弥富市下水道事業会計予算
- 日程第8 議案第7号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 弥富市職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 日程第12 議案第11号 弥富市ふるさとやとみ応援基金条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 調停の申立てについて
- 日程第16 議案第15号 弥富市立保育所条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 弥富市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第20 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 市道の認定について
- 日程第23 議案第22号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第24 議案第23号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第24号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第26 議案第25号 令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
- （追加日程）
- 日程第27 発議第1号 公共工事入札問題調査特別委員会の設置について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と伊藤千春議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第1号 令和8年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 令和8年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 令和8年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 令和8年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 令和8年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 令和8年度弥富市下水道事業会計予算

日程第8 議案第7号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第8号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第9号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市職員等の旅費に関する条例の全部改正について

日程第12 議案第11号 弥富市ふるさとよとみ応援基金条例の制定について

日程第13 議案第12号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 弥富市運動広場条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 調停の申立てについて

日程第16 議案第15号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 弥富市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第19 議案第18号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第20 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第21 議案第20号 弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金条例の制定について

日程第22 議案第21号 市道の認定について

日程第23 議案第22号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）

日程第24 議案第23号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第25 議案第24号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）

日程第26 議案第25号 令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第1号から日程第26、議案第25号まで、以上25件を一括議題といたします。

本案25件は既に提案をされておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典でございます。

皆さん、改めまして、おはようございます。

私のほうから、議案第13号及び議案第15号について質問をさせていただきます。

まず、議案第13号弥富市運動広場条例の一部改正について、3点伺います。

1点目、十四山グランド及び文化広場市民グランドに設置されている夜間照明について、それぞれ設置後年数が何年経過しているかお尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山グランドは昭和61年に設置されており、40年が経過しております。

また、市民グランドの照明につきましては昭和56年に設置されており、45年が経過しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 続きまして2つ目、直近3年間における十四山グランド及び文化広場市民グランドの夜間照明の利用回数について、それぞれ何回やったのかお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山グランド夜間照明について、令和5年度は8回、令和6年度は1回、令和7年度は8回であります。

また、市民グランド夜間照明については、令和5年度は211回、令和6年度は203回、令和7年度は令和8年2月末現在で177回でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 3点目です。

仮に十四山グランドの夜間照明設備を更新する場合、見込まれる工事費用は幾らになるのか。また、その工事した場合、財源内訳はどのようになるのかお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 水銀灯対応夜間照明からLED対応夜間照明に更新した場合、約3億3,600万円になります。

また、財源内訳につきましては、活用できる補助金がなく、全額一般財源となります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ありがとうございました。

詳細につきましては、また厚生文教委員会のほうでお尋ねさせていただきますので、よろしくをお願いします。

続きまして、議案第15号、保育所条例の一部改正についてであります。

2点質問させていただきます。

直近3か年におきまして、延長保育事業を利用している保護者が納付した延長保育利用料及び一時保育事業に利用している保護者が納付した利用料について、1月当たり3,000円または4,000円を超えていた事例があったのか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） このたびの改正は、乳児等通園支援事業の利用料の上限を条例に定めることに合わせ、従来から上限額を別途定めておりました延長保育利用料及び一時保育利用料の上限額を同額で明記するもので、制度の改正を伴うものではないかと存じます。

なお、これまでに延長保育利用料1月当たり3,000円または一時保育利用料1時間当たり400円を超えていた事例はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 議案第13号、15号について質問しました。ありがとうございました。

以上で質疑を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして、議案質疑させていただきます。

まず、議案第11号です。

ふるさとやとみ応援基金の条例を制定されるということなんですが、要はふるさと納税の関連だと思えますけれども、この寄附者の意向を反映するためにこうした基金をつくりたいということですが、この寄附者の意向というのはどのように把握される予定なんですか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） ふるさと納税ポータルサイト及び紙面での寄附金申込みにおいて、寄附者が寄附を行う際に希望の用途を選択できるようにしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 寄附者が希望の用途に対して選択できるということです。

ただ、寄附者というのは1人じゃないと思うんですけども、その場合、複数人になった場合、その意向というのは様々な分野にまたがると思います。

そうするとこの基金に入れると使うときに誰がどう判断して使うことになるんでしょうか。そして、その際に、この人には意向がそぐったけれども、この人には意向がそぐわないという可能性が出てくるとは思います。そういう可能性に対してどう説明していくんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市のふるさと納税におきましては、寄附を行っていただく際に希望の用途を選択できるようにしております。

1つの基金に積立てを行い、希望された人ごとの金額を管理し、予算編成の際に用途に応じた活用を検討してまいります。

なお、用途につきましては、行政分野単位での選択肢を用意し、その中で希望するものを選択していただくことから、意向にそぐわないという想定はしておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、説明聞いていますと、要するにこのふるさとやとみ応援基金の中に幾つかの分野でストックされていくと、そういうイメージでよかったですか。確認です。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） お見込みのとおりでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 分かりました。

じゃあ、続きます。

違う議題ですけど、先ほど横井議員からもありました議案第13号です。

十四山グラウンドのナイター設備が使えなくなるということですので、そうなった場合、このナイターや夜間使用などの代替地、回数としては多くなかったんですけども、その代替地などは今考えているんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山グラウンドを利用している団体には、市民グラウンドを利用させていただくよう説明をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市民グラウンドを利用するということでした。

じゃあ続いて、議案第14号調停の申立てについてですけども、弥生小学校の土地がなかなか折り合いがつかなかったということでしたが、借地料の関係で折り合いがつかなかった

のかなというふうに推察することができますが、その中身として、借地料が例えば幾らから幾らにしたいとか、そういう相談があったのか。その際に誰がどのような説明あるいは交渉を行ったのか教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 具体的には希望の借地料はお示しをいただいておりますが、現状の借地料では折り合えないほどの隔たりがあると伺っています。

また、対応につきましては、私が行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、現状、市の規定として、じゃあどういう基準でこれを貸し出すといった規定があって、その中で今まで借地料としては決めていた。それはどこの人がやっても同じ規定であるのでしょうか。その規定の中身って示せるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本件について、その借地の算定根拠につきまして、年額で固定資産税課税標準額に1,000分の65の率を乗じて得た額の円未満切捨ての金額でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そういった決まった基準から、今回その基準では駄目だというふうで地主が言われたから調停に入るということで理解しました。

では、続きます。

議案第19号です。

弥富市介護保険の条例の一部改正ということで、この説明を見ると、市町村民税の非課税世帯の方の課税が課されていないものの基準を設けるということで書いてありました。今までの運用と何が違うのでしょうか。

今までは非課税世帯の方も介護保険料というのは決まっていたかと思いますが、今までの違いを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） このたびの条例改正は、令和7年度税制改正において給与所得控除の見直しがされたことによる介護保険料の算定への影響に対応するため、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

この条例改正により、令和8年度の介護保険料の算定に限り、給与収入が55万1,000円以上190万円未満の方は、介護保険料の算定基準となる合計所得金額が税制改正前の水準まで引き上げられ、また市町村民税の課税非課税段階の判定についても同様に、税制改正前の基準に基づいて計算されるものでございます。

そのため、税制改正の影響により、令和8年度の市町村民税が非課税となった場合でも、

介護保険料の所得段階は課税と判定されることがございます。

なお、第9期介護保険事業計画期間における保険料額等を変更するものではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、今の国の施策によって、所得控除によってその上限が引き上げられるということから、今、課税の世帯が非課税世帯になると。その非課税世帯になっても、介護保険料は非課税の世帯の扱いで課税しないよということだと思んですが、やはり非課税世帯になるということはそれだけ大変だと思うのでそれを準じて介護保険料を非課税世帯に合わせるということのは、市独自で合わせるということではできないのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 富居介護高齢課長。

○介護高齢課長（富居利彦君） 今回の改正につきましては、介護保険施行令の改正に伴い全市町村が一律に実施するもので、特に今御質問の低所得者の課税、課税というか、段階をここで決めるものではありませんので、今回その改正ではないということです。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 介護保険料の基準段階を変えることじゃないということで、それは理解しました。

ただ、現実として、所得控除が多くなったことによって非課税の世帯になる家庭が出てくるということですね。そういう非課税になったのに非課税が適用されないという説明だったと思うんですが、やっぱり非課税になるなら、なぜ介護保険料非課税枠に入らないのかということでは非課税枠に入ることがなぜ市としては認められないのかということなんですけど。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） ただいまの質問でございますけれども、こちらにつきましては、国一律で対応するものでございますので、弥富市独自にということではございません。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 弥富市独自ではできないということですので、終わります。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

本案25件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

江崎貴大議員から発議第1号が提出をされました。

お諮りをいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 発議第1号 公共工事入札問題調査特別委員会の設置について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第27、発議第1号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者である江崎貴大議員に提案理由の説明を求めます。

江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） 発議第1号公共工事入札問題調査特別委員会の設置について、提案理由を申し述べます。

地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づきまして、公共工事入札問題及び再発防止対策に関する事項の調査をするために、委員定数8名をもって設置するものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

お諮りします。

本案は、その性質上、委員会付託を省略し、直ちに採決するとともに、可決された場合の委員の選任については、委員会条例第8条の規定により、議長において指名をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略し、直ちに採決するとともに、委員の選任は議長において指名することに決しました。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第1号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決をされました。

ここで議事整理のため暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時18分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

ただいま設置をされました公共工事入札問題調査特別委員会の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、平野広行議員、高橋八重典議員、江崎貴大議員、佐藤仁志議員、小久保照枝議員、板倉克典議員、横井克典議員、平居ゆかり議員の8人を委員に指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、公共工事入札問題調査特別委員会は、ただいま指名をいたしましたとおり、選任をすることに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

ただいま指名をいたしました公共工事入札問題調査特別委員会の委員の皆様は、本会議終了後、直ちに議会運営委員会室におきまして第1回目の委員会の開催をお願いします。

これをもって本日の会議は散会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時19分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀岡敏喜

同 議員 平野広行

同 議員 伊藤千春



令和8年3月25日  
午後2時00分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 伊藤千春  | 2番  | 柴田英里  |
| 3番  | 鈴木りつか | 4番  | 平居ゆかり |
| 5番  | 横井克典  | 6番  | 板倉克典  |
| 7番  | 那須英二  | 8番  | 加藤明由  |
| 9番  | 小久保照枝 | 10番 | 堀岡敏喜  |
| 11番 | 佐藤仁志  | 12番 | 江崎貴大  |
| 13番 | 加藤克之  | 14番 | 高橋八重典 |
| 15番 | 早川公二  | 16番 | 平野広行  |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 2番 | 柴田英里 | 3番 | 鈴木りつか |
|----|------|----|-------|

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|  |      |                           |       |
|--|------|---------------------------|-------|
| 市長   | 安藤正明 | 副市長                       | 村瀬美樹  |
| 教育長  | 高山典彦 | 総務部長                      | 伊藤淳人  |
| 市民生活部長   | 飯田宏基 | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長         | 安井幹雄  |
| 教育部長   | 渡邊一弘 | 監査委員<br>長                 | 水谷繁樹  |
| 総務課長   | 横江兼光 | 財政課長                      | 村田健太郎 |
| 人事秘書課長   | 神野忠昭 | 企画政策課長                    | 佐藤文彦  |
| 防災課長   | 太田高士 | 税務課長                      | 岩田繁樹  |
| 収納課長   | 細野英樹 | 市民課長兼<br>十四山支所長兼<br>鍋田支所長 | 下里真理子 |
| 環境課長   | 梅田英明 | 市民協働課長                    | 藤井清和  |
| 観光課長   | 伊藤信哉 | 保険年金課長                    | 中野修   |
| 健康推進課長   | 木村仁美 | 福祉課長                      | 後藤浩幸  |
| 介護高齢課長   | 富居利彦 | 児童課長                      | 伊藤一幸  |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長兼<br>いこいの里所長 | 中山義之 | 産業振興課長                    | 上田忠次  |

|                   |       |                              |      |
|-------------------|-------|------------------------------|------|
| 土木課長              | 西尾一泰  | 都市整備課長                       | 三輪秀樹 |
| 下水道課長             | 早川昇作  | 会計管理者兼<br>会計課長               | 田口邦郎 |
| 学校教育課長            | 飯塚義子  | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長 | 梶浦智也 |
| 歴史民俗資料館長兼<br>図書館長 | 田畑由美子 |                              |      |

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会議務局長 | 佐野智雄 | 議事課長 | 浅野克教 |
| 書記     | 鈴木悦子 |      |      |

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第1号 令和8年度弥富市一般会計予算
- 日程第4 議案第2号 令和8年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第5 議案第3号 令和8年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 令和8年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 令和8年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 令和8年度弥富市下水道事業会計予算
- 日程第9 議案第7号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 弥富市職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 日程第13 議案第11号 弥富市ふるさとやとみ応援基金条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 調停の申立てについて
- 日程第17 議案第15号 弥富市立保育所条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 弥富市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第20 議案第18号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金条例の制定について
- 日程第23 議案第21号 市道の認定について
- 日程第24 議案第22号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第25 議案第23号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第24号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第27 議案第25号 令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

（追加日程）

- 日程第28 発議第2号 弥富市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第29 海部南部消防組合議会議員の選挙について
- 日程第30 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第31 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第32 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 00 分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 88 条の規定により、柴田英里議員と鈴木りつか議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 2 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

令和 8 年 3 月 13 日に開催をされました公共工事入札問題調査特別委員会におきまして、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に江崎貴大議員、副委員長に平野広行議員がそれぞれ選任された旨の報告がございましたので、御報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議案第 1 号 令和 8 年度弥富市一般会計予算

日程第 4 議案第 2 号 令和 8 年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 5 議案第 3 号 令和 8 年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 6 議案第 4 号 令和 8 年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 7 議案第 5 号 令和 8 年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 8 議案第 6 号 令和 8 年度弥富市下水道事業会計予算

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第 3、議案第 1 号から日程第 8、議案第 6 号まで、以上 6 件を一括議題といたします。

本案 6 件に関しまして、審査の経過と結果の報告を予算決算委員長に求めます。

早川公二予算決算委員長。

○予算決算委員長（早川公二君） 予算決算委員会に付託されました案件は、当初予算に関する議案として、議案第 1 号令和 8 年度弥富市一般会計予算についてをはじめ 6 件、補正予算に関する議案を 4 件、併せて 10 件について、去る 3 月 18 日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。

それでは、ただいま議題となっております当初予算に関する 6 件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部所管の当初予算について、議案第 1 号令和 8 年度弥富市一般会計予算及び議案第 2 号令和 8 年度弥富市土地取得特別会計予算、以上 2 件を審査いたしました。

委員から通告にて、通話録音装置設置事業について、導入に際し複数のシステムを比較検

討したのかとの質問に、市側より周辺自治体の導入実績など複数の装置を調査研究し、現在の電話交換機の活用を含め、機能や費用等を総合的に判断して予算計上しましたとの答弁があり、続いて、市役所本庁舎に通話録音装置を設置した理由に、行政サービスの向上及び職員への不当な圧力等の抑止とあるが、具体的な課題、録音装置が最適な解決策と判断した根拠はとの質問に、長時間にわたり拘束されるケースがあり、今回導入することで市民対応の正確性向上のほか、通話録音応答メッセージを流し録音することをお知らせすることで、不当な要求等が抑止されることが期待され、職員が安心して本来の業務に専念でき、行政サービスの向上につながると考えますとの答弁がありました。

次に、建設部所管の当初予算について、議案第1号令和8年度弥富市一般会計予算及び議案第6号令和8年度弥富市下水道事業会計予算、以上2件を審査いたしました。

委員から通告にて、自由通路整備工事委託料、橋上駅舎等整備工事負担金について、令和8年度中に完了する具体的な工事内容の詳細、工種はとの質問に、主なものとして、旅客上屋の一部撤去及び新設、自由通路のくい工事、名鉄の軌道及びホームの新設工事などを予定していますとの答弁に続き、国の負担金割合の見込みはとの質問に、国の補助金である防災安全交付金を活用して整備を進めており、補助金額の上限は補助対象事業費の2分の1の額ですとの答弁に、令和7年度は予定どおりいかなかったが、そのようなことはないかとの質問に、国も厳しい財政状況の中、予算配分や交付を要望する自治体数、要望額等により、毎年度、内示率が異なるため要望どおりに予算が確保されない場合がありますとの答弁がありました。

続いて、下水道事業会計予算に対し、いつまで整備を続けるのかとの質問に、佐古木地区及び五之三川平地区の整備が完了で公共下水道整備事業は一旦区切りがつかます。その時期は、今後の国の交付金額等の事情次第ですが、令和11年度から12年度頃を予定しています。その後は、未整備地区として整備困難地区が残りますが、整備を進めて行くかは政策判断と考えていますとの答弁がありました。

続いて、老朽化対策を考えていかなければならないのではとの質問に、本市の下水道事業は平成15年度より順次整備を開始しており、令和7年度現在で、最も古いところで整備開始後21年ほど経過していることから、法定耐用年数50年を超えた管渠はございません。また、将来の老朽化対策に備え、建設改良積立金を積み立てていますとの答弁がありました。

次に、市民生活部所管の当初予算について、議案第1号令和8年度弥富市一般会計予算を審査いたしました。

委員から通告にて、コミュニティバス運行事業についてとして、チョイソコ事業が5か月目になるが、停留所を増やしてほしいとの声を聞くが増やすことは可能かとの質問に、住宅地停留所は、個人での要望で増やすことはできませんが、区長・区長補助員の取りまとめ申

請で順次追加させていただいていますとの答弁があり、続いて、ほかに改善要求などはあるかとの質問に、会員へのアンケート結果では、予約が取れないことが多い、運行していない曜日がある、運行時間が短いなどがありましたとの答弁があり、さらに委員より、チョイソコの電話予約困難及び特にネット予約の不成立が多くなっていると感じるが、解決する予算はといった質問に、電話等での意見等から午前中の予約不成立が多数であったことから、月曜日から土曜日 8時から13時の5時間、1台増車とし約515万円を計上していますとの答弁がありました。

最後に、運行時間を延長してほしいとの声があるが、見直すことはできないかとの質問には、運行時間の延長は、運行曜日の見直しの検討後の課題として考えており、時間延長の検討はもう少し先になる予定ですとの答弁がありました。

次に、健康福祉部所管の当初予算について、議案第1号令和8年度弥富市一般会計予算及び議案第3号令和8年度弥富市国民健康保険特別会計予算から議案第5号令和8年度弥富市介護保険特別会計予算まで、以上4件を審査いたしました。

委員より、予防接種事業について新たにRSウイルス定期接種が導入されるが、目的と対象年齢、期待される効果はとの質問に、妊娠中に接種することで乳幼児の肺炎・細気管支炎の主要な原因であるRSウイルスの感染を防ぐことを目的に対象者を令和8年4月1日以降に、妊娠28週ゼロ日から36週6日までの妊婦の方とします。母子免疫ワクチンと言われ、妊婦に接種すると母体内で作られた抗体が胎盤を通じ胎児に移行し、出生時からRSウイルスに対する予防効果を得ることが期待されますとの答弁がありました。

他の委員から、子ども会育成費補助金及び弥富市子ども会連絡協議会補助金について、昨年度よりも減少している理由はとの質問に、令和6年度までは市子ども会大会と市子連スポーツ大会を実施していましたが、市子連の登録子ども会の数及び人数が減少したため、令和7年度は、市子連お楽しみ会へ変更するなど行事の見直しが行われました。令和8年度は7年度と同様のため、子ども会連絡協議会の事務局と調整し、予算の見直しを行ったためですとの答弁がありました。

続いて、令和8年度からの子ども会の存続と状況はとの質問に、令和7年度の市子ども会連絡協議会に加入している子ども会は、6単位で会員数が105人でした。令和8年度も6単位で会員数もほぼ同数となる見込みですとの答弁がありました。

次に、教育部所管の当初予算について、議案第1号令和8年度弥富市一般会計予算を審査いたしました。

委員から通告にて、部活動地域展開の進捗状況はとの質問に、令和7年12月に新たに国から示されたガイドラインにのっとり、現在、令和9年9月からの休日部活動を地域展開していくため、指導者・参加者募集に関する準備、組織づくり等々を進めているところですとの

答弁がありました。

続いて、スマートロックキー導入委託料について、スマートロック導入による省力化とは、具体的に受付事務の何時間削減を見込んでいるのかとの質問に、施設利用者の利便性は大幅に向上すると考えますが、職員は、使用許可や収納額の確認などの業務はオンライン方式で残ることとなり、職員の事務負担が劇的に軽減されるものではないと考えていますとの答弁に続き、スマートロックキーはどこでどのように使用するのか。使用する際、トラブルに対するセキュリティー対策とバックアップ体制の説明をとの質問に、市側より、学校体育館及び農業振興施設での導入を予定しています。使用方法は、施設予約と使用料の納付が完了後、システムから施設使用者に対し、スマートロックキーの暗証番号が発行されます。施設使用者は、事前に社会教育センター等の窓口まで鍵を受け取りに来ることなく、暗証番号をスマートロックキーに入力することで施設を利用することが可能となります。

なお、扉へ直接埋め込むスマートロックキーではなく、施設の壁や柱等にボックス型スマートロックキーを設置する予定です。したがって、急な通信障害により使用施設の開錠ができなくなることはなく、スマートロックキーの導入により不法侵入等の危険性が現状から大きく高まることはないと考えていますとの答弁がありました。

付託された議案に対し、以上のような質疑を経て、討論に入りました。

議案第1号に対し、高速道路に2,000万円かけて雨、風が防げない野ざらしのあまり効果が見込めない避難所を造る予算が計上されている。他の委員より、今後5年間で50億円借りて80億円返すという予算であるという反対討論がありました。

議案第3号には、均等割、平等割は、子供がいればいるほど大きな値上げが予定されている。さらに、制度自体に限界が来ている。市では厳しいと考えるが、制度の見直しを含め賛成できないという反対討論があり、一方、誰もが安心して医療を受けられる基盤を支えること、予防事業にも力を入れていることは、市民の命と健康を守る意義があるという賛成討論がありました。

議案第4号には、年金が下がる中、かなり負担が大きくなっている。制度自体の見直しを考えていかないと高齢者の今後の生活に影響が出るこの制度自体認められないという反対討論があり、一方、高齢化が進む中、誰もが安心して老後を迎えるための支えである。医療の需要が増える今こそ安定した制度運用が不可欠であるという賛成討論がありました。

議案第5号には、介護保険を使う際の負担割合が増えようとしている。介護保険料も高くなるということは、実際使えなくなっていく制度になりかねないような制度自体に賛同できないという反対討論があり、一方、高齢化の尊厳ある生活を守る基盤として不可欠な予算であるという賛成討論がありました。

最後に、議案第6号には、修繕などの多額の費用が発生することを考え、合併浄化槽への

見直しに切り替えるなどし、新規事業には着手しない。他の委員より、会計は破綻しているという反対討論があり、一方、目には見えにくいですが、暮らしには欠かせない事業であり、維持管理など将来の投資に必要な予算であるという賛成討論がありました。

以上のような討論があり、採決の結果、議案第1号は賛成多数により原案を了承、議案第2号は全員賛成で原案を了承、議案第3号から議案第6号まで、以上4件は賛成多数により原案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、これより討論を行います。

まず、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に基づきまして、反対の立場で討論したいと思っています。

議案第1号令和8年度弥富市一般会計予算についてですが、まず初めに、弥富市は4月から20周年を迎えます。20周年という割に積極的なイベント等の予算はほとんどなく、市民に手弁当で盛り上げてほしいという他力本願な予算になっています。

一方では、委託事業としてイベントを行うものには予算を出すという公平性、透明性を欠くものになっています。20周年で盛り上げていくというなら、市民の企画するイベント等にも積極的な財政支援も行っていただきたいというふうに感じています。

また、今回、大きな特色として、国より学校の給食費の小学校の給食費の大きな補助が入っております。学校、保育所の給食については、弥富市は自校方式の形式を維持し、物価高騰に合わせて食材費も上げ、質の高いおいしい給食を提供するという点は、他の自治体の追随を許さない優れた弥富市の数少ない誇るべき大きな魅力で高く評価できるものの、他自治体が無償化や大幅な負担減の中で、弥富市は国からの補助金しか投入せずに物価高騰の中で大変な中、大きく保護者の負担を残すものとなっています。

愛知県内でも54自治体のうち、7つの自治体が自校方式を行っておりますが、例えば犬山市など自治体負担を上乗せして自校方式と無償化を行うところもあると聞いています。

また、プールの授業では、十四山西部小学校を民間委託して授業を行うということが示されています。将来的によつば小学校でのプールは事実上廃止ということで、このプールが使えないということになります。しかし、それまでに関しても十四山東部小学校で共同の触れ合い事業として行えば、現段階でもプール事業の委託は必要ありません。しかも移動に大き

く時間を費やし、前後の授業時間まで削っていくという計画になっており、児童にも大きく負担がかかるが、そういう計画であるものを、当初の答弁ではそういうふうには言わずに、深く聞いてようやくそういったことが出てくるもので、答弁の誠実さとしても欠けています。

また、高速道路の避難場所に2,000万円拠出する避難所ですけれども、屋根などもなく野ざらしの状態、雨風も防げない、台風などの災害には活用しづらいものとなっています。2,000万円も使ってせつかく整備するのであれば、もっと災害時の状況を想定し、現実的に使える生きた避難場所にしていただきたいと思っています。

さらには、よつば小学校の建設に約12億円来年度予算に盛り込まれています。しかし、落札率99.7%というほぼ100%に近い状況となっています。もともと海拔マイナス1.9メートルの場所に建設するというのは反対ですが、弥富市の談合が疑われる中で、さらに疑惑が生まれかねない状況での落札率の高さとなっています。

市はそういうこともあると全面的に信頼してと、聞こえはいいですけれども、5年以上前からこの落札率は99%の近似値が続いており、官製談合を疑われてもなお不自然に感じないというものは、もはや信頼ではなく、責任放棄の怠慢です。仮に5年間の99%近似値の落札率ではなく、例えば10%でも抑制できていれば、20億円以上の財源があったと考えられます。財政が厳しいというなら、なおさらこうした談合に対しても厳しいチェックを行うべきであります。

自由通路事業に関しても同様で、新年度予算は約6億7,000万円の工事費が組まれています。しかしながら、本来不必要な工事がちゃっかり盛り込まれていないか、本当に事業精査されているか、莫大な予算になるものだから厳しい目で見えていく必要があると思います。

特に駅舎に関しては、あくまで機能保証なのだから、華美なものにならないよう、華美なものについては鉄道事業者が負担していただくようしっかりと監査し、目を光らせていくべきだというふうに思います。

全体として、こうした他力本願的な予算あるいは公平性透明性もない予算そしてやはりあまり生きた予算になっていないというのが、この第1号予算について思うところであります。

また、弥富市としては、やはり厳しい財政の中で、今後、将来を見据えて何をしていくかと。今の予算ではどんどん廃止、衰退の状況の中で、もう少子化の中で仕方がないというようなことで諦めている、そんな予算に感じられます。そうではなくて、やはり未来に対してどうしていくか、このまちをどうやっていくか、人口を増やして弥富市の税収を上げ、そして将来的に持続可能な弥富市をどうやってつくっていくかというところが全く見えてこない、そうした予算になっておりますので、賛成することができません。

議案第3号、国民健康保険制度については、今どんどん値上がりしているのが現状となっています。今回も大幅な値上げが予定されており、被保険者負担の限界というふうになって

います。抜本的な制度改正とともに、公費の大幅な投入を行うなど、大本からの見直しが必要と考えます。

また、議案第4号、5号についての介護、後期高齢者保険の特別会計であるものに対しては、高い保険料に加え、今窓口負担も2倍、3倍に上がっており、市民、国民の負担は限界となっています。国民健康保険制度同様、制度そのものの抜本的な見直しが必要だというふうに考えています。

議案第6号の下水道事業については、一般会計からの繰入れが多額となっています。今後も未来永劫的に必要になる状況であり、新規事業は即刻やめ、国ですら今、合併浄化槽の切替えを推奨し出しています。下水道事業の政策的な転換の決断が必要な時期だというふうに考え、この予算に対して反対とさせていただきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、次の4件の議案について、賛成の立場から討論を行います。

1つ目、議案第3号令和8年度弥富市国民健康保険特別会計予算、2つ目、議案第4号令和8年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算、3つ目、議案第5号令和8年度弥富市介護保険特別会計予算、4つ目、議案第6号令和8年度弥富市下水道事業会計予算の以上4件についてです。

まず、議案第3号令和8年度弥富市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

本特別会計の予算規模は38億9,180万円で、前年度より950万円の増額となっております。医療費の中心となる保険給付費は約26億円が計上されており、市民の医療を支える重要な内容となっております。また、県への納付金についても約12億円が計上され、制度の安定的な運営が図られています。

歳入においては、保険税約9億4,000万円に加え、県支出金や一般会計からの繰入れにより必要な財源が確保されており、低所得者の負担軽減にも配慮されています。さらに、約3,800万円の保健事業費が計上されており、検診の受診促進や疾病予防の取組が進められる点も評価できるところであります。医療費の増加という課題はあるものの、本予算は市民が安心して医療を受けられる体制を支えるものであり妥当なものと判断し、以上の理由から賛成いたします。

次に、議案第4号令和8年度弥富市後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

本特別会計の予算総額は9億2,189万円で、前年度より6,297万円の増額となっております。これは、高齢者の進展に伴う被保険者の増加や医療費の動向を踏まえ、制度の安定的な運営を図るものです。後期高齢者医療制度は、県の広域連合が運営し、市は保険料の徴収や資格管理などを担っています。

本市においても、高齢者が安心して医療を受けられるよう適切な運営が求められております。今後も医療需要の増加が見込まれる中、安定した制度運営と安心して暮らせる地域づくりを支える本予算は妥当なもの判断し、以上の理由から賛成いたします。

次に、議案第5号令和8年度弥富市介護保険特別会計予算について申し上げます。

本特別会計の予算規模は41億1,430万円で前年より2億3,610万円の増額となっております。

主な支出である保険給付費は約39億円と増加しており、高齢化に伴う介護需要の高まりに対応したものであります。

一方で、地域支援事業費は約1億1,000万円で減額となっており、今後は介護予防や重度化予防、重度化防止の取組のさらなる充実が求められております。

歳入において、保険料約8億7,000万円をはじめ、国庫支出金や支払基金交付金、一般会計からの繰入れにより安定した財源が確保されております。介護保険制度は、高齢者の生活を支える重要な仕組みであり、本予算は安心して暮らせる地域づくりにつながるものとして本案に賛成いたします。

最後に、議案第6号令和8年度弥富市下水道事業会計予算について申し上げます。

本事業会計の予算規模は26億6,202万2,000円で、前年度より約2億円の増額となっております。収益的支出は約13億円で、施設の維持管理や減価償却など適切な運営に必要な経費が計上されております。また、資本的支出も約13億円で、下水道整備や管渠の布設、老朽施設の更新などが計画的に進められております。財源については、企業債や国・県補助金、一般会計繰入れにより確保されており、負担の平準化にも配慮されております。

下水道は、生活環境の向上や水質保全を支える重要な社会基盤であり、老朽化対策や耐震化への対応も不可欠であります。本予算は、維持管理と将来に向けた投資の両立を図るものとして評価できることから、本議案にも賛成いたします。

以上で、4議案に対する賛成討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

2件ですね、議案第1号令和8年度弥富市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

反対理由は多岐にわたりますが、特に重大な問題点、3点に絞って申し上げさせていただきます。

1点目、財政の悪化と無謀な起債、つまり借金計画ですね。

最大の理由は、費用対効果が著しく乏しい巨大大業が計上されており、市の財政を極めて危険な状態に陥れるという点です。本市の将来負担比率は、現在、愛知県下でワーストに転落していると報道さえもされています。

質疑の中で、念のために中期財政計画で今後5年間の市債発行額を聞いたところ、約80億円、こういう借金を行っていくという計画になっています。ところが現在、市が毎年返済している借金は、利子を含めて約11億円ぐらいです。今後5年間で約80億円ということは、年平均で16億円で、いずれはだから16億円返さなきゃいけない、16億円プラス利子を返さなきゃいけないことになるわけです。これまでは低金利でしたが、もう既に金利が上がっています。借入れだと2%なんてもう普通ですよ。今後の金利上昇局面を考えれば、これ以上上がれば返済額が2倍になるおそれすらあります。もちろん、その借金の中には、例えば社会教育センターなど、どうしても改修が必要な公共施設もあります。

しかし、弥富駅自由通路等、この巨大な借金ですね、もう一度言いますけれども、今は11億円、だけど16億円プラスの返済額になったら、結局ざっくり言っても5億円以上一般の予算を切らなきゃいけないということです。市民の生活に直結するサービスを削減、すなわち市民生活の切り詰めを強いることになり、到底看過できません。

2点目、その巨大な借金の原因ですが、鉄道事業者の都合のよい橋上駅舎化自由通路事業という点です。

このJR及び名鉄の整備事業における公金の支出の中身です。支出の在り方です。自由通路事業と言っていますが、実態はJRによるJRのための名鉄による名鉄のための橋上駅舎化としか思えません。なぜかと言えば、かつてあった近鉄駅の整備のときは補助金方式でしたので、当初29億円を上限としてスタートしたんですが、当然近鉄さんは民間企業としてコストカットに努めて26億円で終了しました。市はその約37%に当たる9億円の補助でした。ところが今回のは、ほとんど弥富市が払うというんです。なので、その中身を見てみると鉄道事業者が自ら整備すべき電気設備やホームなどについて補償という名前の名目でほぼ全額で公費で負担しようとしています。もちろん国の補助が一部あることは承知していますが、原資は結局我々の血税です。市民がそういうことを知らないことをいいことに、極めて鉄道事業者にとって都合のよい予算となっており、断じて認められません。

3点目、最後ですが、下水道事業への巨額な負担転嫁です。

下水道事業の一般会計からの繰出金ですが、これは今年だけでなく、長年にわたり毎年5億から6億もの巨額な補助を一般会計から注ぎ込まなければ成立しない構造が放置されています。

詳細については、次の下水道特別会計で説明しますが、それも含めて本予算案は全体として事業の精査が全く足りていません。将来の弥富市民に莫大なツケを回す本予算には到底賛成できないことを強く申し上げ、まずは一般会計予算に対する反対討論とします。

次に議案第6号令和8年度弥富市下水道事業会計予算について反対の立場から討論します。

この件については、一貫して幾つもの理由によって反対していますが、その理由が全く解

消されておらず、むしろ事態は深刻化しています。

3点に絞って申し上げます。

1番、費用対効果を無視した拡大路線の継続です。

平成12年の法改正以来、合併処理浄化槽の性能は飛躍的に向上し、下水道と同等の水質浄化能力を持っています。その後建設された御家庭、改築された御家庭には、この高性能な合併浄化槽が整備されています。それに対して、本市のように人口や家屋の密度が低い地域において、長距離の管路を敷設する下水道事業は極めて非効率です。しかも、本市の地形は平坦であるため自然流下をしないため、あちこちでポンプでのくみ上げや農業集落排水は真空式システム、つまりバキュームカーのようなシステムで水を集めています。この莫大な電気代に加え、このポンプ、それから真空弁、これはゴム部品ですので劣化が速く、その交換費用は極めて高額です。この維持管理コストの構造的な問題を抱えたまま、いまだに拡大路線を止めようとならない市の姿勢には、将来に大きな憂いを残すものです。

2点目で、破綻している収益構造と一般会計への依存です。

現時点において、初期投資の借金返済を度外視したと分けて、いわゆる毎年の維持管理費すら現在の下水道収入ではほとんど賄えていません。いいところとんとんです。これは将来的にも改善の見込みが極めて厳しいと言わざるを得ません。

結局、建設費の借金返済だけでなく、今後始まってくるこの管路の施設の更新費用も含めて、また更新費用も一般会計から多額の補助金、繰入金というんですが、依存し続けることになります。これ以上の新規拡大を直ちに停止するという条件が実施されない以上、本予算には大反対せざるを得ません。

最後に3点目、海溝型巨大地震における液状化リスクと復旧の障がいです。

いよいよ差し迫ってきている海溝型巨大地震の点において、もうこの地域は壊滅的な液状化現象が予想されます。下水道管路は甚大な被害を受け、その修復には天文学的な費用がかかります。

加えて、最近皆さんも気がつかれていますよね。マンホールが浮き上がる、1メートルも2メートルも。これどうなりますか。災害時において緊急車両の通行を妨害しませんか。道路のど真ん中でも浮き上がるんですよ。人命救助やその他のその後の復旧活動において致命的な障害となります。防災の観点からも、現行の下水道システムの過度の依存は極めて危険です。

以上、経済的合理性の欠如、財政的持続性のなさ、そして災害時の致命的な脆弱性を指摘し、下水道事業特別会計予算に対する反対討論とします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。  
これより採決に入ります。

議案第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第7号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第8号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第9号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第10号 弥富市職員等の旅費に関する条例の全部改正について

- 日程第13 議案第11号 弥富市ふるさととみ応援基金条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 調停の申立てについて
- 日程第17 議案第15号 弥富市立保育所条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 弥富市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金条例の制定について
- 日程第23 議案第21号 市道の認定について
- 日程第24 議案第22号 令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第25 議案第23号 令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第24号 令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第27 議案第25号 令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第9、議案第7号から日程第27、議案第25号まで、以上19件を一括議題といたします。

本案19件に関し、審査の結果、経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、早川公二総務建設委員長。

○総務建設委員長（早川公二君） 総務建設委員会に付託されました案件は、議案第7号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてはじめ8件を審査いたしました。

本委員会は、去る3月16日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第7号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について及び議案第8号弥富市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、委員より、報酬等審議会の答申を鑑みとあるが、審議会の構成員と答申内容はとの質問に、弥富市特別職報酬等審議会条例に基づき、地元金融関係、地元企業、市民代表、公共的団体、公募市民など10名に委嘱し、人事院勧告の状況、消費者物価指数の状況、本市の財政状況など22の資料を基に審議した結果、市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員ともに改定率の1.4%引上げの答申がありましたとの答弁がありました。

さらに市長就任以降、非難される内容の報道が絶え間なく発生している中、給与の値上げを提案する理由はとの質問に、審議会の答申結果を踏まえて議案を上程しており、市三役、議員は、その職責に対し報酬等を定めるものととの答弁がありました。

討論はなく、採決に入り議案第7号及び議案第8号は、平野広行委員、加藤明由委員の退席がありましたが、出席委員の全員賛成により原案を承認しました。

続いて、議案第9号では、事前の質問に市側より答弁があり、討論はなく、全員賛成で原案を了承いたしました。

議案第10号弥富市職員等の旅費に関する条例の全部改正については、委員より、旅費を最も経済的な通常の経路及び方法により計算し、実費弁償とするとあるが、その具体的判断基準、承認手続、内部チェック体制はとの質問に、市側より、最も経済的な通常の経路及び方法は、これまでどおりで判断基準を通常利用される交通機関を前提にインターネット等を活用し、運賃・料金を合理的かつ経済的な経路を選択することとし、承認手続及び内部チェック体制は、まず、決裁規程に基づく決裁権者が経済的な経路であるかの確認・承認をし、その後、人事秘書課が最終確認したものを最終的に会計課で内容審査を行い、支払う仕組みですとの答弁がありました。

討論はなく、全員賛成で原案を了承いたしました。

議案第11号弥富市ふるさとやとみ応援基金条例の制定については、委員より、本基金を条例で新設する必要性、既存の一般会計管理では不十分とする理由、既存ふるさと納税制度との関係をどのように認識したらよいのかといった質問に対し、市側より、これまで当初予算では、寄附額や希望する使途が不明確であり、あらかじめふるさと納税を寄附者の希望する使途に充当した予算編成が困難であったが、一度、基金に積み立て、その後、基金の繰入れという手法により使途を明確にするとともに、寄附者の希望に沿った予算編成が行えるものとなりますとの答弁がありました。

討論はなく、全員賛成で原案を了承いたしました。

議案第12号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、質疑、討論はなく、全員賛成で原案を了承いたしました。

議案第20号弥富市木曾川用水濃尾第二施設改築基金条例の制定については、委員より、事業主体と事業の目的、必要性、事業概要についてとの質問に、独立行政法人水資源機構木曾川中下流用水総合管理所ですとの答弁に続き、事業計画期間と本市の事業負担金の想定はとの質問に、工事期間は、令和4年度から令和18年度までの工期を予定していますが、工期が延長されることが考えられます。負担割合は、国55%、県40%、関係市町村5%で、事業費は当初は350億円であったが、令和7年度までの物価上昇による事業費増加の見通しから現在の概算見込額は約420億円になると聞いており、関係市町村は、本市以外に愛西市、蟹

江町、飛島村が関係しており、その中で、関係市町村5%分から本市の負担割合の見込みを算出すると総概算額約420億円に対し、約12億7,000万円となり、別途、建設利息が上乗せされるため、令和7年度時点の総換算事業負担見込額は、約15億円になると見込んでいますとの答弁がありました。

さらに、積立期間中の一般会計への影響及び他の大型事業との財源競合の可能性についての質問に、市側より、市の財政状況を考慮しつつ、財政部局や市幹部と協議の上、計画的に積立てを行いますとの答弁がありました。

以上のような質疑を経て討論はなく、全員賛成で原案を了承いたしました。

議案第21号市道の認定については、事前の質問に市側より答弁があり、討論はなく、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、行政視察報告を議題とし、板倉副委員長より令和8年1月23日、岡山県笠岡市へ行き、産業振興ビジョンについての視察報告をしていただきました。詳しくは、お手元の行政視察報告書を御覧いただきますようお願いいたします。

この視察は、当初の予定では、兵庫県三木市へ、ヤード条例制定に向けた視察と併せ計画しておりましたが、現地視察前日からの寒波襲来に伴う、顕著な降雪予想並びに乗車予定の鉄道に計画運休や大幅な遅延を周知する報道もあり、視察先の三木市と協議し、三木市視察は中止し行程を変更しました。その結果、三木市に関しては、事前に提出いたしました質問回答並びに当日の説明資料による書面での確認としております。

最後に、ただいまの笠岡市への視察も含め、総務建設委員会では、今年度、約1年かけて産業振興をテーマに所管事務調査に取り組んでまいりました。その調査結果を所管事務調査報告書としてまとめましたので、御覧ください。作成いたしました所管事務調査報告書に基づき、5つの提言にまとめたものがお手元にあります。産業振興施策に関する提言書です。本市の今後の産業振興の一助になることを期待し、作成いたしましたので、こちらも御確認いただけると幸いです。

なお、この産業振興施策に関する提言書につきましては、本会議終了後、安藤市長に申入れますこととお伝えし、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、加藤克之厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（加藤克之君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第13号弥富市運動広場条例の一部改正についてをはじめ7件です。

本委員会は、去る3月17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第13号弥富市運動広場条例の一部改正についてを審査いたしました。

事前の質問に市側より答弁があり、討論はなく、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第14号調停の申立てについてでは委員より借地料の内容についての質問に個人の財産情報に当たり個人情報のため回答を控えさせていただきますとの答弁がありました。

続いて、他の施設にも借地は存在するののかとの質問に、白鳥小学校と十四山東部小学校にございますとの答弁があり、続いて、市が借用する場合の借地料の算定根拠はとの質問に、平成27年1月8日付総務部長通知に基づき、固定資産税課税標準額に1000分の65の率を乗じて得た額の円未満切捨ての金額ですとの答弁がありました。

また、調停中であっても学校運営に支障はないかとの質問に、借地料は、津島法務局に供託していますので、学校運営に支障はありませんとの答弁がありました。

このような質疑を経て討論に入り、一般財源で購入することが明らかとなり、そのような財政負担を負うのであれば、代替地などの検討もするべきとの反対討論があり、他の委員から、調停を進めていくべきとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

議案第15号弥富市立保育所条例の一部改正について、議案第16号弥富市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第17号弥富市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員より事前の質問がありましたが、討論はなく全員賛成で原案を了承いたしました。

次に、議案第18号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、委員より、子ども・子育て支援のためというが、均等割や平等割が値上げされていたら子供のいる家庭は負担増になるのではとの質問に、今回の弥富市国民健康保険税条例の一部改正は、子ども・子育て支援を目的とした税率改正ではなく、国民健康保険事業の健全な財政運営及び愛知県の保険税統一化を見据え県の示す標準税率に合わせる改正を行うものです。

子ども・子育て世帯を応援することを目的に創設された子ども・子育て支援納付金分を従来の国民健康保険税の賦課方式に加えたもので、子ども・子育て支援納付金は、全世代や企業の皆様から拠出していただくもので、子供がいる世帯の負担が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子供に係る支援金の均等割額を10割軽減する措置が講じられていますとの答弁がありました。

討論では、国民健康保険の財政が厳しいのは理解するが、子供を抱えた世帯の負担が大きくなるとして反対討論があり、一方、負担が増えるのは事実であるが、苦渋の賛成をするとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

最後に、議案第19号弥富市介護保険条例の一部改正については、委員より事前の質疑がありましたが、討論はなく、全員賛成で原案を了承し、付託事項の審査を終了しました。

続いて、提言書については、令和7年12月定例会で私から報告いたしました保育士確保と保育士支援について並びにこどもショートステイ事業についてをテーマにまとめた所管事務調査報告書を作成したことを御報告するとともに、その報告書に基づき、4項目にわたりまとめた提言書の報告も併せて行いました。

提言書は、本市の今後の保育士確保及び子育て支援体制の一助になることを期待し、作成いたしましたので、こちらも一度御確認ください。

保育士確保及び子育て支援体制の強化に関する提言書につきましては、本会議終了後、安藤市長に申入れをいたします。

最後に、以前市長に提言いたしました学校跡施設を活用した子育て及び多世代交流施設につきましては、内容が多岐にわたることから一旦取下げし、議員有志による要望書として改めて市側に提出することをお伝えし、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、早川公二予算決算委員長。

○予算決算委員長（早川公二君） 予算決算委員会に付託されました補正予算案件は、議案第22号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）をはじめ4件です。

本委員会は、去る3月18日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部所管の補正予算について、議案第22号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）及び議案第25号令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、以上2件を審査いたしました。

委員から議案22号に対し、今回の減額補正3億8,864万1,000円の主な要因と減額したことによる市民サービスへの影響はとの質問に市側より、主な減額内容は、年度末に向けた決算見込みに基づく不用額の精査によるものが主なもので、予定していた事務事業を効率的に行ったことによる削減効果であり市民サービスへの影響はございませんとの答弁がありました。

続いて、補正後の財政調整基金残高額、標準財政規模比で何%、本年度決算見込みは黒字かとの質問に、市側より、令和7年度末の残高見込みは約16億9,400万円で、標準財政規模120億4,399万7,000円に対し、約14%となります。なお、令和7年度決算見込みは、実質収

支は黒字と見込んでおりますとの答弁がありました。

また、議案第25号に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,977万2,000円が8年度補正予算で計上され、水道料金の4月、5月分の基本料金免除と中学校給食費の補助に措置された。この事業に充てた理由はとの質問に、市側より、令和7年度、国補正予算は、当初、令和6年度、国補正予算の推奨事業メニューに係る交付限度額の330%以上の見込みとの通知があり、2億5,862万1,000円と仮定し、庁内で実施事業を協議し、物価高騰の影響を受けている市民への現金給付並びに市民及び市内事業者に広くかつ早期に執行するため、直接的効果を及ぼすライフラインの一つである上水道料金の令和8年2月分と3月分の基本料金免除を実施することとし、その後、交付金の限度額が当初想定を上回る3億3,428万9,000円でしたので、残額の物価高騰対策について改めて協議を行い、令和7年度補正予算に計上している市内私立保育所等の物価高騰分の給食費の補助、引き続き水道料金の4月分と5月分の基本料金免除、給食費値上げによる保護者負担の軽減を図るための中学校給食費補助を実施するとし、令和8年度補正予算を計上しましたと答弁がありました。

次に、建設部所管の補正予算、議案第22号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）の審査では、質疑はありませんでした。

続いて、市民生活部所管の補正予算、議案第22号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）及び議案第25号令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、以上2件を審査いたしました。

いずれの議案に対しても、質疑はありませんでした。

次に、健康福祉部所管の補正予算、議案第22号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）、議案第23号令和7年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第24号令和7年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第5号）、以上3件を審査いたしました。

委員から通告にて、議案第24号に対し、1,583万7,000円を減額する主な要因はとの質問に、市側より、保険給付費減額分と介護保険支払準備基金積立金増額分の差額で、介護保険事業計画の介護サービス見込みが毎年伸びていく推計であったものが、今年度は令和6年度並みで推移しているためですとの答弁がありました。

次に、教育部所管の補正予算について、議案第22号令和7年度弥富市一般会計補正予算（第11号）及び議案第25号令和8年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、以上2件を審査いたしました。

委員から通告にて、議案第22号に対し、繰越明許費の変更内容及び繰越理由はとの質問に、市側より、弥富まちなか交流館リニューアル改修工事の工期が当初契約の令和8年3月31日を令和8年6月まで延長することで、4月以降に施工する箇所に設置する備品を購入する必要があるため、購入予定の主なものは、3階の共用部や屋外テラスの椅子やテーブルなど

ですとの答弁がありました。

続いて、議案第25号に、中学校給食、小学校給食費とアンバランスだが均衡は考えなかったのかとの質問に、市側より、小学校への1食300円の補助は、令和8年4月から全国一律に国が進める学校給食無償化に向けた給食費負担軽減交付金を活用しますが、中学校は、国の直接的な無償化対象外であるため、市として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1食30円の補助を行うことで給食費の値上げに伴う保護者の経済的負担を軽減することに努めたものですとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、議案第22号から議案第24号まで、以上3件は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

議案第25号では、小学校、中学校といずれも国からの補助があるものの、アンバランスであり、中学校に市の補助を入れ均衡を保つべきとの反対討論がありましたが、採決の結果、議案第25号は賛成多数で原案を了承したことを御報告し予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

暫時休憩します。再開は午後3時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時04分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより討論に入りますが、討論につきましては、事前に通告のあった議案と通告のない議案がございますので、議事の円滑な運営を図るため、討論通告のある議案については、1議案ごとに討論及び採決を行い、討論通告のない議案につきましては、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、そのように進めてまいります。

それでは、議案第7号について討論に入ります。

事前に通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

議案第7号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

現在の議員報酬は決して低い水準ではありません。本市の議会議員報酬は月額39万8,000円です。さらに年2回期末手当が支給され、昨年12月の期末手当支給額は100万円を超えました。年間報酬にすれば680万円以上となります。

近隣の状況を見れば、人口規模が大きい6万1,000人の長久手市で36万9,000円、高浜市で37万1,000円、新城市で37万2,000円、さらに岐阜県海津市では29万4,000円、選挙公営費の支給すらありません。選挙費用は全て自己負担であります。お隣の木曾岬町議会にいたっては、月額21万円、期末手当は1回30万2,000円ほどであり、ボーナスを3回いただいても本市の1回分にも満たないのが現実です。同じように木曾岬でも4回の定例会を行い、同じような活動をしてみえると思います。

最近、議員の成り手がないという新聞記事が載りますが、現在行われておる東海市の市議会議員選挙は、22の定員に対し33人が立候補されております。議員の成り手がないわけでもなさそうでございます。

今回の改定の最大の根拠は、人事院勧告により一般職の給料が上がったからというのですが、しかし、一般職員の給与改正は生活給の保障です。対して、市民から負託を受けた我々議員の報酬はいかなる成果を出したかという成果報酬であるべきです。結果を出そうが出すまいが自動的に一般職にスライドして報酬が上がる現在の方式は重大なモラルハザードを引き起こしており、これ以上値上げに賛成する理由は一切ありません。

本議案に賛成を予定されている議員の皆様におかれましては、いま一度、厳しい市民感覚と本市の現状を鑑み、賢明なる判断をいただきますよう強くお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、鈴木りつか議員。

○3番（鈴木りつか君） 3番 鈴木りつかです。

議案第7号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてにつきまして、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、地方自治法の趣旨に基づき設置された弥富市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議会議員の報酬の在り方について見直しを行うものであります。

審議会においては、本市の財政状況や社会経済情勢、近隣自治体との均衡などを総合的に考慮し、慎重な審議が行われた結果、議会議員の報酬について1.4%の改定が適当であるとの結論がされたものであります。

また、本市議会議員の報酬については、前回の見直しから約9年が経過しており、物価動向の変化なども踏まえ、制度として一定の見直しを検討していく必要があるものと考えます。

議会は、市民の多様な意思を市政に反映するとともに、行政を監視し、政策決定に責任を負う役割を担っております。二元代表制に一翼を担う議会として、その職責を果たしていくための制度の在り方については客観的な審議結果を踏まえ、冷静に判断することが必要であると考えます。

以上のことから、本議案に賛成し、討論を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 板倉克典議員。

○6番（板倉克典君） 6番 板倉克典です。

討論いたします。

議案第7号……。

○議長（堀岡敏喜君） 賛成か反対か言ってください。

○6番（板倉克典君） 議案第7号に関して、賛成の立場で討論いたします。

弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

この一部改正は、様々な責任を負っているその職責に対して定めるものであります。前回の弥富市特別職報酬等審議会の開催から9年たち審議会が開催されたことを尊重し、賛成したいと考えます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（堀岡敏喜君） 横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、議案第7号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、弥富市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議長、副議長及び議員の報酬月額を改定するものであります。

審議会は、先ほども前の方が言われたように、学識経験者や市民代表が近隣自治体の状況や社会情勢を踏まえ、慎重かつ客観的に議論を重ねた結果であり、その判断は重く受け止めるべきであります。

一方で、本市では官製談合という重大な不祥事が発生し、市政に対する市民の信頼は大きく揺らいでいます。だからこそ、今、議会にはこれまで以上に厳格な監視機能と行政の透明性を高める役割が強く求められております。報酬の引上げは決して当然のものではなく、市

民の厳しい視線と負託を背負う覚悟の表れでなければなりません。私たちは、不祥事の再発防止に全力で取り組むとともに、予算や事業のチェックを徹底し、公正で開かれた市政の実現に向けてまいります。

その責任を果たす決意をもって、私はこの本議案に賛成いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第7号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論に入ります。

事前に通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 議案第8号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

現在、我が弥富市は複合的な課題に直面しており、行政トップには高度な経営手腕が、我々議会には厳格な監視機能が求められています。しかし、今回の給与引上げ議案は、旧態依然とした官僚主義的ロジックと他都市との横並び意識に終始したお手盛りの産物と言わざるを得ません。

以下、反対の理由を明確に申し上げます。

市長をはじめとする特別職の経営責任と現在のガバナンス不全についてです。

行政経営における最大の成果指標は、財政規律の遵守と健全化です。しかし、現在の弥富市政は、無駄な事業を重ねて基金を減らし、いたずらに負債、つまり借金を積み上げているのが実態です。民間企業であれば、経営悪化を招いた役員は報酬カットが当然です。微増改定など到底受け入れられず、半額に減額してもまだ多過ぎるというのが厳しい市民感覚です。加えて、本市では市政を揺るがす深刻な事態が立て続けに発生しています。

1つ目は、子育て世帯臨時特別支援事業補助金をめぐるずさんなミスにより、730万円もの国費を返還する事態を招いたこと、市長自ら詳細を承知していなかったと発言するなど指揮監督の怠慢は致命的です。公共工事の入札において、現職の建設部長が官製談合防止法違反の疑いで逮捕されるという前代未聞の不祥事。長年、指名競争入札に固執し、基本的な改革を放置してきたトップの罪は極めて重いと言わざるを得ません。監査委員から指摘され、

ずさんな書類管理やマンション開発における特定業者への優遇、不当に安い市有地売却の疑念など不透明な行政運営の数々です。これらは、市民の財産を大きく毀損する背任行為に等しく、この責任は計り知れません。

執行部は、有識者による報酬審議会の客観的な答申を尊重したと弁明するでしょう。しかし、その審議会において、物価高や他都市のデータだけでなく、先ほどの国費返還や官製談合事件による数億円規模の損失推測、市債残高の悪化というマイナス評価の客観的データは、果たしてフルオープンで提示されたのでしょうか。これら重大なガバナンス不全を伏せたり矮小化したりした上で、物価が上がったからと審議されたのであれば、それは情報操作であり、審議会の形骸化です。

また、不祥事の責任は別途一時的な減給処分等に対応するからベース報酬改定とは切り離すべきという理屈も通じません。国費の返還、そして建設現職部長の逮捕、これらを放置してきた不作為の罪は、一時的な給料のカット、アピールで済む話ではありません。裏でベースとなる基本給をしっかりと引き上げるというのは、市民の目を欺く姑息な帳尻合わせです。自らのガバナンス崩壊によるマイナスをベース報酬の査定に厳格に反映させることこそが経営者としての真の責任の取り方です。

今、弥富市がやるべきは、借金の増大や不祥事による損害額などの客観的データを市民にフルオープンにした上で、報酬等審議会でゼロベースで再審議をやり直すことです。責任と成果が直接連動する真の成果主義の導入こそが質の高い地方自治を取り戻す唯一の道です。報酬審議会の答申といえど、これ以上値上げする理由は見当たりません。

以上、反対討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、鈴木りつか議員。

○3番（鈴木りつか君） 3番 鈴木りつかです。

議案第8号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてにつきまして、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、市長個人の判断によって提案されたものではなく、第7号議案と同様ですが、地方自治法の趣旨に基づき設置された弥富市特別職報酬等審議会の答申を受けて上程されたものであります。

審議会では、本市の財政状況や社会情勢、近隣自治体との均衡などを踏まえ、第三者の立場から慎重な審議が行われ、その結果として、市長、副市長及び教育長の給与について1.4%の改定が適当であるとの結論が示されたものであります。

また、本市の特別職の給与についても、前回の見直しから約9年が経過していることや近年の物価動向を踏まえ、制度としての水準について検討が行われたものであります。

一方で、今回の公共工事をめぐる事案により、市民の皆様には不信と不安を与えたことは重

く受け止めなければなりません。議会としても、公共工事入札問題調査特別委員会を設置し、事実関係の確認と再発防止策について調査に着手したところであります。しかしながら、本議案は、特定の個人に関するものではなく、今後の弥富市政を担う市長、副市長、教育長といった特別職の職責に対する待遇を制度としてどのように定めるかという問題であります。制度としての判断と個別の案件における責任の議論は、それぞれ別の観点から整理されるべきものであり、審議会の答申を踏まえ、冷静かつ客観的に判断すべき議案であると考えます。

以上のことから、本議案に賛成し、討論を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、議案第8号について賛成の立場から討論いたします。

本案は、弥富市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、副市長及び教育長の給料月額を改定するものであります。

審議会は、社会情勢や物価動向、近隣自治体との均衡を踏まえ、専門的かつ客観的に判断されたものであります。その答申は尊重されるべきであります。

一方で、昨年の残土問題に関し、市の処理の違法性を認める判決が名古屋高等裁判所にて言い渡されたことがあります。そういう事件もあります。

また、先日の官製談合事件という重大な不祥事が発生し、市政への信頼は大きく揺らいでいることも事実であります。これらの問題は極めて重く受け止め、再発防止と信頼回復に向けて取り組むべき重要な課題であります。市長、副市長には別途速やかに責任を取るべきものであります。しかしながら、特別職の給料改定は、本来制度に基づき別次元で判断されるべきものであります。

その一方で、市民の皆様の厳しい視線を真摯に受け止めることも不可欠であります。今回の改定は、単なる引上げではなく、その職責の重さを改めて自覚するという契機とすべきではないでしょうか。

執行部におかれましては、失われた信頼の回復とコンプライアンスの徹底に全力を尽くし、市民の負託に応える市政運営を強く求め、私の賛成討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第8号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号から議案第13号まで、以上5件について討論の通告はありませんが、特に発言の申出はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第9号から議案第13号まで以上5件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第13号まで、以上5件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論に入ります。

事前に通告がございますので、発言を許可します。

佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番 佐藤仁志。

議案第14号調停の申立ての件に関して、反対の立場から討論を行います。

裁判所の調停制度を解決手段として利用すること自体は否定しません。しかし、現在の市の法的見解と調査レベルのまま調停に臨めば、弥富市すなわち市民の貴重な財産に重大な不利益をもたらすことが火を見るより明らかであるため、断固として反対します。

以下、具体的な理由を3点述べます。

1番、法的見解の誤りと借地権に関する不勉強です。

所管委員会における執行部の答弁で、登記簿に借地権が登記されていないため、買取時に借地権相当額を控除できない旨の発言がありましたが、これは民法及び借地借家法の基本を著しく欠いた暴論です。登記はあくまで第三者への対抗要件にすぎません。市が現に長年、今回でいえば49年だそうですが、借地料を支払い占有している以上、契約当事者間において借地権の財産的価値は存在します。自らの権利を自ら放棄し、市に不利益を招くような根拠のない見解は直ちに撤回すべきです。

2点目、法外な借地料の料率と二重の利益供与についてです。

第2に、これまでの借地料の払い過ぎが全く考慮されていません。本市は、平成27年、実はこれよりも前からそうですが、ずうっとかなりの長期間にわたり固定資産税評価額の6.5%。6.5%地主はもらっても固定資産税で1.4%は払っていただけますので、それでも実

質利回り5.1%、これはコンビニなどの商業施設並みの地代を支払い続けてきました。

改めて調べてみると近隣では名古屋市は3%、愛西市は4.5%と比較しても非常に高い値段です。6.5じゃなくて1.4を引いて5%とみなしても40年払えば、もう既に49年借りているんですけどね、土地代の200%、2倍に相当する額を既に支払っている計算であります。これほどの高額な地代を長年支払ってきた事実は、実質的に土地価値の先行払いと同じ意味があります。この実績を反映させずに満額での買取りやさらなるこの6.5%以上の地代を維持する調停は市民に対する背信行為であり、二重の利益供与になってしまいます。

最後に3点目、歴史への経緯と行政の責任についてです。

もちろん明治の時代に弥生小学校、十四山東部もそうかな、村を挙げての学校づくり以来、土地を提供してくださった地権者の皆様には深く感謝を申し上げます。しかし、だからこそ行政は現在の厳しい財政状況を鑑み、市民の血税を守るための徹底的な理論武装を行う責任があります。

しかし、質疑においても、市側からは、今のような調停の場で主張すべきことを主張する力強い回答が得られませんでした。このような弱腰かつ不勉強な状態で調停のテーブルに着くことは、自ら敗北を招きに行くようなものです。市としての法的な理論武装をやり直し、過去の支払いを厳密に加味し、評価について考え直すこと、これこそが先決です。今の時点で安易に調停について行うことは到底賛成できません。

以上、執行部の反省を促し、私の反対討論といたします。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

私は、議案第14号調停の申立てについて、賛成の立場から討論を行います。

この議案は、弥生小学校の土地をめぐる地権者との話合いがまとまらないため、第三者である調停を通じて解決を目指すものであります。

学校の土地は、子供たちが安心して学ぶために欠かせない大切な基盤であり、市には将来にわたり安定して確保する責任があります。これは、市は適切な価格を示し、購入も含めて協議を重ねてきましたが、合意には至っておりません。第三者を交えた公正な話合いにより双方が歩み寄り、安心して学校が使い続けられる解決を期待し、本議案に賛成いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第14号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号から議案第17号まで以上3件について、討論の通告はございませんが、特に発言の申出はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第15号から議案第17号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第17号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入ります。

事前に通告がございますので、順次発言を許可します。

まず、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第18号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

まず、今回も大幅な値上げが予定されています。特に均等割、平等割が大きく値上げとなっています。基礎課税額で均等割2,400円、平等割1,300円の値上げ、そして後期高齢者支援金の分で300円、均等、平等割で増えている。そして、併せて新設される子ども・子育て納付金の部分で平等割については800円、少なくともこうした中で4,800円は所得ゼロの子供でもかかってくる負担金となってきます。4,800円は均等割、平等割で値上げされ、そして介護保険の納付金と合わせれば、少なくとも普通の一般所得の方であれば6,900円は自然に少なくとも上がっていくという状況の中で、子供が増えれば増えるほど負担も増えるという少子化に逆行したものとなっているのに合わせて低所得者にもそうした負担がかかっていく。

確かに国民健康保険税に対しては7割軽減、5割軽減、3割軽減という部分はありますけれども、そうした人たちにも平等割等かかってくるので、その7割、5割、3割が負担されるというふうになっていきます。

また、今回、子ども・子育て支援のために納付金課税が新たに創設され、均等割額は18歳以下は免除されるとはいえ、そもそも子ども・子育て支援金のための予算をこうした社会保

険料の納付金から拠出するという制度自体がおかしいというふうに感じています。本来そうした制度であるならば、国からの公費で行うべきと考えます。

こういう中で、やはり国民健康保険税の負担は、皆さん被保険者の負担の限界となっています。そういう中では、やはりこうした制度そのものを大きく抜本的に見直していく必要があると考え、今議案に関しては賛成することができません。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、佐藤仁志議員。

○11番（佐藤仁志君） 11番。

議案第18号弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対して、賛成の立場から討論を行います。

しかしながら、これは手放しの賛成ではなく、苦渋の決断としての賛成であることをあらかじめ強く申させていただきます。

先ほどの那須委員の反対討論にもありましたように、2点申し上げますが、1点目、国民健康保険制度における子育て負担のある種の矛盾のようなものだと思います。先ほど那須議員からも指摘があったとおり、いわゆる社会保険料の場合は、子供が何人いても金額が変わらない。しかし、国民健康保険の場合には均等割、平等割という仕組みが存在します。これによって、世帯に子供が増えるほど保険税の負担が増額されるという、子育て世帯にとって非常に苛酷な構造となっています。少子高齢化社会を本気で改善しようとするならば、子供は国家が育てるという視点が不可欠です。

本市においても、先進的に子ども医療費のいわゆる自己負担分の軽減、現在は18歳未満ですね、努力を続けておりますが、そもそも子供に係る医療費や保険料については、そういう細かい制度設計ではなく、全額を国費で賄うべき時期に来ているのではないのでしょうか。

教育費の無償化が議論されています。だったら、国民健康保険についても、要は国民全体で子供を育てるという仕組みでなければ、お母さん、お父さんは大変ですよ。そういう仕組みへの抜本的転換を国に対して強く求めていくべきです。

2点目、本条例の評価と苦渋の賛成の理由を改めて整理します。

今回の条例改正において、市当局が先ほどもいろんな工夫をして一定の配慮を行い、適正な負担を模索している点は評価します。しかし、それはあくまで現行制度の枠内での次善の策に過ぎません。弥富市は本当に子育てに寄り添ってきた歴史がありますので、様々な制度運用において、工夫を今後もしていただきたいということを期待しまして、やむを得ない選択として賛成するものであります。

重ね重ね、我々議会の役割は、単に予算や条例を承認することではなく、その中身が本当に市民、そして次代を担う、特に子供たちのためになるかどうかを厳しく監視することにあります。理由を示さずに漫然と賛成するのではなく、以上のような制度的矛盾の問題提起と今

後の市政運営におけるさらなる選択と集中を強く要望して私の賛成討論とします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第18号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号から議案第24号まで、以上6件について討論の通告はございませんが、特に発言の申出はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第19号から議案第24号まで、以上6件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第24号まで、以上6件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入ります。

事前に通告がございますので、順次発言を許可します。

まず、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

議案第25号弥富市一般会計補正予算（第1号）に対して、反対の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算は、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金によって水道料金の引下げ、基本料金の免除及び中学校給食の引下げとなっています。問題にしたいのは、中学校給食費の引下げについて、引き下げる分に対しては問題ないとは思いますが、ただし、この中学校の給食費の引下げの幅に関して異議があります。

今、国から小学校のほうでは、給食費無償化と称して大幅な公費負担が出されています。今回の改定によって、新年度から小学校は1食当たり60円という負担になります、弥富市でも。しかし、中学校の1食当たりの負担は、今回この国の交付金を使っても1年間、令和8年度のみ370円という負担となっています。小学校60円に対して中学校370円、大きな乖離が

あります。多くの他市町では、こうした小学校と中学校、小学校に対しては無償化の自治体が増えています。

また、同時にこの機会を捉えて中学校の給食費も無償化をしている自治体も増えています。あるいは、大幅な負担減ということで半額にしている自治体も目立っています。そうした中で、弥富市は、この国の交付金の分しか給食費に投入せずに、少ない額での負担減となっており、1食当たりの負担額は前年度と変わらず370円のままという状況です。せっかく負担を引き下げるのであれば、もっと負担を大きく減らすべきと考え、この補正予算に対してもっとやっていただきたいという意味を込めて反対とさせていただきます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、伊藤千春議員。

○1番（伊藤千春君） 1番 伊藤千春でございます。

議案第25号令和8年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の立場から討論を申し上げます。

まず、本議案の位置づけについてでございますが、本補正予算は、現在もなお続いております物価高騰の影響を踏まえ、市民生活への影響を可能な限り抑制しつつ、併せて年度内における安定的な行政運営を確保するために編成されたものであると理解しております。

昨今の物価上昇は、日常生活のあらゆる場面において市民の皆様に影響を及ぼしており、特に子育て世帯におかれましては、その負担感は決して小さくないものと拝察いたします。こうした状況の中で行政が果たすべき役割は、特定の負担が一方に偏ることのないよう、適切な調整を図りながら、市民生活全体を下支えしていくことにあるものと考えております。

その観点から、給食費に関する対応について申し上げます。

食材価格の上昇が継続する中にありましても、学校給食の質を維持することは、子供たちの健全な成長を支える上で極めて重要な要素でございます。同時に、その費用負担が保護者の皆様に過度に及ぶことのないよう配慮することもまた重要であると認識しております。

本議案におきましては、これら双方の要請を踏まえ、給食の質を確保しつつ、保護者負担の急激な増加を抑制する内容となっており、現実的かつ適正な対応であるものと受け止めております。

また、本補正予算に計上されております各経費につきましても、それぞれが事業の継続や制度対応に必要不可欠なものであり、いずれも市民生活に密接に関わる内容でございます。これらを円滑に執行していくためには、適時適切な予算措置が求められるところであり、本議案はその要請に応えるものであると考えております。

本来、補正予算とは、社会経済情勢の変化に対し、機動的かつ柔軟に対応するためのものがございます。その趣旨に照らしましても、本議案は適切な時期において必要な措置を講じるものであり、その内容は妥当であると判断いたします。

以上の諸点を総合的に勘案いたしまして本議案は、市民生活の安定を図りつつ、行政運営を着実に進めるために必要なものであると認められますことから賛成するものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

江崎貴大議員より発議第2号が提出をされました。

お諮りをいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第28 発議第2号 弥富市議会委員会条例の一部改正について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第28、発議第2号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者である江崎貴大議員に提案理由の説明を求めます。

江崎貴大議員。

○12番（江崎貴大君） 発議第2号弥富市議会委員会条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

この議案を提出するのは、行政組織の変更に伴い改める必要があるからであります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第2号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程を追加して、海部南部消防組合議会議員の選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部南部消防組合議会議員の選挙についてを行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29 海部南部消防組合議会議員の選挙について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第29、海部南部消防組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

海部南部消防組合議会議員に、高橋八重典議員、加藤明由議員、小久保照枝議員、横井克典議員、伊藤千春議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部南部消防組合議会議員に当選をされました。ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

お諮りいたします。

日程を追加して、海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを行うことに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第30 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第30、海部地区環境事務組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は本席より指名をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本席を指名いたします。

海部地区環境事務組合議会議員に、平野広行議員、板倉克典議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をした諸君が海部地区環境事務組合議会議員に当選をされました。

ただいま当選をされました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

お諮りいたします。

日程を追加して、海部地区水防事務組合議会議員の選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部地区水防事務組合議会議員の選挙についてを行うことに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第31、海部地区水防事務組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

海部地区水防事務組合同約第6条ただし書の規定により、組合議会議員については、市長から佐藤直哉さんの推薦がございました。

お諮りいたします。

海部地区水防事務組合同約第6条ただし書の規定による組合議会議員については、市長の推薦のとおり、佐藤直哉さんの海部地区水防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、佐藤直哉さんが海部地区水防事務組合同約第6条ただし書規定による組合議会議

員に当選をされました。

ただいま海部地区水防事務組合議会議員に当選されました佐藤直哉さんには、会議規則第32条第2項の規定により、文書をもって当選の告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第32、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長並びに公共工事入札問題調査特別委員長より、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員長並びに公共工事入札問題調査特別委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長並びに公共工事入札問題調査特別委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって令和8年第1回弥富市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時02分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 柴 田 英 里

同 議員 鈴 木 りつか